

令和7年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業

いじめ防止・不登校対策をはじめとする
教育福祉連携の好事例等に関する調査研究
報告書

令和8(2026)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目 次

第1章 調査研究の実施概要	1
1. 事業実施目的	1
2. 調査研究の全体像	2
3. 成果の公表方法	2
第2章 有識者プレヒアリング調査	3
1. 実施概要	3
2. 文教大学 会沢 信彦 教授	4
3. 上智大学 酒井 朗 教授	6
4. 日本大学 藤平 敦 教授	9
5. 立命館大学 野田 正人 名誉教授	13
第3章 アンケート調査（児童福祉担当部局）	16
1. 実施概要	16
2. 調査結果	17
第4章 アンケート調査（教育委員会）	64
1. 実施概要	64
2. 調査結果	65
第5章 自治体ヒアリング調査	96
1. 実施概要	96
2. 事例紹介	97
第6章 調査結果分析	159
1. 児童福祉担当部局調査結果分析	159
2. 教育委員会調査結果分析	163
第7章 考察	165
1. 教育福祉連携の必要性	165
2. 教育福祉連携とは、連携がうまくいっているとはどういう状況か	166
3. 教育福祉連携による効果的な支援に向けて	168
第8章 参考資料	170
1. 児童福祉担当部局アンケート調査項目	170
2. 教育委員会アンケート調査項目	175

第1章 調査研究の実施概要

1. 事業実施目的

(1)背景

①教育と福祉の連携の必要性

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（文部科学省）」によると、令和6年度のいじめの認知件数、いじめの重大事態の発生件数、不登校児童生徒数は過去最多であり、いじめ防止・不登校対策は喫緊の課題となっている（※調査結果の概要によれば、認知件数増加の背景として、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解の広がり等が挙げられている）。

いじめや不登校等の背景には、こどもの特性（障害等含む）、家庭環境（貧困、不和等）等の様々な状況が複雑に関係していることがあり、学校や教職員だけで対応するのではなく、福祉の視点を含めたアセスメントを行い、必要な福祉的支援に適切につなげること等、教育・福祉等が一体となって取り組んでいくことが求められている。

こども家庭庁においても福祉部局におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組を支援しており、地方自治体においても、教育部局と福祉部局が連携し、地域一体となった支援体制を構築していくことが期待されている。

②自治体における取組の濃淡・多様さと、詳細な取組把握の不足

一方で、現状、自治体によって教育部局と福祉部局の連携状況には大きな差がある。令和6年度「不登校のこどもを受け入れている民間施設等の利用実態等の把握に関する調査研究」（以降、「令和6年度事業」とする）で実施した、全国の教育委員会・こども政策担当部局へのアンケート調査からは、「教育委員会と福祉部局の連携が十分に取れている」と回答した割合は教育委員会で44.1%、こども政策担当部局で34.6%と、50%を超えておらず、部局間でも認識の違いがあることがわかった。

アンケートの自由回答からは、「会議・協議の場への横断的参加や合同開催」や「横断的な組織体制の構築」等の工夫が講じられていることが見えた一方で、「教育委員会と福祉部局で不登校支援の目的の捉え方が異なる」「虐待や要対協ケース（明らかに福祉的支援が必要である場合）以外の情報共有の難しさ」「民間施設等の活用に対する考え方の違い」等、連携における課題も多く挙げられている。

このように過年度のアンケート調査より断片的に情報が集まってきているものの、実態についてよく理解し、今後の方策等を検討するに当たっては、より詳細な現状把握を進めることが必要だと思われる。特に、いじめ防止に関する取組については、相対的に情報が少なく、本調査において情報収集を進めることが期待される。

(2)目的

前述の背景を踏まえ、本事業では以下の3点を目的として設定した。

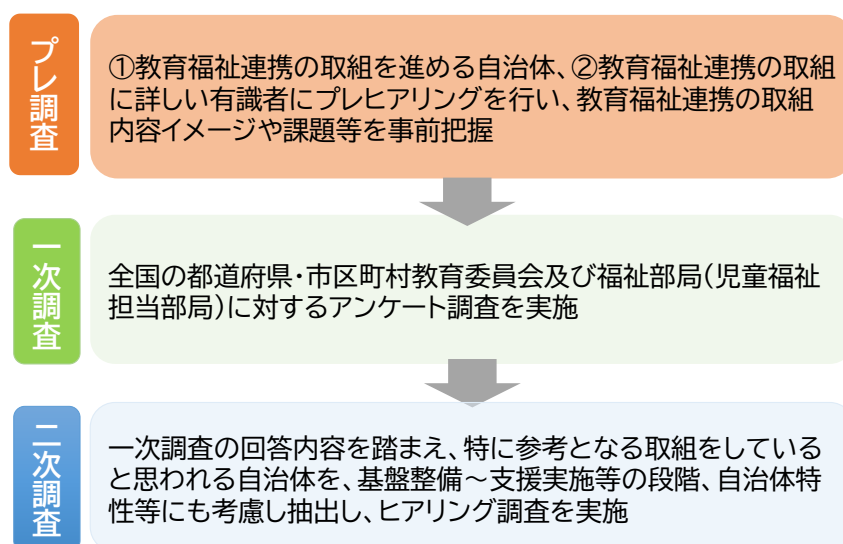
- 1) 自治体におけるいじめ防止・不登校対策等に関する教育福祉連携の現状と課題を整理する。
- 2) 自治体におけるいじめ防止・不登校対策等に関する教育福祉連携の好事例を抽出し、その具体的内容、工夫点等について詳細に把握を行う。
- 3) いじめ防止・不登校対策に関する教育福祉連携を行おうとする自治体に対する情報提供を行う。

2. 調査研究の全体像

本事業の全体像は図表 1-1 のとおりである。

詳細は、各調査実施概要を参照していただきたい。

図表 1-1 事業の全体像



※なお、本報告書に記載している略称は以下を指す。

略称	正式名称
SSW	スクールソーシャルワーカー
SC	スクールカウンセラー
要対協	要保護児童対策地域協議会

3. 成果の公表方法

本事業の成果を取りまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

第2章 有識者プレヒアリング調査

1. 実施概要

(1)調査目的

教育福祉連携の取組イメージや課題等に関する理解を深め、効果的な一次調査・二次調査につなげることを目的として、教育福祉連携のテーマに詳しい有識者に対しプレヒアリング調査を実施した。

(2)調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 2-1 調査概要

	実施日	ヒアリング対象	実施方法
1	令和7年9月3日（水）	文教大学教育学部 会沢 信彦 教授	オンライン
2	令和7年9月10日（水）	上智大学総合人間科学部 酒井 朗 教授	オンライン
3	令和7年9月11日（木）	日本大学文理学部 藤平 敦 教授	オンライン
4	令和7年9月24日（水）	立命館大学 野田 正人 名誉教授	オンライン

2. 文教大学 会沢 信彦 教授

(1)いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の現状や必要性

①教育福祉連携に関するお考え

- ・ 現状としては教育と福祉の間には壁があり、あまりつながっていないと考えている。教育と心理に注目してきたが、今後は福祉も含めて連携していくべきだと思う。
- ・ 教育と福祉の連携が進まない一つの理由として、言葉が異なるというのがあるのではないかと。例えば「プランニング」という言葉は心理や学校では使わない。

②学校現場や自治体における教育福祉連携の現状

- ・ 教育セクションと福祉セクションで一緒になったことも支援セクションとしてつくられた施設がある。さいたま市では、「あいぱれっと」という施設があり、教育相談のセクション、児童相談所が入っている。しかし、体制はできたものの、実態としての教育と福祉の連携は難しいと聞いている。宮城県にも「まなウェルみやぎ」という、教育センター、高校と福祉の機能が一体になった施設がある。

③学校現場や自治体における教育福祉連携の課題や連携する上でのボトルネック

- ・ 連携のハードルが高いというよりも、教員が福祉のことを知らないというのが実態ではないか。
- ・ 早く福祉につないでほしいといわれても、教員は、どこに、どのようにつないだらよいのかわからないのではないかなと思う。
- ・ 現場の教員に少しでも福祉を知っていただく機会を作っていくことが必要である。教育委員会として福祉について学ぶ機会を作っていくとよいと思う。

④いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の必要性

- ・ 教員は、生徒指導上の諸課題に対して自分たちでなんとかしようとする傾向があると思われる。また、教員を目指す学生は真面目な学生が多いが、真面目であるがゆえに抱え込んでしまう教員も多いだろう。だからこそ、チーム学校が叫ばれているのではないかと。
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針にしても、生徒指導提要にしても、組織で対応するように「チーム学校」と文部科学省が示している。文部科学省により様々な方針等が示されてきたことで、「組織・チームで対応する」という理念は、学校内で浸透はしてきていると感じる。

(2)いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の促進に向けて

①教育部局並びに福祉部局への調査において、確認すべきポイント

- ・ 福祉についてどう思っているか、福祉に関する研修を行っているか等を確認できるとよい。以前関わった教育委員会では福祉に関する講座はなかった。
- ・ 文部科学省の「令和の日本型学校教育」の答申（令和3年1月）では、「個別最適な学びと協働的な学び」について触れられている。その中で、いわゆるコロナ禍における学校の臨時休業措置によって再認識された学校の役割として、①学習機会と学力の保障、②全人的な発達成長の保障、③身体的精神的な健康の保障の3つが挙げられている。教員が一番関心を持つのが①の授業だが、私は③がベースになるべきだと思う。この③を担うのが教育相談であり、そのベースにあるのが心理や福祉である。この③の重要性を教員に理解していただくことが必要である。

②効果的な教育福祉連携を促進するために必要だと思う取組

- ・ いじめと不登校は切り分ける必要はない。学校の在り方を見直していくことが子ども、教員を助けることになると思う。教員になってよかったと自信と誇りを持って仕事をしていく環境を作っていく必要がある。
- ・ 教員の仕事の中心は授業であるので、心理や福祉に関して専門的に学んでいるわけではない。こどもの日々のトラブルについては教員に対応していただいた上で、対応が難しいこどもについては SC や SSW の力を借りる必要がある。

3. 上智大学 酒井 朗 教授

(1) いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の現状や必要性

① 教育福祉連携に関するお考え

- ・ 不登校の子どもへの支援においては SC とともに SSW の存在が重要だと考えている。各自治体では、SC と並行して SSW が配置されるようになってきており、SSW は学校の外に出て家庭と連絡を取り、家庭の相談や連携の仲介、子ども家庭支援センターとの連携等、積極的に活動している方が多い。不登校やいじめの背景に家庭の問題が関わることも多いため、福祉の専門スタッフが学校に関わってくれるのは非常にありがたい。
- ・ 最近は小学生の不登校が増えており、その背景には親のネグレクト等、家庭環境の問題が関わっている可能性が考えられる。こうした場合、SSW のように家庭としっかり連絡を取ってくれる人の存在が重要である。
- ・ 家庭の問題が関わる場合、学校だけで対応するのは難しいため、SSW が果たす役割は非常に重要である。ネグレクトのケースや保護者が病気のケース等では、地域でのサポートを考える上で SSW がいると助かる。また、障害のある子どもを療育センター等につなげる際にも、地域の資源に詳しい SSW がつなぎ役となることができる。地域コミュニティ全体を動かし支援を行う存在として、SSW には大きな期待をしている。
- ・ 教育的なアプローチと福祉的なアプローチは考え方や視点が異なる。学校は家庭への介入に慎重な意識がある一方で、福祉の立場ではもう少し積極的に支援に入ろうとする傾向がある。こうした違いがあるからこそ、福祉の方がいることで学校としても様々な依頼をすることができる。

② 学校現場や自治体における教育福祉連携の現状

- ・ SSW の配置が十分でない場合、教員が対応しているケースもあるが、業務が多忙なため、教員だけで全てを担うのは難しい。そのため、専門職が適切に配置されていないと、困難を抱える子どもへの十分なサポートが行き届かないのが現状である。必要な支援先につなげればその家庭がうまく機能するということはあると思う。そうした支援の体制をうまく構築する上で重要な役割を担うのが、SSW だと考えている。
- ・ SC と SSW の両方を担当している人もいる場合もあり、SC と SSW の役割の境界が曖昧になっているような場合もある。特に SSW は、社会福祉に関する資格を持つ人が少ないという背景もあり、分野は異なるが、臨床心理士が SSW を依頼されるというようなケースもあるようだ。

③ 学校現場や自治体における教育福祉連携の課題や連携する上でのボトルネック

1) SSW の配置について

- ・ SSW が数名しかおらず、人員不足により十分な対応が難しいような自治体もあり、自治体ごとの配置格差が大きな問題となっている。予算的な問題が大きく、SSW を十分に配置できている自治体もあれば、なかなか配置が進まない自治体もある。むしろ、配置が難しい自治体ほど支援が必要な場合も多いと思われる。
- ・ 東京都は各区部に SSW が配置されており、学校現場や教員の中で SSW に対する理解も一定程度あると思うが、全国的には状況が様々で、全く SSW と接点のない地域では、SSW がどのような役割を担っているのか理解されていない場合もあるのではないかな。

2)SSW は専門職としての地位が低く、待遇もよいとはいえず、良い人材が来ないという課題もある。教育部局と福祉部局の組織上の壁

- ・ 教育委員会は、行政の仕組みの中で一般行政から独立性が高く、組織上に大きな壁が存在している。そのため、一般行政の職員から見ると教育委員会は別組織という感覚が強い。以前は教育長も教員、校長の経験者が多く、福祉行政との接点がほとんどない人になることが多かった。しかし最近では、児童福祉部門の部長等、一般行政の人が教育長や教育委員会のポジションに就くケースも出てきている。こうした異動があれば、福祉部局と教育部局の連携が進む可能性があるが、現状ではまだそのような事例は少ないように思う。
- ・ 福祉部門にいた人が教育委員会に異動すると、福祉側の動きや仕組み、福祉部局にどのような依頼ができるかを理解しているとともに、予算の立て方に強い方等も多く、教育と福祉の両方の視点から首長に予算の相談をすることもできると思われる。
- ・ 教育の部局と児童福祉の部局が同じ部局になっていると連携状況は大きく異なる。

④いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の必要性

- ・ いじめは日常的なストレスが攻撃性として表れることがあり、こどもの生活の安定が非常に重要である。学童保育は児童福祉の所管だが、放課後に学童保育を利用することもが増えている一方で、多くの自治体では学童保育の整備が十分でないのが現状である。
- ・ 学童保育の重要性も理解している人が上層部にいると、学童スペースの設計や放課後のこどもの居場所の確保に目を向けることができるが、こうした視点を持つ人は少ないのが現状である。待機児童の問題も含め、これらは福祉部局の所管であり、福祉と教育がしっかり連携することが重要である。こどもの居場所の確保という点で、福祉の役割は非常に大きいと言える。

(2)いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の促進に向けて

①教育部局並びに福祉部局への調査において、確認すべきポイント

- ・ 各自治体で教育部局と児童福祉部局が一緒になっているか、もし、部局が独立していればその中でどのように情報共有をしているのかを把握できるとよい。
- ・ SSW を導入することでどのようなことができるのかを知らない自治体もあると思われるため、そうした情報や、SSW を有効に活用している自治体の取組についても、他の自治体に様々な形で情報共有していただきたい。
- ・ 教育福祉連携の取組として、自治体としての取組と、学校現場で専門職をうまく活用している学校レベルの事例と二層で好事例を紹介していただけるとよい。

②効果的な教育福祉連携を促進するために必要だと思う取組

- ・ 学校側は、SC や SSW を効果的に受け入れ、情報共有やケース会議を共に行うことが重要である。管理職としても、これらの専門職を十分に活用できる仕組みを整える必要がある。例えば、情報交換のための時間をしっかり確保し、必要な職員を集めて会議を開催する等、その有無で大きな違いができると思う。組織として専門職が動きやすい体制を整える必要がある。
- ・ 学校に福祉的な理解を持つ管理職がいて、動きが良くなるだろう。福祉的な問題が背景にあることを予測して対応する学校と、単に登校させて生徒指導で解決しようとする学校とでは、対応

の仕方に大きな違いがある。

- ・ 福祉部局が所管するこどもの居場所となる施設に不登校のこどもを積極的に受け入れてもらえる
と非常に助かる。実際にその施設を居場所として利用しているこどももいるが、まだ十分に活用
されているとは言えない。校内教育支援センターの取組がかなり拡充してきてはいるが、例えば、
学童保育は基本的に放課後のみだが、支援員が早く来て不登校のこどもを受け入れる等、学童の
活用の幅を広げるのも一案である。ただし、学童保育支援員の待遇改善をしなければ、こうした
活用は難しい。
- ・ 地域でこどもが行ける居場所の情報については、積極的に情報収集しないと得られない情報が多
く、教育委員会に感度の高い職員がいると様々な情報が集まりやすくなるが、そうした人が教育
委員会にいない場合は情報が集まりにくいのが現状である。教育委員会の職員が福祉部局に積極
的に働きかけて情報を取りに行かない限り、情報の共有は難しい。部局が統合されている場合は
状況が異なるが、一般的な教育委員会では部局間に壁があり、情報が共有されにくい状況がある
ものと思われる。
- ・ 部局を超えての情報共有は個人情報の保護が絡むものもあり難しいが、いじめや不登校の背景に
は生活のストレスや人間関係の問題があるため、生活支援を担う福祉部局との情報共有は行って
いくことが求められる。
- ・ 福祉部局はこどもの生活、いわゆるウェルビーイングをいかに高めていくかを考える部署なので、
そうした視点から、居場所づくりや、より広くこどもの生活を支える取組を向上してもらいたい。
- ・ 不登校になることでこどもが受ける不利益は多くある。学校に通っていないこどもやフリースク
ールに通うこどもは健康診断を受けていない場合が多く、他の場所で健康診断を受けられる体制
が必要であるというのは最たるものだろう。これはこども個人の問題にとどまらず、自治体や地
域社会全体の課題でもある。

4. 日本大学 藤平 敦 教授

(1) いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の現状や必要性

① 教育福祉連携に関するお考え

- ・ 教育福祉連携の必要性については昔から指摘されてきたが、自治体担当者や教職員の間には経済的に恵まれていない家庭への支援というイメージが強く残っているように思う。もちろんそれもあるが状況は変化しており、家庭環境が恵まれていても不登校になる例もある。不登校対策として何をすればよいかかわからない、というのが現状ではないか。学校だけの問題でなく福祉との連携を当然とする意識は定着し、毎年のように様々な調査が行われてきたが、視点があまり変わっていないため発展がないと感じている。この現状を変えていくためにも、今回の調査は意義深いことである。
- ・ 自治体の不登校のこどもへの支援に携わっているある精神科医によると、不登校の最近の要因の一つは糖質の取り過ぎだという。栄養面からのアプローチは今までなかったものであり、新たな視点である。家庭への支援だけでなく、食事面、健康面からのアプローチも必要ではないか。
- ・ 自治体で予防や未然防止を重要視した研修が増えてきた実感はあるが、内容として、こどもをよく見ること、勉強面や人間関係に着目したものがほとんどで視点が変わらない。食事や睡眠、生活リズムにも目を向けてみた方がよい。
- ・ 教員は福祉や心理学のプロではない。チーム学校と言われるように、専門家との連携が必要である。教員は、まずは新たな不登校を出さないよう、日頃の学びの充実、教育活動といった本職に力を入れるべきである。
- ・ 教育福祉連携のイメージが、家庭と支援をつなげるための情報を提供するところまでになっているようにも感じる。もっと深く、または違った面から捉えることが重要ではないか。

② 学校現場や自治体における教育福祉連携の現状及び必要性

1) 教育福祉連携において必要なこと

- ・ いじめでも不登校でも、兆候が見えてから対応するのでは遅い。不登校の未然防止に効果があると思われる日頃の取組を可視化し、継続して行っていくことが必要だろう。
- ・ 不登校は段階別の支援が必要である。たまに学校に通える、家から出られる、塾には行けるといいうレベルから、家から全く出られないひきこもり状態のレベルまで、同じ人が対応できない。段階によって対応できる人は変わるはずである。
- ・ まずは、不登校にならないよう楽しい教育活動を行うこと、そして、こどもの欠席が増えてきたら家庭と連絡を取ることが学校の役割である。教室に入れないが学校には来られるということのためには、校内教育支援センターの活用が有効である。校内教育支援センターにも来られない場合は自治体の教育支援センターやサポートセンターといった学校外の施設も利用できる。さらには、学びの多様化学校という選択肢もある。このように、段階的に、また目的別に整理して不登校対策の全体像を示すべきである。そして、こどもや保護者をこうした資源に適切につなげるコーディネーターが必要である。
- ・ 全体像の見えるコーディネーターを育成できたら理想的だが難しい面もあるため、自治体組織の中にこのようなコーディネートできる人がいるかどうかにも重要である。

2)金沢市の事例

- ・ 好事例として、石川県金沢市の取組がある。金沢市は不登校対策において行政と学校がうまく連携していて、市長もマニフェストでその点を打ち出している。コーディネーター役は、元は県内の特別支援学校の教員で、教員として働きながら特別支援に関する博士課程を修了した専門家である。この方は教員を辞め、金沢市職員となり、コーディネーター役として学校教育センターの所長¹を務めている。金沢市は校内教育支援センター、教育支援センター等を運営しているほか、学びの多様化学校の設立も検討中であり、フリースクールとも連携する等、複数の方法による段階的な支援を実施している。このような立場の人がいると予算もつきやすく、来年度からはメタバーズの居場所もできるようである。この例は極端かもしれないが、ヒントにはなる。予算がない自治体であっても、特定の段階の支援から取り組み始めること等できるだろう。
- ・ 時々登校できるようなケースでは、校内教育支援センターでスクールカウンセラーや養護教諭がこどもの対応を行い、保護者ともつながっている。この時点での対応が未然防止に重要で、ここが手厚くないと学校に来なくなる。
- ・ 既に不登校になっているケースでは、1家庭につき2人の学校教育センター所属の市職員がつき、こどもと保護者それぞれにマンツーマンで相談活動をする手厚い対応をしている。学校教育センターは教育委員会ではなく市の直轄管理となっており、異動がない。臨床心理士等の専門職を集め、校長を退職した方も活躍している。支援の段階に合わせて、臨床心理士が対応した方が良い場合や退職校長が対応した方が良い場合等あるので、適材適所を意識して活動している。
- ・ 金沢市では初任者研修等で各種センターへ見学に行くため、自然と学校と施設がつながるし教員の意識も変わる。

③学校現場や自治体における教育福祉連携の課題や連携する上でのボトルネック

1)自治体や学校における教育福祉連携の考え方や体制について

- ・ 福祉部局と教育委員会は組織が違うため、市区町村だと、教育福祉連携への取組状況は市長の意向の影響が大きい。市長が教育福祉連携を掲げている自治体はしっかり予算がつく。
- ・ 不登校のこどもについて、重要なのは学びが継続できているかどうかである。まずは、今ある学び場を活用できていない現状を改善していくことが、不登校を減らすことにつながるのではないかな。
- ・ 新たな不登校を出さない、行き渋りのこどもを不登校まで進ませないということができれば、不登校の数を減らせるはずである。
- ・ 未然防止への福祉側の関わりについては、コーディネーターがいれば段階的に役割を振れるが、そうでないと全体が見えていないからピンポイントの関わりになりがちである。また、段階によって支援にあたる人を変えられることが理想だが、多数の不登校児童生徒に対してSSWの数が限られている上に勤務日数も少ないため、現実的には難しい。ケース会議のやり方の工夫等でうまくできないだろうかと思っている。
- ・ SSWの雇用について、会計年度任用職員（非常勤）として1年更新であることがほとんどである。SSWの充足率が予算で左右されてしまうこともあり、例えば福岡県はSSWの時給が高いので佐賀県等の近隣県の優秀なSSWが福岡へ行ってしまおうという話も聞く。

¹ 正確には、学校教育センター所長（兼）教育プラザ総括施設長（兼）学特別支援教育サポートセンター所長

2)保護者への情報提供や支援について

- ・ こどもとともに保護者も引きこもっている場合がある。自治体が不登校に関する情報をまとめたわかりやすい資料を作成し、各施設の情報を見られる QR コードを付ける等工夫をしても、それにすらアクセスできていないことがある。一方で、自分から情報収集する保護者もいるように、保護者の状況にも段階があり、その対応も重要である。
- ・ 本人すら理由がわからない不登校のケースでは、保護者の悩みも大きい。こういうケースをどこへつなげばよいかわからないのも課題である。東京都のフリースクール調査（令和5年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査）では、こどもだけでなく自分たちも支援してほしいという保護者の声が多くあった。

(2)いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の促進に向けて

①教育部局並びに福祉部局への調査において、確認すべきポイント

1)調査全体について

- ・ 不登校の理由がはっきりしておらず本人にもわからない場合は、栄養面や生活リズムに関係している可能性がある。調査で不登校原因を追究してはどうか。その中でも、福祉領域の要因は何であるかが見えてくるとよい。
- ・ 今までと同じ視点でヒアリングしても、5年、10年前と同じ意見しか出てこない。教育委員会にも不登校の審議会があるが、そこに関わっている精神保健福祉士や精神科の医師等にもヒアリングしてみてもどうか。
- ・ 不登校児童生徒数を前年度と比較できるのであれば、減った理由にも注目するべきである。新たな不登校児童生徒の発生が減ったのか、既に不登校であった児童生徒の数が減ったのかは違う。新たな不登校が出ないかどうかまで検証している自治体はほぼないが、重要な視点である。分析が大変であっても選択肢の設定だけでなく詳細がわかる自由回答で未然防止の取組を把握できるとよい。
- ・ 効果的だった取組を具体的に回答してもらう形は、大変良いと思う。従来の視点とは異なったものが出来たらヒアリングすることにしてはどうか。自治体によっては従来のやり方に限界を感じている。
- ・ こどもの状況について継続的に情報共有し、教育・福祉それぞれの視点で何をやっているのか知ることが重要である。そうした情報共有をしている自治体があるはずなので、その取組や効果を好事例として出せるようにしてはどうか。
- ・ 以前、国立教育政策研究所で不登校の調査を行った際、不登校の基準となる欠席30日の半分である15日以上休んだ状態を準不登校群として分析を行ったところ、中学1年で不登校となったこどもの7割は、小学4年～6年で準不登校群だった（15日以上休んでいた）という結果であった。不登校の兆候はこのあたりから既に出ているということである。今も30日欠席は1つの目安だが、未然防止の観点から、10～15日休んだ段階で福祉とつなげて面談や相談をする機会があってもいいかもしれない。
- ・ 不登校対策に関わる人が、多様な視点で考えられるようになることに意義があり、そうすれば対策の発展につながる。現場の方々の話し合う材料になるようなものが出てくる調査になるとよい。

専門的な視点と、それを踏まえ学校や地域に当てはめた場合の対応と、両方提示できる報告書になるとよいのではないか。

2)調査項目について

- ・ 政令指定都市も含めた市区町村への調査であれば、全体の不登校児童生徒数以外にも不登校の新規発生数もデータがあると思うので、自治体の取組状況によるその違いを見てはどうか。
- ・ 取組状況として、例えば SSW の人数や、時給を聞く。SSW が導入された当時に全国調査を行った際、時給は 800 円から 5,700 円程度まで幅があった。人材をどれだけ集められるかには時給も影響する。また、SSW のスーパーバイザーがいるかどうかも重要な視点である。地方ではスーパーバイザーがいないことが多く、研修の在り方や誰が担当するのかといった SSW の人材育成が課題となっている。SSW の資格を取れる大学がその地域にあるかどうか関連しているかもしれない。
- ・ 福祉＝SSW という視点も固定観念と言えるので、教育と福祉の連携に SSW に限らずどんな人が関わっているか聞いてはどうか。
- ・ 教育福祉連携として、教育委員会の連携先を尋ねる設問自体は間違っていないが、連携先としていくつか挙がってきても、それらを段階的にコーディネートできているかどうかはまた別の話である。
- ・ また、それぞれの支援には段階があって、それにより目的とするところは異なる。アンケートでは、そもそも支援の目的が何で、効果の有無は何を以て判断しているか指標を聞いてはどうか。
- ・ 教育福祉連携がよい展開につながったという、教育福祉連携の意義の発信をしたいのであれば、「通常学級に戻れるようになった」、「他の教育支援センターへ行っても少しずつ学校にも通えるようになった」等、段階的の目標と、それに対しての達成状況を聞いてはどうか。

②いじめ防止において重要だと考えること

- ・ 冷やかしゃちょっかい、SNS 等で誰でもいじめの加害者になりうる。いじめ加害者が逆に被害者になり不登校となるケースもある。被害者・加害者どちらも出さない環境づくりを、学校、家庭双方がしなくてはならない。いじめ防止対策推進法にも、「保護者の責務」という文言がある。学校も家庭も、こどもの尊厳を保持して人格のあるひとりの人間として見ているか。
- ・ いじめの未然防止については、確信を持って行ったことが、こどもからすれば求めているものではない場合もあるだろう。こどもが回答したアンケートや意見等の客観的な指標を真摯に受け止める姿勢が大事である。こども、保護者、学校の感じていることのずれについて、一つ一つ見ていくべきである。

5. 立命館大学 野田 正人 名誉教授

(1) いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の現状や必要性

① 教育福祉連携に関するお考え

- ・ こどもの生活や育ちの基本的な部分は、家庭やコミュニティの中で広い意味での福祉が本来担うべきものである。教育は学校をツールとし、社会の働きかけの一部として、学力を中心に育成するものである。ただし、この分け方は誰もが持つ共通認識であるとは言えない。
- ・ 教育と福祉の棲み分けについては、教育システムをどのように認識するかによってもそれぞれの守備範囲が違ってくる。しかし、こどもがどのように育っているか、どのような環境にあるかによって、教育の成果が変わってきたり、環境が要因のトラブルがあったりすることは、当然の共通認識である。その中で福祉側の対応は、こどもの当たり前の生活の条件を整える役割、いわゆるポピュレーションアプローチと、児童福祉の中でも要保護児童のように特別な困難を抱えている場合に対する支援では、違ってくる。いずれにしても、SSW は教育の実績を上げていくために生活、環境面を調整するという役割がメインである。教育と福祉で棲み分けはあるものの、こどもにとって両方必要で、連携は必要か否かという以前に当たり前のことであると思っている。

② 学校現場や自治体における教育福祉連携の現状

1) いじめや不登校への福祉の関わり方

- ・ 福祉の側ではいじめ自体に対応する仕組みは持っていない。例えば、持ち物が揃っていない、入浴できていない様子があるといった被害側の背景にネグレクトが見られる場合は、「要保護児童」としての「ネグレクト」、「貧困」といった、福祉で受け入れられるキーワードに変換してからでないとなげられないのではないかな。
- ・ 不登校について、今の福祉関係者の多くは、長期欠席＝不登校という理解をしている可能性が高い。不登校もいじめも、媒介となる福祉的キーワードを入れて福祉側へつなぐことになる。
- ・ いじめを行った者への支援を行うという観点からも、暴力事案は要保護児童としてすばやく通告することが重要である。被害側・加害側に関わらず、福祉とつなぐためには福祉につながるキーワードを駆使して結びつけられるかどうか鍵である。
- ・ SSW は児童福祉法、児童虐待防止法、少年法等に基づいて適切に福祉へつなぐことが望ましいと考えている。SSW が仲介役となり、被害側、加害側をそれぞれどういったキーワードで福祉へつなぐのか、保護者への対応は誰が担当するのかといったことが見えるようにするだけで教育現場は安心できるのではないかな。

2) SSW の効果的な活用のために必要なこと

- ・ SSW は学校の職員であり、外部者としてではなくチーム学校の一員として動く必要がある。暴力を繰り返すこどもは要保護児童に該当し通告しなくてはならないといった、福祉的な整理の仕方を示していくことが求められる。要保護児童に該当するかどうかといった福祉的な視点からの判断を SSW が学校側と一緒にするのが大切である。
- ・ 学校が問題意識を持った時に SSW を活用できるようにするには、そもそも学校が福祉につながる条件を認識していなくてはならない。まずは SSW を配置するか、せめて定期的に巡回させることから進めるのがよいだろう。学校に対しては、福祉が何をしてくれるかについて理解してもらうの

も重要だが、福祉側の頻繁な制度改定もあって難しい面もある。まずは福祉の関係機関にはどういったものがあるかといった福祉の枠組みや福祉へのつなぎ方を伝えていくことが重要である。

- ・ 山陰の地方では、元児童相談所の所長が SSW になっていたり、社会福祉協議会の人がスーパーバイザーを担っていたりと福祉指向性は高いようであった。このあたりは、自治体によってかなり違いがある。

3) いじめの認知件数等の増加要因について

- ・ そもそも法律上のいじめの定義は非常に広いもので、近年の全体的な認知件数増加の傾向については、教員側が法律を意識するようになって、事案が報告されやすくなったことによるものだろう。
- ・ 小学校の暴力行為が大変増えており、約8万件となっている。このうち、児童間の暴力はいじめの重大事態になる可能性がある。発生件数等の数字については、いじめの指標だけではなく、不登校の指標とその分類、暴力行為の小学校での急増と中学校での令和2年以降の増加といった数字を踏まえた分析が必要である。

4) 自治体における教育福祉連携の実効性について

- ・ 寝屋川市では市長部局にいじめ対応のための「監察課」を設置している。以前調べた際、福祉の側から連携の必要性を訴えて実際に立ち上げたところはほとんどなかった。首長が政策上の課題として教育福祉連携を掲げている自治体はよくある。いじめもそうであるし、学校給食等もその例かもしれない。しかし、福祉の側から内発的に教育とのこどもの問題に対応する部署を作った自治体はあまり多くはない。そのような場合、どのような経緯でできあがったのか興味深い。

③ 学校現場や自治体における教育福祉連携の課題や連携する上でのボトルネック

- ・ 学校は、保護者やきょうだいの情報を比較的柔軟に集められる。また、福祉側もその立場特有の家族や生活等の情報を持っている。しかし、これらをそのまま情報共有すると、例えば、福祉側にのみ伝えた情報を学校が得ることができ、それを学校が保護者にフィードバックした場合に、福祉の方にしか話していないことをどうして学校が知っているのかといった苦情につながる可能性がある等、守秘義務の面で問題があるケースが出てくる。このような個人情報の扱いに対する課題認識がないまま教育と福祉をまとめてしまった自治体で、問題が発生して両者を切り分ける動きが見られるようなところもある。
- ・ 市長部局内に教育と福祉の部局をまとめた場合、教育委員会に教育部局、市長部局に福祉部局がある場合のような部局間の情報の逆流弁が作れない。例えば税務担当や生活保護担当が、学校からの情報を入手できるといった、全情報を共有することによる問題が発生する。特に、小さな自治体では関係者同士が顔見知りの場合があり、本来共有すべきでない情報が筒抜けとなって保護者から苦情が来て大きな問題となるケースも発生している。
- ・ 教育側であれば、こどもの家庭情報は要配慮個人情報にあたるものが多く、安易に共有するのは個人情報の法令違反となる可能性がある。また、福祉側でいうと、重層の支援体制整備事業の協議会は要対協と同じ会議体で行ってはいけないと定められているが、その認識が不十分で一緒に実施してしまっていた例もある。部局間の内部合意だけでは法律の壁を越えられない。平成15年

に児童虐待防止法改正に関わった際、教育部局と福祉部局の連携は重要であるが、個人情報保護法や保護条例の施行後、情報共有時に法的根拠を示さなくては情報の第三者提供となって本人の同意がないと違法となるという問題があり、ここをカバーするため要対協の規定が作られた。この仕組みが情報共有については最も安全だと考えている。

- ・ 国は平成 19 年、21 年、29 年に、教育相談体制に関する委員会を開き、私も参画し平成 29 年の委員会では委員長を務めた。その中で、SC、SSW、教育相談コーディネーターの使い方をまとめた。それを受けて国が SC と SSW を学校職員と位置付けてくれたことは大きかった。重要なのは、配置するかどうかや、つなぎの役割を担えるかということだけではなく、学校内の情報にどのようにアクセスできるかということであり、SC、SSW は学校職員と位置付けられたことで学校内の情報を共有できる立場である。また、学校が保有している情報を外部機関へ持ち出す際、保護者の同意が必要か否かということが個人情報保護法上重要であり、この点に留意することが不可欠である。

(2)いじめ防止・不登校対策等における教育福祉連携の促進に向けて

①教育部局並びに福祉部局への調査において、確認すべきポイント

- ・ 福祉の構造が自治体規模や方針で異なる。例えばこども政策担当部署とこども家庭センター所管の児童福祉部署では、認識がかなり違う場合が少なくない。どの部署に聞か、さらに、その部署に合わせてどういう言葉なら刺さるのかを考える必要がある。教育、福祉どちらも個人情報を持っている状態で、どういう概念であれば連携して門を開くことができるのか、要件の確認をするとよいのではないかな。
- ・ 個人情報の共有の仕方や工夫については、ヒアリング調査等で、事例的に把握するのがよいだろう。

②効果的な教育福祉連携を促進するために必要だと思う取組

- ・ 教育福祉連携を促進していくにあたり、国が個人情報の共有については新たに整理せずとも、要対協の仕組みがある。不登校やいじめというのは福祉側でなく特に教育側のキーワードである。これらを福祉とつなぐためにどのような方法があるかということは示す必要があると思うが、示し方が重要である。このヒントは、文部科学省の「生徒指導提要」にもまとめられている。
- ・ 調査では、SSW の活用にあたり、個別ケースに深くコミットすることだけでなく、メゾ・マクロと言われるようにコミュニティの中で学校と福祉のつなぎとしての役割を明確にし、SSW は教育福祉連携をしっかりと促進していくための要であることをぜひ強調していただきたい。

第3章 アンケート調査(児童福祉担当部局)

1. 実施概要

(1)調査目的

いじめ防止・不登校対策等における、教育部局・福祉部局の連携状況や連携に対する考え方、効果的な取組内容等を把握するとともに、教育福祉連携における課題を把握することを目的として、都道府県・市区町村の児童福祉担当部局へのアンケート調査を実施した。

(2)調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 3-1 調査概要

調査対象	都道府県及び市区町村の児童福祉担当部局
調査期間	令和7年10月31日(金)～ 令和7年12月3日(水)
調査方法	WEB アンケート ・要望のあった自治体にはメールにて Excel ファイルを配布・回収
配布・回収数	配布 : 1,788 件 回収 : 911 件 回収率 : 51.0%

(3)結果を見る際の留意事項

- ・ 回答は、それぞれの質問の回答者数を母数とした百分率(%)で示している。それぞれの質問の回答者数は、nと表記している。
- ・ %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。したがって、回答の合計が必ずしも100%にならない場合がある。
- ・ 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計は100%を超えることがある。

2. 調査結果

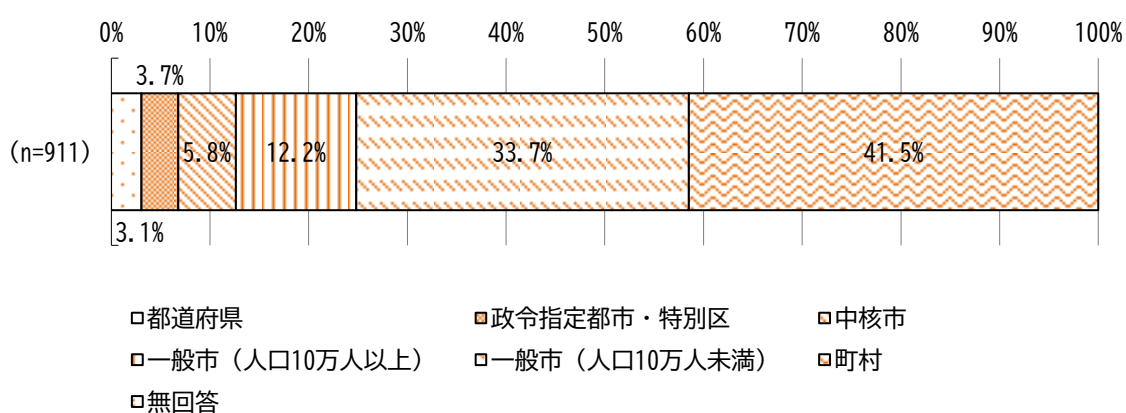
※記述回答の設問について、基本的には回答された文章のままのため「こども」等に関する表記が異なる。なお、一部意味が変わらない範囲で誤字や固有名詞等を修正している。

(1) 基本情報

① 自治体種別

「町村」の割合が最も高く 41.5%となっている。次いで、「一般市（人口 10 万人未満）（33.7%）」、「一般市（人口 10 万人以上）（12.2%）」となっている。

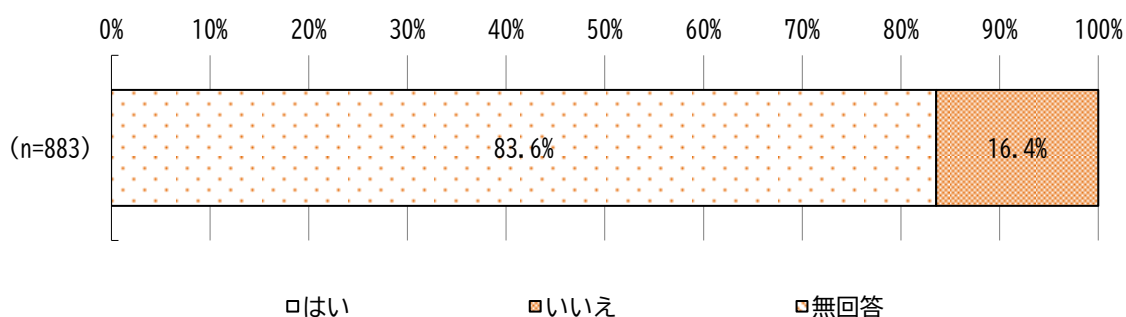
図表 3-2 自治体種別



② 要保護児童対策地域協議会の所管部署か(市区町村のみ回答)

要保護児童対策地域協議会の所管部署かについて、「はい」の割合が 83.6%、「いいえ」が 16.4%となっている。

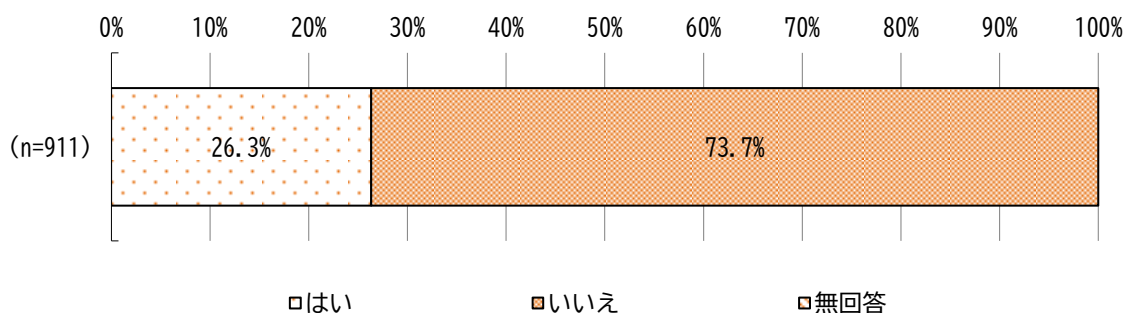
図表 3-3 要保護児童対策地域協議会の所管部署か



③首長部局におけるいじめ担当部署か

首長部局におけるいじめ担当部署かについて、「はい」の割合が 26.3%、「いいえ」が 73.7%となっている。

図表 3-4 首長部局におけるいじめ担当部署か

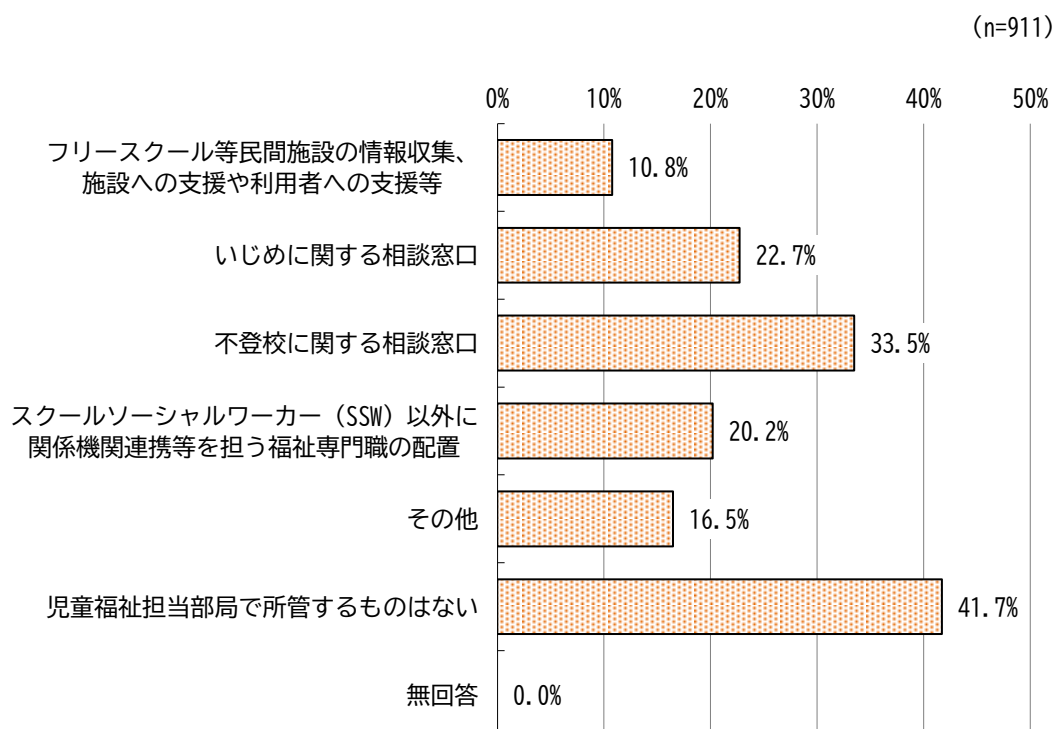


④いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、児童福祉担当部局で所管しているもの

いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、児童福祉担当部局で所管しているものについて、「児童福祉担当部局で所管するものはない」の割合が最も高く 41.7%となっている。次いで、「不登校に関する相談窓口 (33.5%)」、「いじめに関する相談窓口 (22.7%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「0歳から 18 歳のこどもとその家庭に対するすべての相談窓口」「こども家庭センターとしての家庭に関する総合相談窓口」等、いじめや不登校に特化しない総合相談窓口に関するもの、「こどもの居場所づくりに関する政策」、「不登校のこどもの居場所運営」等、居場所づくりに関するもの、その他、「教育委員会及び小中学校との連絡調整」、「子どもの権利擁護等」、「フリースクールに通う子どもの保護者等に対する利用料補助」等が挙げられている。

図表 3-5 いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、児童福祉担当部局で所管しているもの(複数回答)



自治体種別でみると、政令指定都市・特別区では、他に比べて、「いじめに関する相談窓口」、「不登校に関する相談窓口」の割合が高くなっている。

図表 3-6 (自治体種別)いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、児童福祉担当部局で所管しているもの(複数回答)
(%)

		合計 (n=)	フリースクール等民間施設の情報収集、施設への支援や利用者への支援等	いじめに関する相談窓口	不登校に関する相談窓口	スクールソーシャルワーカー(SSW)以外に係関係関連連携等を担う福祉専門職の配置	その他	児童福祉担当部局で所管するものはない	無回答
	全体	911	10.8	22.7	33.5	20.2	16.5	41.7	0.0
自治体種別	都道府県	28	17.9	28.6	25.0	3.6	28.6	35.7	0.0
	政令指定都市・特別区	34	11.8	41.2	55.9	17.6	32.4	23.5	0.0
	中核市	53	11.3	34.0	32.1	20.8	18.9	35.8	0.0
	一般市(人口10万人以上)	111	4.5	14.4	21.6	18.0	28.8	44.1	0.0
	一般市(人口10万人未満)	307	11.1	21.8	39.7	23.8	16.6	36.2	0.0
	町村	378	11.6	22.2	30.7	19.3	10.1	48.4	0.0

(2)教育と福祉が連携していじめ防止、不登校対策を行うための基盤・体制づくりについて

①いじめ防止や不登校対策に教育部局と児童福祉担当部局で連携して取り組むための体制面での工夫

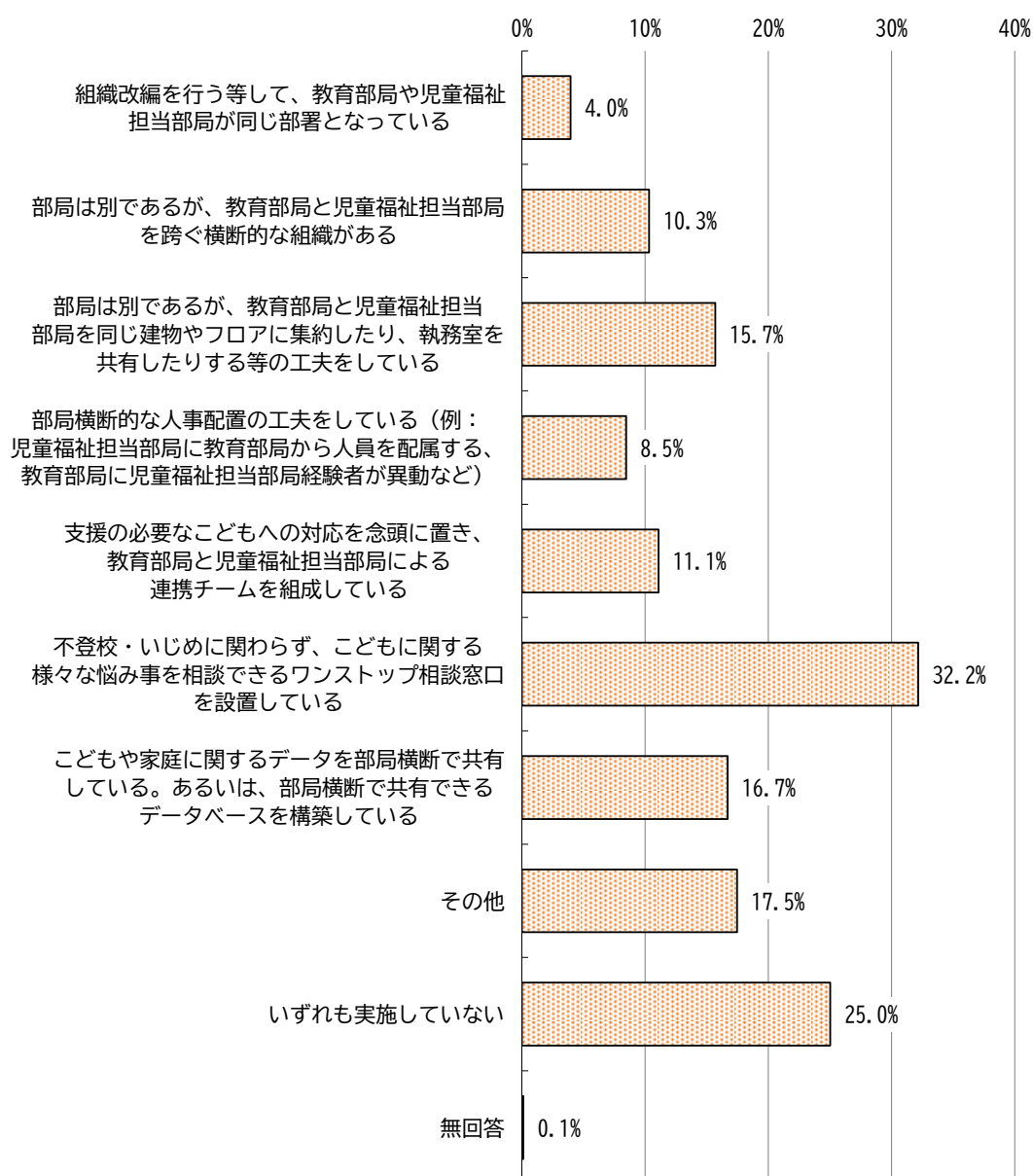
「不登校・いじめに関わらず、こどもに関する様々な悩み事を相談できるワンストップ相談窓口を設置している」の割合が最も高く 32.2%となっている。その他、「こどもや家庭に関するデータを部局横断で共有している。あるいは、部局横断で共有できるデータベースを構築している」の割合が 16.7%、「部局は別であるが、教育部局と児童福祉担当部局を同じ建物やフロアに集約したり、執務室を共有したりする等の工夫をしている」の割合が 15.7%となっている。

一方で、「いずれも実施していない」の割合が 25.0%となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「要保護児童対策地域協議会」、「いじめ問題対策連絡協議会」「こども家庭センター」等が挙げられている。

図表 3-7 いじめ防止や不登校対策に教育部局と児童福祉担当部局で連携して取り組むための体制面での工夫(複数回答)

(n=911)



自治体種別でみると、自治体規模が大きいほど、「部局横断的な人事配置の工夫をしている」の割合が高くなっている。都道府県では、他に比べて「部局は別であるが、教育部局と児童福祉担当部局を跨ぐ横断的な組織がある」の割合が高く、政令指定都市・特別区では、他に比べて「こどもや家庭に関するデータを部局横断で共有している。あるいは、部局横断で共有できるデータベースを構築している」の割合が高くなっている。また、「支援の必要なこどもへの対応を念頭に置き、教育部局と児童福祉担当部局による連携チームを組成している」の割合は、都道府県や政令指定都市・特別区に比べて、「一般市（人口10万人以上）」以下の自治体規模で高くなっている。

図表 3-8（自治体種別）いじめ防止や不登校対策に教育部局と児童福祉担当部局で連携して取り組むための体制面での工夫(複数回答)

		合計 (n=)	組織改編を行う等して、教育部局や児童福祉担当部局が同じ部署となっている	部局は別であるが、教育部局と児童福祉担当部局を跨ぐ横断的な組織がある	部局は別であるが、教育部局と児童福祉担当部局を同じ建物やフロアに集約したり、執務室を共有したりする等の工夫をしている	部局横断的な人事配置の工夫をしている(※)	部局横断的な人事配置の工夫をしていない	支援の必要なこどもへの対応を念頭に置き、教育部局と児童福祉担当部局による連携チームを組成している
全体		911	4.0	10.3	15.7	8.5		11.1
自治体種別	都道府県	28	3.6	25.0	3.6	32.1		3.6
	政令指定都市・特別区	34	0.0	11.8	23.5	29.4		2.9
	中核市	53	0.0	13.2	13.2	18.9		5.7
	一般市（人口10万人以上）	111	3.6	9.0	19.8	11.7		9.9
	一般市（人口10万人未満）	307	3.3	9.4	19.9	6.2		11.4
	町村	378	5.6	9.8	11.6	4.2		13.2
		合計 (n=)	不登校・いじめに関する様々な悩み事を相談できるワンストップ相談窓口を設置している	こどもや家庭に関するデータを部局横断で共有している。あるいは、部局横断で共有できるデータベースを構築している	その他	いずれも実施していない		無回答
全体		911	32.2	16.7	17.5	25.0		0.1
自治体種別	都道府県	28	32.1	3.6	14.3	21.4		0.0
	政令指定都市・特別区	34	44.1	29.4	29.4	8.8		0.0
	中核市	53	41.5	15.1	22.6	30.2		0.0
	一般市（人口10万人以上）	111	35.1	16.2	18.0	24.3		0.9
	一般市（人口10万人未満）	307	30.0	16.0	19.2	23.1		0.0
	町村	378	30.7	17.5	14.3	27.8		0.0

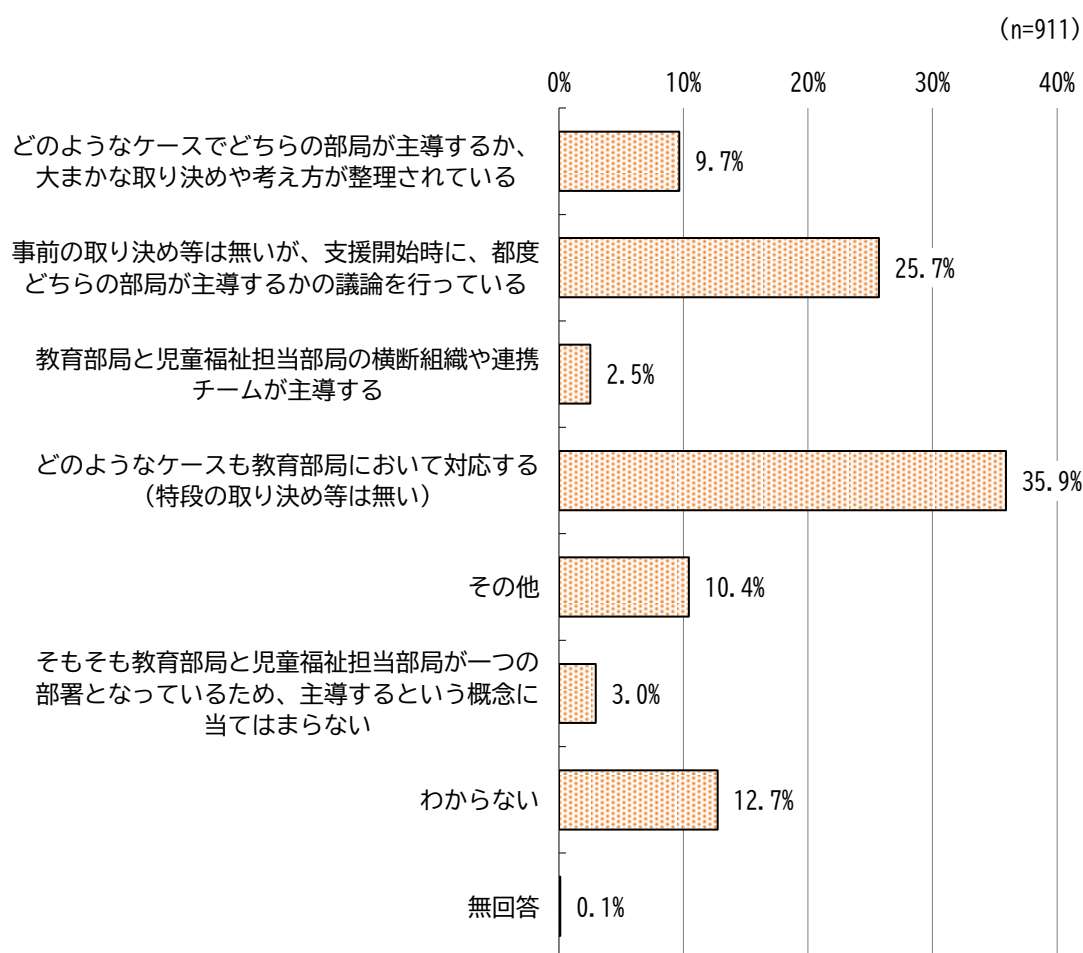
※例：児童福祉担当部局に教育部局から人員を配属する、教育部局に児童福祉担当部局経験者が異動など

②教育部局と児童福祉担当部局との連携を主導する部署の取り決め

いじめ防止や不登校対策の実施にあたり、教育部局と児童福祉担当部局との連携を主導する部署の取り決めについて、「どのようなケースも教育部局において対応する（特段の取り決め等はない）」の割合が最も高く 35.9%となっている。次いで、「事前の取り決め等はないが、支援開始時に、都度どちらの部局が主導するかの議論を行っている（25.7）」、「わからない（12.7%）」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「教育部局が主導するのが原則であるが、必要があればケースに応じて対応する」、「教育部局は学校での支援、児童福祉担当部局は貧困、居場所、保護者支援等の学校外の支援を実施」、「先に相談を受けた方が主導する」、「中学校卒業までは教育部局が対応、高校生以上は市青少年相談室が相談対応を実施している」等が挙げられている。

図表 3-9 教育部局と児童福祉担当部局との連携を主導する部署の取り決め



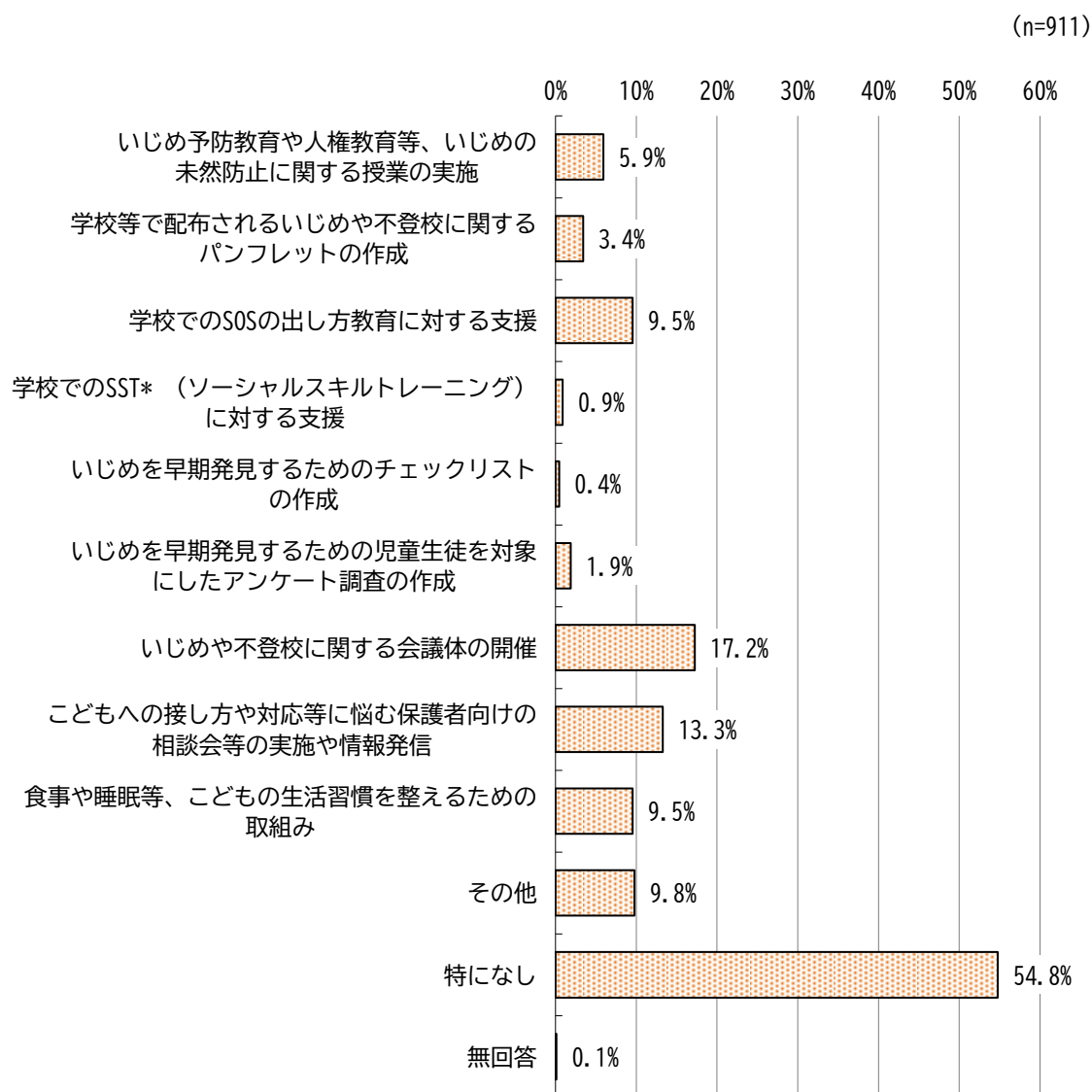
(3)いじめや不登校の未然防止や早期発見における教育と福祉の連携について

①児童福祉担当部局や福祉専門職等、教育部局以外の部署や関係機関等が参加または関与している取組

「特になし」の割合が最も高く 54.8%となっている。

児童福祉担当部局や福祉専門職等、教育部局以外の部署や関係機関等が参加または関与している取組としては、「いじめや不登校に関する会議体の開催」の割合が 17.2%と最も高く、次いで、「こどもへの接し方や対応等に悩む保護者向けの相談会等の実施や情報発信（13.3%）」となっている。

図表 3-10 児童福祉担当部局や福祉専門職等、教育部局以外の部署や関係機関等が参加または関与している取組(複数回答)



*SST：社会生活を送る上で必要なコミュニケーション等のスキルを育成する訓練

②いじめや不登校を未然に防ぐための取組や早期発見の取組への児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方(関わっている担当者や役割)

①の回答について、児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。

いじめ予防教育や人権教育等、いじめの未然防止に関する授業の実施
<児童福祉担当部局や福祉専門職等による実施> ・健康福祉課人権推進室の人権相談員による人権教室を各小中学校で行っている。 ・児童福祉担当部局がこどもの権利に関する授業を実施している。 ・児童福祉担当部局が所管する子どもの権利相談室やこども政策課が、教職員の人権研修や小・中学生への出前授業を実施し、いじめ防止を含めた子どもの権利・救済に係る授業を実施している。 <外部機関・NPO 等による実施> ・いじめ防止にかかる広報啓発を目的とし、小学校児童を対象とした「いじめ防止子どもワークショップ」を実施（業務委託）。 ・市内全小学校の原則小学4年生、教職員と保護者を対象に人権意識を身に付け、周囲の大人はこどもの支援の仕方を学ぶワークショップ（CAP プログラム）を実施。こども青少年課から CAP スペシャリストである NPO 法人等の2団体に講師を依頼しワークショップ1回当たり3～4人の講師を派遣。 ・社会福祉協議会による小学校での人権教育 <地域の人材による実施> ・児童委員による人権教室。 ・市内の小中学校に人権擁護委員が出向き、人権教室を行っている。 ・教育委員会主催のセルフディフェンス講座で、人権擁護委員が SOS ミニレターの紹介をする等、相談して良いことを伝えている。 <教育委員会や他部局との連携・協働による実施> ・こどもの権利条例の制定過程の取組として、こどもの権利を知ってもらうために、教育委員会と一緒に動画を作成し、作成した動画を授業で子どもたちに見てもらった。（いじめや不登校に特化したものではないが、差別の禁止、いじめ等の暴力の禁止などこどもの権利の動画を作成） ・児童福祉担当部局と警察による「SNSトラブル（いじめを含む）防止教室」を学校訪問にて実施。 ・こども・若者政策課とこども園及び教育委員会の連携により、全ての公立こども園（年長）と小中学校（小学1、3、5年生、中学2年生、教職員）において、子どもの権利学習プログラムを実施。
学校等で配布されるいじめや不登校に関するパンフレットの作成
・こども若者相談センターがリーフレットやポケットカードを小中学校向けに作成し、配布している。 ・首長部局のいじめ担当部署では、いじめ防止に関するリーフレットを独自に制作している。 ・子どもの権利相談室に係るリーフレットや相談カードを、小・中学校へ電子データ・紙媒体により配布し周知・啓発を図っている。 ・学校で配布する小学生・中学生向けのいじめ通報促進チラシの作成→児童福祉担当部局がいじめ通報促進チラシの作成し、市立全小中学校の全児童・生徒に毎月配布している。 ・児童福祉担当部局が毎年1回「いじめ防止」に関しての啓発活動として広報紙に掲載している。
学校での SOS の出し方教育に対する支援
・保健師が、小中学校を訪ね、授業の一環で SOS の出し方講座を開催している。 ・思春期講座を市内中学校（中学3年生、小学校5・6年生）に実施し、SOS の出し方について講話を行っているほか、定期的に学校訪問を実施している。 ・学校での SOS の出し方教育における専門職（保健師・精神保健福祉士等）の派遣。 ・学校に臨床心理士を派遣し、SOS の出し方や受け止め方、ストレスへの対処法等を学ぶ出前授業を実施。 ・保健福祉課(成人期担当 18 歳以上)、町民課(18 歳未満)、学校教育課(学校担当)と連携して、町内

の小学校・中学校で SOS の出し方・受け方の授業を行っている。(講師は外部へ依頼) ・小中学校と連携し、助産師の講師を依頼して一緒に思春期教室を実施している。SOS の出し方や友達とのコミュニケーションの取り方について学ぶ機会を設けている。
学校での SST (ソーシャルスキルトレーニング) に対する支援
・特性のあるお子さんの不登校については、親子セッションの中でソーシャルスキルトレーニングを取り入れたり、保護者の相談、不登校児の親のお話会、親の学習会などを行っている。 ・ほけん福祉課の言語聴覚士が個別相談を実施。また、学校に出向き、こどもへの SST も行っている。
いじめや不登校に関する会議体の開催
<会議体の主催・事務局・運営・調整> ・児童福祉担当部局が事務局となりいじめ問題対策連絡協議会を開催している。 ・児童福祉担当部局、教育部局、民間の支援団体などの関係機関により構成される子ども・若者支援地域協議会にて、情報交換や連携強化を図っている。 ・児童福祉部門主催で母子保健担当、教育委員会、学校関係(教員)、障害福祉係担当者等との情報共有会議を行い、手立て等の検討を行っている。 ・いじめ問題に対応するための会議を教育部局と連携して開催している。不登校を含む困難を抱えるこども若者に対する支援を関係機関が連携し、効果的かつ円滑に実施するため、福祉部局、教育局など関係機関と「若者支援協議会」を県民生活部に設置し運営している。 ・四半期ごとにこどもの居場所連絡会を実施(連絡会参加者…市長部局、教育委員会、居場所の運営団体)。 <関係機関・多職種連携によるケース会議等> ・児童福祉分野、母子保健分野、社会福祉分野、学校教育分野の関係職員で支援が必要な児童に対するケース会議を実施している。 ・保健師が、不登校等のケース会議等を主催している。保健師が、不登校児童生徒の相談窓口となり、保護者面談等を行っている。 ・要対協で進行管理している児童が不登校になっている場合、SSW や SC との連携も含め関係機関とケース会議へ招集し、方向性や役割分担などを協議している。 ・保健師による本人との面談や同行受診。福祉、教育とも各学校と連絡を取り合いケース会議を実施。複数支援者による見守りや支援が必要なケースについては協議会において、地域の関係機関と協議。
保護者向けの相談会等の実施や情報発信
<専門職による相談会等> ・保健師等が関わり、親同士が交流し意見交換ができる場を作っている。 ・公認心理師による相談会を実施。 ・不登校支援コーディネーターによる不登校の児童生徒やその保護者を対象とした個別相談。 ・家庭相談員が、随時相談に応じているほか、月に一度、臨床心理士等の専門相談員が、不登校などの子育てに関することや家庭問題、人間関係に悩んでいる方の相談に応じている。 ・「ネット・ゲーム依存と不登校・ひきこもりに関する学習会&個別相談会」(対象：保護者、支援者)を精神科医療機関に委託して実施。 <保護者同士の交流会等の開催> ・不登校のお子さんをもつ保護者のお話し会の企画。 ・こども政策課において、不登校のこどもを持つ親の負担感や孤立感を軽減するため、同じような悩みを持つ保護者が集まっておしゃべりする保護者カフェを開催。また、不登校の未然防止を目的に、小学校入学前の就学児健診の際にも保護者カフェを実施。 ・児童福祉部局でこどもに関する相談窓口を開設し、保護者やこどもの相談を受けている。また、月に1度休日に個別相談会や保護者交流の場を実施している。 <ペアレントトレーニング・保護者向け講座等の実施> ・保護者向けのペアレントトレーニング、個別での養育相談。

- ・ こども支援課主催のパARENTサポート講座の開催。
- ・ 子ども家庭支援センターにて、CSP 講座（子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を増やすための効果的な育児の方法等を学ぶ講座）を毎年実施している。

<その他>

- ・ こども家庭センターにて子ども家庭支援員が中心になり、児童や保護者などからの相談に応じている。いじめや不登校の課題を抱えている児童もあり、こどもへの接し方や学校との連携の仕方など助言し、希望があれば受診や福祉サービスなどの情報提供をすることもある。養育負担が大きい、虐待の疑いが確認される場合は、ケースワーカーも加わり、家庭への対応を協議することもある。
- ・ こども家庭センター相談員が家庭、学校、居場所等の機関との繋ぎ役を担っている。
- ・ HP や SNS を活用したこどもへの接し方についての周知。

食事や睡眠等、こどもの生活習慣を整えるための取り組み

<専門職等による個別相談や講座>

- ・ 児童福祉担当部局に配置されている保健師がこどもの生活習慣やこどもへの関わり方、保護者への相談に対応している。
- ・ 健康づくり部門の保健師や栄養士が生活リズムの大切さ等について講義や個別指導を行っている。
- ・ 保健師が学校からの依頼に基づき、食事や睡眠について講座を実施する。
- ・ 宅食事業や寝具配布などの物品支援を通じた家庭の生活環境を整える支援活動。
- ・ 悩みを持つ中高生対象に居場所となる場を開設し、食を中心とした生活習慣の形成や学習面のサポート、保護者も含めた相談支援を実施。

<多職種連携による取組>

- ・ 要対協管理ケースにおいては、児童福祉担当部局の保健師、子ども家庭支援員が児童の生活習慣を整えるための取組みを担っている。
- ・ 児童福祉担当部局と教育部局、学校の教職員らで組織する子どもの健康増進を検討していく会合を定期的に開催し、子どもの生活習慣の改善や心身の健康増進についての取組みを計画・実施している。

<情報発信・啓発・リーフレット・ガイドブック等>

- ・ こども政策課において不登校の未然防止（スマホやゲームの長時間利用による生活習慣の乱れの防止）を目的としたポスターを作成し、小中学校に掲示を依頼。

その他

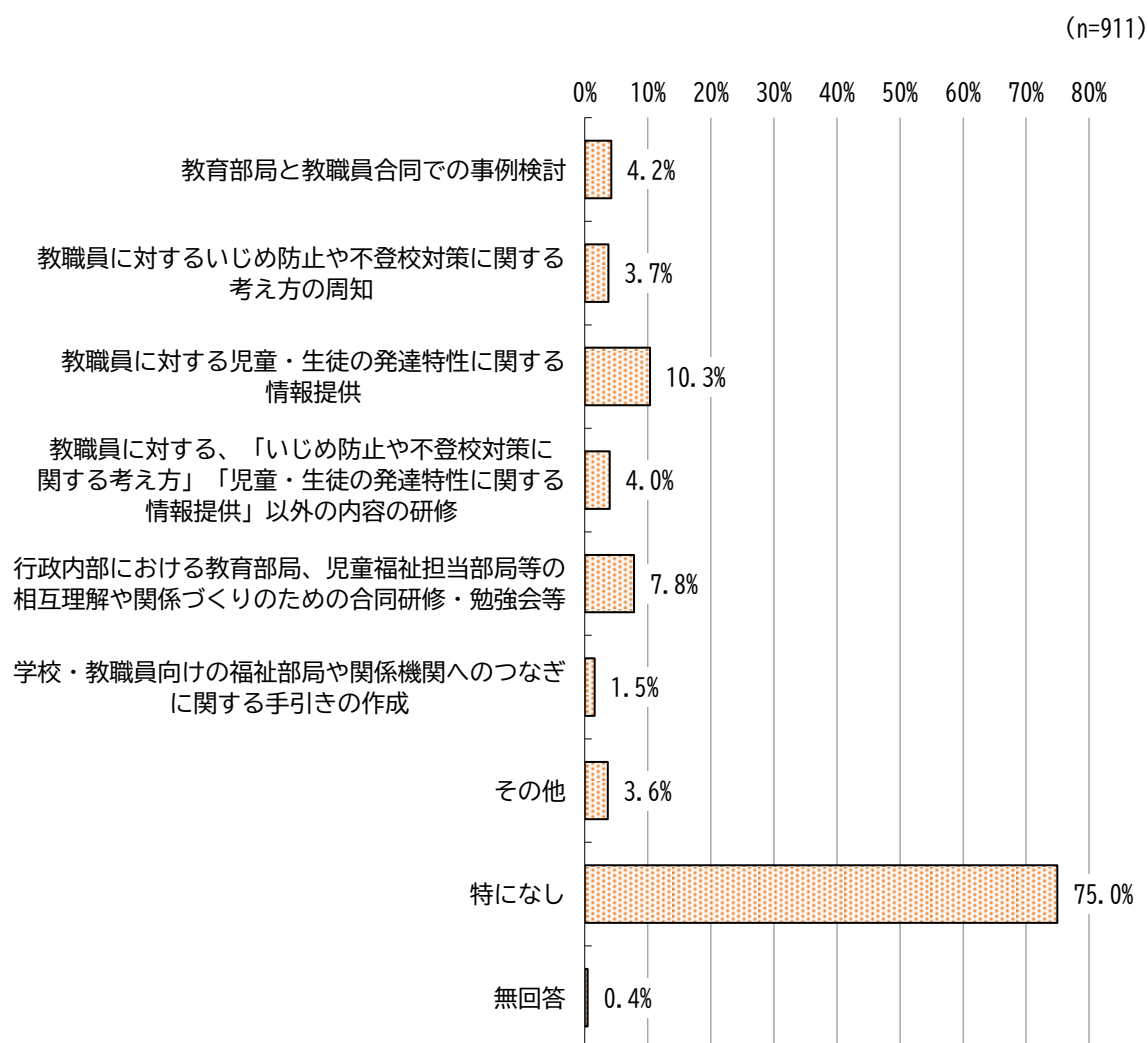
- ・ 学校との連携や定期的な不登校生徒の情報共有、家庭訪問等、個々の状況に応じた支援を実施。
- ・ 保護者や児童から寄せられる電話やメールでの相談をはじめとして、希望に応じて相談員が、面談、訪問等を行い相談に応じている。また、必要に応じて学校の SC や SSW などに連絡を行い、情報共有などを行うこともある。
- ・ こども家庭相談センターで社会福祉士や公認心理師が、面談や必要に応じて関係機関との連携を行っている。また、公認心理師による発達検査やカウンセリングを実施している。
- ・ 教育部局と連携して学校側の了解を得た上で、委託先を中心に高校内でカフェ的な居場所を概ね月 1 回程度開いている。

③いじめ防止や不登校対策に関する人材育成で、児童福祉担当部局や福祉専門職等が参加または関与しているもの

「特になし」の割合が最も高く 75.0%となっている。

いじめ防止や不登校対策に関する人材育成で、児童福祉担当部局や福祉専門職等が参加または関与しているものとしては、「教職員に対する児童・生徒の発達特性に関する情報提供」の割合が 10.3%と最も高く、次いで「行政内部における教育部局、児童福祉担当部局等の相互理解や関係づくりのための合同研修・勉強会等（7.8%）」となっている。

図表 3-11 いじめ防止や不登校対策に関する人材育成で、児童福祉担当部局や福祉専門職等が参加または関与しているもの(複数回答)



④いじめ防止や不登校対策に関する人材育成の取組への児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方(関わっている担当者や役割)

③の回答について、児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。

教育部局と教職員合同での事例検討
・児童相談員（社会福祉士）が教育委員会指導主事とともに学校を巡回し、各校で事例への対応方法を一緒に検討している。 ・実際に起こっている事例に対するケース検討への保健師や児童福祉司の参加や児童の特性等に対する助言。 ・いじめ相談対策室にて受けた相談案件について、学校や教育委員会、児童福祉担当部局を交えたケース会議を実施。 ・教育部局が主催する困難事例に関する検討会に、アドバイザーとして参加している。 ・不登校担当ブロック会議やスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの連絡会に出席し、不登校児童生徒の事例の共有やひきこもり支援室の取り組みを周知する。 ・不登校児童も含めた要支援児童等の対応に関するグループワークやパネルディスカッションを実施。また、児童福祉担当部局が選出した困難事例について事例検討も行っている（不登校児童も含めた様々な事例から時々に応じて決定）。
教職員に対するいじめ防止や不登校対策に関する考え方の周知
<研修会等の実施> ・センター長（福祉部局）がパワーポイントを使い「いじめ対応法律編」「実践対応編」「知識編」について教職員研修を実施している。 ・教職員に対して不登校支援の研修会を実施している。関係機関から講師を招き、相談員向けの研修会を実施している。 ・全ての市立小中学校を訪問し、いじめ防止や不登校支援の取組について共有するとともに、支援に関わる職員を対象とした心理士による研修を行っている。 ・弁護士によるいじめ防止研修を、教員等に向けて実施している。 ・「子どもを守る連絡協議会」において、いじめ防止や児童発達をテーマとして講師を招聘し研修を行い、教育部局を含む関係機関の取組について情報共有を実施。事務局は児童福祉担当部局（こども相談センター）、開催準備を執り行っている。 <方針・マニュアル等の改訂・周知> ・いじめ防止基本方針の改訂に係る協議について、児童福祉担当部局（こども部関係各課）が参加し、意見交換。 ・令和7年1月に首長部局と教育委員会が連携し、いじめ防止対策基本方針の改定を行い、各学校等へ周知した。
教職員に対する児童・生徒の発達特性に関する情報提供
<研修会等による情報提供・啓発> ・発達特性に係る専門家による関係者（支援者）向けの研修。 ・障害児支援の一環として教職員等を対象に障害児や発達特性に関する勉強会を開催。 ・教育部局が主催する教職員の研修会に、児童福祉担当部局の保健福祉専門職が講師として参加し、発達特性等の講義をしている。 <情報共有> ・発達特性がある、または共有が必要な児童について母子福祉担当、教職員・保育所職員等の関係機関と共有を行っている。 ・児童生徒の発達上の課題、特性理解、また、家庭状況等についての情報共有。 ・療育相談事業において学校と連携、情報交換や共有をしている。

- ・社会福祉士や保健師が学校で行われる特別支援コーディネーター連絡会に出席している。
- ・児童発達支援センターの相談員（公認心理師・相談支援専門員）が、児の特性や成育歴等の情報を提供している。

＜検査の実施・結果の共有、専門職からの助言＞

- ・教職員から発達について相談があったケースについて相談員による助言や発達検査の実施・結果伝達。
- ・当課（福祉部局）では児童への発達検査を実施しており保護者の了解があれば検査結果を学校関係者に対し児童発達支援員等から児童の特性や関わり方についての情報提供を行っている。
- ・発達支援専門員や臨床心理士等が、乳幼児期に相談履歴のあるこどもについて情報提供や、関わり・環境調整の助言等を行う

＜巡回相談や同席＞

- ・園・学校または保護者の希望により巡回相談を実施。巡回相談のうち、一般相談では授業参観を通して児の特性や関わり方の工夫を、市内児童発達を診療している病院の心理士、または市内児童発達支援センター職員により、教職員や保護者にフィードバックする。
- ・障害や発達特性を抱えるこどもについて、就学前の家庭相談を保健センターやこども家庭課の職員が教育部局の補助として一緒に行っている。

教職員に対する、「いじめ防止や不登校対策に関する考え方」「児童・生徒の発達特性に関する情報提供」以外の内容の研修

- ・いじめ防止や不登校に限らず、子どもの権利全般について教員に知ってもらうために、権利擁護委員（弁護士）による研修（採用 11 年目中堅教諭必修研修）の 1 科目として実施している。
- ・こども・若者政策課と教育委員会の連携により、教職員向けの子どもの権利学習プログラムを実施している。
- ・SSW が教職員向けにヤングケアラーに関する研修を実施。教育部局の職員に対して、こども若者相談センターの役割について説明。
- ・こども未来課が、子どもの権利条例の理解を深める研修を行っている。
- ・首長部局のいじめ担当部署による、本市職員向けのいじめに対する理解促進を目的とする研修や、教職員向けの首長部局のいじめ担当部署の事業内容等に関する研修の実施。
- ・教職員夏期研修にて他機関連携の講座（ヤングケアラーや虐待対応等）を共催。

行政内部における教育部局、児童福祉担当部局等の相互理解や関係づくりのための合同研修・勉強会等

＜合同研修等の実施＞

- ・福祉部局保健師を中心に福祉部局職員と教育部局職員との意見（情報）交換会。
- ・重層的支援体制整備事業における取組の 1 つとして、参加している各部局から事例（いじめ防止や不登校対策を含む）を持ち寄った検討を行っており、相互的な研修・勉強の機会がある。
- ・福祉部局所属心理士の不登校支援によって完全不登校状態から登校に至った事例の報告会を実施。教育のみならず、福祉、医療関係支援者を対象に当事者家族も参加して直接生の声をお伝えした。
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議全体会議において、ヤングケアラーや不登校等の研修会を開催し、実務者として教育機関の参加だけではなく、学校現場教職員にも参加の呼びかけをしている。
- ・フリースクールスタッフに対する研修。フリースクールスタッフと行政職員、教員らとの交流の場づくり。

＜教職員向けの研修の実施＞

- ・全ての市立小中学校を訪問し、いじめ防止や不登校支援の取組について共有するとともに、支援に関わる職員を対象とした心理士による研修を行っている。
- ・統括支援員が、教職員研修に参加し、児童福祉で提供できる支援サービスを紹介したり、福祉につなぐ意味や意義を伝えている。
- ・SSW が教職員向けにヤングケアラーに関する研修を実施。教育部局の職員に対して、こども若者相談センターの役割について説明。
- ・ヤングケアラーについての研修会を児童福祉課主催で、こどもに関わる職員（保育園、こども園、小学校、中学校）を対象に実施。

<情報共有> ・市教育委員会主催の定例会議に児童福祉担当者が参加し、不登校児の現状や学校の取り組み、教育支援センターの取り組み等の情報共有を行っている。 ・同一の会議や研修に参加し、子育て部門・障がい部門・健康部門がそれぞれの部署で行っていることを紹介周知したり、繋ぎを行っている。 ・要保護児童対策地域協議会実務者会議に就学部会を置き、教育部局と児童福祉担当部局とが情報共有を図る機会を設けている。 <共通認識の醸成> ・子ども総合相談窓口に関わる職員主体で、不登校支援に対するスーパーバイズを令和7年度より実施し、日々対応に関する知見の向上に努めている。また、教育部局の相談部門との連携について、定期的な打合せを行い、相互に補完し合えるような組織づくりを心がけている。 ・教育部局主催の会議に児童福祉担当部局職員が参加し協議を行い、共通の意識をもち、認識を深めている。 ・教育部局が開催した不登校に関する研修に、児童福祉担当者も参加し、不登校に対しての共通認識を図り、不登校児への支援方法について学びを深めた。
学校・教職員向けの福祉部局や関係機関へのつなぎに関する手引きの作成
<手引き・マニュアル等の作成・配布> ・支援を要する児童をどのように福祉部局につなげるのか具体的にマニュアル化。 ・福祉部局により手引きを作成、全学校に配布。 ・情報共有シートの作成と管理。 <研修・説明会・周知活動> ・支援を要する児童をどのよう福祉部局につなげるのか、新年度4月に教育部局の研修計画の一部に入れてもらい各学校への訪問にて説明を行っている。
その他
・要対協調整担当と相談員が、学校訪問をし、教員と顔の見える関係を作る。 ・様々な知識習得のため、SSW への研修参加機会を提供している。

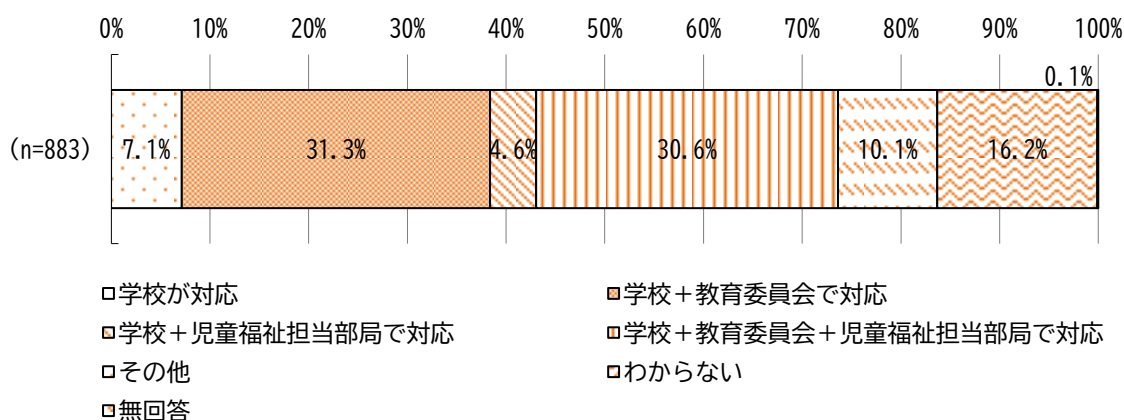
(4)いじめや不登校の具体的なケースへの児童福祉部局の関わり方について、基本的な考え方や方針

①ケース会議の開催要否の判断など支援・介入の必要性の判断(市区町村のみ回答)

「学校+教育委員会で対応」の割合が最も高く 31.3%となっている。次いで、「学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 (30.6%)」、「わからない (16.2%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「ケースにより異なる」、「原則、学校と教育委員会で対応し、養育問題等がある場合は児童福祉部門も対応」、「要保護児童対策地域協議会の対象児童の場合は、児童福祉担当部局で対応」等が挙げられている。

図表 3-12 ケース会議の開催要否の判断など支援・介入の必要性の判断

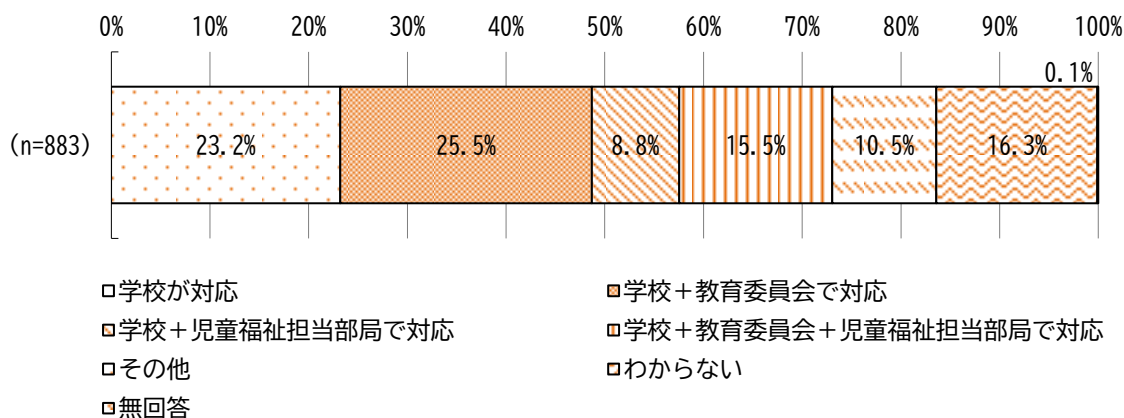


②こども本人からの情報収集、聞き取り(市区町村のみ回答)

「学校+教育委員会で対応」の割合が最も高く 25.5%となっている。次いで、「学校が対応 (23.2%)」、「わからない (16.3%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「ケースにより異なる」、「主に学校であるが、児童福祉担当部局も適宜対応している」、「家庭での困り事、児童虐待の恐れがあるものについては、児童福祉担当部局が聞き取りを行う場合がある」等が挙げられている。

図表 3-13 こども本人からの情報収集、聞き取り

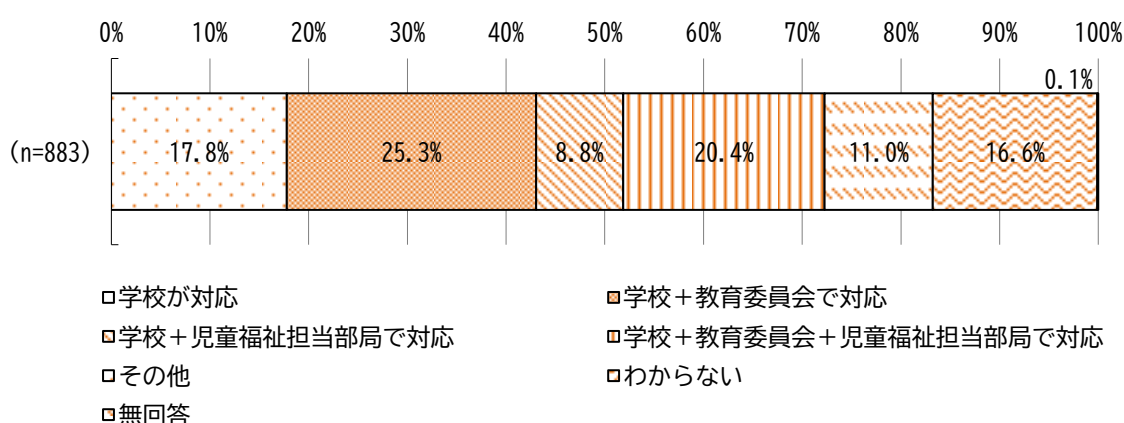


③保護者からの情報収集、聞き取り(市区町村のみ回答)

「学校+教育委員会で対応」の割合が最も高く 25.3%となっている。次いで、「学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 (20.4%)」、「学校が対応 (17.8%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「ケースにより異なる」、「基本的に学校が行うことが多いが、教育委員会、児童福祉担当部局などが必要に応じて対応する」、「児童福祉担当部局に相談があれば児童福祉担当部局で聞き取る」等が挙げられている。

図表 3-14 保護者からの情報収集、聞き取り

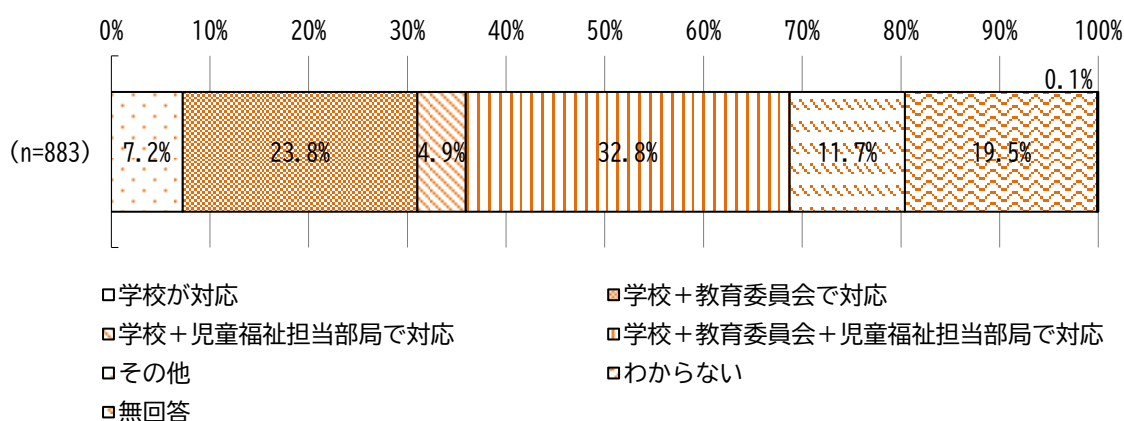


④支援の必要性や支援方針を検討するアセスメント(ケース会議)(市区町村のみ回答)

「学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応」の割合が最も高く 32.8%となっている。次いで、「学校+教育委員会で対応 (23.8%)」、「わからない (19.5%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「ケースにより異なる」、「基本的に教育部局で対応し、必要時、児童福祉担当部局でも対応」、「要保護児童対策地域協議会のケースとして会議を開催する必要がある場合は、児童福祉担当部局が会議を招集する」等が挙げられている。

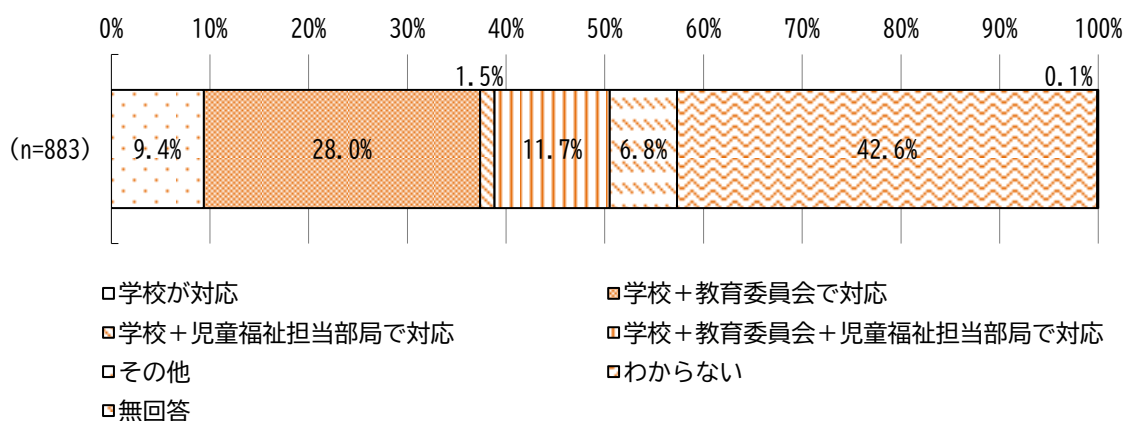
図表 3-15 支援の必要性や支援方針を検討するアセスメント(ケース会議)



⑤いじめ被害者・加害者や不登校のこどもに関する支援方針を可視化した支援計画等の作成(市区町村のみ回答)

「わからない」の割合が最も高く 42.6%となっている。次いで、「学校+教育委員会に対応 (28.0%)」、「学校+教育委員会+児童福祉担当部局に対応 (11.7%)」となっている。

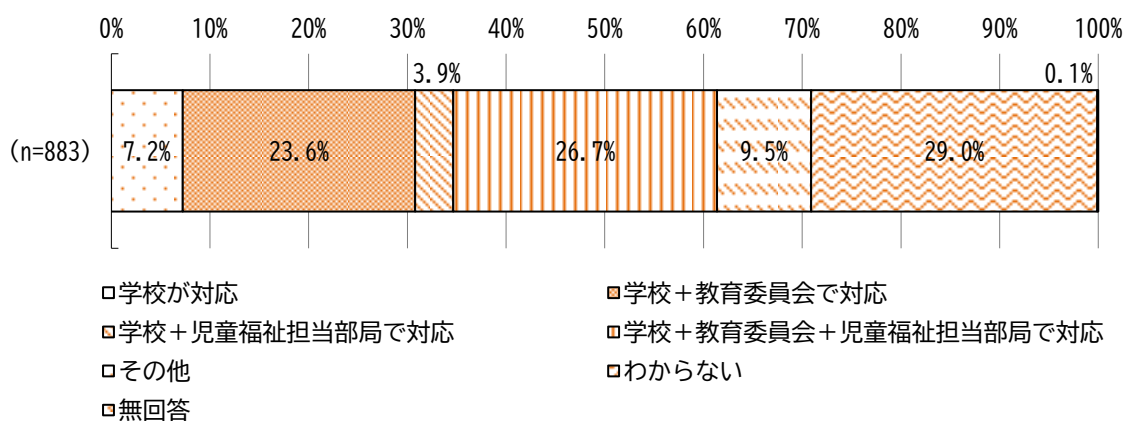
図表 3-16 いじめ被害者・加害者や不登校のこどもに関する支援方針を可視化した支援計画等の作成



⑥支援提供後から支援目標が一定達成するまでの間のケース会議(市区町村のみ回答)

「わからない」の割合が最も高く 29.0%となっている。次いで、「学校+教育委員会+児童福祉担当部局に対応 (26.7%)」、「学校+教育委員会に対応 (23.6%)」となっている。

図表 3-17 支援提供後から支援目標が一定達成するまでの間のケース会議



⑦いじめや不登校のケースにおいて、児童福祉担当部局がどのように関わっているか

①～⑥で1つでも「学校＋児童福祉担当部局で対応」あるいは「学校＋教育委員会＋児童福祉担当部局で対応」と回答した場合に、いじめや不登校のケースにおいて、児童福祉担当部局がどのように関わっているか聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「ケース会議の開催・参加・調整」に関する回答が多く見られた。その他、「学校や教育委員会との連携・相談」や「面談・家庭訪問・アセスメント等の実施」等も見られた。

ケース会議の開催・参加・調整
<ケース会議に参加して情報共有・支援方針の検討を行う> ・ケース会議での共有、助言など。 ・ケース会議等で支援の方向性の決定。 ・不登校ケースにおいては、教育委員会主催の会議に参加し、情報の共有及び、必要に応じて支援方針を協議・決定する。 <学校や教育委員会からの要請に応じてケース会議に参加> ・学校や教育委員会からの打診をうけ、ケース会議に参加している。 ・学校から対象児の支援に関する相談があった場合、必要に応じてケース会議の参加。 ・関係機関から児童福祉部局を含めたケース会議の開催要請があった際に、調整を行う。 ・事例が発生した場合、必要に応じ、学校または教育委員会より児童福祉担当部局へ情報提供およびケース会議出席依頼があり、今後の支援についての話し合いを行っている。 <児童福祉部局が主体となりケース会議を開催> ・ケース会議等は内容によってこども家庭センターで開催。 ・保健師等が保護者からの相談によりケース会議を参集する。 ・ケース会議の開催、取りまとめ等は児童福祉担当部局が実施。 ・ケース会議の開催にあたっての日程調整、開催通知の発出等の事務局的な役割を担っている。
要保護児童対策地域協議会の枠組みで対応
・要保護児童対策地域協議会の調整機関として関係部局間の調整を担っている。 ・要保護児童対策地域協議会の不登校ケースにおいては、学校と連携して取り組んでいる。 ・要保護児童対策地域協議会にて受理し、ケース会議を開催、支援計画を作成している。 ・要保護児童対策地域協議会として家庭内に対して行える支援を共有し、適切にケースに関わっている。
学校や教育委員会との連携・相談
・こども家庭センターが学校・教育委員会と必要な情報を共有している。 ・教育委員会内に要保護児童対策地域協議会・こども家庭センターのメンバーがいるので、連携が取れている。 ・教育委員会が主催する、いじめ問題対策連絡協議会に学校と児童福祉担当部局が構成員として参加している。 ・SSW の会議にこども家庭センター(児童福祉)の職員が参加させてもらい、支援の見える化、顔の見える関係の構築を図る。 ・ケースが発生した場合、学校＋教育委員会＋児童福祉担当部局で必ず話し合いを設け、今後の対応策、役割分担を協議している。 ・定期的に教育福祉連携会議を開催し、不登校やいじめの背景に生活課題がある場合には、児童福祉部局が介入すべきか議論や情報共有を行っている。
面談・家庭訪問・アセスメント等の実施
・面談や家庭訪問による聞き取りとアセスメント。 ・ケース宅への訪問、情報収集に努め家庭状況を把握し必要な支援を検討する。 ・公簿等による世帯情報の調査や、必要に応じて児童や保護者との面談等を行っている。

- ・ケースに応じて、こどもや保護者からの情報収集や聞き取りに同席し、一緒に対応している。
- ・学校と協議し、役割分担した上で経済的なことや健康面・発達のことなどに面談・訪問で対応。必要な機関へつなぐ。
- ・第三者的な立場で、保護者およびこどもの話を聞きとり、専門職（弁護士・心理司等）の視点を交えたアセスメントを伝えている。
- ・学校や児童福祉からの相談を受け、児童福祉担当部局が関係機関からそのケースの家族背景や成育歴などの情報を集約して情報提供およびアセスメントしている。

相談窓口の設置、相談対応

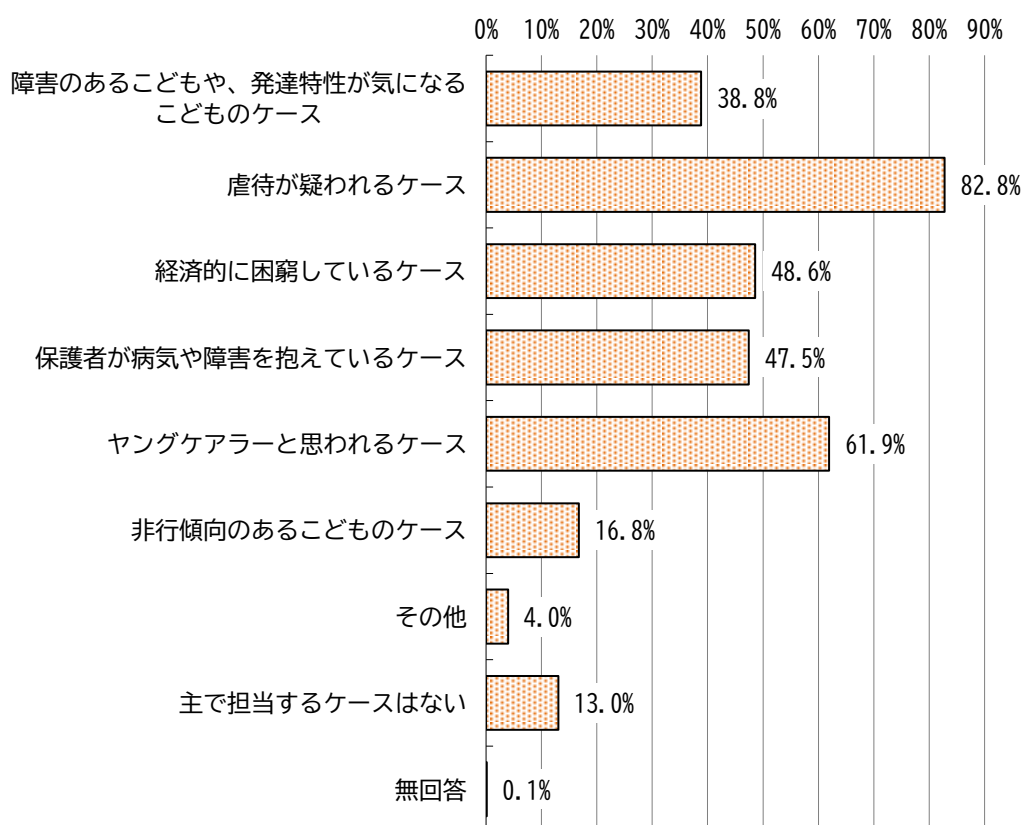
- ・児童・保護者の相談窓口を設置している。
- ・相談員が相談を受け、それに対する指導助言を行う。
- ・不登校のこどもに関する保護者や学校等からの相談対応。
- ・保護者や本人とつながり、困り感や悩みを聞き取り支援サービスにつなぐ等。
- ・不登校のケースにおいて、こども家庭センターの心理司が本人や保護者に対し、相談対応を行う。
- ・福祉部局がまず相談窓口になる事が多く、保護者、生徒の聞き取り対応、関係機関への情報共有、連携を図り支援へとつなぎつつ、継続した見守りを心がけている。

(5)児童福祉部局と教育部局の連携について

①いじめや不登校のケースの中で、児童福祉担当部局が主で担当することが多いもの(市区町村のみ回答)

「虐待が疑われるケース」の割合が最も高く 82.8%となっている。次いで、「ヤングケアラーと思われるケース（61.9%）」、「経済的に困窮しているケース（48.6%）」となっている。

図表 3-18 いじめや不登校のケースの中で、児童福祉担当部局が主で担当することが多いもの(複数回答)
(n=883)

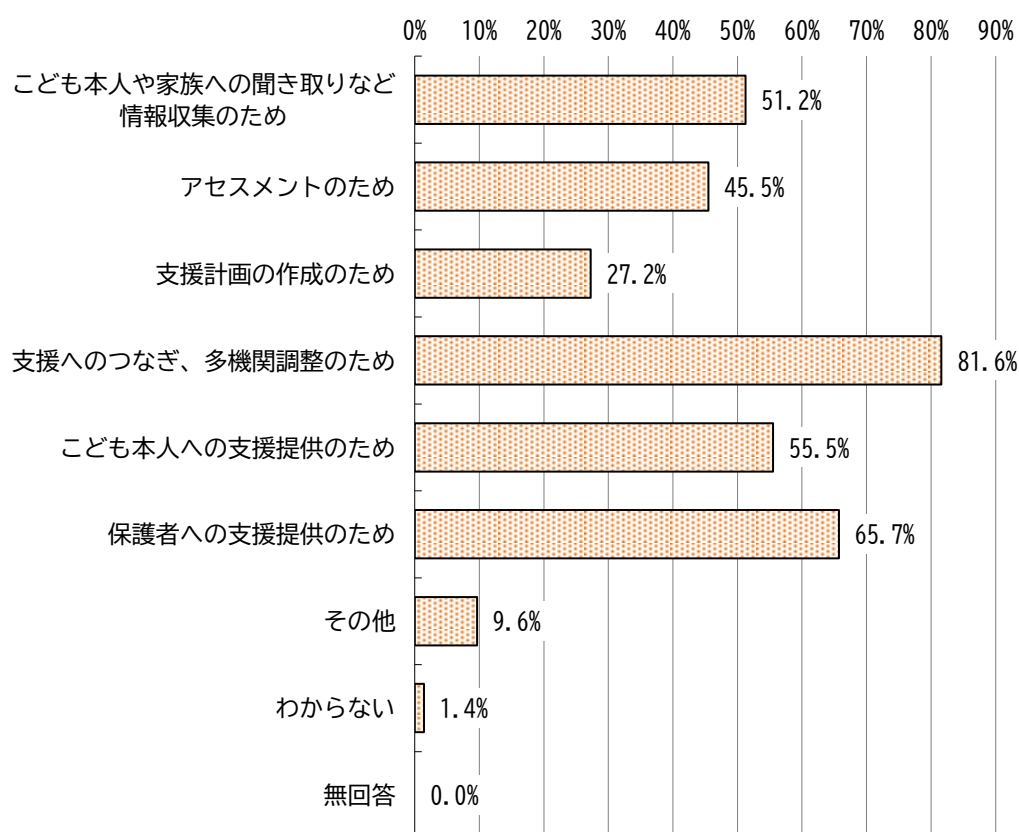


②教育部局ではなく児童福祉担当部局が主で担当する主な理由(市区町村のみ回答)

①で「主で担当するケースはない」以外を回答した場合に、教育部局ではなく児童福祉担当部局が主で担当する主な理由を聞いたところ、「支援へのつなぎ、多機関調整のため」の割合が最も高く 81.6%となっている。次いで、「保護者への支援提供のため (65.7%)」、「こども本人への支援提供のため (55.5%)」となっている。

図表 3-19 教育部局ではなく児童福祉担当部局が主で担当する主な理由(複数回答)

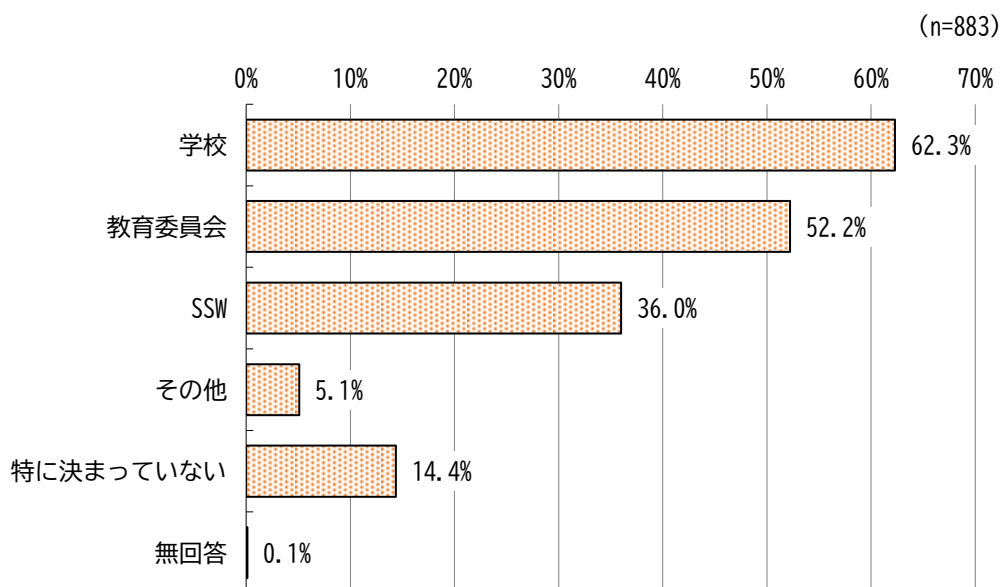
(n=767)



③教育部局から情報共有や支援の依頼が来る場合の依頼元(市区町村のみ回答)

「学校」の割合が最も高く 62.3%となっている。次いで、「教育委員会 (52.2%)」、「SSW (36.0%)」となっている。

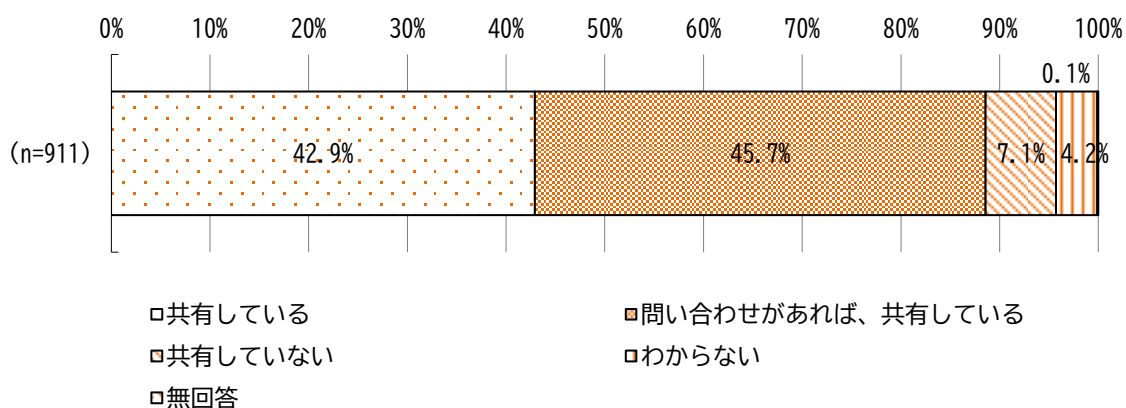
図表 3-20 教育部局から情報共有や支援の依頼が来る場合の依頼元(複数回答)



④こども食堂や地域のこどもの居場所など、いじめ対策や不登校対策等に活用可能な地域資源などの情報の学校や教育委員会への共有状況

「問い合わせがあれば、共有している」の割合が最も高く 45.7%、「共有している」の割合が 42.9%となっている。「共有していない」の割合は 7.1%となっている。

図表 3-21 こども食堂や地域のこどもの居場所など、いじめ対策や不登校対策等に活用可能な地域資源などの情報の学校や教育委員会への共有状況

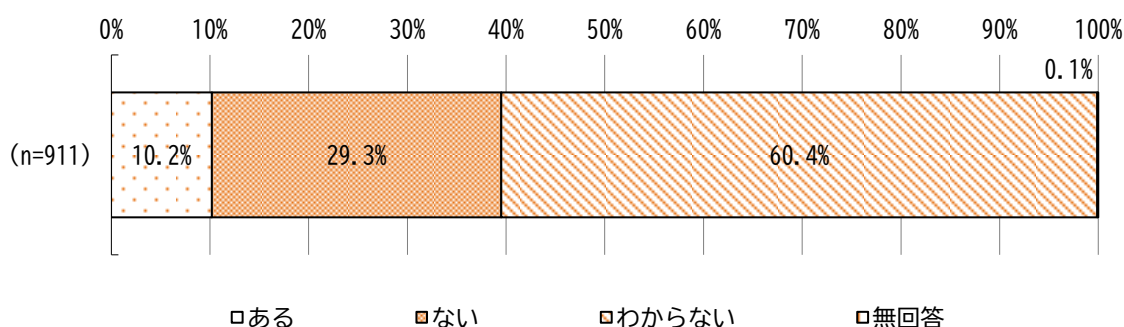


(6)いじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感について

①いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無について、「ある」の割合が 10.2%、「ない」が 29.3%、「わからない」が 60.4%となっている。

図表 3-22 いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無



②いじめ防止で効果的だと思う教育福祉連携の取組

1)取組内容

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、具体的な取組内容を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「自治体基盤整備」に関する回答が多く見られ、特に、「会議体の設置」、「情報共有・連携の工夫」が多く見られた。その他、「自治体施策」の「相談体制の充実」や「学校での取組支援」の「未然防止・早期対応の取組」等も見られた。

自治体基盤整備

<会議体の設置>

- ・いじめ問題対策連絡協議会において、教育部局、児童福祉担当部局及び警察等の関係機関でいじめ防止等に関する情報共有、意見交換等を行っている。
- ・学校が開催するいじめ・不登校会議に福祉部局も参加し、情報共有や連携を行っている。
- ・教育支援チームによる定期的な情報交換

<要対協の活用>

- ・「要保護児童対策地域協議会の学齢期連絡会」にて対象となるケースで、いじめ、不登校の問題がある場合、検討する事になる。
- ・要対協の会議等で家庭状況を把握することでいじめ防止につながることもある。

<情報共有・連携の工夫>

- ・定期的な関係機関（所管の小中学校）への訪問対応等を児童福祉担当課で実施しており、そこで所属からあがってきた心配な児童の情報を教育委員会へ照会（過去教育相談歴等）し、情報共有を実施。個別ケース検討会議の開催。
- ・学校での対応や支援に納得できていない相談者からの相談が入るため、学校、教育委員会と共有しこどもが安心して登校できる環境整備につなげることができる。
- ・学校と学童の情報共有によるいじめの早期発見。
- ・管理職同士の定例会議（月1程度）。いじめアンケートの全件共有。
- ・子育て応援課に相談があった際には、こども・保護者の心情に寄り添って困り感や要望を聞き、学校と情報共有し対応を検討する。

・地域におけるこどもの居場所や、居場所においてこどもたちを見守る大人と学校、教育部局との情報交換や連携を密に図ることでいじめの予防につながっている。 <組織体制の工夫> ・こども家庭センターを共同運営。 ・こども総合サポートプラザ内の連携（こども・若者総合相談センターや児童相談所、こども相談センター、県警少年サポートセンター、総合教育センター教育相談窓口） ・令和6年1月に首長部局（総務部局）に「いじめ相談対策室」を設置し、より実効的ないじめ対策の確立や被害者支援の仕組み作りのほか、教育部局との密な連携協力体制を構築することで、いじめの長期化・重大化を防止する体制を整備。 ・児童福祉部門に教育相談員が所属している。 ・教育委員会を中心に、関係する区役所・福祉部局が関係区局ワーキングを立ち上げ、他都市の事例を踏まえ、区役所等で受けた相談を教育委員会と情報共有するためのルールづくりや、福祉的な相談支援、児童相談所での心理的ケア、地域の居場所づくりなどの充実策を検討。
自治体施策 <相談体制の充実> ・こどもや保護者が相談したことのあるケースワーカー、心理士、保健師が同席することにより相談の敷居を下げられる。 ・こども総合支援センターで受け付けた相談内容を教育委員会と連携して対応を行っている。1人1台端末に相談フォームを導入し、子どもからの相談に対応している。教育委員会と併任の指導主事（いじめ・不登校担当）を配置し、連携がしやすくなった。 ・学校、教育委員会以外の市長部局に相談窓口を設置。 ・首長と教育委員会の附属機関である子どもの権利擁護機関という公的な第三者機関において、子どもの権利侵害に対する救済を目的として相談、調査等の活動を行っている。 <周知啓発・情報支援> ・いじめ相談窓口の周知ポスターとカードを作成し市内小学校・中学校と市内の高校と支援学校に配布。 ・いじめ撲滅に向けたキャンペーンの実施。
専門職活用 <SC・SSWの活用> ・各学校に配置されているSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携。 ・年1～2回教育指導課所属のSSWと連携会を実施し、互いの支援状況等確認する場を設けている。 ・定期的に学校教育課と情報連携会議を実施。（1回/月）参加者は教育支援監、SSWとこども家庭センター長、統括支援員。家庭状況を把握することで、学校・SSWが保護者へ介入する効果や児の発達課題、児の学校での表れ（困難さ）のアセスメントができる。加えて兄弟の情報があれば兄弟が通う学校同士の連携も進む。その場で、SSWや児童福祉担当部署が介入する方法なども一緒に考える。市内の利用できそうな施設やサービス、近隣の医療機関の情報共有も行うので、対象ケース以外の日々の支援が充実する。
学校での取組支援 <ケース会議の実施> ・ケース会議・特別支援教育連携協議会・教育相談会・いじめ問題対策委員会 ・個別ケース検討会議の開催。 <未然防止・早期対応の取組> ・子どもの権利の普及啓発活動として児童館や地域の祭り等に出かける、小中学校でいじめ予防授業などの子どもの権利学習講座を実施している。 ・幼いころから繰り返し、思春期教育を実施し、互いを思いやる心を育んでいく。 ・いじめ防止出前教室の実施。 ・小学5年生、中学2年生を対象としたWRAP（元気回復行動プラン）教室、中学2年生3年生を対象とした命の授業。

<教職員への支援> ・町内児童生徒を対象とした年間2回の「いじめ防止サミット」と教職員を対象とした研修
こども・家庭支援 <発達特性等に関するフォロー> ・家庭状況、子どもの発達特性の共有、思春期外来等への受診勧奨等。 ・発達障害等の情報共有を保健センターと教育課で共有していると対策ができ、いじめ予防につながるのでは。 ・週次の紙面連絡、学校訪問等による情報共有および必要時の健診情報や相談履歴情報等の共有。 <家庭環境の把握・保護者支援> ・家庭での困り事、児童虐待の恐れのあるものについては、常に教育機関等と情報共有と共同作業をして、支援方法を見つけています。 ・学校主催の会議への出席。定期的な家庭訪問、情報共有。 ・週次の紙面連絡、学校訪問等による情報共有および必要時の健診情報や相談履歴情報等の共有。
その他 ・アンケート調査による回答の分析。 ・いじめの背景として家庭病理が潜んでいる事案があることから、相談事例に応じて、学校への訪問の場に、市町村の児童福祉部局や児童相談所等の関係機関の同席を依頼。

2)取組を実施したきっかけ

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施したきっかけを尋ねたところ、主な回答は以下のとおりである。「自治体方針・組織体制」に関する回答が多く見られた。その他「実際に教育福祉連携のケースが生じた」、「未然防止・早期対応の必要性認識から」等も一定数見られた。

自治体方針・組織体制 ・こども家庭総合支援拠点を立ち上げた際に、保育園や小中学校と福祉との連絡会を定期的に実施するようになった。 ・これまでは、4つの相談機関が個々に位置して対応していたため素早い対応や連携ができていなかった。令和7年4月から4つの相談機関を集約し、ワンストップで相談を受けるとともに、それぞれの専門性を生かしながら迅速に対応していくことを目指した。 ・令和4年度にこどもに係るあらゆる相談を受け付けるワンストップ相談窓口が開設したため。 ・教育委員会が実施していたが、いじめ相談にかかる窓口が当課へ移ったことに伴い、出前教室も当課が実施することとなったため。 ・平成25年度に施行された条例及び施行規則において、市長部局においていじめ対策を行うことや教育委員会事務局と連携して、情報の一元化を図り必要な措置を講じることが規定されたため。
実際に教育福祉連携のケースが生じた ・保護者からいじめが原因による医療相談があり、教育と福祉の架け橋となるSSWとの連携を図った。 ・こどもの居場所において、こどもたちからスタッフに様々な相談が寄せられることから、それらの情報共有を学校・地域で図ったこと。 ・保護者から児童福祉担当部局にいじめられていると相談があった。教育委員会へ情報提供をし、保護者の思いを伝える。児童の学校での様子を聞き取り適切な対応を依頼。連携が重要。
関係機関連携の必要性を感じた ・子どもの権利や要対協調整担当部署であることから、学校との連携の必要性を感じ、児童福祉部門が学校で実施しているいじめ不登校会議の参加について提案をした。 ・学校、学童での情報共有がなされなかったケースで、対応が複雑化したことがあったため。

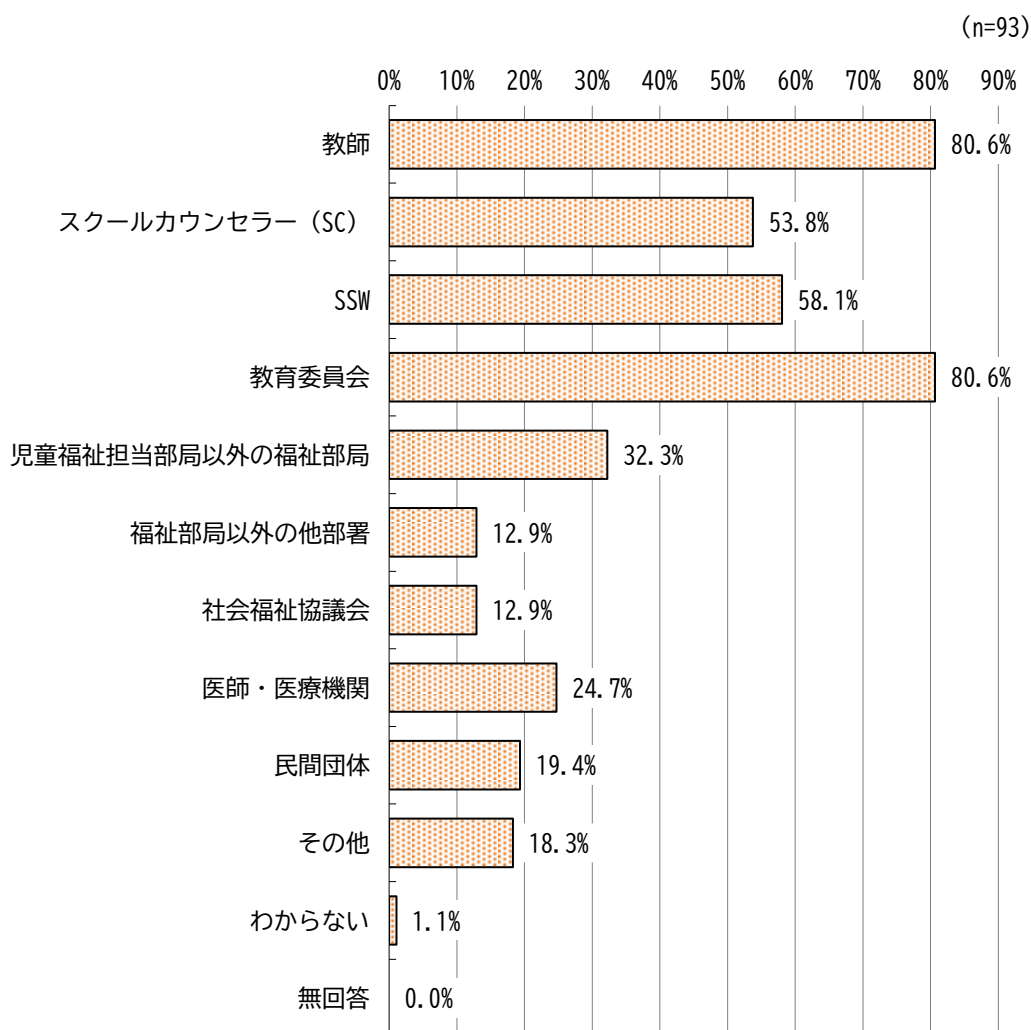
法律や通知、国の事業等
・ いじめ防止対策推進法第十四条に基づき実施。 ・ こども大綱。 ・ こども家庭庁「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」。
未然防止・早期対応の必要性認識から
・ WRAP（元気回復行動プラン）教室は自殺予防が目的、命の授業は生と性に関する健康教育が目的ではあるが、回り回っていじめの防止に通じていると考える。 ・ いじめだけでなく虐待や貧困の問題に関わる中で、児童の心身の成長の根幹を造成する仕組みを考えたときに、自尊心や自己肯定感是谁しもが人生をよりよく生きるために必要なものであり、人生設計においても知識を身に付けた上で納得した人生選択をしてほしいと思い、取り組むきっかけになった。
いじめ対応やいじめ重大事態をきっかけとするもの
・ 重大事案への対応の不備が指摘されるなど、専門部署及び関係部署の連携の必要性が高まったため。 ・ 令和2年に発生したいじめについて、初めて重大事態と認定し、その後いじめ防止対策推進法30条に基づく再調査を実施した。その結果、第三者委員会より学校・教育委員会と独立した組織を設けるよう提言を受け、令和6年に「いじめ相談対策室」を設置した。
背景要因の多様化、福祉的視点の必要性
・ こどもを取り巻く環境の複雑化・発達に課題があるこどもへの対応の難しさ・いじめの原因の多様化。 ・ いじめの背景に、こどもの発達特性や家庭環境等が影響する場合があるため。
その他
・ 児童相談所や支援機関からの世帯照会や情報提供を受け、教育委員会等への問い合わせがきっかけに。 ・ 現在の組織体制とした際の検討に加え、学識経験者など第三者の意見を受けて実施している。 ・ 保護者からの相談。

③いじめ防止に効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組に関わっている関係者や関係部署・機関を聞いたところ、「教師」、「教育委員会」の割合が高く、それぞれ 80.6%となっている。次いで、「SSW (58.1%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「警察」、「PTA」、「民生委員」等が挙げられている。

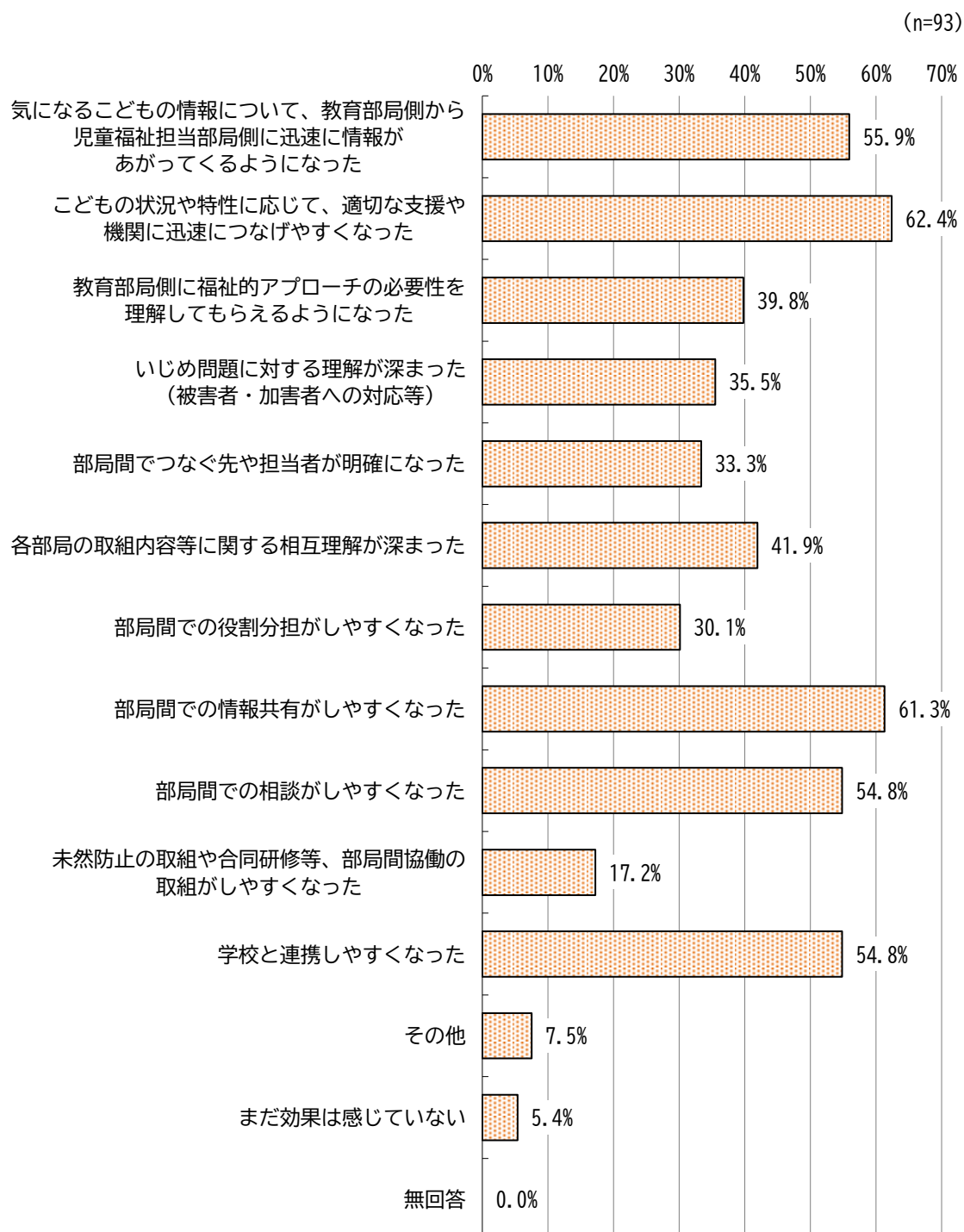
図表 3-23 いじめ防止に効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関(複数回答)



④いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた効果を聞いたところ、「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関に迅速につなげやすくなった」の割合が最も高く 62.4%となっている。次いで、「部局間での情報共有がしやすくなった (61.3%)」、「気になるこどもの情報について、教育部局側から児童福祉担当部局側に迅速に情報があがってくるようになった (55.9%)」となっている。

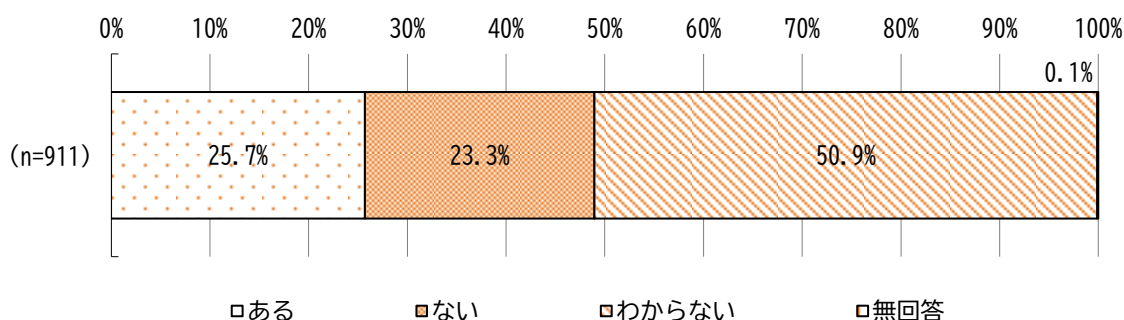
図表 3-24 いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果(複数回答)



⑤不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無について、「ある」の割合が 25.7%、「ない」が 23.2%、「わからない」が 50.9%となっている。

図表 3-25 不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無



⑥不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組

1)取組内容

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、具体的な取組内容を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「自治体基盤整備」に関する回答が多く見られ、特に、「会議体の設置」、「情報共有・連携の工夫」が多く見られた。その他、「自治体施策」の「民間施設や居場所の活用」や「学校での取組支援」の「ケース会議の実施」、「こども・家庭支援」の「家庭環境の把握」も多く見られた。

自治体基盤整備

<会議体の設置>

- ・学校と定期的に行っているサポート会議や要保護児童対策地域協議会での教育機関との会議、関係者会議等で福祉的支援が必要な不登校児童の家庭を把握し、支援方針を検討する。
- ・教育部局主催の登校支援委員会などの定期会議に児童福祉部局が参加している。児童福祉部局が主管している不登校児童を対象にした居場所の会議に教育部局が参加している。
- ・教育福祉連携会議での情報共有と支援方針についての議論。
- ・不登校改善推進会議を開催し、町内各学校の取組などについて情報共有している。
- ・子ども・若者支援地域協議会における不登校・ひきこもり連携会議（ケース会議）。

<要対協の活用>

- ・ケース会議や要保護児童対策地域協議会で不登校ケースを取り上げ、情報共有や連携を図っている。
- ・福祉部局が担当している要保護児童対策地域協議会で不登校部会を設置している。
- ・要対協のケース会議等、会議や情報共有の機会が定期的にあること。教育以外の支援や相談につながることで、教育と福祉、両輪で支援ができる。家庭の問題へのアプローチが可能になる。
- ・要対協の会議などで家庭状況を把握することで不登校防止につながることもある。

<方針やフローの作成>

- ・福祉部局で不登校のこどもの受け入れ先を開拓し、教育部局に提供した。福祉部局で、不登校のこどもの状況についてアセスメントシートを作成し、教育部局と共有した。
- ・教育部局とこども家庭センターで共通理解を行う打ち合わせを行った。
- ・保護者や子どもの了解のもと、不登校の実態や課題を教育と福祉が連携して、お互いの持っている

社会資源情報を保護者や子どもにも提供して、課題解決の援助につなげる。

<情報共有・連携の工夫>

- ・学校や教育委員会の家庭訪問等を嫌がる家庭（子どもを含む）においては、こども家庭支援センター職員が定期的に家庭訪問をし、教育関係機関につないでいる。
- ・教育委員会とこども未来局の兼務である教育相談課が同一の建物・組織におり適宜情報共有している。
- ・児童福祉担当部局が設置している相談窓口に、不登校に係る相談があり、教育委員会への情報提供を希望された場合に、児童福祉担当部局から教育委員会に情報提供し、教育委員会と学校が連携して対応を行っている。
- ・町こども家庭センター（本町の要対協担当部署）と教育委員会での学校訪問による定期情報共有（偶数月の学校訪問）。
- ・長期不登校児童世帯に対して、教育委員会から文書をお送りし面談する仕組みがある。対象児童世帯と子育て支援課にて関わりがあるか、子育て支援課と情報共有する場がある。

<組織体制の工夫>

- ・こども家庭センターを共同運営。
- ・各教育局に福祉部局所属の担当（教員 0B）を配置し、学校との連携や定期的な不登校生徒の情報共有等、個々の状況に応じた支援を実施。
- ・社会福祉課地域共生グループの職員が、学校教育サポートセンター（教育委員会）で定期的に相談支援に取り組んでいる。
- ・組織横断の推進チームによるリーディングプロジェクトにおいて、学校生活になじめない子供の学び・居場所の選択肢の多様化を推進している。

自治体施策

<相談体制の充実>

- ・教育支援センターへの定期的な訪問により、こどもや保護者と関係を築きながら相談に繋げ、必要な支援を行っている。
- ・子ども総合相談窓口の設置により、児童生徒個人だけではなく家庭への支援として関わっている。学校や教育委員会に相談しづらさを感じている家庭の相談窓口として、効果的だと感じる。
- ・児童福祉部局に教育相談員を配置し、児童生徒及び保護者からの相談に応じ、福祉的な視点で課題の解決に努めている。

<中学卒業後のつなぎ>

- ・教育支援センター及び児童育成支援拠点事業²の連携。
- ・中学校卒業後が気になる生徒の情報を学校から上げてもらい、学校・教育委員会・児童福祉担当・地域支援者を交えた会議を開いて、卒業までに支援につながる方法を検討している。
- ・不登校の子が義務教育終了後、どこにもつながらない状況を避けるため、子どものサポート機関の一覧を作成し、市内の全中学校3年生に配布したり、市内高校で配布してもらったりしている。

<民間施設や居場所の活用>

- ・子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行い、将来の自立に向けて生き抜く力を育てている。
- ・児童福祉担当部局が開催している居場所に SSW が不登校のこどもを連れてきたり、教育部局主催の居場所に児童福祉担当部局の職員が参加したりすることで、教育の福祉の連携が深まる。
- ・こどもの居場所として、「学習等支援室」を運営し支援している。
- ・登校前や学校へ行けない子どもの居場所づくりを行っている。
- ・福祉部局の事業として、高校内に、家庭や学校関係者以外の、信頼できる大人や友達と安心して過ごすことができる「こども第三の居場所」を設置。個別のニーズを発見し、個別支援や必要な社会資源に早期につなげ、こどもの健やかな成長を図る。

² 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

専門職活用
＜SC・SSWの活用＞ ・学校、SSW、SC、児童福祉担当による包括的な支援。 ・SSWとケース会議を実施し、状況の把握と対応の協議を行っている。 ・SSWとの情報共有、同道での家庭訪問。 ・SSW連絡協議会に児童福祉担当部局も参加し情報共有を行っている。子ども家庭支援関係課担当者会議を毎月開催し、必要なケースは不登校支援を担う教育部局と児童福祉担当部局が情報共有を行っている。 ・同一建物内に教育部局があり、日常的に連携できるような状態となっている。また、児童福祉担当部局が何かしらの関わりを持っている家庭（定期面談を実施している家庭等）であれば、SSW等とともに面談を実施し、その結果からケース会議の開催を行うこともあり、柔軟な連携に努めている。
学校での取組支援
＜ケース会議の実施＞ ・保護者・学校・SSW・児童福祉部局によるケース会議の定期開催～こども達の生活のリズム形成と養育環境の改善に向けたふりかえりを行い、家庭の取り組みの助言を行っている。 ・学校・家庭・福祉機関が定期的にケース会議を行い、支援方針を共有する。 ・合同ケース会議等を開催し、児童の学校生活の状況や児童自身の特性、世帯全体の状況、家族関係、背景などを把握することにより、不登校の原因を明らかにするとともに、支援の主体を決定する。 ＜アセスメントの実施＞ ・ケースアセスメントを丁寧に行う、声掛け方法や関わり方を一緒に検討することで、より適切な介入支援につながっている。複雑な家庭、発達特性によるケースは不登校だけでなく、多面的支援につなげる。思春期の難しさ、保護者の辛さも意識した関わり方が出来ている。 ・学校と定期的に行っているサポート会議や要保護児童対策地域協議会での教育機関との会議、関係者会議等で福祉的支援が必要な不登校児童の家庭を把握し、支援方針を検討する。 ＜教職員への支援＞ ・学校関係者向けのYC支援や教育支援センターの取り組みの事業説明会。 ・学校への助言指導、保護者への面談、こどもへの聞き取り。
こども・家庭支援
＜家庭環境の把握＞ ・家庭訪問による子どもへの働きかけ、子どもや保護者との定期的な面談、塾と情報を共有しての学習支援。 ・子どもだけでなく、保護者も含めた家庭への関わりや不登校になる背景の情報共有も目的。 ・不登校児童生徒の家庭への訪問（家庭によって、教育福祉が連携して家庭訪問を行うなど、継続的な支援を実施）。 ＜発達特性等に関するフォロー＞ ・子どもにとって学校以外の居場所で遊びを取り入れたセッションや、会話を通して対人関係の構築の練習をしたり、保護者が発達特性の理解と対応を学ぶ。 ・不登校の原因が児の持つ発達特性や障害、家庭環境（困窮、要保護世帯、親の病気・障害）などのケース場合、支援者や関係機関が情報共有、連携・協働した支援を実施。 ・未就学の時点で把握している、発達特性のある子、保育園等で不適応がある子、家庭的に心配な背景がある子について就学前に学校や教育委員会と情報共有している。 ＜家庭環境の把握・保護者支援＞ ・「不登校の悩みを抱える保護者の集い」の開催、不登校支援センター、子ども総合センター情報共有会議 ・家庭の背景に関する情報があり、適切な関係機関との連携や家庭や保護者への支援がスムーズ。保護者に対して寄り添う支援が可能

・不登校の未然防止を目的とした、小学校入学前の就学時健診における保護者カフェの実施。 ・不登校相談会・保護者交流会の開催。
その他
・リーフレットを作成して学校に配布し、相談窓口を周知する。 ・福祉部局で不登校生の受け入れ先を開拓し、教育部局に提供した。 ・学校巡回訪問を教育部局と一緒にやる。 ・幼保小架け橋プログラムで小学校へのスムーズつなぎや保小中連携推進会議を開催。

2)取組を実施したきっかけ

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施したきっかけを尋ねたところ、主な回答は以下のとおりである。

全体としては、「自治体の組織体制や取組推進のため」「切れ目ない支援、包括的な支援提供のため」に関する回答が多く見られた。

自治体の組織体制や取組推進のため
<会議体の設置> ・子ども・若者支援地域協議会を設置した。 ・重層的支援体制整備事業主管課が複合的な課題を抱えるケースを取り扱う会議体を立ち上げたのがきっかけ。 ・長欠対策会議の立ち上げの際、要対協に参加要請があった。 ・教育、福祉、保健に関する一体的な相談支援を行う一環として、子ども家庭支援関係課担当者会議を開催し毎月情報共有を行うこととした。 <組織改編> ・子育て世代包括支援センターの設置により、関係機関との連携がすすめられていた中で、学校教育課からの声掛けがあった。 ・不登校児童・生徒が通所する支援室の所管が福祉担当部局から教育委員会に移管したことをきっかけに連絡会議が始まった。 <その他自治体内の方針や新規事業のため> ・不登校で児童の現認が困難なケースを要保護児童対策地域協議会管理ケースとして対応したことから。 ・児童育成支援拠点事業を開始したことで、学校関係者と連携のきっかけとなった。
切れ目ない支援、包括的な支援提供のため
<義務教育以降を見据えた支援の必要性> ・義務教育課程終了後の支援に課題を感じていたため。 ・不登校のこどもが増えており、そのまま大人になると引きこもりにつながるため、こどものころから行政で一体的に支援すべきと考えたため。 ・ひきこもりの実態調査を行った結果、ひきこもりのきっかけに「不登校」を挙げる当事者が多くいたため。 <包括的な支援の提供> ・対象の家庭に対して個で支援するのではなく関わっている機関で連携して支援を検討することが効果的であると考えられるため。 ・児童虐待の対応で、複合的な課題の一つとの支援として、不登校支援も並行して行う必要があった。 ・ひとり親・多子の家庭や、ひとり親・保護者傷病の家庭など、養育基盤の不安な家庭における不登校のこどもについて、継続した対面が困難であったり、ヤングケアラーに陥る等、課題が時間経過とともに重くなり、地域の関係機関ができる支援を持ち寄って総合的な支援を取り組む必要性に直面したため。

「自治体基盤整備」や「学校での取組支援」では、「関係機関連携の必要性」をきっかけとするものも多く見られた。また、「学校だけでは対応困難・学校からの相談」をきっかけとするものも一定数見られた。

関係機関連携の必要性を感じた
・子どもの権利や要対協調整担当部署であることから、学校との連携の必要性を感じ、児童福祉部門が学校で実施しているいじめ不登校会議の参加について提案をした。 ・まずは支援を要する児童の実態把握と情報共有が必要だという認識を両部局が持ったため。 ・不登校の中に、虐待にあたるケースがある場合もあり、連携が必要だったため。 ・不登校児童生徒を対象にした子どもの居場所を提供することになり、不登校の相談が増えたため、SSW と連携するようになった。 ・子育て世代包括支援センターの設置により、関係機関との連携がすすめられていた中で、学校教育課からの声掛けがあった。
学校だけでは対応困難のため・学校からの相談による
・学校側が生活ニーズを把握しても、福祉部局へ繋ぐことができていなかったり、支援者がばらばらに介入していたりと効果的な支援が行えていない状況であったため。 ・学校側の困り感に町保健師が対応した結果、定期的な情報交換・支援が増え、教育委員会が参画した定期会議となった。 ・不登校は学校だけでは解決しにくく、関係機関が理解を深め連携しながら支援をし、卒業後も継続した関わりの必要があるため。 ・学校から児童福祉部署へ相談受け、必要性が高いと感じていたことから開始した。

「自治体基盤整備」や「自治体施策」では、「ケース対応」をきっかけとするものも多く見られた。

その他、「自治体基盤整備」では「家庭・福祉的要因への対応のため」、「自治体施策」では、「学校以外の居場所や教育部局以外の部署の関わりの必要性」や「不登校児童生徒数の増加」をきっかけとするものも一定数見られた。

ケース対応
・ 要対協定期実務者会議に向けての情報収集の訪問が、3者連携の機会として定着した。 ・ 長期欠席児として安全確認が取れない・長期で面会が取れない児がおり心配な状況と考えられたため。 ・ ケース対応がきっかけとなった。 ・ 子どもや保護者との関係性が良い部署が関わった方がよいケースがあったから。支援、介入それぞれの担当を分けた方が良いケースがあったから。 ・ ケースを通して課題を共有し、居場所事業の必要性を深めて行った中で、居場所事業と教育センターを同じ場所に置くこととなった。
家庭・福祉的要因への対応のため
・ 不登校児だけでなく、世帯全体に生活等の困り感があることが多いため、包括的な支援を考えられる。 ・ 不登校の背景に、こどもの発達特性や家庭環境等が影響する場合があるため。
学校以外の居場所や教育部局以外の部署の関わりの必要性
・ 学校以外の子どもの居場所がほしいという要望があった。 ・ 不登校対策に福祉部局の関与が必要だと感じたため、不登校のこどもたちや家族と関われる機会を活用した。 ・ 福祉部局で学校以外の居場所として地域住民と触れ合える場所を提供したところ、そこに通えるようになった生徒が出てきた事。
不登校児童生徒数の増加
・ 中学校の卒業式に出席した市長が、不登校が増えていることに危機意識を感じたことがきっかけ。 ・ 不登校児童生徒が増加傾向にあるため、学校だけでなく、地域全体で対策を講じる必要があると感じた。親子関係の悪化から生じる児童虐待の予防やひきこもり予防を目的として取り組む予定である。 ・ 各校で不登校児童生徒が増え支援が必要になったため。

その他、以下のような回答も見られた。

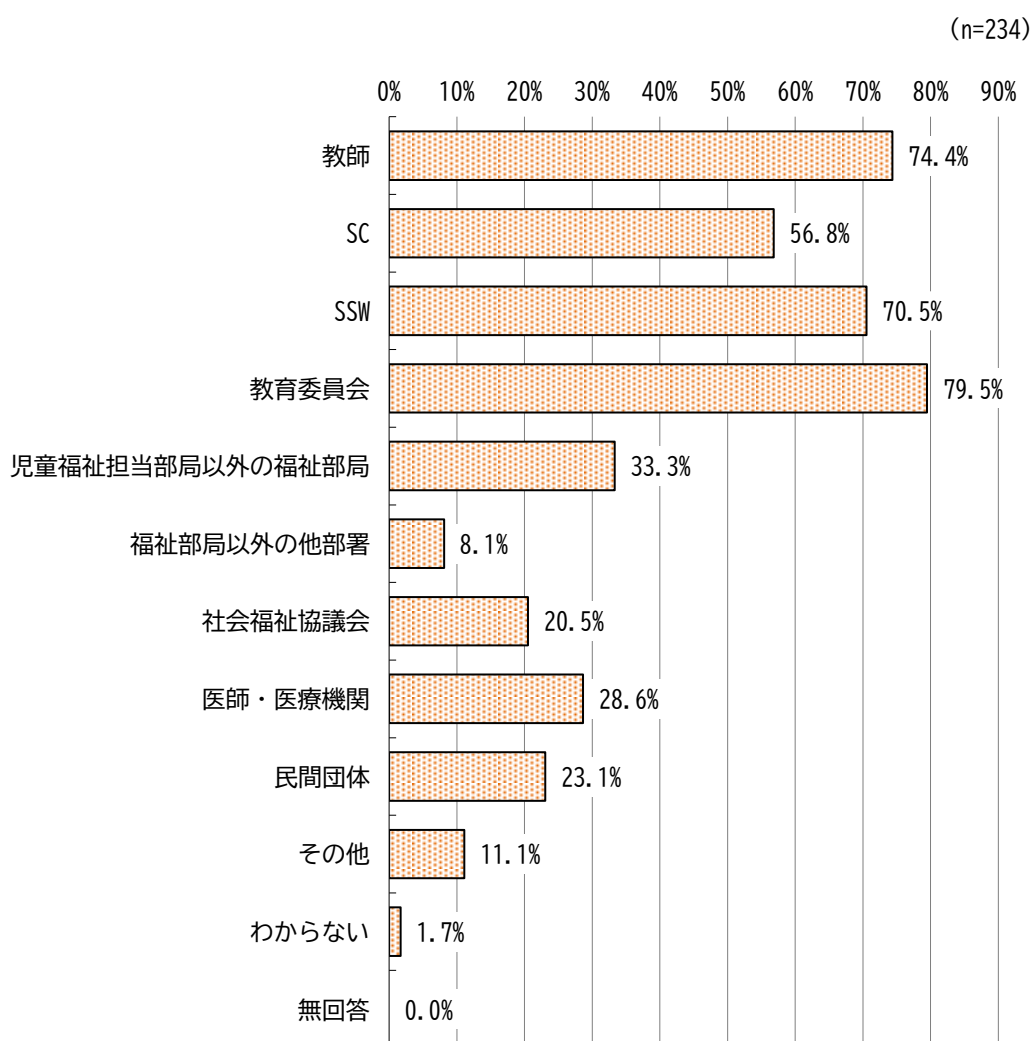
その他
・ 学校もしくは保護者からの相談。 ・ 児童・保護者への支援が必要だと感じたため。 ・ 不登校という現象の背景が他機関からの情報分析により明確になり適切な対応につなげることができる。

⑦不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組に関わっている関係者や関係部署・機関を聞いたところ、「教育委員会」の割合が最も高く 79.5%となっている。次いで、「教師 (74.4%)」、「SSW (70.5%)」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「教育支援センター」、「障害相談支援センター」、「不登校児童の居場所」等が挙げられている。

図表 3-26 不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関(複数回答)

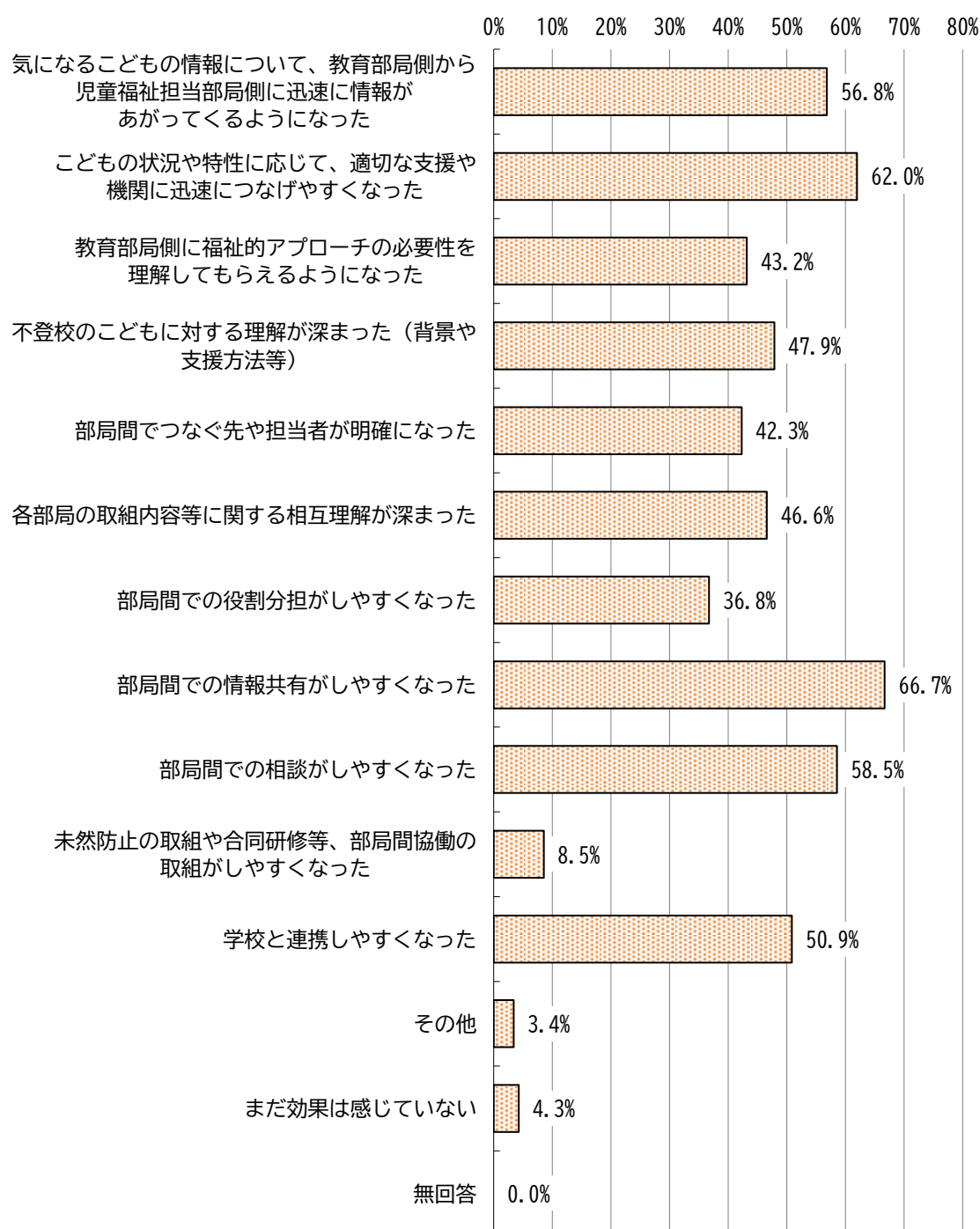


⑧不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた効果を聞いたところ、「部局間での情報共有がしやすくなった」の割合が最も高く 66.7%となっている。次いで、「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関に迅速につなげやすくなった（62.0%）」、「部局間での相談がしやすくなった（58.5%）」となっている。

図表 3-27 不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果(複数回答)

(n=234)



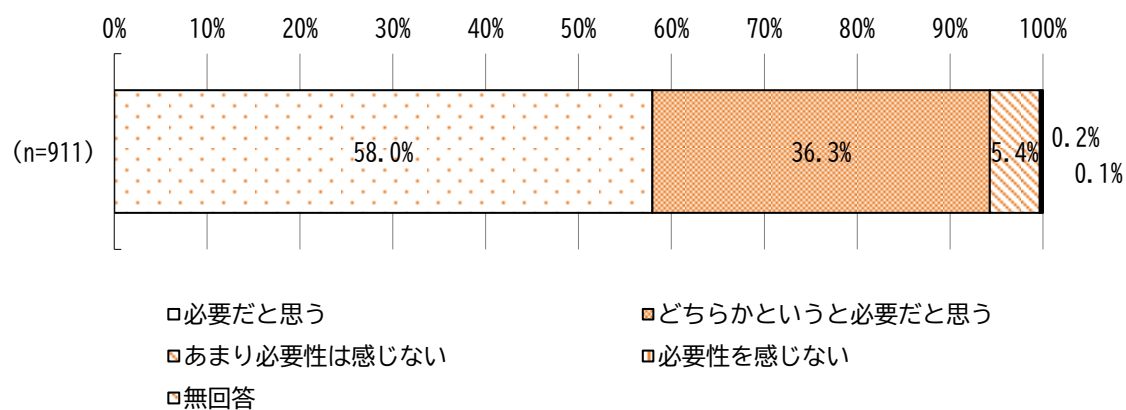
(7)「教育と福祉の連携」の必要性等について

①いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性

いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性について、「必要だと思う」の割合が 58.0%、「どちらかという必要だと思う」の割合が 36.3%となっている。

一方で、「あまり必要性は感じない」の割合が 5.4%、「必要性を感じない」の割合は 0.2%となっている。

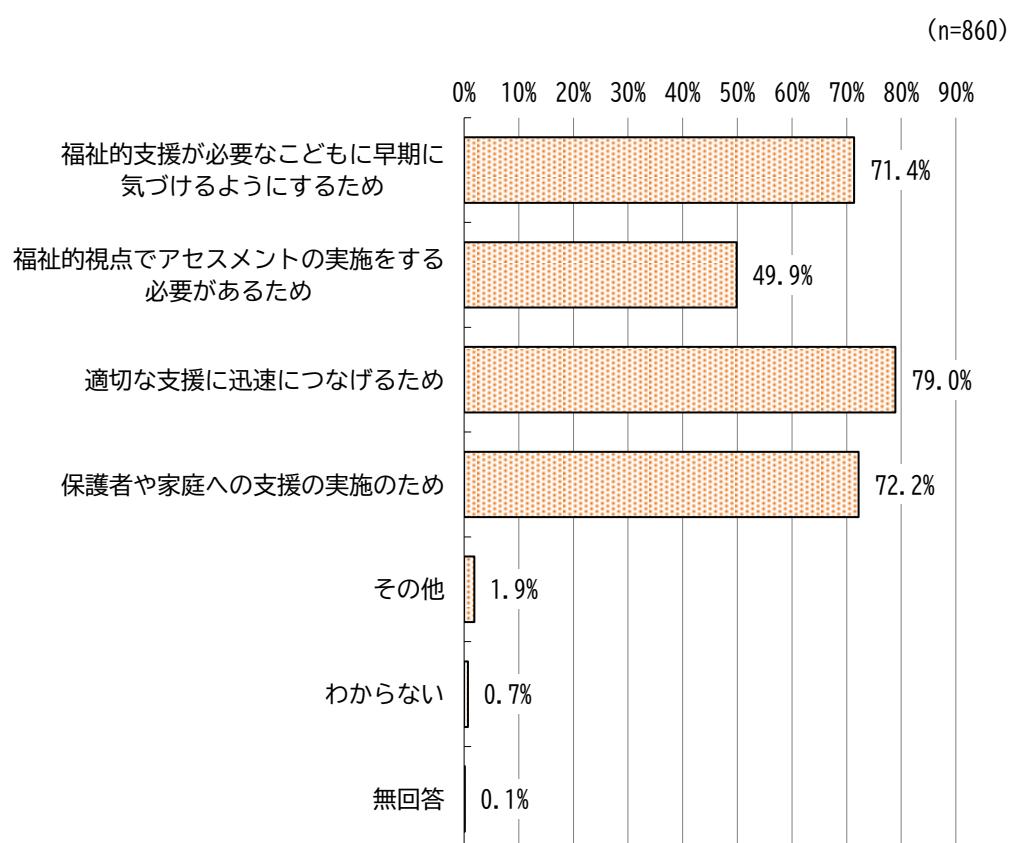
図表 3-28 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性



②いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由

いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性について、「必要だと思う」または「どちらかという必要だと思う」と回答した場合に、教育と福祉の連携が必要だと考える理由について聞いたところ、「適切な支援に迅速につなげるため」の割合が最も高く 79.0%となっている。次いで、「保護者や家庭への支援の実施のため（72.2%）」、「福祉的支援が必要なこどもに早期に気づけるようにするため（71.4%）」となっている。

図表 3-29 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由(複数回答)

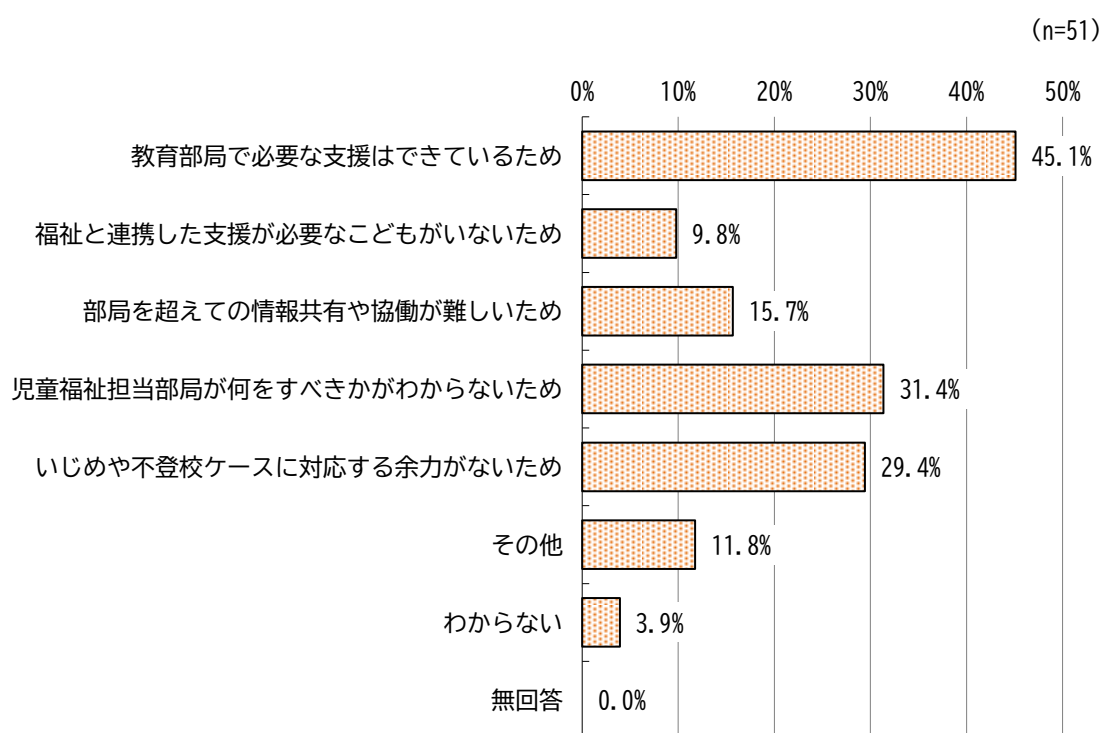


③いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由

いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性について、「あまり必要性は感じない」または「必要性は感じない」と回答した場合に、教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由について聞いたところ、「教育部局で必要な支援はできているため」の割合が最も高く 45.1%となっている。次いで、「児童福祉担当部局が何をすべきかがわからないため（31.4%）」、「いじめや不登校ケースに対応する余力がないため（29.4%）」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「いじめや不登校は教育部局で解決すべき問題と考える」「対応には正確な情報が必要だが、情報収集に時間や労力がかかりすぎる」「一般的な学校でのいじめ等であれば、児童福祉部門等に幅を広げるよりも教育部門（学校人員の増加等）を手厚くしたほうが効率的、効果的と思われる」等が挙げられている。

図表 3-30 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由(複数回答)

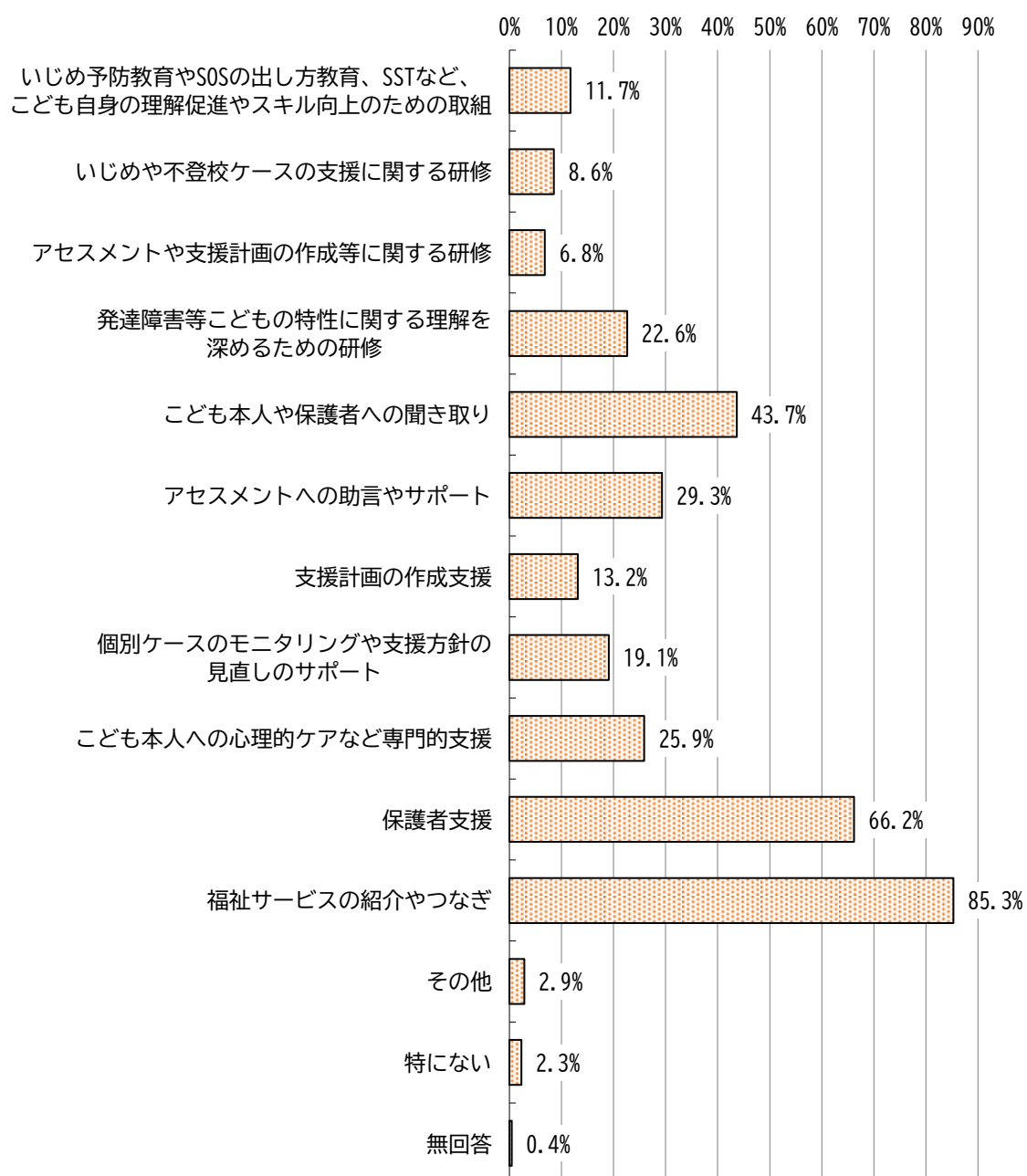


④いじめ防止や不登校対策において児童福祉担当部局が果たせると考える役割

「福祉サービスの紹介やつなぎ」の割合が最も高く 85.3%となっている。次いで、「保護者支援（66.2%）」、「こども本人や保護者への聞き取り（43.7%）」となっている。

図表 3-31 いじめ防止や不登校対策において児童福祉担当部局が果たせると考える役割(複数回答)

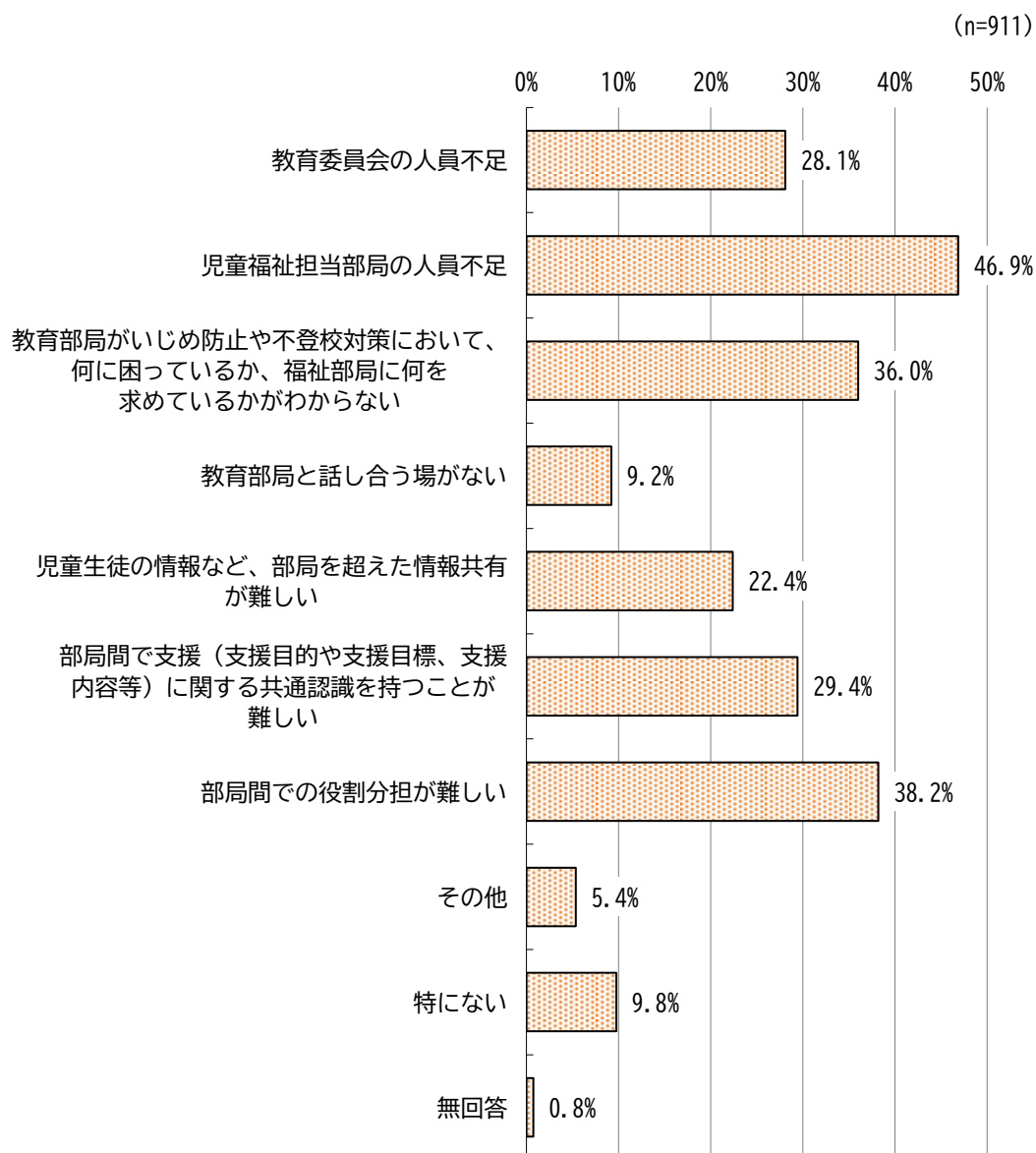
(n=911)



⑤教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていること

「児童福祉担当部局の人員不足」の割合が最も高く 46.9%となっている。次いで、「部局間での役割分担が難しい（38.2%）」、「教育部局がいじめ防止や不登校対策において、何に困っているか、福祉部局に何を求めているかがわからない（36.0%）」となっている。

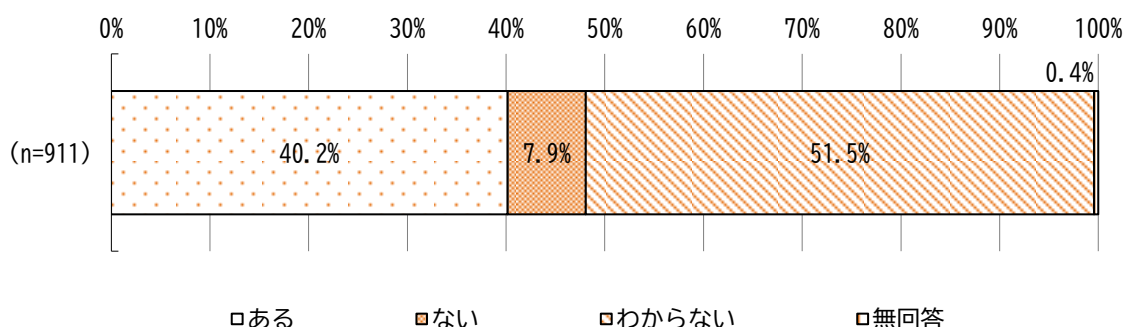
図表 3-32 教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていること（複数回答）



⑥高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じること

高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じるについて、「ある」の割合が40.2%、「ない」が7.9%、「わからない」が51.5%となっている。

図表 3-33 高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じること



⑦高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じること

高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じるが「ある」と回答した場合に、どのような課題を感じるかを聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「高校との連携・情報共有が難しい、情報が入らない」に関する回答が特に多く見られた。その他、「支援・相談窓口や社会資源の不足」、「高校生年代特有の課題（進路・退学・ひきこもり等）」、「支援の継続性・フォローアップの困難さ」等も多く見られた。

高校との連携・情報共有が難しい、情報が入らない
・高校との話し合いの場がない。高校の生徒の情報など情報共有が難しい。 ・高校生年代のこどもの場合、学校の所管が都道府県となり連携や情報共有が難しい。 ・市町村の教育委員会の管轄でなくなるため、教育部局に相談がしにくい。 ・義務教育年代とは異なり、それぞれの所属からの情報が集約されず関係機関で共有されていない。 ・高校は要保護児童対策地域協議会に入っていないことが多いため、情報がこちらに共有されていない。 ・高等学校におけるいじめ、不登校の正式な情報共有が行われていないので、実態が十分につかめていない。
義務教育終了後の支援体制・担当部局の不明確さ
・高校生年代の支援の管轄部署がどこなのか曖昧。 ・市の教育委員会が窓口にならず、どこに相談すればいいか不明確。 ・高校生年代は、義務教育ではなく、成人もしくは成人を目前にした年齢で対象になる制度等のはざまになりがちである。 ・高校生の不登校については、家庭の問題にもよるが義務教育ではないので、どこまで関わらないといけないのかが分からない。
支援・相談窓口や社会資源の不足
・教育委員会等の支援がなく、フォロー資源が少ない。 ・高校生が利用できる福祉サービスや地域資源が少ない。 ・中高生の居場所作り。中高生を受け入れる居場所が少ない。 ・町内に高校生向けのサポート施設や専門的な相談窓口がない。

本人・保護者からの発信や相談が少ない、アプローチが難しい
・ 本人との接点をもつことが難しい。 ・ 本人や保護者からの発信がない限り把握が難しい。 ・ 年齢、学年が上がるにつれて、相談件数が減る傾向にある。 ・ 高校生年代の子ども本人が、児童福祉部門へ相談できることの周知が難しい。 ・ 保護者が悩み相談につながっても、高校生自身が悩み相談しながら直接話を聞くことができない。 ・ 不登校生徒が高校を退学し、生徒・保護者が外部との関わりを拒否している場合のアプローチ（地域の支援機関とのつなぎ等）が難しい。
高校生年代特有の課題（進路・退学・ひきこもり等）
・ 不登校から長期のひきこもりへの移行。 ・ 進学先や就職先がない高校生年代のこどもにおける支援。 ・ 卒業までの限られた時間のなかで自立を促す取り組みを行うことができるのか。 ・ 高校は義務教育ではないため、出席日数が不足すると退学に至るケースもあるなど学校側も柔軟な対応が難しい。かつ、行政も退学に至ってから状況を把握するなど、支援者が不登校を早期に発見し、対応することが難しい。
学校や地域による対応・支援の差、学校側の協力・温度差
・ 学校によって対応に差がある。 ・ 学校（先生）の考え方に左右され、連携がとりにくい場合がある（特に不登校）。 ・ 各学校の対応にも温度差があり、近年、通信制の学校に所属しているこどもも多く（通信制高校によってスクーリングの頻度も異なる）その後の対応について協議しづらい。 ・ 高校は単位制であるため、欠席状況で留年や退学になる場合がある。児童生徒の希望する進路について、福祉的な視点でサポートや配慮してくれるかは学校により対応が異なることがある。 ・ 高等学校によって、不登校対策に対しての姿勢や取組度合いが違う。義務教育ではないため、登校しなければ退学でもよいと考える高等学校もあれば、登校しやすい環境作りをしようと考慮する高等学校もある。
支援の継続性・フォローアップの困難さ
・ 不登校等で高校を中退したときの支援の難しさ。 ・ 高校から大人になるまで、大人になってからの支援が途切れがちである。 ・ 情報の入りにくさにより退学後のフォローにつながりにくく、成人期の孤立につながっている事例があると感じる。 ・ 小・中学校と不登校のまま通信制の高校進学をしても退学されることもある。所属機関がなくなるとその先の引継ぎがなく、支援が継続されないままになるケースがある。 ・ 児童相談所はこどもに関する相談を保護者等から受けるが、18 歳以上になると市町村につなげる形で終結となる。相談対象年齢により、線引きされた高校生年代の悩み等に対して切れ目のない支援になっていないように感じる。
SNS・インターネット上のいじめやトラブルの把握が困難
・ SNS 利用によるトラブル。 ・ SNS での誹謗中傷を把握しにくい。 ・ 現行法では「いじめ」の定義が幅広く、また学校外やインターネット上で起こることも含まれるため、最前線で対応にあたる学校が苦慮している。 ・ 人間関係の複雑化、変化の激しさを周囲がキャッチすることが困難になり、問題が大きくなるまで気づかないことがある。また、SNS 等周りの目が届きにくいところでのトラブルの発生などは社会問題だと感じる。
担当職員のスキル・人員不足
・ 児童福祉部門でいじめや不登校に関するノウハウが少ない。 ・ 高校生の相談に対する担当者の経験がなく対応できるか不安がある。 ・ 高校生年代の相談を聞くスキルが職員に備わっていない。支援のつなぎ先についての情報が少ない。

その他（個別具体的な事例や特殊な事情等）

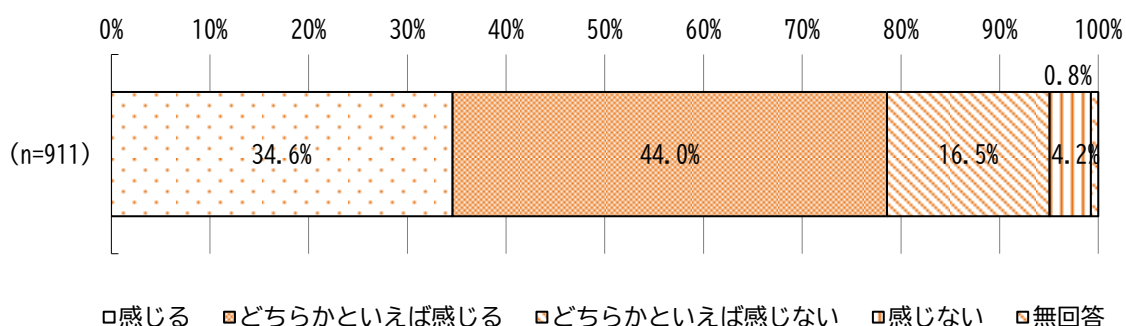
- ・学区が広域に及ぶことから対応が難しい。
- ・境界知能の中学生について、倍率の低い高校に進学はできるが、勉強について行けず、不登校→退学となる事例が多く課題。
- ・高校生で電車通学する生徒がいるが、電車の本数が少なく、一本逃してしまうと登校意欲が無くなってしまい不登校につながることもある。

⑧いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいると感じること

いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいると感じることについて、「感じる」の割合が34.6%、「どちらかといえば感じる」の割合が44.0%となっている。

一方で、「どちらかといえば感じない」の割合が16.5%、「感じない」の割合が4.2%となっている。

図表 3-34 いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいると感じること



⑨いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいると感じる中で、どのような子どもに支援が届きにくいのか

いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいると感じることについて、「感じる」または「どちらかといえば感じる」と回答した場合に、どのような子どもに支援が届きにくいと感じるのかについて聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「保護者による支援の拒否等により介入が難しい家庭」、「SOS を出すことが難しい子どもや家庭」に関する回答が特に多く見られた。その他、「不登校等の理由で社会との接点が乏しい子ども」、「中学校卒業後につながりが途切れる子ども」等も多く見られた。

保護者による支援の拒否等により介入が難しい家庭

<保護者により支援拒否されるケース>

- ・子どもと保護者の関係性が不調や、保護者が教育や福祉サイドからの支援に対する拒否感が強いと、家庭での潜在的な問題を発見することが難しかったり、各種のサービスにつながらない。
- ・家庭全体で問題を抱えていても保護者の拒否感が強く、子どもに繋がれないケース。
- ・家庭（保護者）が支援の介入を拒否している場合。近所の目を気にして、市役所関係者が出入りすることを嫌い、家庭訪問ができず、電話連絡をしても応答してもらえなかったりする場合。
- ・保護者が、子どもが家庭以外の関係機関と接点をもつことや、子どもが家庭内の事象を外部に話すことを嫌がる（拒絶に近い、子どもに「話すな」と釘をさす など）。

- ・支援が必要と思われる世帯の保護者ほど、支援を受け入れる事ができずに孤立しがちであり、必要な支援につながるまでに時間を要する事が多いと感じる。

<保護者の支援ニーズが低いケース>

- ・保護者の問題意識が低い場合、保護者からの相談も出てこないで支援につながりにくい。また、ベースに発達障害やメンタルヘルスの問題、家庭の機能不全がある場合は、特に外部の支援に抵抗感を持つことが多く、福祉部局の相談支援につながりにくい。福祉部局は、直接子どもの異変をキャッチすることもなく、子どもから相談を受けることが少ない。
- ・親に知的障害・精神障害がある場合などは、親自身に困り感が生じにくいことが多い。すると、他者による支援の必要性が理解できず、介入困難や支援拒否につながるケースがある。
- ・学校や保護者にニーズがない場合、学校から安全確認等を求められた際など、訪問するがそもそも子どもとしては見知らぬ人からの訪問であるため応じてもらうことが難しい。先の支援に繋げることが難しい。
- ・保護者が登校させる必要性を感じていないなど独特の教育観をもつ場合などは、目視確認すらも難しい場合があり苦慮している
- ・様々な理由により保護者の改善意欲が低く、支援を受けることに消極的な家庭のこども。特にネグレクト傾向のある家庭については継続的な支援の受け入れにつながらず支援に苦慮している。
- ・発達の特性やヤングケアラーの疑いがある場合、保護者の受容が困難な場合が多い。

SOSを出すことが難しいこどもや家庭

<こどもがSOSを出すのが難しいケース>

- ・相談機関は相談を”受ける”機関のため、アウトリーチや出張相談を実施してもなお活用に躊躇する子ども・若者やその保護者には支援が届きにくい。
- ・困っているが自ら相談できないこども
- ・家庭の事情や発達特性などで自分から助けを求めにくいこども
- ・ヤングケアラーや虐待など、こども自ら発信することが難しく、支援について保護者の同意が得られにくい場合
- ・自覚のないヤングケアラー等の声をあげなかったり、あげられなかったりするこども。関係機関が少ないために困り感に気づかれにくいこども。

<保護者がSOSを出すのが難しいケース>

- ・児童が家庭外に状況を発信することはハードルが高いため、保護者からの求めが大事であるが、保護者が課題を抱えていることで支援を求めない場合、対象児童への支援が届きづらい。
- ・親の病気や精神疾患が主たる要因で、行政に支援を求めることができない状況にある家庭のこども。
- ・保護者自身が精神障害やなんらかの特性を抱えており、他人とのコミュニケーションをとることが難しいケース。
- ・こどもに支援をするということは保護者と関わる必要がもちろんあるので、保護者との意思疎通が難しい場合は支援が届きにくいと感じる。

<情報や資源等へのアクセスが難しいケース>

- ・交通インフラが乏しく、こどもが自由にひとりで外出しづらい地域に住むこども。
- ・自ら助けを求めることを諦めていたり、支援に関する情報にアクセスしない又はアクセスできないこども。

<言語の壁等の理由で情報が届きにくいケース>

- ・外国にルーツのある親・きょうだいに囲まれて日本語が上手に読めず、そもそも相談機関の存在を知らないこどもに支援が届きにくいと感じる。
- ・子ども自身の問題(発達課題)や保護者の問題(思考・疾患等)で情報を受け付けられない場合、必要な支援を知る・理解することができず支援につながりにくい。また外国籍の児童等はコミュニケーションの課題を抱えやすい。

不登校等の理由で社会との接点が乏しいこども

- ・不登校やひきこもりなどで、必要な支援に関する情報が届かず、支援に結びつかない子ども。
- ・不登校の子どもは所属との接点が少なく、所属からも福祉部門に声が届きづらいため、保護者が助

けを求めない限り SOS の声が届きづらいと思われる。 ・不登校等で学校とのつながりがなくなると、地域の支援へのつながりが困難になり、孤立しやすくなり、支援が届きにくい。 ・不登校のこどもは関係機関との接点が少ないことから、現状把握が難しく、必要な支援が届いていないケースがあるものと認識している。 ・虐待防止の取組みの一つとしてこども自身が困りごとを抱えたときの発信力強化のための周知・啓発を行っているが、不登校等により欠席している児童・生徒には行き届いていない。
中学卒業後につながりが途切れるこども
・高校生のこどもへの支援。義務教育ではないため、つながりをつくるのが難しい。 ・義務教育ではないからなのか、又は高校生の所在地の市町と住民票のある市町が異なるからか、高校生の先生や保護者からの市への相談は少なく実態は不明。 ・16-18 歳のこどもは、就学している子、学校を中退してバイト or ニート or ひきこもりなど、いろいろな生活背景があり、支援のニーズを把握しにくい＆提供できる公的支援が限定される。 ・中学卒業後の進学先・就職先等の所属がないこども。非行や自傷行為など問題行動や引きこもり等につながる人が多いが、所属がないゆえに目視やコミュニケーションがとりづらく支援が難しく感じます。
学校で課題が表面化しづらいこども
・学校には毎日登校しているため、学校では適応しているように見え、課題が表面化しづらいこども ・学校では問題行動はないが、学童クラブで他児への好ましくない関わりが見られるケース。 ・学校としてはノーマークの児童生徒。集団生活では適応できているように見えて、SOS が出せていない子どもがいるが、気づかれにくい。
発達の特性的なこども
・保護者が障がいなどにより社会性や養育能力が低い場合やこども自身に特性があり集団生活や社会生活に適応しにくい状況の場合、保護者や本人に困り感が無いため支援が届きにくいと思う。 ・発達障害・グレーゾーンの子どもの周囲の理解を得ることが難しく、その結果いじめや不登校になる場合があり、そういった子どもに対する社会資源が乏しいと感じる。 ・支援級にも在籍していないような、いわゆる「グレーゾーン」に該当する児童。児童の特性から自身の意思を発信できない場合など、特に問題行動がなければ、特別な配慮も受けられていないことが多いと感じる。 ・特性のあるお子さんの保護者理解が難しいケース。
関係機関との連携において課題がある場合
<学校との情報連携> ・学校の見立てと福祉側の見立てに乖離が生じている子どもへ支援が届きにくい。 ・学校長の交代で校風や考え方が左右されること。 ・公立の小中学校においては情報共有ができていますが、私立小中学校や高等学校、民間教育機関については、情報が届かないと支援が困難である。 ・学校によって、児童福祉と適宜連携が取れるところと、とれないところがある。 ・学校との信頼関係が構築できにくいこどもには支援が届きにくい。 ・保護者と学校との関係性が良くないケースの場合、児童福祉担当部局に相談が繋がり難くなる。 <外部支援機関との情報連携> ・外部支援機関（民間組織・フリースクール・NPO）との情報共有（個人情報の管理問題）。 ・学校以外の居場所の提供に力を入れているところではあるが、個人情報保護等の観点から、子どもに関する情報を学校から出しにくいことなどに課題があり、現時点では、学校以外につながりを持ってない子どもに支援が届きにくい。
経済的困難を抱える家庭
・貧困状態など家庭に課題を抱える児童生徒は、外見では気づきにくく、本人も相談や居場所の利用

をためらったり、支援の必要性に気づいていない等、必要な支援が届きにくいと感じる。 ・ いじめや不登校に関する相談はまず学校に寄せられ、必要に応じて学校から教育委員会、教育委員会から児童福祉担当部署へと情報が伝わる。児童福祉担当部署に直接に相談者が訪れることはまずない。そのため、障害や貧困などが理由のいじめ等に対する初動は遅くなる。
自治体内で提供できるサービスの不足 ・ 町内における第三の居場所等、サービスが整っていない。 ・ 社会支援が少ないため、社会資源を必要としているこどもに支援ができていないと感じます。 ・ 不登校のこどもの居場所が少ない。

⑩いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくいこどもがいると感じる中で、こどもに支援をつなげるために必要なこと

⑨のこどもを支援につなげるために必要なことを聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「相談ができる・相談がしやすい体制の構築」に関する回答が特に多く見られた。その他、「情報共有の体制構築」、「早期からの連携体制の構築」等も多く見られた。

早期からの連携体制の構築 ・ 学校からの家庭訪問等に関わりを持つ機会にあらかじめ認識のすり合わせ等を行い、福祉的視点からも必要な情報収集の機会とする。 ・ 小中の時の課題がそのまま後に送られてしまっている。家庭だけの問題にせず、福祉と早期から連携し課題に取り組む必要がある。
情報共有の体制構築 <法的に情報共有ができる体制づくり> ・ 発見できるのは学校の大きな役割である。発見後の仕組みの構築。法的に情報共有が円滑に行える会議体。 ・ 包括支援や重層的支援体制のような、個人情報の取り扱いに関する法的根拠や自治体へのバックアップが不足していると思うので、ケース会議についても柔軟に対応出来るような取り組みが欲しい。 ・ 学校や教育部局との連携で必要な取組は、信頼関係の構築が大切。報告、連絡、相談を密にし、担当者との顔みえる関係を作る。 <民間含めた情報共有の体制づくり> ・ 行政機関以外の家庭へ介入しやすい社会資源からのアプローチの展開。そこから行政（教育委員会、児童福祉担当課）につないでもらえるようなネットワークづくり。 ・ 現場の職員同士のつながりの強化や民間も含めた個々の状況に合わせた支援機関等の情報共有。 ・ 民間だったり、責任者だけでなく現場職員を参加させる柔軟な連携会議の構築。
相談ができる・相談がしやすい体制の構築 <窓口の設置・充実> ・ 困ったときに SOS を出せるように相談窓口を周知する。 ・ こどもが気軽に大人に 1 対 1 でじっくりと相談できる環境づくり。 ・ 相談窓口のさらなる周知を学校と連携して行う。 ・ 現在の相談方法は、電話、対面、メール、WEB フォーム、手紙及びはがきであるが、個人の通信手段を持ちえない小学生などが、相談できる手法（WEB でのチャット機能など）の検討が必要である。 ・ GIGA タブレットで直接子どもが相談できる仕組みを作る。子どもが安心して家庭内の出来事を話せる環境づくり。子どもが身近な学校の教員に相談できても、相談したことを家族に知られることを子どもが嫌がる。相談したことを親にとがめられたり、叱られたり、または「次に話したら・・・だよ」と脅されたりすることを恐れている子どもが一定数いると考えられる。

<子どもの権利に関する教育や SOS の出し方教育の充実> ・ こどもが自身の権利（虐待やヤングケアラー）に関する正しい知識に触れる機会の提供。 ・ 年齢が低いうちに子ども自身が声を上げやすいような教育
専門職等の人員体制の強化 ・ 外国籍ボランティアの配置など。 ・ 職員（学校、教育委員会、首長部局）の人員不足、専門職や教育経験者の配置。
研修会の開催等による認識のすり合わせ ・ 不登校に対する考え方そのものを統一する。学校現場と行政と保護者の支援を一致させないとこともが混乱してしまう。 ・ 学校等での保護者や地域の方々にむけた勉強会や研修会等の開催。
その他 ・ 学校や子どもの居場所などに相談機関が出掛け、機関の存在を知ってもらうだけでなく、その場でも相談を受け付けるなど、アウトリーチ活動が必要ではないかと考えている。 ・ 保護者に介入できる要素（障がい福祉など）があればいいが、子ども自身はほとんど外部との接触を望まないの、子どもにとっての家庭以外の魅力的な居場所。

第4章 アンケート調査(教育委員会)

1. 実施概要

(1)調査目的

いじめ防止・不登校対策等における、教育部局・福祉部局の連携状況や連携に対する考え方、効果的な取組内容等を把握するとともに、教育福祉連携における課題を把握することを目的として、都道府県・市区町村の教育委員会へのアンケート調査を実施した。

(2)調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 4-1 調査概要

調査対象	都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会
調査期間	令和7年10月31日(金)～令和7年12月3日(水)
調査方法	WEB アンケート ・要望のあった自治体にはメールにて Excel ファイルを配布・回収
配布・回収数	配布 : 1,788 件 回収 : 945 件 回収率 : 52.9%

(3)結果を見る際の留意事項

- ・ 回答は、それぞれの質問の回答者数を母数とした百分率(%)で示している。それぞれの質問の回答者数は、nと表記している。
- ・ %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。したがって、回答の合計が必ずしも100%にならない場合がある。
- ・ 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計は100%を超えることがある。

2. 調査結果

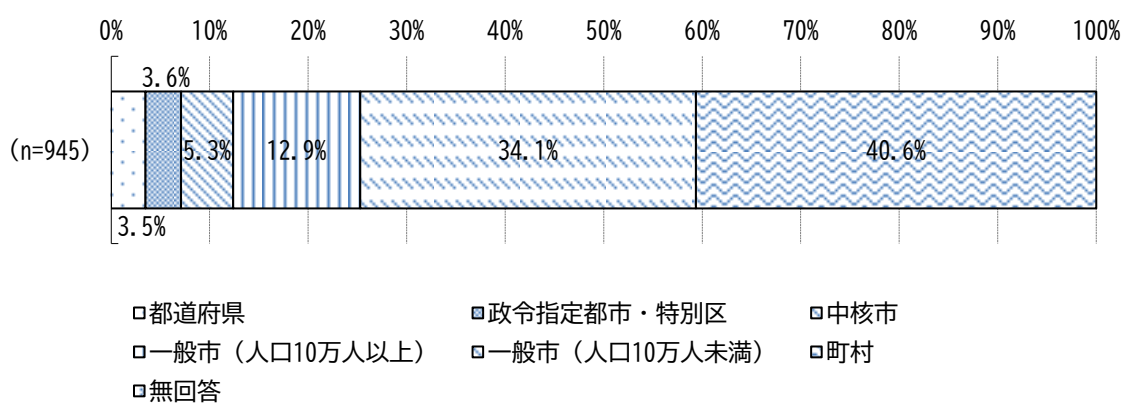
※記述回答の設問について、基本的には回答された文章のままのため「こども」等に関する表記が異なる。なお、一部意味が変わらない範囲で誤字や固有名詞等を修正している。

(1)基本情報

①自治体種別

「町村」の割合が最も高く 40.6%となっている。次いで、「一般市（人口 10 万人未満）（34.1%）」、「一般市（人口 10 万人以上）（12.9%）」となっている。

図表 4-2 自治体種別

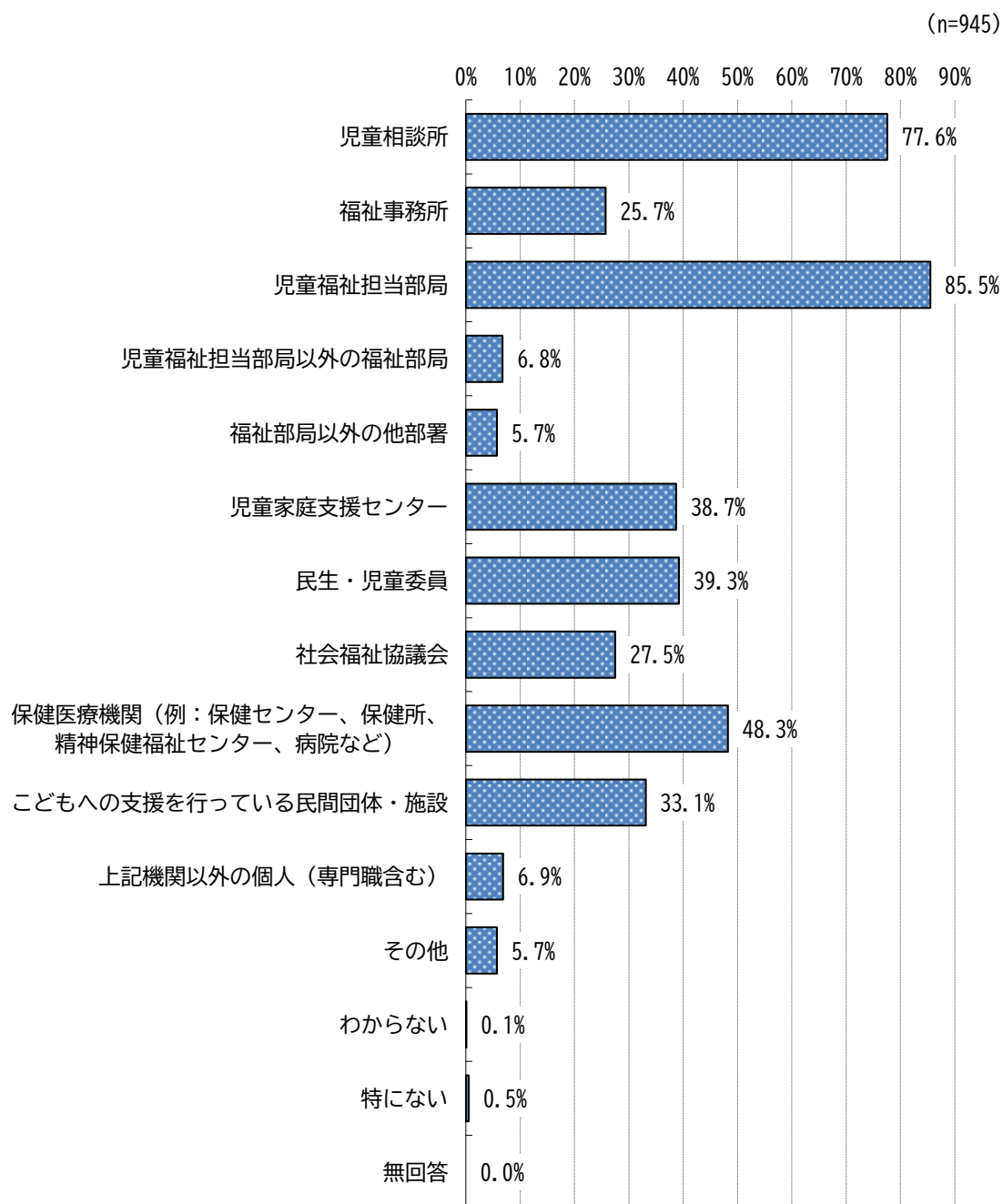


(2)いじめ防止や不登校対策に取り組む上での「教育と福祉の連携」に関する基本情報等

①教育と福祉の連携を行う場合の福祉側の連携先

「児童福祉担当部局」の割合が最も高く 85.5%となっている。次いで、「児童相談所（77.6%）」、「保健医療機関（例：保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院など）（48.3%）」となっている。

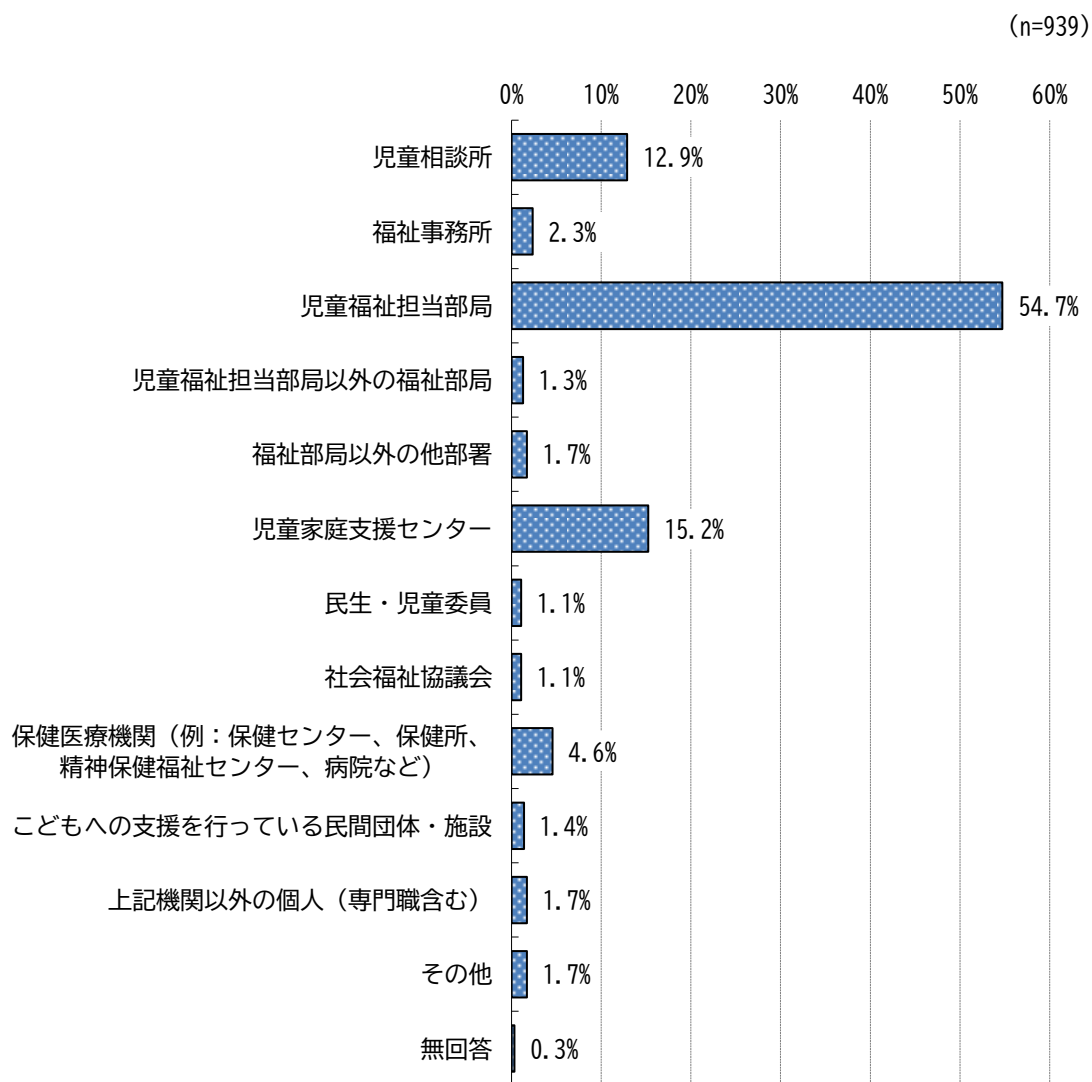
図表 4-3 教育と福祉の連携を行う場合の福祉側の連携先(複数回答)



②特に主要な連携先

①で回答したうち、特に主要な連携先を聞いたところ、「児童福祉担当部局」の割合が最も高く 54.7% となっている。次いで、「児童家庭支援センター（15.2%）」、「児童相談所（12.9%）」となっている。

図表 4-4 特に主要な連携先



自治体種別でみると、都道府県、政令指定都市・特別区では、他に比べて「児童相談所」の割合が高く、中核市以下では、都道府県、政令指定都市・特別区に比べ、「児童福祉担当部局」の割合が高くなっている。

図表 4-5 (自治体種別)特に主要な連携先

		(%)							
		合計 (n=)	児童相談所	福祉事務所	児童福祉担当部局	児童福祉担当部局以外の福祉部局	福祉部局以外の他部署	児童家庭支援センター	民生・児童委員
全体		939	12.9	2.3	54.7	1.3	1.7	15.2	1.1
自治体種別	都道府県	32	37.5	3.1	37.5	0.0	0.0	3.1	0.0
	政令指定都市・特別区	34	38.2	2.9	26.5	0.0	0.0	17.6	5.9
	中核市	50	14.0	2.0	56.0	4.0	6.0	0.0	0.0
	一般市（人口10万人以上）	122	9.0	0.8	55.7	0.0	3.3	20.5	0.0
	一般市（人口10万人未満）	321	9.3	3.4	55.5	0.3	1.2	21.8	1.2
	町村	380	12.6	1.8	57.6	2.4	1.3	10.8	1.1

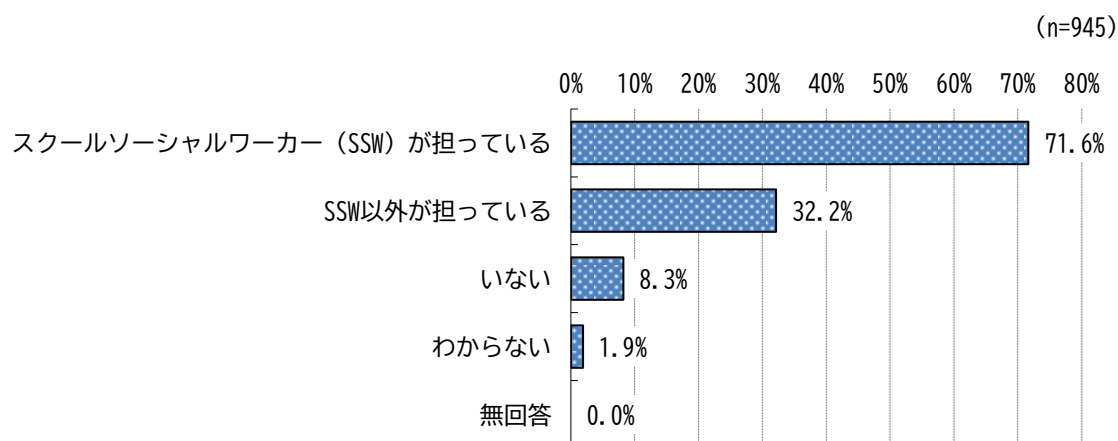
		合計 (n=)	社会福祉協議会	保健医療機関（例…保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院など）	こどもへの支援を行っている民間団体・施設	上記機関以外の個人（専門職含む）	その他	無回答
全体		939	1.1	4.6	1.4	1.7	1.7	0.3
自治体種別	都道府県	32	0.0	9.4	6.3	0.0	0.0	3.1
	政令指定都市・特別区	34	2.9	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0
	中核市	50	0.0	4.0	6.0	2.0	4.0	2.0
	一般市（人口10万人以上）	122	3.3	2.5	0.0	1.6	3.3	0.0
	一般市（人口10万人未満）	321	0.3	2.2	1.6	1.9	1.2	0.0
	町村	380	1.1	7.4	0.5	1.6	1.6	0.3

③関係機関をつなぐ役割

「スクールソーシャルワーカー（SSW）が担っている」の割合が最も高く 71.6%となっている。次いで、「SSW 以外が担っている（32.2%）」となっており、「いない」の割合が 8.3%となっている。

SSW 以外としては、主な回答として、「指導主事」、「こども家庭センター」、「児童福祉担当部局」、「保健師」、「家庭児童相談員」等が挙げられている。

図表 4-6 関係機関をつなぐ役割(複数回答)

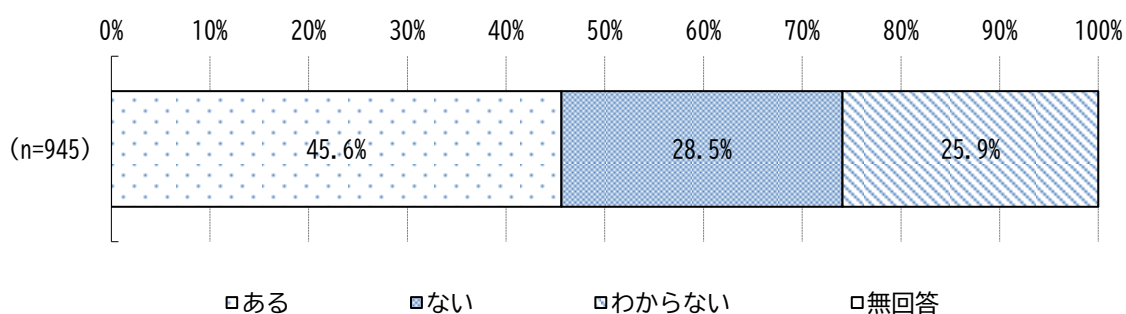


(3)自治体におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感について

①いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無

「ある」の割合が 45.6%、「ない」が 28.5%、「わからない」が 25.9%となっている。

図表 4-7 いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無



②いじめ防止で効果的だと思う教育福祉連携の取組

1)取組内容

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、具体的な取組内容を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「自治体基盤整備」に関する回答が多く見られ、特に、「会議体の設置」や「情報共有・連携の工夫」が多く見られた。その他、「専門職活用」の「SC・SSWの活用」や「その他の専門職活用」、「学校での取組支援」の「未然防止・早期対応の取組」や「教職員への支援」、「こども・家庭支援」の「発達特性等に関するフォロー」や「家庭環境の把握・保護者支援」等も多く見られた。

自治体基盤整備
<会議体の設置> ・学校が主催するいじめ防止対策委員会にSSWが参加し、いじめの背景調査や、児童生徒への支援方針の検討を行う上で、福祉的な視点からの助言を行っている。 ・教育・福祉関係に加え、警察や地域団体等、各種機関、団体からの委員で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を年に2回開催し、市のいじめ問題に関する情報共有や協議を行っている。 ・専門的に関わる様々な機関や有識者で構成されているいじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、きめ細やかな支援について、多角的な視点から意見をもらっている。 ・小中学校教職員代表、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等を委員として連絡協議会を組織し、各機関との情報共有や教育現場における課題に対する対応策についての協議等が行われている。 <要対協の活用> ・いじめの背景に家庭環境や親子関係等の要因がある場合には、児童福祉部局が主催する要保護児童対策地域協議会に、学校や教育委員会として参加し、連携して対応する。 ・暴力行為等を行った児童生徒のうち、家庭を含めた総合的支援が必要な場合に要保護児童として登録して要対協の枠組みチーム支援を行う。 ・児童福祉担当部局開催の要保護児童対策地域協議会、ケース会議等に参加することにより支援の必要な児童生徒について情報共有することができる。 <方針やフローの作成> ・教育委員会で定めている、「いじめ防止基本方針」にて、福祉部局との連携体制等について定めている。 ・いじめの発端を見逃さず、学校側からの相談を教育委員会で止めることなく、福祉部局（こども家庭センター）との情報連携のフローを作成しておくことで迅速に対応でき、いじめの未然防止も可能であると考える。 <情報共有・連携の工夫> ・入学前の子に関する情報を共有していることで、未然防止につながっている。 ・青少年問題協議会、家庭教育推進協議会、学校警察連絡協議会等で、各機関と連携して情報共有している。 ・児童センターの指導員と各校の教員が連携することで、学校と児童館の両面で児童生徒の様子がわかり、いじめの未然防止になっている。 ・定期的に関係機関（教育委員会・学校・福祉事務所職員・SSW・学校相談員）によるミーティングを行い児童生徒間のトラブル等、情報を共有して早期発見と対応ができる体制を取っている。 ・児童福祉担当部局が設置している相談窓口に、いじめ等に係る相談があった場合に、児童福祉担当部局から教育委員会に情報提供があり、教育委員会と学校が連携して対応を行っている。 <組織体制の工夫> ・福祉部局に「いじめ防止専門委員会」があるため、連携して対応にあたっている。 ・児童虐待、いじめ、不登校等の課題の解決のため生徒指導課に「子ども支援専門官」を設置している。 ・児童家庭支援センターに学校教育課の職員を配置し、こども、保護者からの相談に応じたり、学校教育課や学校との情報共有に努めたりしている。

自治体施策
<相談体制の充実> ・教育・福祉両部局に「子どもの悩み相談窓口」を設置している。 ・AI を活用した教育相談を実施し、相談しやすい環境づくりを行っている。 ・複数の相談窓口を設置し、児童生徒や保護者が多様な生活課題について、気軽に相談できる体制を整えている。また、相談内容に応じて、支援機関につないでいる。 ・いじめ相談窓口の1つとして、匿名で報告や相談ができるいじめ報告相談アプリケーションを活用している。 <周知啓発・情報支援> ・福祉担当所管から学校のいじめ問題担当者への情報提供（こどもの相談窓口の紹介等）。 ・子ども・子育て LINE 相談、児童生徒からの悩み相談ホットラインについての情報共有。 ・福祉の視点から町民に対して機会あるごとに啓蒙・啓発し、情報提供の依頼をしている。 ・教育と福祉だけでなく、市としていじめ防止の推進に向けたリーフレットを発行した。
専門職活用
<SC・SSW の活用> ・SSW 同士のケース情報共有のほか、指導主事とも連携し、子ども家庭総合センターとのケース会議を定期的に行っている。SSW が起点となり、いじめの早期発見・早期解決及び更なる支援のために関係機関への橋渡しを行っている。 ・いじめにもつながる問題行動があった際、福祉部局や SC、SSW とケース会議を開き、様々な視点でアセスメントし、対策等を考える機会を設けたこと。 ・学校が主催するいじめ防止対策委員会に SSW が参加し、いじめの背景調査や、児童生徒への支援方針の検討を行う上で、福祉的な視点からの助言を行っている。 ・SC、SSW 等による子どもたちの心のケアや家庭環境の支援は、いじめ防止に効果的である。 <その他の専門職活用> ・学校や教育行政だけでは解決が難しい場合に、児童福祉関係機関と連携し、心理士・保健師・社会福祉士等の専門家に相談できること。 ・いじめを防止するために、SSW や SC と連携をして、アンガーマネジメント等の授業を展開する。福祉課（福祉の専門家）と連携をして、人権教育や、いじめの場面を想定したロールプレイなどを取り入れる。学校と民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどが連携し、いじめ防止や子どもの権利に関する講演会や研修会を共同で開催。社会福祉について社会福祉協議会にきてもらい、ボランティア精神を育む授業等。 ・心理士などによる教育相談や学校訪問を実施し、専門家の知見を活用。インターネット上の誹謗中傷などいじめに関して警察による講話の実施。 ・スクールロイヤー制度を活用した生徒対象の出前講座や職員向け研修の実施。 ・民生委員の方々に、いじめ防止の観点で研修を実施。いじめを起こさせないように子どもと関わっていただいている。
学校での取組支援
<ケース会議の実施> ・複雑な家庭について、その状況を教育部局と福祉部局で共有して、必要に応じてケース会議を開くなどして対応を検討している。 ・学校でのケース会議に福祉担当者が参加・連携。 ・関係児童生徒（特に加害児童生徒）の家庭環境調整をするための関係福祉機関も交えたケース会議。 <未然防止・早期対応の取組> ・SC が心理授業を行い、SOS の出し方について指導し、いじめの早期発見につなげた。 ・市教育委員会主催の研修会（生徒指導主事研修会、教育相談研修会）、学校で行う講話（人権講話、情報モラル講話）、SC による SOS の出し方受け方研修、児童生徒との個人面談、関係機関との日常的な情報共有。

- ・全小中学校でピア・サポートプログラムを実施している。
- ・児童福祉担当部局が出前講座を企画し、希望する学校を訪問して、いじめ未然防止についての授業を実施。
- ・スクールロイヤーによるいじめ防止授業や、いじめ事案に対する法に沿った対応に関する講話。

＜アセスメントの実施＞

- ・発達相談支援センターにおけるアセスメント、診断、支援への助言。
- ・児童生徒の様子に変化があった時、アセスメントをするために SSW が参加した中でケース会議を実施する。また、SC が気持ちの聞き取りを行ったりする。

＜教職員への支援＞

- ・生徒指導主事と連携を取り、学校の取組や他校での取組を共有し、未然防止を図っている。
- ・市教育委員会が主催している「法的側面からのいじめ予防に関する教職員研修」において相談弁護士よりいじめの定義の解説と事例検討を通して実際の対応法について研修を深めている。
- ・スクールソーシャルワーカーと教育相談室と連携して年度当初に学校訪問を行うことで、学校の生徒指導体制、いじめ防止に向けての対応等について情報交換会を行う。
- ・精神保健福祉センター主催の会議、研修会等での内容を教育委員会から各学校に周知している。
- ・教育委員会と福祉部局が連携して学校訪問し、いじめ防止対策等に関する情報の共有。

こども・家庭支援

＜加害児童生徒へのフォロー＞

- ・いじめを繰り返し行う子どもに対して、SC がカウンセリングを行い、SST や認知についての指導を行った。
- ・指導を理解し、反省の様子も確認できるが、加害行為をやめられない児童・生徒のアセスメントから、家庭の支援が必要だと判断し、要支援児童として要対協に挙げて連携した。
- ・いじめ加害者への指導においてプログラムを計画実施し、再発防止に向けた取組があった。

＜発達特性等に関するフォロー＞

- ・いじめ被害のこどもの背景に子供の発達の課題がある場合には、SC や SSW と保護者や子供が面談し、市の福祉部局とつながることで子供への適切な支援に結びつく。
- ・発達に課題のあるお子さんの支援についてこども家庭センター等も関わりながら考えることで、学校での集団生活の中で暴言・暴力を未然に防ぐことにつながったケースがある。
- ・特性による衝動的な言動などにより、他の児童とトラブルが起きている児童に対し、SSW や SC による状況確認や学校や福祉サービス事業所を含めたケース会議を行い、本児の特性への理解や適切な対応について共有。
- ・医療機関との連携（発達の課題を抱える児童生徒についての対応）。
- ・放課後等デイサービス事業所や児童福祉担当部局の担当者と事案について協議。

＜家庭環境の把握・保護者支援＞

- ・家庭環境が原因の一つであると否めないケースが年々増加してきている。こども家庭センターや児童相談所と連携を図りながら、家庭環境の調整が未然防止の取組の一つになると思う。
- ・福祉部局との児童生徒の家庭環境や生育歴等の情報共有。
- ・健康福祉課の職員が保護者からの相談、家庭訪問等を実施。そこで得た情報を町相談員と共有し、学校への情報提供を行うことで、未然に防ぐことや学校だけでは見られない子供同士の関わりを知ることにもつながった。
- ・福祉の専門職である SSW や SC を配置し、児童生徒や保護者の相談に応じたり、家庭や地域との橋渡しを行うことで、いじめや不登校への早期対応が可能となるケースがある。

その他

- ・子ども会議及び子どもの権利委員会の実施
- ・市内小学校に、「お悩みボックス」を設置し、そこに手紙を入れた児童へ児童課が返事を書く取組をしている。必要があれば、学校教育課に情報共有をしている。
- ・欠席状況調査、いじめアンケート、子育て相談会、子育て講話等の実施。

2)取組を実施したきっかけ

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施したきっかけを尋ねたところ、主な回答は以下のとおりである。

全体として多かったのは、「関係機関連携の必要性を感じた」、「実際に教育福祉連携のケースが生じた」をきっかけとするものであった。

関係機関連携の必要性を感じた
<多機関連携の必要性> ・関係機関が集まり、状況や対応方針について共有することが必要であり実施している。 ・いじめを防止するという観点から各関係機関が連携する必要性を強く感じたことがきっかけとなった。 ・いじめに限らず、子どもに関わる施策等については、より緊密な連携が不可欠であり、部局を超えて一体的に推進する必要があるため。 ・関係部署で情報共有を行い、多方面からアプローチすることで、良い方向に進むと考えるから。 <いじめ問題の複雑化・多様化> ・いじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題が複雑化・困難化しており、関係機関との緊密な連携が必要になっているため。 ・近年いじめの要因が複合的になっており、多角的なアセスメントが求められ、切れ目のない支援についてニーズが高まっていたため。 ・事案について多面的な角度から検証するため。 ・こどもを取り巻く環境の複雑化・発達に課題があるこどもへの対応の難しさ、いじめの原因の多様化。 <専門的視点の必要性> ・適切な支援につなげるためには、専門的な視点が必要なため。 ・学校内外で起きたいじめ事案への対応において、他機関の専門的知見を取り入れたり、お互いに連携をしたりすることで、いじめへの適切な対応やいじめの未然防止につなげるため。 ・子どもや保護者に対して、専門性を活かした総合的な支援ができるから。 ・児童生徒理解のために、様々な機関からの情報が必要なため。 <学校・地域・家庭の連携の必要性> ・児童生徒を学校や家庭以外の目で、社会（地域）全体で見ていこうというねらい。 ・家庭との協力関係構築のため。 ・「チーム学校」による支援体制を強化するため。 ・いじめ防止対策推進法にあるように、社会総がかりでいじめ問題に向き合うための体制整備が必要であったため。 <家庭・保護者支援の必要性> ・いじめの問題は児童生徒だけでなく、その家庭や保護者によって複雑かつこじれることがあるため。 ・いじめ加害児童生徒の家庭環境や保護者の養育態度等に課題が見られたことがきっかけ。 ・児童生徒だけでなく家庭の支援が必要であったため。 ・いじめの被害を受けた子どもが、トラウマに加え、保護者の病気や経済的な問題といった福祉的な困難を抱えるケースがあった。この課題に対し、学校の教員だけでは家庭への介入や専門的なサポートが限界に達したため、専門的な力を必要とした。
実際に教育福祉連携のケースが生じた
<教育福祉連携のケースが生じた> ・いじめの要因が、単なる友人関係のトラブルに留まらず、家庭や福祉的な問題と深く関わっているケースが増加したこと。 ・子どもの発達に関する相談や福祉関係の手当ての相談などを、子ども家庭課が受ける中で、学校関係についての悩みが出てきたことをきっかけに連携することがあった。 ・SSWの毎月の学校訪問で、児童生徒の情報共有をすることにより、児童生徒理解が深まったことが

きっかけ。

- ・ こどもに関する様々な相談を受け付けている中で、いじめに関する相談が増えたから。
- ・ SSW の活用を進めていく中で教育福祉の連携が進んだ。

<相談や要請があった>

- ・ 学校現場からの要請に応えたことがきっかけである。
- ・ 保護者からの相談があったため。
- ・ 民生委員から、配慮すべき家庭の情報提供があったため。
- ・ 学校よりいじめの報告とともに、児童本人より虐待の相談があったことから。
- ・ いじめ防止に限らず児童生徒の問題行動等の情報共有を行っており、教育局内にいる社会福祉主事等のアドバイスで実施した。

「自治体基盤整備（特に会議体の設置）」については、「法律や通知等」をきっかけとするものが多かったほか、「自治体基盤整備」や「専門職活用の取組」については、「いじめの重大事態等の発生」をきっかけとするものも一定数あった。

法律や通知等

<いじめ防止対策推進法>

- ・ いじめ防止対策推進法の施行。
- ・ いじめ問題対策基本方針が策定され、いじめ問題対策連絡協議会をはじめ、関係機関との一層の連携が求められるようになったため。
- ・ いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針の策定を行ったこと。

<自治体条例等>

- ・ 児童生徒のいじめ防止等に関する条例が執行されたため。
- ・ 市の教育重点事項で「いじめ対策」に取り組むため、市いじめ防止基本方針で組織を置いている。

<国の通知>

- ・ 文部科学省通知による。

<切れ目のない支援体制を整える過程で>

- ・ 機構改革により「こども家庭センター」が設置されたこと。
- ・ 切れ目のない支援体制を整える過程で連携につながった。

いじめの重大事態等の発生

- ・ 問題行動、いじめの増加や社会情勢を考慮して必要性が高まったため。
- ・ いじめの重大事態に関する調査報告書内の提言で、関係機関との連携が示されたため。
- ・ いじめ事案発生を受けて。
- ・ 全国的ないじめ重大事態の事例を受けて。
- ・ いじめ事案における学校の初動対応のミスが、いじめの重大事態に発展するケースが増加しているため。

「専門職活用」や「学校での取組支援」、「こども・家庭支援」においては、「未然防止・早期対応の必要性認識から」も多く見られた。

未然防止・早期対応の必要性認識から

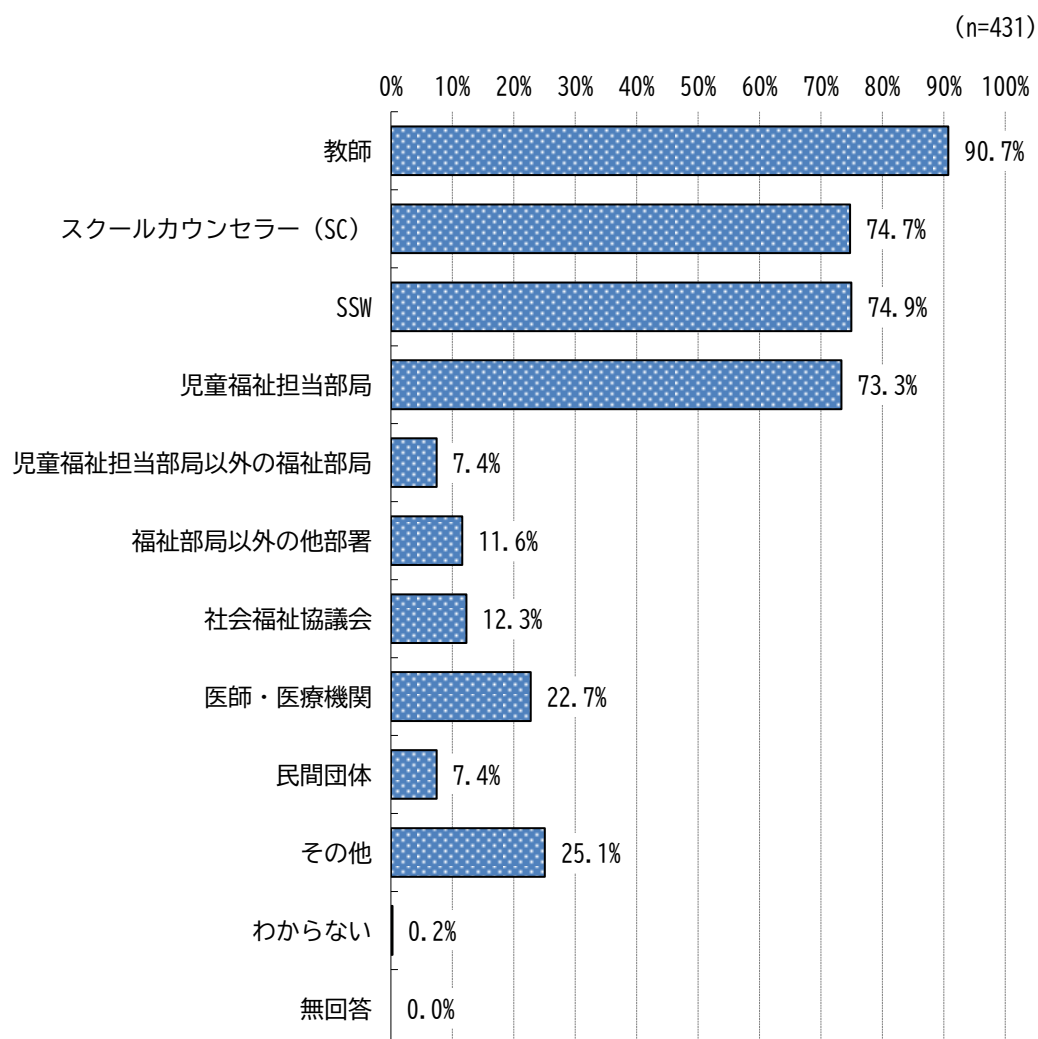
- ・ いじめの早期発見、重大事態を防ぐため。
- ・ いじめの早期発見・早期対応のために学校と家庭、児童生徒をつなぐ役割の必要性を感じたから。
- ・ いじめが起こってからの対応ではなく、未然防止のために、教育だけでなく福祉の視点からの支援が必要であると考えたため。
- ・ 迅速に情報共有を図るため。
- ・ いじめ認知について、見逃しゼロをすすめるため。

③いじめ防止に効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組に関わっている関係者や関係部署・機関を聞いたところ、「教師」の割合が最も高く 90.7%となっている。次いで、「SSW（74.9%）」、「スクールカウンセラー（SC）（74.7%）」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「警察」、「児童相談所」、「スクールロイヤー」、「弁護士」、「PTA」「民生委員」等が挙げられている。

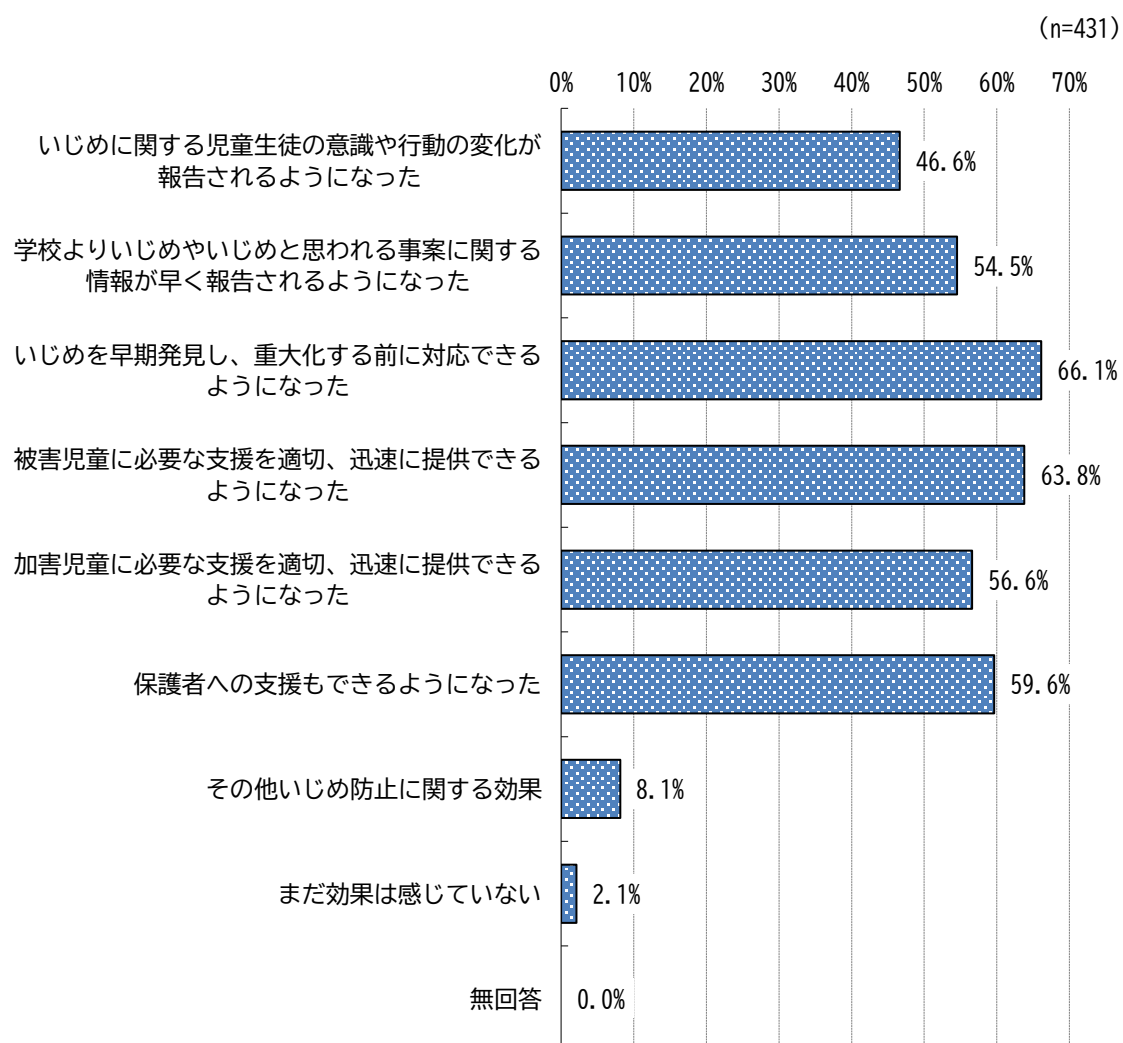
図表 4-8 いじめ防止に効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関（複数回答）



④いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた効果を聞いたところ、「いじめを早期発見し、重大化する前に対応できるようになった」の割合が最も高く 66.1%となっている。次いで、「被害児童に必要な支援を適切、迅速に提供できるようになった（63.8%）」、「保護者への支援もできるようになった（59.6%）」となっている。

図表 4-9 いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果(複数回答)

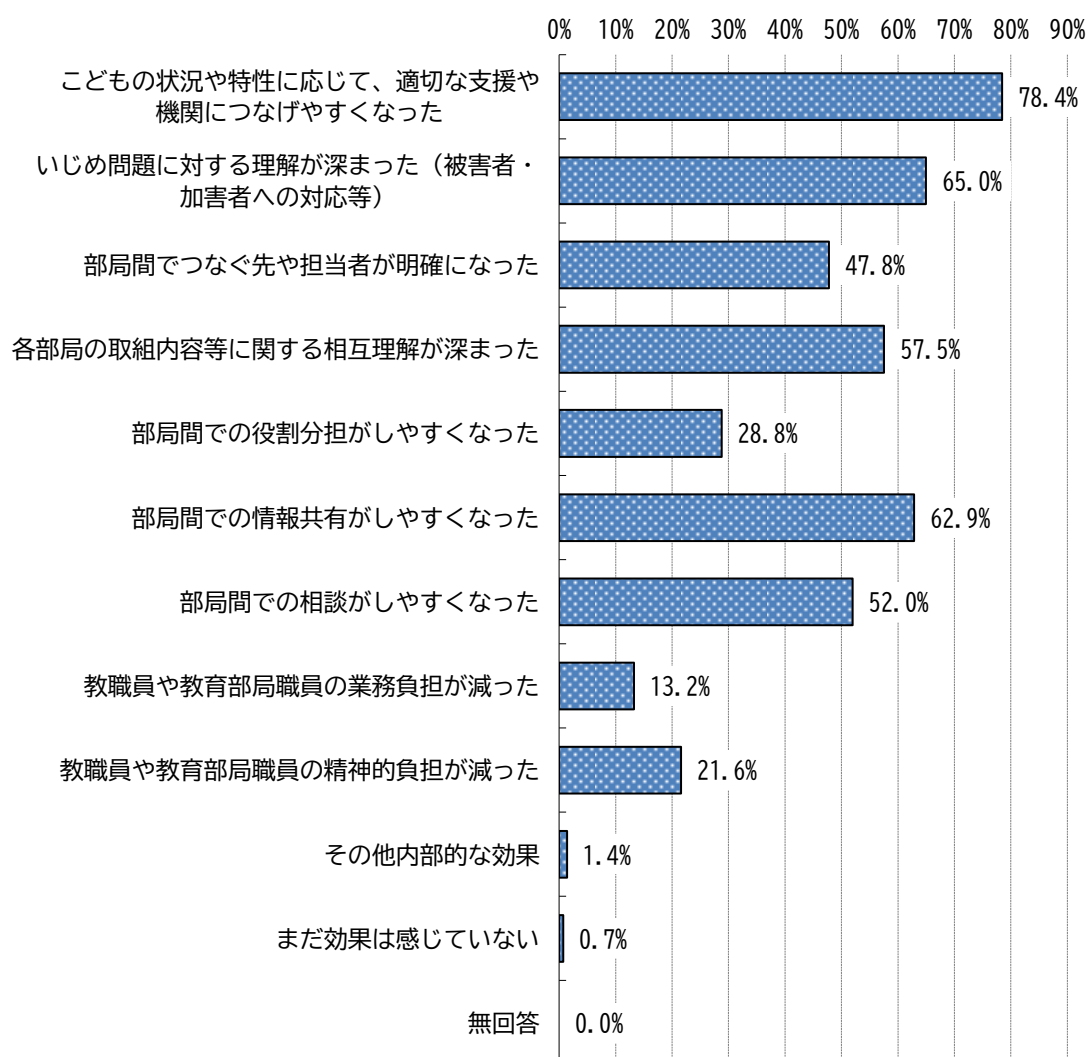


⑤いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた内部的な効果

いじめ防止として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた内部的な効果を聞いたところ、「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関につなげやすくなった」の割合が最も高く 78.4%となっている。次いで、「いじめ問題に対する理解が深まった（被害者・加害者への対応等）（65.0%）」、「部局間での情報共有がしやすくなった（62.9%）」となっている。

図表 4-10 いじめ防止において教育福祉連携の取組を実施して得られた内部的な効果(複数回答)

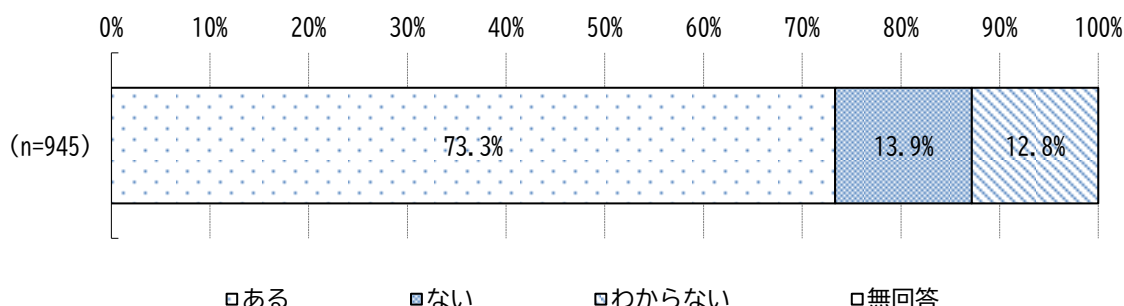
(n=431)



⑥不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無

「ある」の割合が 73.3%、「ない」が 13.9%、「わからない」が 12.8%となっている。

図表 4-11 不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組の有無



⑦不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組

1)取組内容

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、具体的な取組内容を聞いたところ、主な回答としては、以下のとおりである。「自治体基盤整備」に関する回答が多く見られ、特に、「会議体の設置」や「情報共有・連携の工夫」が多く見られた。その他、「専門職活用」の「SC・SSW の活用」や「その他の専門職活用」、「学校での取組支援」の「ケース会議の実施」や「教職員への支援」、こども・家庭支援」の「発達特性等に関するフォロー」や「家庭環境の把握・保護者支援」等も多く見られた。

自治体基盤整備

<会議体の設置>

- ・市で「いじめ・不登校等問題連絡会議」を設置し、臨床心理士、各学校長、法務局長、警察署員、県子ども・女性・障害者センター職員、民生児童委員、市教育委員会職員を年に数回招集し、各学校の情報交換を行ったり、警察署員からの情報提供を行ったりしている。
- ・市教育委員会各課（指導課、教育総務課、文化・生涯学習課、教育センター）、市こども家庭センター（家庭相談員、保健師）、障がい福祉課（こども発達センター）、SSW を構成員として、市立小中学校に通う児童生徒の不登校、家庭問題等について情報共有を行い、それぞれの立場でできる支援策について協議をしている。年 8～9 回の開催。
- ・各市町の教育委員会及び福祉部局の担当者、フリースクール等の関係者で情報交換等を行う協議会の開催。
- ・毎月 SSW 会議を開催し、SC、SSW、家庭児童相談員、教育委員会が情報を共有している。また、会議結果についても学校へ情報を共有している。

<要対協の活用>

- ・不登校の背景に家庭環境や親子関係等の要因がある場合には、児童福祉部局が主催する要保護児童対策地域協議会に、学校や教育委員会として参加し、連携して対応する。
- ・要保護児童対策地域協議会でのケース管理により、要対協事務局との情報共有が円滑になっている。
- ・毎月、要対協実務者協議にて、児童相談所、支援センター、教育委員会生徒指導担当者が情報共有、協議を行っている。また、適時個別ケースについてケース会議を行い、対応について協議している。

- ・「要対協」の関係で福祉関係課と教育委員会の職員と一緒に学校訪問をしている。学校現場で直接、学校の教職員も含めて、情報共有および対応についての協議ができる。

＜方針やフローの作成＞

- ・不登校の児童・生徒とその保護者、また学校関係者に対して、不登校への理解と具体的な支援方法を示すために不登校支援ガイドラインを策定し、学校復帰のみならず社会的自立を目指すための各種メニューを展開している。
- ・情報共有及び、組織対応のための方針の統一。

＜情報共有・連携の工夫＞

- ・定期的に児童福祉担当部局、SSW、学校教育課担当者での情報共有の機会を設けている。
- ・子ども・若者支援地域協議会での情報共有とケース会議。
- ・年に7回、学校とSSW、関係機関とが情報を共有する場を設け、連携を図っている。学期に1度、SSWと訪問相談担当教員、市教育委員会の生徒指導担当が学校を訪問し、支援方法について話し合う場を設けている。
- ・児童相談所や要対協事務局との連携や組織的な支援。民生委員との情報交換。
- ・入学前の児童の様子を各学校に事前に詳しく周知することができている。（家庭の問題も含め）
- ・教育と福祉のデータ連携実証事業をととしたスクリーニングによる、支援が必要な児童生徒の抽出を支援。
- ・こども家庭センターや児童相談所と連携を図りながら、要対協ケースや児童相談所ケース、その他観察・保護が必要な児童生徒及び保護者を細かに把握することにより、学校と適切な支援策について共有できている。
- ・児童福祉担当部局に設置されているこども相談窓口（いじめ相談、保護者からの子育て相談等を含む）で受け付けた相談内容の情報共有。月1回の情報交換会議。

＜組織体制の工夫＞

- ・不登校の原因は様々であるが、学校福祉部が教育委員会内の組織であることから、学校や学校教育課その他福祉関係機関との情報共有がスムーズに行うことができる。
- ・教育支援教室を、教育委員会が主管し、こども家庭センターが実務運用を行っている。

自治体施策

＜相談体制の充実＞

- ・不登校については、保護者自身が悩んだり、相談したいと思っていたりするケースがあるので、保護者が福祉部局とつながることで、学校以外の相談先ができることは効果的だと感じる。
- ・福祉の総合相談窓口の設置。学校と行政が連携して児童生徒世帯の支援を行う。
- ・学校から福祉担当（こども家庭センター含む）へ必要に応じ相談できる環境が整っている。
- ・複数の相談窓口を設置し、児童生徒や保護者が多様な生活課題について、気軽に相談できる体制を整えている。また、相談内容に応じて、支援機関につないでいる。

＜民間施設や居場所の活用＞

- ・民間施設を含む子どもの居場所づくり、その居場所へのつなぎ。
- ・民間支援団体（NPO等）と連携し、高校に居場所を設けることにより、課題を抱える生徒を早期に発見することで不登校の未然防止につなげる。
- ・発達障害のある児童・生徒に対して、放課後等デイサービスの利用につなげることで、学校以外の日中の居場所を確保し、学習や他者との関わりの時間を持つことができた。
- ・児童育成支援拠点事業を学校の空き教室を活用して実施することで、福祉と教育が連携して取り組んでいる。

＜中学卒業後の支援＞

- ・中学3年不登校生徒の卒業後の福祉部局への引継ぎ会議（不登校移行支援会議）。
- ・義務教育段階で不登校や登校渋りのあった子について、中学校卒業後も支援が継続できるように、地区担当保健師やこども家庭支援センターへ情報の提供と支援の引継ぎを行っている。

<周知啓発・情報支援> ・福祉部局管轄の居場所や関係機関の連絡先等を、教育委員会の取組等と合わせてリーフレットにまとめて提供した。 ・支援機関マップを作成し、学校や保護者に配布し、支援が必要な子が支援機関とつながれるようにしている。 ・関係機関の相談窓口をまとめたリーフレットを発行した。
専門職活用
<SC・SSWの活用> ・各学校の生徒指導主事が集まって、児童生徒の情報交換をする際、SSWにも加わっていただいて、意見をもらっている。 ・SSWがコミュニティソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問や生活困窮支援などを行っている。 ・SCが心理的な側面から、SSWが家庭環境や経済的側面、福祉的資源の側面からアセスメント（要因分析）を行い、不登校の背景にある要因を多角的に把握すること。 ・SSWが児童生徒だけでなく、保護者への支援も行い、関係機関へつないでいる。 ・SSWが学校と福祉関係部局や医療機関との連携においてコーディネーターとしての役割を果たし、教育福祉や社会福祉的な視点をアセスメントに盛り込むことができ、不登校の未然防止、初期対応に役立てることができる。 ・SC、SW、こども家庭センター等と連携し、不登校で誰ともつながっていない子どもや悩みを持つ子どもに対して支援を行っている。 ・SSWによる直接支援（家庭訪問、学校生活での子どもとの信頼関係づくり、ケース会議等校内共有体制づくり、家児相とのパイプ役、など）。 <その他の専門職活用> ・学校、教育委員会、福祉部局などが連携し、いじめや不登校事案に関する情報共有を行っている。また、ケース会議等に教育、福祉、医療、心理の専門家に参加してもらい、一人一人の支援方針を検討している。 ・学校や教育委員会の訪問を受け入れない家庭をこども家庭センター職員が定期的に家庭訪問し、教育関係機関につなぐ。 ・民生・児童委員による登校支援。 ・児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター等による情報交換。 ・医療と連携し、医師の医療的な視点からの助言を、児童生徒や保護者への対応・支援に活用している。 ・社会福祉士や保健師との情報交換や連携。
学校での取組支援
<ケース会議の実施> ・毎月の定例ケース会議の実施（情報共有及び役割確認等）。参加者：市教育委員会担当指導主事、SC、SSW、福祉担当部局、教育支援センター指導員、教育相談員。 ・学校・教育委員会・福祉部局において担当者レベルでのケース会議を必要に応じて開催できる関係を普段から持つこと。 ・児童生徒の不登校（不登校傾向を含む）の背景に、発達障害や精神疾患、家庭的要因が疑われる場合や命の危険に関わる場合などにおいて、個別ケース検討会議や支援調整会議を開催し、情報共有及び支援方針の検討を行うこと。 ・専門職（作業療法士、SSW等）を含めた早期迅速なケース会議の開催。 ・不登校児童生徒への支援に関するケース会議等に児童福祉担当者を含む多職種の専門家が参加し、役割分担を明確にして包括的な支援を実施する。 ・各校において、SSWが教員とともに情報収集を行い、その情報をもとにケース会議を実施、アセスメントを行い、関係機関との連携等含め対応について検討を行っている。 <未然防止・早期対応の取組> ・不登校の予兆がある児童に対しては、SSWとの面談を調整するなど1人にならないようにする。併せて、必要に応じて関係福祉部局とも連携する。

- ・ SC を活用した SOS の出し方に関する教育や、児童生徒との個別面談による不登校の早期発見・対応。
- ・ 家庭教育コーディネーターによる講話、人権擁護委員による人権教室。

<アセスメントの実施>

- ・ 学校以外の要因がある場合、福祉との連携を行い、アセスメントをとおして課題や対応を明確にする。
- ・ スクールソーシャルワーカーと教育相談室と連携し、学校訪問を行い、情報交換会を行ったことで、臨床心理士と必要に応じて発達による教育相談や心理検査を実施する。

<教職員への支援>

- ・ 教育委員会担当者と町の福祉部局担当者が一緒に学校訪問をして、学校から情報を聞いたり、学校へ家庭の様子を伝えたりしている。
- ・ 小中学校管理職、生徒指導担当および地域関係機関との年 5 回の生徒指導連絡協議会を実施することで不登校対策や事例研究が効果的である。
- ・ 不登校支援における各学校の具体的な取組を紹介しあうことにより、情報共有ができた。また、関係機関と連携するための方法等についても共有することができた。
- ・ 教職員向けのリーフレットを作成し、学校の支援を広く周知した。教職員や保護者、関係機関の方々が一堂に集い、それぞれの取組を共有し、支援策を検討するフォーラムを開催した。

こども・家庭支援

<発達特性等に関するフォロー>

- ・ 不登校児童生徒が発達に課題を抱えていたり、家庭環境に深刻な問題を抱えている事例が多く、専門機関との連携が有効に働いている。
- ・ SSW が精神的に不安定な児童生徒等を医療機関につないだことで、児童生徒の状況が改善された。
- ・ 発達障害等の課題もあり、家庭支援も必要なケースについて、SSW や医療機関はもちろん障害福祉の担当者等もケース会議に参加し、有効な支援方法や利用する放課後等デイサービスとも効果的な支援を共有するための手立てを共有できるようにすることで、継続して学校に来られるようになっている。
- ・ 発達障害や特性を抱えた児童生徒が不登校になった場合、医療関係者を含めて支援会議を開き、対応を検討した。
- ・ 相談等を行っている不登校児童生徒の中で、療育が必要な児童生徒がいた場合、保護者の希望に応じて、受給者証等が取得可能な福祉部局の窓口を案内するなど、適切な支援が受けられるように連携を図っている。不登校児童生徒への支援として、心理的な相談や精神医療的なニーズがあるケースについては、福祉部局の心理相談窓口や精神福祉相談を案内するなど、連携して支援にあたっている。

<家庭環境の把握・保護者支援>

- ・ 不登校児童・生徒の家庭では、様々な問題を抱えているケースが多い。父子家庭、母子家庭、ネグレクト、衛生環境、経済面など、学校（教員）による児童生徒への直接的なアプローチに加え、町の子育て支援課や保健福祉課の職員による家庭内の問題解決に向けたアプローチという教育福祉連携した取組は効果的である。
- ・ 不登校という状況に加え、他の家庭状況の課題がある場合については、重層的支援事業につないで、他機関協同事業の枠組みでチーム支援を行う。
- ・ 不登校となっている児童生徒の家庭の中には、養育に関する支援（ペアレントトレーニングなど）を必要としている場合があるため、学校や教育委員会と連携し、積極的に実施できるとよい。
- ・ 通常、複合的な要因により不登校となっているので、不登校児の保護者からの相談が、児童福祉部署に直接寄せられた場合は、たらいまわしにならないよう、直接相談を受けたところが中心となって情報交換しながら一つ一つ解決を図るようにしている。こうした、児童福祉部署とのきめ細やかな対応が、対策としては有効であると考えている。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習支援事業」所管との情報交換により、不登校状況にある生徒について支援の状況などを共有している。
- ・ 家庭や保護者への福祉的な支援により、家庭・保護者の安定が、児童生徒の安定につながり、登校へつながった。

その他

- ・家庭への家事ヘルパー派遣。

2)取組を実施したきっかけ

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施したきっかけを尋ねたところ、主な回答は以下のとおりである。

全体として多かったのは、いじめ防止の取組の場合と同様に「関係機関連携の必要性を感じた」、「実際に教育福祉連携のケースが生じた」をきっかけとするものであった。

関係機関連携の必要性を感じた

<多機関連携の必要性>

- ・関係機関・団体で連携し、不登校児童生徒及び保護者への支援の充実を図るため。
- ・不登校児童生徒が年々増加する中で、学校だけではなく、関係機関との連携が欠かせないと考えたため。
- ・関係者が一同に会することで、それぞれの強みを生かすことができると考えたため。

<不登校問題の複雑化・多様化>

- ・児童生徒を取り巻く環境が、家庭の経済状況の問題、家族関係の複雑化、養育力の低下など、複雑化・多様化してきた中、学校だけで不登校を含め児童生徒の抱える諸問題を解決することが難しいケースが増加してきた。
- ・より多くの機関同士で連携することにより、多面的・多角的な見方や考え方を共有でき、より適切な支援につなぐことができるため。
- ・不登校の原因が様々な理由で複合的であるため。

<専門的視点の必要性>

- ・不適応をおこしている児童生徒に対して、医療的視点からの助言が必要だと考え、医師会との連携を進めた。
- ・学校内だけの支援では、できることに限りがあり、学校外の関係機関につなぐことで、より専門的な支援につながると考えたため。
- ・不登校児童生徒の中で、特別な支援を必要とする子の割合が一定数いるため。
- ・学校、教育委員会では抱えきれない専門的なアプローチが必要となったため。
- ・学校又は教育委員会が、不登校（不登校傾向を含む）の背景に、発達障害や精神疾患、家庭的要因が疑われる場合や命の危険に関わる場合など、対応が困難であると判断したことによるもの。
- ・福祉の視点でもアセスメントを行う必要性があったため。

<学校種間連携の必要性>

- ・単校種の対応より、幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携の必要性があった。
- ・町内ではこども園2つ、小学校3校、中学校1校があり、こどもや家庭の状況を共有している。

<学校・地域・家庭の連携の必要性>

- ・不登校は学校、家庭、社会全体の問題であり、それぞれの問題点について検討し、学校だけでなく地域社会や関係機関と連携を推進する必要があるとあり、取組を始めた。
- ・学校・家庭だけでなく、地域全体で子供を見守ろうとした。
- ・学校、家庭、行政それぞれの関わりが有効な事案が多かったこと。
- ・不登校対策は家庭の協力や支援が必要であり、学校だけで対応することは難しいため。

<家庭・保護者支援の必要性>

- ・不登校の子どもの背景には、家庭の状況が影響している場合が多く、必要な支援を届ける必要があるから。
- ・家庭問題や虐待等による不登校事案に対する適切な対応のため。

- ・児童生徒への支援だけでなく、保護者への積極的な支援の必要性があったため。
- ・不登校児童生徒は家庭が不安定なケースも多く、学校での児童生徒へのサポートに加え、福祉関係者による保護者支援を行うことが有効だと考えられるため。
- ・不登校の理由として、家庭環境、保護者の身体精神状態、ヤングケアラー問題等が影響を与える可能性もあるため。
- ・不登校児童生徒の増加や長期化には、その要因として、学校だけでなく、家庭環境の問題も大きくなってきたことにより、教育福祉、社会福祉の視点が不登校対策に必要なようになってきたことがきっかけである。

実際に教育福祉連携のケースが生じた

<教育福祉連携のケースが生じた>

- ・不登校児童生徒の困りを福祉や医療につなげて、原因を探ることができた。また、医療支援や家庭支援を福祉機関が取組むことによって、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立につながった事案が出てきたから。
- ・児童生徒の不登校の背景に家庭の複数の課題がある場合が多くあり、支援に入った SSW から、積極的に福祉部局に相談を行った。
- ・不登校の要因がさまざまで、中には保護者の養育力や経済力等家庭支援も行うことで、子どもの安定につながっていくと考えられるケースもあったこと。市の重層的支援会議で家庭支援が必要で子どもが不登校のケースに関係者がよって支援の方向性を考えることで、改善に向かったケースがあったこと。
- ・家庭を含む環境の改善が必要であり、福祉と連携する事案が増えたため。

<相談や要請があった>

- ・福祉部局の相談員から教育委員会に不登校の対策への相談があったことから。
- ・家庭環境により登校できない児童生徒については、学校だけでは解決できる問題ではないため、学校が SSW に助けを求めたことがきっかけ。
- ・不登校児童生徒が通室している教育支援センター担当者から、学校の担当者と情報共有を行いたいと依頼があったから。
- ・学校や保護者のニーズがあり、それに対応したため。
- ・SC や SSW からの相談。教職員からの情報提供。
- ・学校と児童福祉部局・医療機関との間での相談や情報共有。

「自治体基盤整備」や「自治体施策」、「専門職活用」については、「不登校児童生徒数の増加」や「既存の取組・事業」をきっかけとするものも一定数あった。

不登校児童生徒数の増加

- ・不登校児童生徒の年々の増加。
- ・不登校児童生徒数が特に多いという自治体の教育課題を考慮して必要性が高まったため。
- ・不登校の児童生徒数の急激な増加に伴い、その対策を担当部署の垣根を越えて対応する必要性が高まってきたため。

既存の取組・事業

<切れ目のない支援体制を整える過程で>

- ・不登校生徒の引きこもり化防止のため。
- ・児童相談所（子ども家庭総合センター）が開設されたことにより、同一地域内での切れ目のない支援体制の基盤が構築されたため。
- ・こども家庭センターを設置したのを機に、教育と福祉の連携を強化したから。

<その他>

- ・要保護児童対策地域協議会の取組開始。
- ・こどもデータ連携（不登校者の増加対策）。
- ・児童福祉法による協議会の設置。

「専門職活用」や「学校での取組支援」、「こども・家庭支援」については、「未然防止・早期対応の必要性認識から」も見られた。

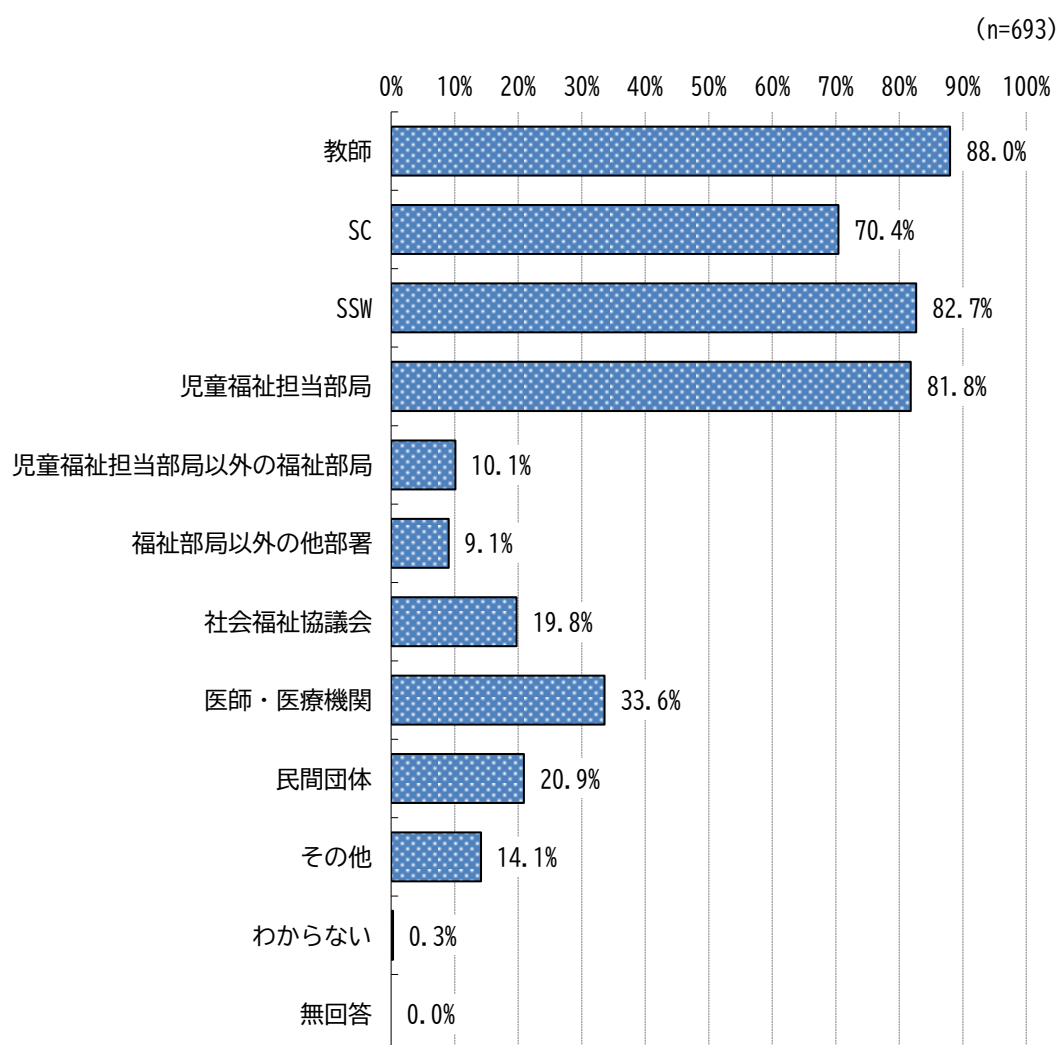
未然防止・早期対応の必要性認識から
・ 不登校になってからの対応ではなく、未然防止のために、教育だけでなく福祉の視点からの支援が必要であると考えたため。 ・ 小さな事案であっても情報共有し、各機関が連携し対応するようにしている。 ・ 不登校傾向の早期発見と対応のため。

⑧不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組に関わっている関係者や関係部署・機関を聞いたところ、「教師」の割合が最も高く 88.0%となっている。次いで、「SSW（82.7%）」、「児童福祉担当部局（81.8%）」となっている。

「その他」の主な回答内容としては、「教育支援センター」、「児童相談所」、「こども家庭センター」「PTA」、「民生委員」等が挙げられている。

図表 4-12 不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関(複数回答)

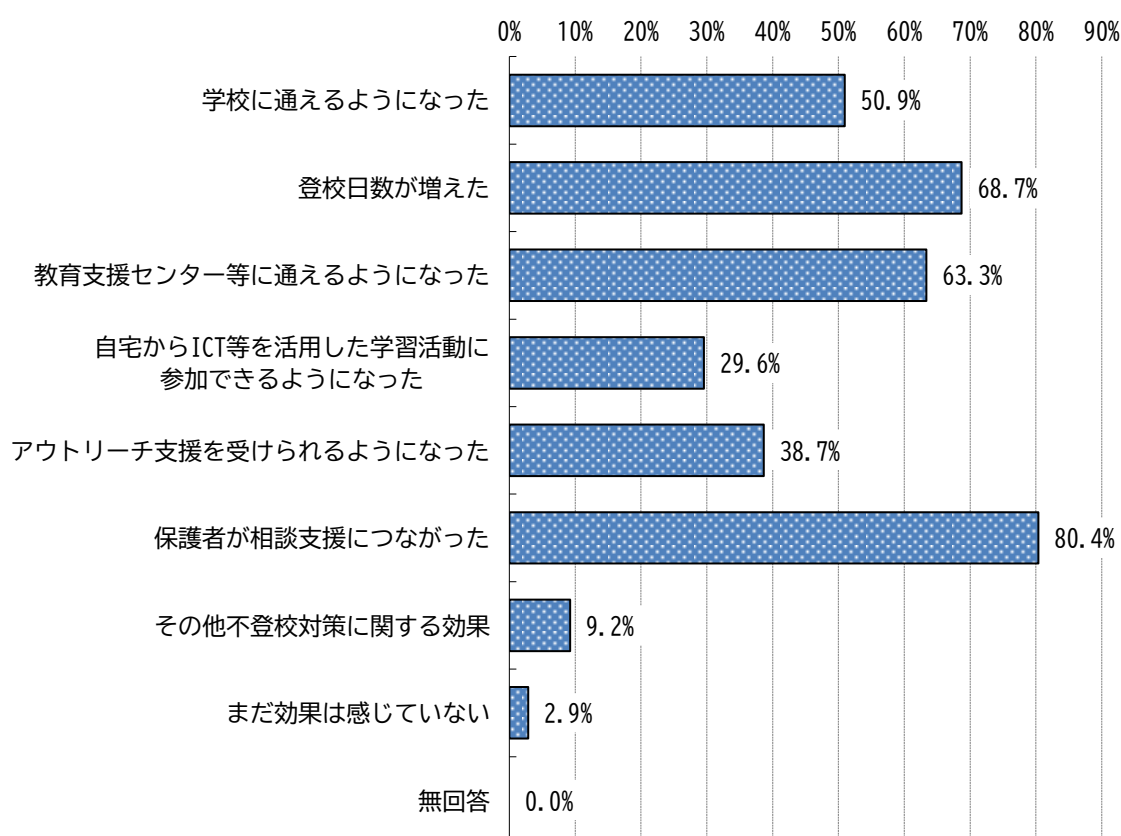


⑨不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた効果を聞いたところ、「保護者が相談支援につながった」の割合が最も高く 80.4%となっている。次いで、「登校日数が増えた（68.7%）」、「教育支援センター等に通えるようになった（63.3%）」となっている。

図表 4-13 不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた効果(複数回答)

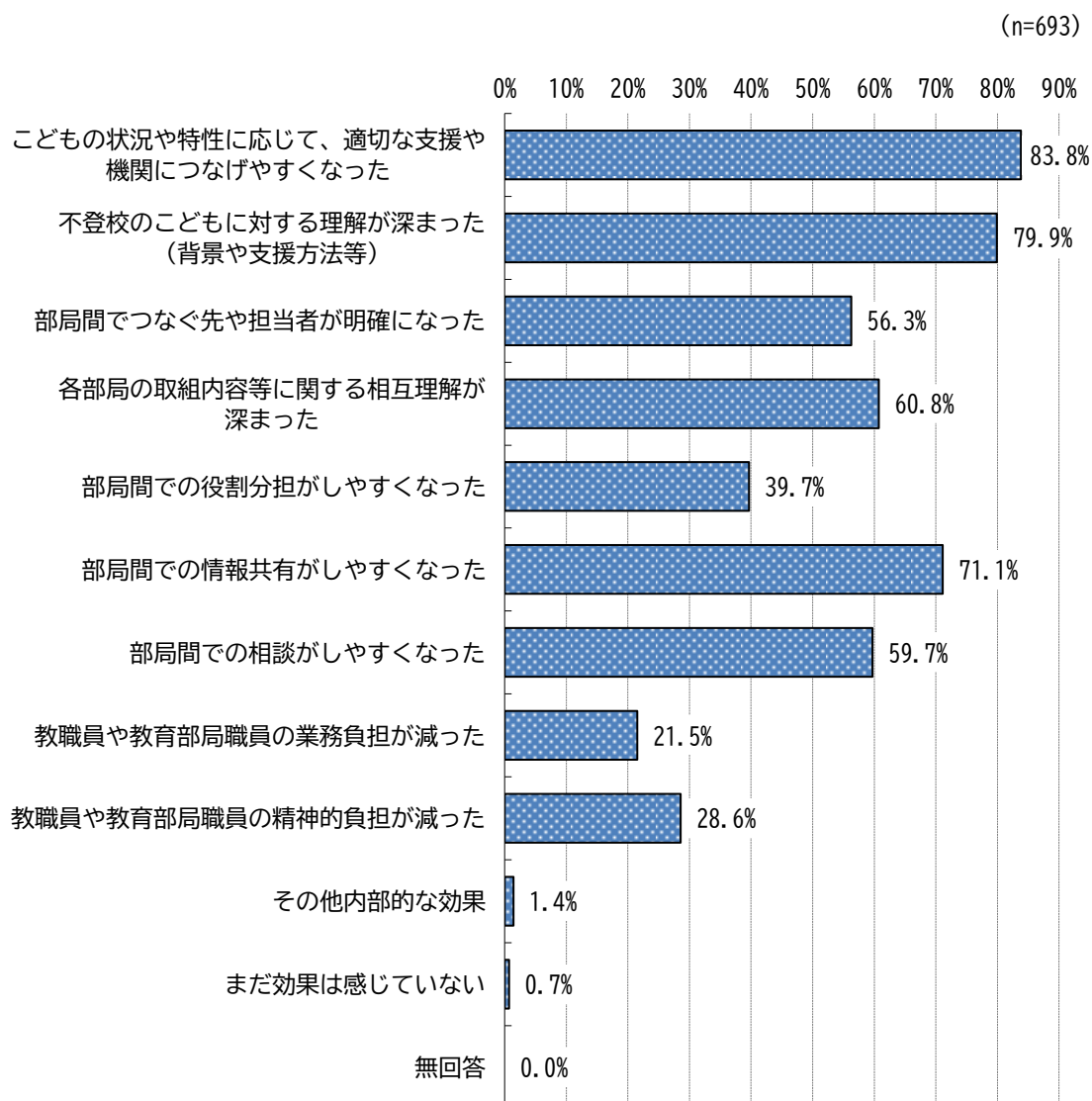
(n=693)



⑩不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた内部的な効果

不登校対策として効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した場合に、取組を実施して得られた内部的な効果を聞いたところ、「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関につなげやすくなった」の割合が最も高く 83.8%となっている。次いで、「不登校のこどもに対する理解が深まった（背景や支援方法等）（79.9%）」、「部局間での情報共有がしやすくなった（71.1%）」となっている。

図表 4-14 不登校対策において教育福祉連携の取組を実施して得られた内部的な効果(複数回答)

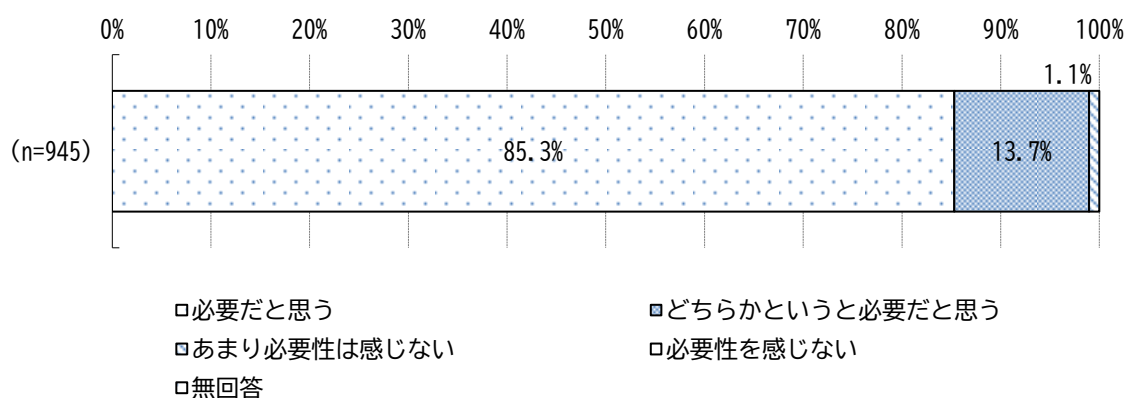


(4)自治体における「教育と福祉の連携」の必要性等

①いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性

「必要だと思う」の割合が最も高く 85.3%、「どちらかという必要だと思う」の割合が 13.7%となっている。一方で、「あまり必要性は感じない」の割合が 1.1%となっている。

図表 4-15 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性

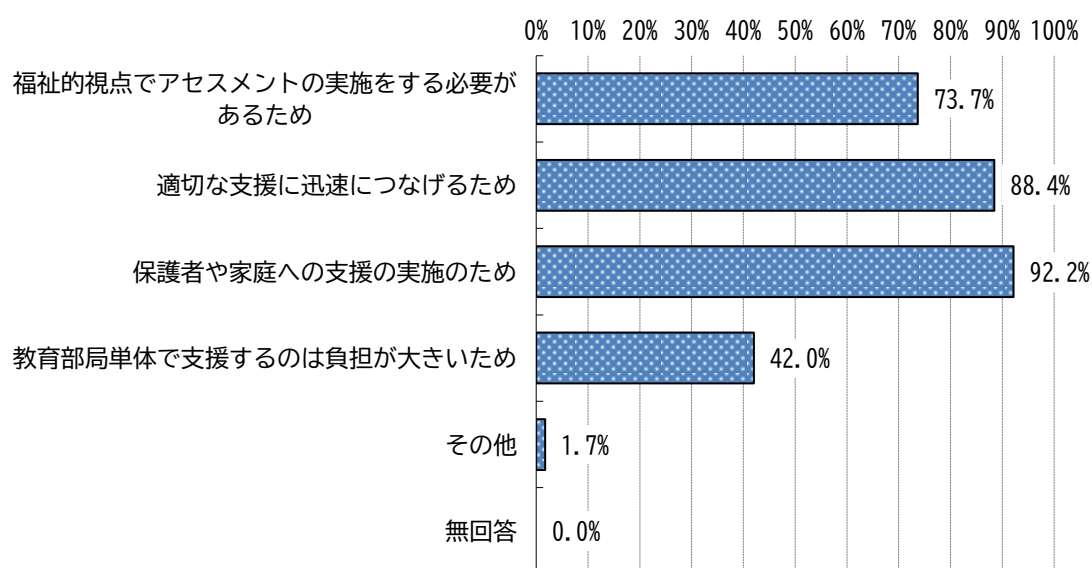


②いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由

いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性について、「必要だと思う」または「どちらかという必要だと思う」と回答した場合に、教育と福祉の連携が必要だと考える理由について聞いたところ、「保護者や家庭への支援の実施のため」の割合が最も高く 92.2%となっている。次いで、「適切な支援に迅速につなげるため（88.4%）」、「福祉的視点でアセスメントの実施をする必要があるため（73.7%）」となっている。

図表 4-16 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由(複数回答)

(n=935)

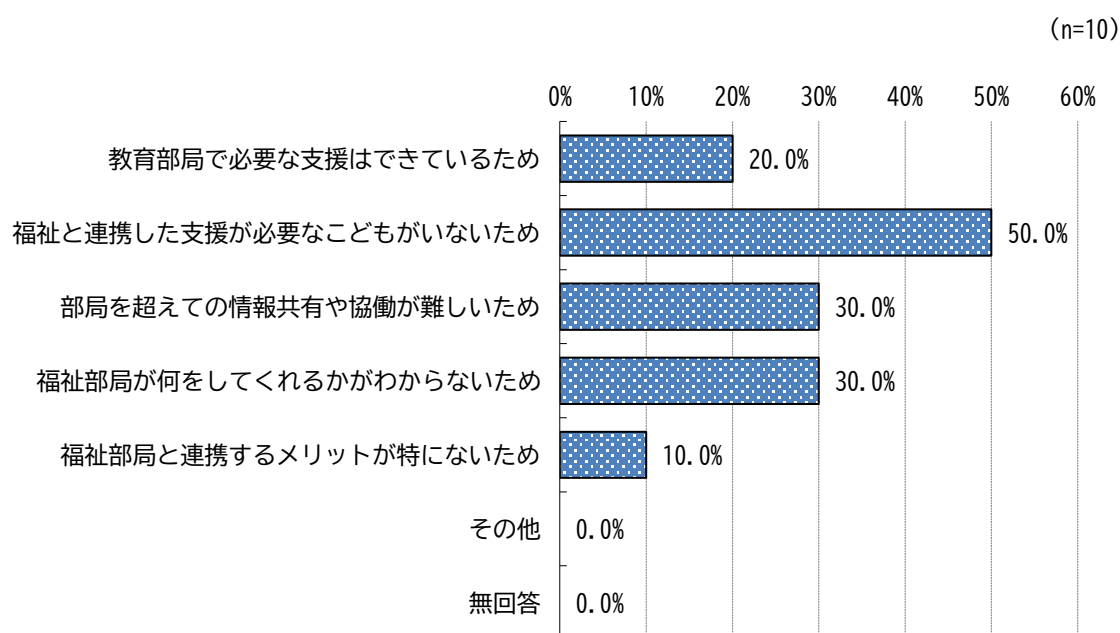


③いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由

いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携の必要性について、「あまり必要性は感じない」または「必要性は感じない」と回答した場合に、教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由について聞いたところ、「福祉と連携した支援が必要なこどもがいないため」の割合が最も高く 50.0% となっている。次いで、「部局を超えての情報共有や協働が難しいため (30.0%)」、「福祉部局が何をしてくれるかがわからないため (30.0%)」、「教育部局で必要な支援はできているため (20.0%)」となっている。

※本設問はサンプルサイズが小さいため参考値。

図表 4-17 いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由(複数回答)



④教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、児童福祉担当部局等に期待すること(連携したいこと)

主な回答としては、以下のとおりである。「家庭・保護者支援」に関する回答が多く見られ、特に、「教育側からの対応が難しい内容への支援(経済面・精神面等)」が多く見られた。その他、「情報共有」、「専門的知見の提供」の「福祉的視点に基づくアセスメント」や「継続的な支援」の「就園・就学前から義務教育終了後にかけての切れ目のない支援」等も見られた。

家庭・保護者支援

<教育側からの対応が難しい内容への支援(経済面・精神面等)>

- ・教育現場では対応が難しい家庭支援(生活困窮、虐待リスク、精神的サポート等)を、児童福祉の専門職が担ってほしい。
- ・学校では把握・対応しづらいケースのリードや、家庭課題への対応。
- ・背景に、保護者の経済的な問題や子育てに関する不安や理解が不十分な場合、外国籍のケース等々あり、ケース会議等を通して、家庭支援、保護者支援がさらに充実することで、児童生徒の抱える課題の軽減につながることを期待する。
- ・特にヤングケアラー、経済的困窮などの家庭環境の諸問題について、アウトリーチ支援を行った

り、福祉サービス・行政サービスの提案などを行ったりして、保護者支援をお願いしたい。 <安全確認> ・家庭支援（家庭での安否確認、様子を観察、訪問相談等）。 ・ひきこもりをはじめ、安全確認が取りにくい家庭への支援。 <相談支援> ・孤立化していく家庭の支援、相談役としての関わりの充実。 ・相談窓口の拡大。例えば、児童生徒の窓口だけではなく、保護者の相談窓口や対象となる児童生徒をもつ保護者のケアができる窓口を設けていきたい。 <福祉的プログラムの提供> ・孤立を防ぐためのペアレントトレーニングや地域の親の集いといった福祉的プログラムへの学校からの紹介・連携。
こどもへの支援 <直接支援・対応> ・児童生徒や保護者への直接支援。 ・本人の困り感への直接的支援（特性があり、生活に支障がある場合）。 <安全確認> ・特に不登校対策において、なかなか学校が不登校児童生徒と会えず、目視による安全確認が取れないケースについて、福祉の力と連携することでなんとか安全確認につながるとよい。
情報共有 <福祉部局が有する情報の共有> ・生育歴、家庭環境等の学校が把握していない情報を共有し、多面的に対象の子どもを理解し、アセスメント、支援を講じていくこと。 <定期的・迅速な情報共有> ・教育現場での様子と家庭の様子の情報を共有して、児童生徒にとっての最善の支援ができるようにする。そのために、情報交換の機会を定期的につくる。 ・未然防止のため、定期的に情報共有すること。また、迅速な初期対応のため、事案が発生したときにすぐに情報共有をすること。 <情報共有のための仕組み・関係性の構築> ・情報を迅速に共有できる仕組みの構築（個人情報保護の観点で踏まえた情報の一元管理）。 ・家庭環境を含めさまざまな要因が複雑にからみ合うことが多いと思うので、素早く情報共有、相談ができる関係性を構築すること。 ・県福祉部局を窓口とした、市町村福祉部局との積極的な情報共有。
専門的知見の提供 <福祉的視点に基づくアセスメント> ・福祉的な視点からのアセスメントと学校が担いきれない家庭環境の調整。 ・専門的な視点によるアセスメントと多角的な情報提供及びアウトリーチを含めた実効性のある介入と支援等。 <専門的な知見・ノウハウの提供> ・児童福祉の専門家の知見を学校の対応や重大事態調査のあり方等に活かしたい。 ・社会福祉協議会のように、福祉の事業所やその活動について専門的な分野の方が児童生徒に関わっていただきたい。学校関係者とは違う立場で児童生徒や保護者と関わる中で知り得た情報を集約し、学校へ提供したい。
関係機関等との連携・調整 ・児童福祉担当部局を通して、医療機関、児童相談所など関係機関と連携を図って指導助言をいただく。 ・特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加等、児童生徒が多様化する中、より個別最適な支援ができるように、様々な関係機関と連携をとるための調整を行っていただけると助かる。

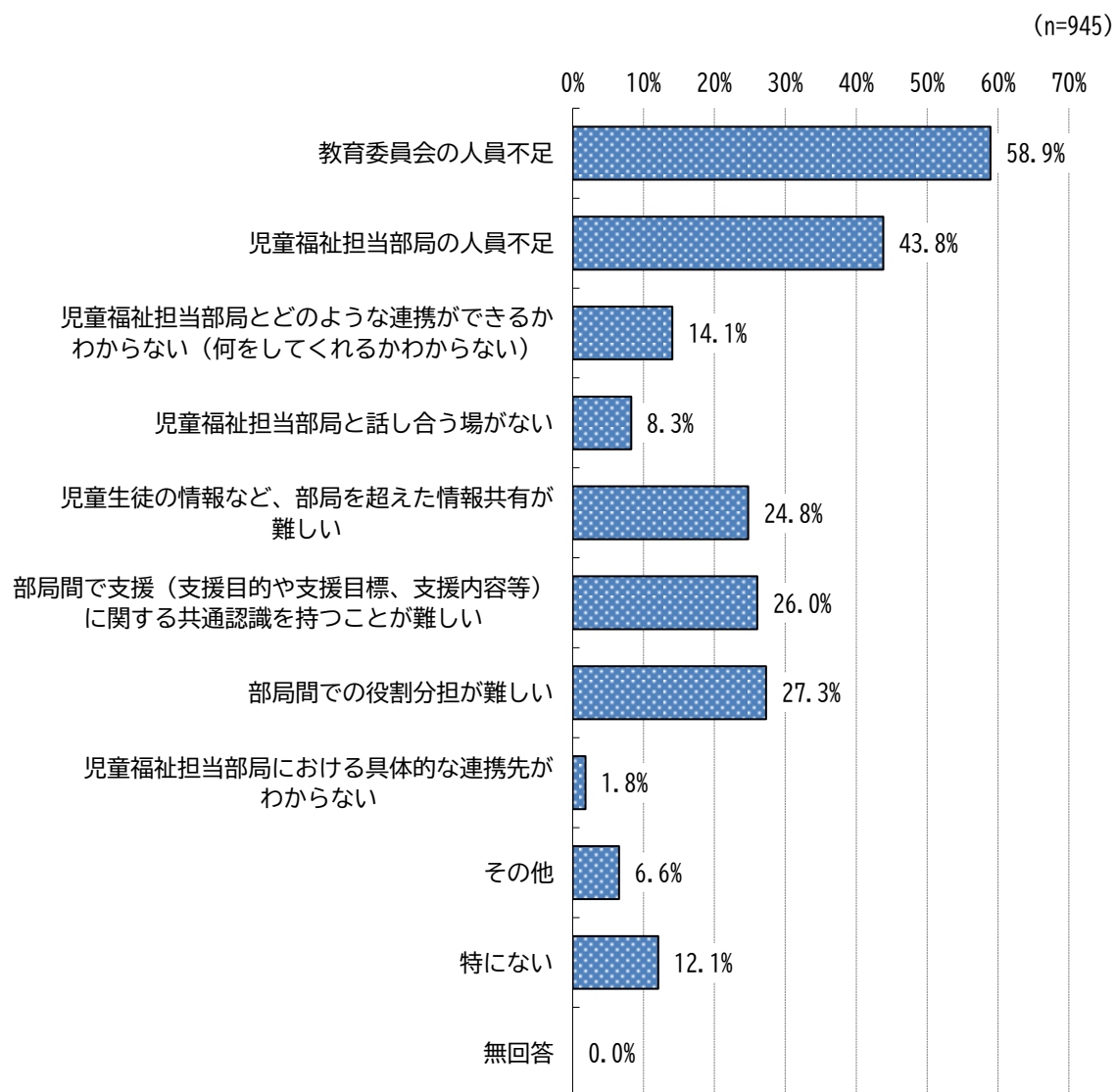
・児童福祉担当部局がコーディネーター的役割を担い、関係機関との調整を行うこと。 ・家庭や地域、関係機関との連携を図るためのつなぎ役をしていただきたい。
未然防止・早期対応
<未然防止> ・いじめや不登校が「顕在化する前」に、教育と福祉が情報を共有し、早期支援につなげる。虐待・ネグレクトなどの早期相談体制の構築。 ・いじめ・不登校に至る背景に、虐待、貧困、精神疾患、家族機能の不全などがある場合の早期把握。 ・早期に困難を抱える児童生徒を把握し、支援につなげることができること。 <早期発見・早期対応> ・不登校の原因が家庭環境にある場合、SSW を通じて速やかに福祉とつなげられれば、早期解決が望める場合がある。
継続的な支援
<就園・就学前から義務教育終了後にかけた切れ目のない支援> ・義務教育前の未就学期や終了後の時期を含めた、切れ目のない支援の実現に向けた連携の強化。 ・就学、就園前の情報を引き続き必要時に共有したい。 ・幼保小連携（職員間の交流、情報共有、小1ギャップ対策への取り組み）。 ・本市では中学校卒業後に教育委員会の支援が途絶えることが課題である。特に高校世代（15～18歳）は、不登校やいじめの経験により進学後も困難を抱えるケースが多く、支援の空白が生じている。福祉部門には、こうした高校世代の継続的な支援体制の構築（相談、居場所づくり、生活支援など）を期待する。 ・就学前や義務教育終了後は、福祉担当部局が対応するが、義務教育の段階だけ教育委員会が担当する。切れ目のない支援を考えると、基本的には福祉部局が担当するような制度設計にし、そこに発達段階別で関わる部署につながっていく方が連続性があってよい。また、こども家庭庁の政策に対応できている機関、部署があると良い。包括的に対応できるようにしていただきたい。 <伴走的な関わり> ・教育にかかる前から児童福祉部局が該当児童への関わりがあることが多いことから、情報の共有と該当児童へのつなぎ役としての役割を期待している。 ・教育現場で児童生徒や家族の困り感をもとに見立てを行い、児童福祉担当部局等につなげた後、本人が安心できる家庭の環境整備のために継続的伴走的な関わりをお願いしたい。
アウトリーチ支援
・学校だけでは対応困難なケースに対し、福祉部局が家庭訪問やアウトリーチ型支援など、積極的に家庭にアプローチすること。 ・訪問支援の実施と共同訪問等、連携を行うこと。 ・学校へも教育支援センターへもフリースクール等の民間施設にも通うことができない児童生徒のために、アウトリーチ支援をはじめとして児童福祉担当部局等との連携によって支援していきたい。 ・不登校対策の面では、実際に学校から積極的にアプローチをかけても、その関わりを拒否したり、学校教育自体を必要と感じていなかったケースもある。そんな時に、福祉部局から、家庭に働きかけるアウトリーチ型の支援があると大変にありがたい。また、支援を行う中で見えてきた状況や情報について共有し、教育と福祉、それぞれが強みを生かして、必要な支援を届けていきたい。
役割分担
・各担当の役割を明確にし、協働して対応すること。 ・事案によっては、判断を下す主体が変わるため、ケースごとに連携の仕方を相談し合えること。 ・「誰が・いつまでに・何を」の基本的な分担を明確にし、一部の担当だけに負担がかからないようにすること。学校でやるべきこと、福祉でやるべきことの棲み分けを互いに理解してから支援に進むこと。 ・それぞれが、いじめ防止や不登校対策についてどういった対応を行う事ができるのか、具体的な早期のアプローチを、誰（児童生徒・保護者・学校・教職員）に対してどういった支援ができるかが、明確化されることによりよい連携が進むと考える。

・教育分野からは、福祉の支援方針の決定のプロセスや各部署の役割などが分かっておらず、適切な連携につながらないことがあるため、連携しはじめた際に学校や担当者へ説明をしてほしい。
多面的アプローチ
・課題を抱える家庭に対して、多角的にアプローチすること。必要な支援を提供すること。 ・教育機関以外とも連携をすることで、対象児童生徒について多面的にアセスメントを行い、必要な支援を受けられるようにすること。 ・児童生徒を中心にした福祉的視点と教育的視点、それぞれのアセスメントを尊重し連携を推進していきたい。
協力体制の構築
<関係構築> ・教育・福祉各立場で子どもに関わる大人がその子供の問題や特性を共有し、同じ方向性、方針をもって支援を行っていけるような関係をつくりたい。 <方針・プロセス・役割の相互理解> ・関係する機関が増えることで、それぞれの部署の役割の違いなどから連絡の行き違いや対応・思いのずれが生じうるため、迅速な対応と正確な情報共有が必要である。 ・年度初めなどに学校に出向き、役割や活動内容を知ってもらうこと。 ・情報共有が前提となるが、定期的に関係者・関係機関が顔を合わせ、児童生徒の種々の課題について現状と取組の進捗状況などを確認し、具体策を検討する場の設定のリード。 ・教育現場の特色を理解してもらうこと。

⑤教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていること

「教育委員会の人員不足」の割合が最も高く 58.9%となっている。次いで、「児童福祉担当部局の人員不足（43.8%）」、「部局間での役割分担が難しい（27.3%）」となっている。

図表 4-18 教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていること（複数回答）



自治体種別でみると、都道府県では「児童福祉担当部局とどのような連携ができるかわからない（何をしてくれるかわからない）」、「児童福祉担当部局と話し合う場がない」、「児童福祉担当部局における具体的な連携先がわからない」の割合が他に比べて高くなっている。また、都道府県、政令指定都市・特別区では、「児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい」、「部局間で支援（支援目的や支援目標、支援内容等）に関する共通認識を持つことが難しい」の割合が他に比べて高くなっている。

図表 4-19 （自治体種別）教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていること
（複数回答）

		合計 (n=)	教育委員会の人員不足	児童福祉担当部局の人員不足	児童福祉担当部局とどのような連携ができるかわからない（何をしてくれるかわからない）	児童福祉担当部局と話し合う場がない	児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい	部局間で支援（支援目的や支援目標、支援内容等）に関する共通認識を持つことが難しい
全体		945	58.9	43.8	14.1	8.3	24.8	26.0
自治体種別	都道府県	33	51.5	27.3	42.4	36.4	69.7	42.4
	政令指定都市・特別区	34	52.9	44.1	17.6	11.8	44.1	55.9
	中核市	50	66.0	40.0	22.0	16.0	28.0	34.0
	一般市（人口10万人以上）	122	62.3	42.6	16.4	10.7	36.9	32.8
	一般市（人口10万人未満）	322	63.0	47.8	10.2	7.5	23.0	23.0
	町村	384	54.7	42.7	12.8	4.4	16.4	21.4
		合計 (n=)	部局間での役割分担が難しい	児童福祉担当部局における具体的な連携先がわからない	その他	特になし	無回答	
全体		945	27.3	1.8	6.6	12.1	0.0	
自治体種別	都道府県	33	48.5	15.2	3.0	9.1	0.0	
	政令指定都市・特別区	34	29.4	0.0	5.9	5.9	0.0	
	中核市	50	38.0	0.0	14.0	6.0	0.0	
	一般市（人口10万人以上）	122	42.6	2.5	8.2	4.1	0.0	
	一般市（人口10万人未満）	322	24.8	1.9	6.2	10.2	0.0	
	町村	384	21.1	0.8	5.7	17.7	0.0	

第5章 自治体ヒアリング調査

1. 実施概要

(1) プレヒアリング調査

① 調査目的

教育福祉連携の取組イメージや課題等に関する理解を深め、効果的な一次調査・二次調査につなげることを目的として、教育福祉連携の取組を進める自治体を対象とし、プレヒアリング調査を実施した。

② 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 5-1 調査概要

	実施日	ヒアリング対象	実施方法
1	令和7年9月11日（木）	沖縄県	オンライン
2	令和7年9月12日（金）	島根県	オンライン
3	令和7年9月16日（火）	静岡県湖西市	オンライン
4	令和7年9月22日（月）	兵庫県三田市	オンライン
5	令和7年10月1日（水）	新潟県柏崎市	電話

(2) 二次調査

① 調査目的

自治体へのアンケート調査（一次調査）を踏まえ、教育福祉連携の経緯、狙い・目的、体制、効果、効果を得られた背景等の連携状況の詳細を明らかにするとともに、課題解決に向けた工夫等、連携における工夫やポイント等を把握することを目的として、自治体の児童福祉担当部局・教育委員会を対象としたヒアリング調査を実施した。

② 調査概要

調査の実施概要は以下のとおりである。

図表 5-2 調査概要

	実施日	ヒアリング対象	実施方法
1	令和8年1月28日（水）	大阪府茨木市	オンライン
2	令和8年2月2日（月）	兵庫県神戸市	オンライン
3	令和8年2月2日（月）	高知県中土佐町	オンライン
5	令和8年2月2日（月）	宮崎県日向市	オンライン
6	令和8年2月4日（水）	静岡県伊豆の国市	オンライン
7	令和8年2月5日（木）	宮城県川崎町	オンライン
8	令和8年2月6日（金）	長野県上田市	オンライン
9	令和8年2月9日（月）	佐賀県佐賀市	オンライン
10	令和8年2月12日（木）	栃木県塩谷町	オンライン
11	令和8年2月13日（金）	栃木県宇都宮市	オンライン
12	令和8年2月17日（火）	岩手県矢巾町	オンライン
13	令和8年2月19日（木）	富山県	オンライン
14	令和8年2月24日（火）	兵庫県福崎町	オンライン
15	令和8年2月26日（木）	東京都国立市	オンライン

2. 事例紹介

以降のページでは、ヒアリングをした自治体における教育福祉連携に関する取組事例を紹介する。紹介する事例については以下のとおりである。

	自治体名	自治体種別	事例タイトル	取組の分類			
				基盤・体制づくり	未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供
1	岩手県矢巾町	町村	相談窓口の集約と定期的な学校・児童館等訪問による多機関連携	●		●	
2	宮城県川崎町	町村	教育・福祉両方の肩書を活かしたコーディネート	●		●	
3	栃木県宇都宮市	中核市	他部局・他部署の持つ知見や機会を活用し、支援の充実につなげる	●			●
4	栃木県塩谷町	町村	こども家庭センターにおける多職種による学校連携	●		●	
5	東京都国立市	一般市 (人口 10 万人未満)	教育部局と福祉部局での連携の共通認識を基盤とした不登校対策	●			●
6	新潟県柏崎市	一般市 (人口 10 万人未満)	「思春期サポートチーム」による庁内連携の基盤づくりと、学校・教育委員会・福祉部局の三者連携による支援	●		●	
7	富山県	都道府県	「誰一人取り残さない」こどもまんなか社会の実現に向けた、4 機関集約型相談窓口と居場所に関する理解醸成	●			●
8	長野県上田市	一般市 (人口 10 万人以上)	学校と保護者の間をつなぐ発達支援			●	●
9	静岡県湖西市	一般市 (人口 10 万人未満)	市長部局であることを活かした、「いじめ防止対策室」によるいじめ対策	●	●		
10	静岡県伊豆の国市	一般市 (人口 10 万人未満)	こども家庭センターによる学校訪問と重層的な情報共有の体制づくり	●			●
11	大阪府茨木市	一般市 (人口 10 万人以上)	中学卒業後の支援のつなぎを見据えた各中学校での「情報交換会」の開催			●	●
12	兵庫県神戸市	政令指定都市・特別区	「神戸ひきこもり支援室」における教育分野と連携した不登校対策	●			●
13	兵庫県三田市	一般市 (人口 10 万人以上)	教育・福祉双方の視点を活かした、こども一人一人に応じた支援の提供			●	●

	自治体名	自治体種別	事例タイトル	取組の分類			
				基盤・体制づくり	未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供
14	兵庫県福崎町	町村	小規模自治体であることを活かした、要対協での不登校部会の立上げ	●			
15	島根県	都道府県	「学校・福祉連携の手引」の活用による、「気づき」「つなぎ」「支える」体制の強化			●	●
16	高知県中土佐町	町村	教育部門と福祉部門の協働による「児童会・生徒会サミット」を通じた、いじめを許さない学校・町づくり		●		
17	佐賀県佐賀市	一般市 (人口 10 万人以上)	民間団体との協働による、学校への別室対応支援員配置とアウトリーチによる包括的な支援の提供			●	●
18	宮崎県日向市	一般市 (人口 10 万人未満)	家庭・学校・福祉がつながる「保護者参加型ケース会議」の実践			●	●
19	沖縄県	都道府県	子ども・若者総合相談センターを中心とした、こども・保護者への切れ目のない支援提供			●	●

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

相談窓口の集約と定期的な学校・児童館等訪問による多機関連携 (岩手県矢巾町)

1. 基礎情報

- こども家庭センターが要対協調整機関。
- こども家庭課こどもあんしん係は、こども家庭センター内にあり、社会福祉士、保健師、子ども家庭支援員等を配置している。
- 教育委員会事務局学校教育課教育研究所（以下、「教育研究所」）に、教育相談窓口を設置している。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 不登校やいじめ、その他のこどもに関する困り感等について、学校から役場内の各担当課（教育部局のみならず福祉部局も）に直接相談が上がってくるケースが増えていた。直接学校とコンタクトを取れていることはよい面もある一方、そのこどもに関する周辺情報が抜け落ちたまま、点的につながり生まれる状況に課題意識も持っていた。
 - ・ 上記のような状況もある一方で、多くの学校では役場の各課の業務内容を熟知しておらず、こどもに関する悩みや困り感を抱えた際に、どこにつなげばよいか初動対応に困る場面が多かった。
- **取組内容**

＜相談窓口の集約（教育研究所）＞

 - ・ 前教育長の後押しもあり、相談窓口を教育研究所に集約して対応する体制を整備した。また、教育相談経路図（フローチャート）を作成し、各学校に配布することで相談先を明確に周知した。
 - ・ 学校からの児童生徒に関する相談はまずは教育研究所に連絡してもらうようにし、内容を所長補佐が集約し（不在であれば教育相談員→指導主事→課長の順で対応）、必要に応じてこども家庭課や他課と連携する体制を整備した。現在の所長補佐は学校現場出身で、自身も、こどもに関して何か問題があった時に、どこに相談をしたらよいのか悩みながら対応した経験を有している。行政に入った後に改めて福祉的な考え方や手法を学び、他部局の情報についても収集し、教育相談経路図の作成を行った。こどもの状況に応じた適切なつなぎ先に関する知見とノウハウを有するキーパーソンとなっている。
 - ・ なお、児童福祉部局側のこども家庭課もこども家庭センターとして相談窓口を有しており、内容によってはこちらの窓口も活用可能である。
 - ・ 提供された情報については、本人や保護者に同意を取った上で部署間で共有し、連携している。なお、重層的支援会議等、法律に基づき本人の同意なく情報共有ができるケースも

ある。また、同意が取れないケースについて、行政以外の関連機関に見守りを願う等、別の入口から支援につなげられるように工夫することもある。

<定期的な学校・児童館等訪問の実施（こども家庭課）>

- ・ 相談を待つだけでなく、要対協調整機関としては、実務者会議の情報を補うために、定期的な小中学校（小学校4校・中学校2校）、保育園、児童館等への訪問を実施している。年間3～4回学校園等を訪問し、こどもの様子や家庭環境、いじめ・不登校事案等の情報を収集する。児童館も定期的に訪問し、教員には言えないことや遊び・友達との関係性の中で気づけること等、多角的にこどもの姿を把握している。児童館には、長期休みの前後で訪問することが多い。
- ・ その他、教育研究所による定期的な学校訪問やいじめ防止対策協議会への参加、こども家庭課の学校主催ケース会議への参加、教育研究所とこども家庭課との連携によるサポートプランの作成等を実施している。

● 部局間の主な役割分担

- ・ こども家庭センター（こども家庭課）
 - 家庭・生活・健康面の支援を中心に担当
 - （ア）こども家庭センターにおける相談受付
 - （イ）学校、保育園、児童館等学校内外での気になるこどもの情報収集
 - （ウ）支援会議の実施やサポートプランの作成
- ・ 教育研究所
 - 学校・学習・教育面の支援を中心に担当
 - （ア）学校からのこどもに関する相談の集約・初動対応
 - （イ）学校現場の情報収集（定期訪問、いじめ防止対策会議への参加等）
 - （ウ）こども家庭課や福祉課と連携し、家庭側に要因があると考えられる場合は情報共有・支援調整
 - （エ）サポートプラン作成時の教育的アドバイスや専門的知見の提供

● 取組の効果

- ・ 学校で対応方法に悩む事案について、まずは教育研究所に相談ができるようになったことで、迅速な対応につながり、現場の負担軽減にもつながっている。また、教育研究所で集約することで、養育環境等の周辺情報も踏まえたつなぎ先や支援方策の検討ができるようになり、効果的な支援につながっている。
- ・ こども家庭課による学校園等の訪問を通じて、児童館や保育園等、多機関との連携が強化され、こどもの多様な姿や課題を把握しやすくなった。また、訪問することにより、相互に相談しやすくなったり、共通認識が取りやすくなったり、対面で話す中で疑問が解消したりといった効果も出てきている。

- 取組の工夫やうまくいっている理由

- <はじめに接点を持った窓口の継続関与>

- ・ 基本的に、教育研究所の窓口寄せられた相談は教育研究所で主導、こども家庭センター寄せられた相談はこども家庭センターが主導という形を取っている。これは、「部署をたらい回しにされた」という誤解が生じるのを防ぎたいためである。事例によっては、相談者と合意形成を取った上で、当初窓口とは異なる部署で主導をすることもあるが、当初窓口とも終結まで情報共有をしながら、責任を持って進めている。

- <町の規模を活かした迅速かつ柔軟な対応>

- ・ 小規模自治体であるため、各所への訪問も容易であり、何かあればすぐに会ったり集まったりする関係性ができている。何かあれば、両部局で柔軟に連携チームを組んで対応している。

- 課題

- <保護者が連絡に応じないケースへの対応>

- ・ 気になるこども・家庭の情報を把握したとしても、支援につながりにくいケースがある。例えば、要保護児童という形で進行管理している多子世帯で、父母間の不和や母の精神的な不調が見られており、こどもも不登校・ひきこもりという状況にて現認が取れないケースがあった。教育研究所が関係機関を招集して役割について検討をしているが、なかなか応じてもらえない。
 - ・ また、関係機関が多くなる場合の役割分担が難しいという課題もある。関係機関により、優先すべきことや視点が異なる部分もあるため、どのような対応が良いのか悩ましく、引き続き対応を検討する必要がある。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 学校現場と行政組織とでは、組織体系や考え方、視点が異なる場合がある。双方を理解し、それぞれの業務内容に精通した人物を橋渡し役として配置することが重要である。

4. 具体的な支援例

- <児童館・学校・家庭をつなぐ連携による、「学校外」からの支援実践>

- ・ 矢巾町のこども家庭課で行っている児童館訪問にて、児童館内でトラブルを起こすことの多いこどもがいることを把握した事例があった。その後、児童館の話を踏まえ、こども家庭課の相談窓口を保護者に紹介し、支援を開始することになった。
 - ・ 支援の中では、都度こども家庭課と教育研究所とで連携を取り、教育研究所は学校と連携し、こども家庭課は児童館と連携することで、定期的な情報共有を行うことができた。後に教育研究所で心理検査を行うことになった際にも、以前から4者での情報共有を続けていたことで、保護者が心理検査にスムーズに納得し、スピーディーに支援することができた。
 - ・ 後に、このこどもは学校でもトラブルが発生したが、心理検査を行っていたことで、こどもに対する声掛けや支援の方法も学校と共有できるようになった。また、保護者の意識が変わり、こどもへの対応方法についても理解して接するようになった。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

教育・福祉両方の肩書を活かしたコーディネート（宮城県川崎町）

1. 基礎情報

- 令和6年度に、教育委員会に「教育支援係」を配置。その担当職員が保育士であったため、令和7年度に設置したこども家庭センターの児童支援員との兼務となり、教育と福祉のパイプ役となっている。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 就学児の保護者からの相談が保健師にあるほか、福祉部局や学校で把握したケースはその初期対応機関が主で支援をする等、就学児に関するケースの情報が様々な機関にあり、教育委員会として全体を把握することができていなかったため、教育支援係を配置することになった。
 - ・ いじめの認知件数は5～10件ほどだが、以前あった重大事案にうまく支援ができなかったことがあり、体制を整備する必要もあった。
 - ・ 町内には中学校2校、小学校3校があるが、SSWは1名のみであり、派遣型のため全校のいじめ・不登校のケースの把握は難しかった。小さな自治体のため、指導主事がないこともあり、学校だけで解決しようとしていたところもあったが、いじめや不登校をなくすためには初期対応が行える体制をつくる必要があった。そこで、教育支援係を配置し、教育委員会に学校からの窓口をつくり、相談や情報が上がってくる体制をつくった。
 - ・ 教育支援係の配置目的には、幼小接続の視点もあり、年長児の就学面談に教育支援係が同席するようになった。教育支援係の設置と公立幼稚園の閉園時期と重なったことで、教育支援係に保育士が配置できたのは町として大きかった。
 - ・ こども家庭センターの設置にあたり、福祉の有資格者を配置することになり、教育支援係の担当者が教育と福祉を「兼務」するという形ができた。
- **取組内容**
 - ・ 教育支援係として保護者からのLINE相談・電話相談を受けているほか、学校からの相談を受けている。
 - ・ いじめや不登校、特別支援等、福祉との連携が必要なケースについて全て台帳を作成して管理しており、福祉へのつなぎ等のコーディネートを行っている。
 - ・ 教育支援係は1名だが、SSWやこども家庭センターの職員、保健師も一緒に動いてくれており、役割分担しながら動いている。
 - ・ 学校から上がってきたケースについては、教育支援係として関わっている。学校、SSWやSCとともにアセスメントを実施し、福祉や心理的な視点で検討して、こども家庭センター等の必要な支援・機関につないでいる。学校でケース会議をすることもあれば、教育支援

係に集約されたケースについて協議をする場を設けることもある。

- ・ 現場での支援として、こどもや保護者との面談をすることもあり、こどもの話や保護者のモヤモヤをまずはしっかり聞くことを大切にしている。支援にあたっては、背景を含めたアセスメントが重要であり、こどもを取り巻く全ての人と話をしていく。支援の方向性等について保護者と合意形成ができていると支援につながやすい。誰がこどもや保護者と話をするかは、最初のケース会議で検討しており、SSW、SC、担任のほか、登校していないこどもについては保健師が対応することもある。
- ・ 上記の相談対応のほか、新規の不登校を防ぐことを目的として、毎月不登校に関するデータを学校から収集し、集約している。長期欠席のこどもの他に、その他の理由で気になるこどもを挙げるリストを作成し、新規のこどもがいた場合は学校への状況確認を行う。

● 取組の効果

- ・ 窓口が明確になったことで、何かあれば学校からタイムリーに連絡がくるようになった。教員から LINE で相談がくることもある。学校から「(教育支援係が)居てくれて助かる」といった声が多く聞かれる。
- ・ 教育支援係の配置前は学校から教育委員会には最低限の情報しか共有されていなかったが、教育支援係の配置により、様々な情報が共有されるようになった。問題として表出する前に情報をもらえるようになった。
- ・ 情報が早く上がってくる体制と、上がってきた情報についてすぐに多機関で動ける体制をつくったことで、新規の不登校が減っている。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 教育支援係とこども家庭センターの支援員を兼務しているため、未就学児の相談支援を受けていることが、予防的な対応につながっている。
- ・ 学校や保護者にとって、「福祉に関わる」ことへの抵抗感がある場合があるが、教育支援係として関われることで、心理的なハードルが下がっているのではないかな。
- ・ こどもや保護者への対応を行う上で、保育士としての経験が活かされている。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教員がこどもの小さな変化・変容に気づけるようにするためには、こどもに対する理解が重要である。こどもの良いところや課題であるところも合わせて1つの人格として捉え、保護者がこどもを理解し受け止められるよう保護者と向き合っていくことが大切である。学校内で福祉的な視点を理解してもらうことで、こどもへの対応や見方が変化し、早期発見につながるのではないかなと思う。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口10万人以上)	一般市(人口10万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期対応	効果的な支援提供	

他部局・他部署の持つ知見や機会を活用し、支援の充実につなげる (栃木県宇都宮市)

1. 基礎情報

- いじめ防止・不登校対策について、教育部局は学校教育課学校いきいきグループと教育センター相談グループを中心に対応している。これらの部署を中心としつつ、教育部局の学校健康課や生涯学習課、福祉部局の子ども支援課子ども家庭支援室や保健福祉部等、幅広い部署と連携し、支援にあたっている。
- 派遣型のSSWを市で3名配置（学校教育課学校いきいきグループ所属）している。

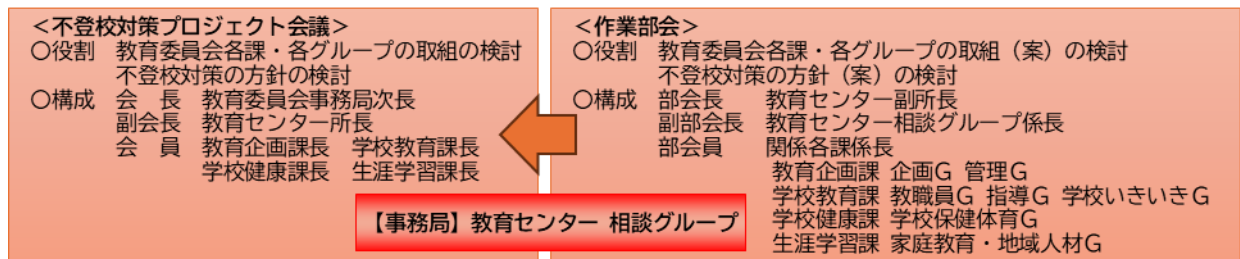
2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ 関係各課が、こどもの支援のためには家庭への支援も必要であることを認識していた中で、実際の不登校やいじめのケース対応において、自然と関係各課で連絡を取り合うようになった。連携のフロー等が明文化されているわけではないが、マニュアルに頼るのではなく、ケースに応じて柔軟かつ迅速に動ける「顔の見える関係性」を意識してきたことにより、普段から部局・部署間のコミュニケーションを取りやすい土壌が形成されており、その結果ほぼ100%のケースで、何らかの支援につなげることができている。
- 取組内容
 - ・ こうした連携を可能とする背景に、以下のような取組がある。

<教育部局内での横断的な会議の開催>

- ・ 不登校対策について議論をするため、令和4年度より、年に3回程度教育部局内での横断的な会議を開催している。教育センターがリーダーシップを取るが、学校教育課、教育企画課、学校健康課、生涯学習課等の様々な部署が参加し、教育委員会全体で連携して総合的な不登校対策を推進している（※係長級の作業部会と課長級の本会議により、構成されている）。
- ・ 例えば、学校健康課は児童生徒の健康診断を所管しているが、受診率の高い健康診断であれば不登校のこどもと接点を持てることもあり、こうした機会を活用してアプローチし、支援につなげられるのではないかという議論等を行っている。また、生涯学習課による保護者へのアウトリーチ相談支援（こどもへの声掛けや接し方へのアドバイス等）の他、「魅力ある学校づくり地域協議会」の制度を活用し、不登校児童生徒に対する学習サポーターへの謝金の枠組みを構築したり、ボランティア募集を行ったりすることができた。

<各会議の役割・構成>



<既存の枠組みや機会の活用>

- ・ 様々な部署と連携を行う中で、児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会に当たる会議）、子ども・若者支援地域協議会、重層的支援会議、発達支援ネットワーク会議等、必要に応じて既存の会議の枠組みも活用して情報を共有し、支援方針を検討している。
 - ・ また、保健福祉部とも連携し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の支援員に対して、不登校やひきこもりに関する研修会・講演会を行っている。高齢者・障害者福祉に加え、こどもの福祉の視点も持ち、不登校のことを知ってもらいたいという視点からのアプローチである。
 - ・ その他、こどもや家庭への相談機能を有する福祉部局、教育委員会の窓口の情報を集約し、市のイベントの機会を活用して、パネル展示等で情報発信を行っている。
 - ・ 子ども発達センターと教育センターが連携し、切れ目のない支援のために推進する「つながるファイル」の活用も始めている。保護者が作成し、発達等に特性があるこどもの支援経過の情報を集約したものであるが、個別の支援計画の差し込みや学校での様子の記録等を行うことにより、学校種間の情報の引継ぎや関係機関との連携強化として、不登校対策という観点でも役立つものになっている。
 - ・ 義務教育段階を支援する教育センター相談室と青少年（概ね 15 歳～39 歳）とその家族を支援する青少年自立支援センター「ふらっぷ」が連携し、中学校 3 年生の相談において、卒業後も支援が必要と考えられる生徒について、青少年自立支援センターを紹介したり、合同面談を実施し、スムーズな相談につなげたりする等、切れ目ない支援実現のため、卒業後も適切な支援が行えるようにしている。
 - ・ 民間との連携においては、教育センターの指導主事が、不登校児童生徒の通う民間施設や福祉施設を直接訪問し、学習状況や支援内容を確認することで、学校と施設、双方の信頼関係を構築し、学びの継続性を保障している。
- **部局間の主な役割分担**
 - ・ 教育センター相談グループ
 - SC や教育センター相談室等による心理的な相談対応
 - ・ 学校教育課学校いきいきグループ
 - 児童生徒指導やいじめ等問題行動対策に関する指導助言
 - SSW を活用し、学校が踏み込みにくい家庭状況の把握、家庭への支援

- ・ 子ども支援課子ども家庭支援室
 - 安否不明の家庭や養育困難な家庭に対する適切な介入、アウトリーチ支援
- **取組の効果**
 - ・ 教育部局内の横断的な会議において、各部署の知見や資源を活かして多角的に支援方針の検討を行うことができるようになり、学校教育課や教育センターだけでは手が回らなかった未然防止の観点も含めた、総合的な対応が強化された。
 - ・ 健康診断の際に不登校のこどもと学校が接点を持ったり、親学講座の開催や保護者へのアウトリーチ相談支援を行ったりする等、学校教育課や教育センターだけではなく、教育部局全体で有する様々な機会を活用したアプローチが取れるようになった。
 - ・ 児童虐待防止等ネットワーク会議や民生委員・児童委員等、既存の会議体や専門職に対しても不登校・いじめに関する情報提供を行うことで、庁内全体として不登校問題に関する認知・関心を高めることにつながった。
 - ・ 取組を積み重ねる中で、この組織はこの資源が提供できるという共通認識を持てる等、部署間の相互理解が深まり、相談・情報共有のしやすさにつながった。
- **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ 教育部局、福祉部局それぞれで、連携のキーとなるポジションに学校現場と児童福祉の両方のことをよく理解している人物がいることは重要である。宇都宮市の場合、子ども支援課子ども家庭支援室の室長を教員籍の者が務めている。学校教育課の児童虐待対策担当主幹も兼務しており、校長会議や生徒指導に関する研修にも出向き、現場の教員と顔を合わせながら話し合いをする機会がある。なお、こども関係部局で研鑽を積んだのちに室長となるケースのほか、学校教育課の指導主事を経験後に子ども家庭支援室に異動して室長になる等、部局間を異動するケースもある。
 - ・ また、SSW の支援を進めるに当たっては「こどもの困り感・家庭の困り感・学校の困り感」の3つの視点を持つようにしている。学校の困り感も重要な視点であり、「家庭と連絡が取れない」、「こどもの学習用具が揃わない」等、こどもや家庭の状況を理解するための大きな手掛かりとなる。
 - ・ 福祉部局にとっても、教育センター相談室等と連携を図りながら、指導主事や心理士、学校（教育）から詳細な情報やアセスメントが共有されることで、福祉支援のミスマッチが減り、より適切なサービス提供が可能になる。
- **課題**
 - ・ 不登校やいじめの背景に家庭環境等が影響している場合、家庭に直接介入しうる福祉的支援の重要性は大きいものの、保護者が望まない、保護者自身には困り感がない、保護者が精神的な不安定さを抱えているといったケースでは、なかなかアウトリーチが難しい状況にある。
 - ・ 現状、教育福祉連携のフローが整理されているわけではないが、これまでの蓄積を通じて部局間の相互理解を深め、こどもや家庭のニーズに応じて必要な連携を図ることができて

いる状態である。柔軟な対応ができていけると言える一方で、裏を返すと支援リソースや資源リソースの可視化ができていない点に課題を感じている。今後は、これまでの学校の事情に詳しい教員籍の者同士による連携の蓄積を活かし、より計画的・体系的な支援体制へと昇華させるための「宇都宮版・教育福祉連携モデル」の構築を目指している。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育部局と福祉部局でアプローチは異なるものの、目指すところは「こどものウェルビーイング」で共通していると考えている。縦割りで「うちはここまで」という考え方ではなく、こどものニーズを中心に据えて検討すれば、おのずと必要な連携が見えてくると感じている。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- こどもや家庭の支援においては、1人の担当者や1つの部局で全てを対処しようとするのではなく、各部局や関係機関がつながり合い、面となって支援していくことが重要である。そのためには、まずは「どこにどんな専門性があるのか」を知る、情報収集するところから始めるとよいのではないかな。
- また、何か新しいことに取り組む際には、必ずしも新しい枠組みが必要なわけではない。まずは、既存の会議体、他部署も含めたネットワークやリソース等が活用できないか検討するとよいだろう。

5. その他の取組

- 個人情報の取り扱いについて
 - ・ 教育センターの組織には「情報・研修グループ」も所属しており、個人情報等の取り扱いについて、専門的視点からのサポートがある。
 - ・ 宇都宮市では、教育センターの教育相談に申し込む際、はじめに個人情報の取り扱いに関する同意ページが表示されるが、その中で「必要に応じて関係機関と情報を共有することがある」旨を記載しており、その後の連携がスムーズに行えるようになっている。
 - ・ その他、児童虐待防止等ネットワーク会議等、何らかの会議体の枠組みにのせて検討を行うケースでは、その会議体における規定等に従い、情報を適切に管理することとなっている。

こども家庭センターにおける多職種による学校連携 (栃木県塩谷町)

1. 基礎情報

- 令和6年度に健康生活課にこども家庭センターを設置。

2. 取組事例1：こども家庭センターの心理職による学校連携

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ 小学校における不登校等の課題には、就学前の情報を学校に引き継ぎ、就学前の状況を踏まえて対応することが重要であると町として認識していた。
 - ・ 令和6年度のこども家庭センターの設置に伴い採用された心理職が、こども家庭センターに配属となり、母子保健で乳幼児健診や保育園の巡回相談を担当し、就学前のこどもの様子や気になる家庭を把握していたことから、学校教育課の心理職として学校訪問することで、就学後の継続的な支援につながるのではないかと考えた。
- 取組内容
 - ・ 令和7年度から、学校教育課の教育相談業務の一環として、2か月に1～2回程度こども家庭センターの心理職が町内3つの小学校を巡回し、相談業務やこどもや家庭に関する情報共有を行っている。
 - ・ 就学前の段階で気になるこどもや家庭については、就学後も含めて学校教育課とこども家庭センターで情報を共有し、必要なサポートを検討している。定期的な会議体は設けておらず、具体的なケースが出てきたときに、随時相談している。

<就学前からの「つなぎ」の取組>

- ・ 以前より、5歳児の発達相談に学校教育課も関わっており、年中児の状況を踏まえて年長児の観察や学校への情報共有を行っている。発達相談の最後に行うカンファレンスでは、家庭の問題や育児の課題も話題にあがってくる。こどもの実態だけでなく、家庭の実態も知ることができるため、非常に有効な情報共有の場となっている。
- ・ 発達に課題がある場合には、保健師が保育園と連携して家庭への説明を行っている。これにより保護者はこどもの発達状況について就学児健診で初めて見聞きするのではなく、就学前からある程度把握することができる。配慮が必要なこどもや特別な支援が必要なケースについては、早い段階から就学に向けて保護者と共に対応の検討が可能となっている。
- 取組の効果
 - ・ 就学前から小学校への情報引き継ぎや共有がスムーズになった。就学前から関わりのある職員がいることで、学校に情報を届けやすくなった。

- ・ 従来より年長児については、学校教育課と連携して保育園での様子観察や、情報共有の場を設けていたが、現体制になり、情報が途切れずに共有できるようになっている。
- ・ 一方で、就学前の情報を多く持つことでバイアスがかかる可能性もあるため、教育相談員（SC）のフラットな視点が大切である。
- ・ 就学前の登園状況や家庭のネグレクト、教育への関心の有無等の情報が事前に入ってくるため、不登校対策として活用できている。他害やいじめについても情報を共有することで予防につながる。
- ・ こども家庭センターの職員は、就学前からこどもや家庭を見てきている。児童数が少ないこともあり、こども間の力関係やこどもの境遇も把握しやすく、就学前から見立てることができる。保育園では落ち着いていたのに小学校ではうまくいかない等の可能性も推測しやすい。加えて、ソーシャルワーク的な視点や社会資源の活用も含め、リスクのある家庭は乳幼児健診・相談の段階からピックアップされているため、全体として危険性や可能性を共有できていると実感している。
- ・ 学校内の問題やこども本人に起因する問題については、教育相談員が相談窓口であるが、心理職による学校訪問により、不登校傾向や行き渋りの情報も少しずつ把握できるようになっている。

3. 取組事例2：こども家庭センターの家庭相談員等による学校連携

● 取組のきっかけや経緯

- ・ 要対協には各学校が参加しているが、町の規模が小さく、実務者会議を毎月開催しているわけではないため、学校からの情報がタイムリーに入りにくいという課題があった。そこで、こども家庭センターが学校に出向いて情報を吸い上げることで支援につながりやすいと考え、家庭相談員や社会福祉士による学校訪問をはじめた。

● 取組内容

- ・ こども家庭センターの家庭相談員等が毎月学校に訪問し、情報収集を行っている。
- ・ 学校訪問時に得た情報は、こども家庭センター内で共有するとともに、学校教育課の担当者に報告・相談し、必要に応じて協議や依頼を行っている。
- ・ 家庭相談員等の訪問により把握したケースについては、基本的にこども家庭センターがケース担当として進行管理する形であり、虐待の可能性がある場合は、要対協のケースとして扱う。
- ・ 要対協にかからないが見守りが必要な家庭やこどもについては、こども家庭センターの毎月の会議で情報共有を行っている。重篤な長期不登校や虐待につながる可能性がある場合はケース検討を行うが、情報共有のみにとどめる場合も多い。

● 取組の効果

- ・ 学校教育課としては、学校に対して情報を積極的に聞きに行くことはしていないため、何か起きたときに学校から報告があがってくるのみであったが、こども家庭センターが学校訪問することで、情報を共有してもらえるため非常にありがたい。

- ・ 不登校やいじめ等、学校教育課が報告を求めている事情があり、それに関してはすぐに学校教育課に情報が届く。一方で、細かなケースや足踏みしているような事例については、こども家庭センターが学校訪問時に情報を得ることが多い。こども家庭センターが学校訪問で把握する不登校のこどもの情報は、家庭環境や経済的な問題等、学校教育の枠を超える内容が多く、そうしたケースはこども家庭センターに回ってくる傾向があるため、こども家庭センターとの情報共有は重要である。
- ・ 問題が発生する前の段階で情報を吸い上げ学校に返すことで、学校側の気づきや対応も変わってくるのではないかと。事前にトラブルに発展しそうなケースがあった場合、こども家庭センターが学校に出向いているタイミングで、学校がその状況を伝えてくれることで、簡単な助言を行うことができる。

4. 教育福祉連携への考え方について等

- 家庭相談員、社会福祉士、心理職等複数の職種が学校と連携することには大きなメリットがある。見る視点や見立ての組み立て方が異なるため、互いに見えない部分を補完し合うことができる。多職種が関わることで、より良い支援につながっていると感じている。
- 虐待に対する感度等について、福祉と教育で違いがあるため、すり合わせを行ってきた。その結果、双方の意識が少しずつ変わってきたと実感している。こども家庭センターが関わることで、学校にとってもメリットや意味が見いだせてきていると感じる。外部の人が入ることで情報連携が進み、将来的にはよりオープンな関係性が築かれるのではないかと。
- サービスにつなぐことがゴールになりがちだが、人生はその先も続いていく。福祉につながることで、様々な人が関わり、その人の人格形成や豊かな生活につながる道が作られる。福祉につながるという言葉には、そうした意味合いも含まれていると考えている。

5. 教育福祉連携の取組の第一歩

- こども家庭センターや要対協、学校訪問による情報共有の場等で、こどもの小さい頃の様子等を気軽に情報共有できる体制がある。こうした情報共有が積み重なることで、教育福祉連携の仕組みにつながっていく。情報共有したり一緒に活動したりすることで、学校側も福祉と連携するメリットを実感し、相談しやすくなっている。
- 塩谷町は社会資源が少ないため、以前は保健師が見立ても支援も行ってた。しかし、現在はこども家庭センターが設置されたことにより、専門職が増え、学校にも SSW や SC が入るようになった。様々な立場からこどもや家庭を支援することで、より良い方策が見つかると考えている。特定の部局で抱え込むのではなく、情報を共有し、それぞれの部局でできることを考えていくことが、多様な支援策につながると感じている。

教育部局と福祉部局での連携の共通認識を基盤とした不登校対策 (東京都国立市)

1. 基礎情報

- 子育て支援課に、こども・子育てについての総合相談窓口である「くにたち子育てサポート窓口」(以下、「くにサポ」)がある。ひとり親に対する支援、子育てに関する家族間の悩み、こどもが学校に通えない・通わないこと(不登校)への相談、妊娠・子育てについての不安や心配事等、主に18歳以下の子育て全般の相談を受けている。不登校については、教育部局と福祉部局双方が窓口となり、家庭の悩みに応じてどちらでも相談できる体制を整えている。
- 国立市では、従来から教育部局と福祉部局間での人事異動が盛んであり、現在の教育長も以前はこども家庭部に所属していた。
- SSWは会計年度職員で3名。週5日勤務で、日により訪問する学校は異なるが、全ての学校を3名でカバーしている。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 平成29年度の組織改正で、母子保健部門と子育て支援部門の統合を図るとともに、総合的に相談を受け付けるため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を統合し、切れ目のない支援を行う組織体制として、くにサポが立ち上がった。
 - ・ くにサポでの相談対応を進める中で、不登校をはじめ、教育部局と福祉部局で連携して取り組む必要性を感じるようになった。
- **取組内容**
 - ＜「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」の立上げ＞
 - ・ 全国的な状況として、不登校児童生徒数が増加している中、文部科学省の方針を踏まえ、復学に限らない、多様な学びや支援(学校以外の教育施設や居場所、医療機関等)へのつながりが求められた。そこで、国立市では令和4年度に、教育部局と福祉部局で「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を立ち上げた。協議会では、まず、教育部局と福祉部局の意識合わせが必要だと考え、教育部局で行っている不登校に関する取組、福祉部局で行っている家庭支援の取組の情報共有を行い、どのように両部局で連携をしていくかを検討した。
 - ・ 協議会での検討を踏まえ、令和4年度から、不登校については、家庭への支援の必要性があるケースが多いことも踏まえ、くにサポが早期から学校と並走で不登校対策を実施するという整理を行った。
 - ・ 協議会には、教育委員会より教育部長、教育指導支援課長、指導担当課長、SSW、小中学校長、教育支援室、子ども家庭部より子ども家庭部長、児童青少年課長、子育て支援課長、

くにサポ職員、児童館長が参加している。協議会は教育福祉連携の意識合わせの場という位置づけであり、主としてそれぞれの現場の取組共有を行っているほか、中学卒業後のつなぎの問題等も議論している。

<くにサポでの不登校対策>

- ・ くにサポは、学校に相談しづらい悩みの相談窓口、あるいは、保護者が困っているときに頼ることのできる窓口という位置づけになっている。
- ・ 保護者からの相談が多いが、保護者からの相談が、こどもの困りごとであるとは限らない。保護者の悩みを聞きながら、時にはこどもにも同席してもらい、話を聞く。
- ・ 支援者が早期からこども（及び世帯）につながることで、不登校の長期化の予防につながる期待から、窓口での相談対応に加え、学校と連携し、教員がこどもの近況確認のために保護者とコンタクトする場等に、くにサポが同席し、不登校が長期化する前の段階から福祉部局の職員による寄り添いが適う連携体制を構築した（同席については保護者の同意が前提）。
- ・ 伴走支援の立場としては他に SSW があるが、おおよそ SSW はこども「個人」に対する寄り添いを実施、くにサポは「世帯」に対し福祉的視点での寄り添いを実施、といった役割分担をしている。ただ、両者において支援内容やつなぎ先が重複する場合も生じるが、その場合も伴走支援のマンパワーの増強としての効果につながる。
- ・ くにサポでは、こどもの個々の状況やニーズに合わせて、適切な機関や居場所等につないでおり、つなぐ役割がメインである。
- ・ 最近では、SSW との連携も増えている。学校から SSW に相談が入り、SSW が保護者にくにサポを紹介し、こどもの支援は SSW が、保護者の支援はくにサポが行うというケースもある。
- ・ なお、面談場所について、学校に行きづらいこどもは学校での面談に抵抗感を示す場合もあるため、その場合は市役所で面談を行う等、柔軟に対応している。反対に、学校から依頼があり、くにサポの職員が学校に出向いて相談を受けることもある。
- ・ この他、不登校対策専用のリーフレットを作成し、くにサポの認知度向上に努める取組や、市内や近隣市におけるフリースクール等民間施設の視察、通信制・定時制高校への見学、こどもの支援として上記施設の案内・見学に同席する等の伴走を実践している。

<SSW との連絡会>

- ・ これまでも保護者から同意を得て教員や SSW に情報共有をしていたが、今年に入って制度を整理し、くにサポと SSW が月 1 回定例で会議を設け、お互いに支援しているこどもの情報を共有することにしている。定例会では、守秘義務の範囲で必要な情報のみを伝えることとしている。

<不登校対策のスーパーバイズの実施>

- ・ SSW にはこれまでもスーパーバイズを実施していたが、くにサポでの相談対応にはスーパーバイズを実施できていなかった。そこで、令和 7 年度からは大学教授を招聘し年間 2 回スーパーバイズを実施している。

- ・ 教育委員会の職員や SSW も参加し、くにサポと SSW、教育部局でどのように役割分担をするのがよいかといった点についても教授から助言をもらった。
- **取組の効果**
 - ・ 協議会等での話し合いを重ねることで、教育部局と福祉部局が連携する必要性を双方が大きく感じるようになった。
 - ・ 上記の取組を踏まえ、教育部局と福祉部局の距離感がより近くなり、SSW とくにサポそれぞれの担当範囲を改めて確認することができた。両方で重なっている部分もあり、すり合わせていく必要性も整理できた。
 - ・ くにサポは、妊娠届を行う窓口でもあり、妊娠届を出すタイミングで、家庭に困難や悩みを持っている人をキャッチし、0歳からの支援を行うことができる。教育部局の基本的な関わりは就学から卒業までだが、その前に家庭との関係性を構築できているくにサポ（子育て支援課）と連携することで、切れ目のない対応につながっている。
- **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ 協議会の中で、それぞれの部署が何をやっているか、業務の棚卸を行い、重複している部分、逆にどちらの部局も扱えていない部分等を整理し、共通の認識を持てたことが大きい。
 - ・ ただし、教育と福祉が共通の認識を持ち、教育と福祉の連携の必要性を感じることができたのは、協議会の立上げだけが要因ではなく、組織が小さく、もともと教育部局と福祉部局の距離が近かったことや、部局間の人事異動が盛んである基盤があったことも影響している。
- **課題**
 - ・ 個人情報の共有については、包括的支援会議（社会福祉法に基づく支援会議）等のように、法律で本人等の同意なく情報共有できる体制にできると情報共有はしやすい。ただ、教育部局または福祉部局のどちらかにのみ相談したことが、勝手にもう片方の部局に共有されていることが当事者にわかると問題になりかねず、どのように情報共有をしていくかは課題に感じている。
 - ・ 部局間のシステムが異なるという課題もある。くにサポと SSW の連携に際し、同意が取れたケースは記録を共有していこうと考えたが、情報システムが別であるが故に二重で登録する必要があり、さらに各部局内の他部署もアクセスできてしまう等の課題があって形骸化し、中断した。現状は定例会と電話での共有となっているが、教育部局と福祉部局でこどもに関する情報を統合し、必要な情報を必要な人が取得できるような効率的な情報共有の方法がないかと考えている。
 - ・ くにサポでは、妊婦支援から不登校対策まで支援対象が幅広く、今後さらにニーズが増えた際に全てに対応できるか不安がある。中学卒業後のこどもの対応を教育委員会から引き継いでいるが、その件数も増えれば、現在の人員体制で対応できるのか懸念している。
 - ・ 現状、くにサポと教育部局の窓口の2つを用意しているが、どちらも相談が来るのを待っている形である。行政に相談すること自体に抵抗感がある人もおり、そうした人には積極的にアプローチできていないのが現状である。

- ・ 学校現場において、多くの業務を抱える教員だけでは、様々な状況にある子どもへの伴走支援に限界があり、福祉部局と連携した支援のために、福祉的な支援への理解を深めることも必要である。取組の1つとして、くにサポの職員が校長会等の集まりの場に行き、くにサポの紹介をしている。リーフレットを作成し、新入生説明会、保護者説明会等において配布し、教員と子ども及び保護者への周知を強化している。なお、担任まで含めた全員に福祉について幅広く知っていただく必要はなく、管理職がある程度理解できていれば十分だと考えている。学校側の福祉的ニーズを持つ子どもへのアンテナが高まれば、SOSを出せない子ども等、表面化していないケースの早期発見、早期支援にもつながると思われる。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育側は子どもを支援のスタート地点とし、子どもの支援をしていく先に家庭がある。一方で、福祉側は家庭を支援のスタート地点とし、その先に子どもがいる。このように、教育部局と福祉部局で、支援の矢印は異なるものの、子どもの困り感に向き合っていれば、いずれは必ず重なり合う部分が出てきて、必然的に連携の必要性があると考えている。
- こどもの施策という観点で見ると、年齢や所管部署で区切らず切れ目のない支援を行うためには、教育部局と福祉部局が連携をしない理由はない。行政の縦割りの都合で支援が途切れることはあってはならず、行政内部で調整することが必要である。まずはその意識を教育部局と福祉部局の両方で共有することが重要だろう。
- 「連携の最適解は何か」、「どこまで介入すべきか」、「児童福祉部門としてどこまで支援できるか」、はいつも悩む点である。18歳までで終わり、となるのは行政の都合であり、その先の道筋までつなげる必要がある。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 会議体や仕組みを作るだけではうまくいかない。双方の部局の担当者が、同じことを課題と思い、同じ方向を向いて進んでいるか、担当者間の思いの共有がなければ進まない。
- また、連携による成功体験を両部局で共有することが次につながる。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

「思春期サポートチーム」による庁内連携の基盤づくりと、学校・教育委員会・福祉部局の三者連携による支援（新潟県柏崎市）

1. 基礎情報

- 平成 29 年度までは、教育委員会内に教育相談部門を置いていたが、平成 30 年度から幼児から高校生まで途切れずに相談できる体制を目指すため、市長部局の子どもの発達支援課に相談窓口を設置した。
- 相談窓口で受けた相談については、背景要因及び相談者の意向に応じて対応方針を決め、支援を行う。
- こどもや保護者の意向に応じて、学校や教育委員会へつなぎ、学校が中心となり支援を行うことも多いが、家庭が課題を抱えている場合等、福祉側の支援が必要な場合には、要対協の調整機関である子育て支援課につなぎ、子育て支援課が主で担っていくこともある。
- 子どもの発達支援課が教育支援センター（「ふれあいルーム」）を所管している。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ こどもが抱える様々な課題や悩みに部局横断で対応するため、令和 2 年度に、市のこどもを支援する部署で、「思春期サポートチーム」を組成。
 - ・ 構成課は、市長部局の子どもの発達支援課、子育て支援課、健康推進課及びひきこもり支援センター、教育委員会の学校教育課であり、令和 4 年度から子どもの発達支援課が事務局となっている。
- **取組内容**

＜思春期サポートチームの取組＞

 - ・ 思春期サポートチームでは、18 歳未満の自傷や自殺企図、不登校、ひきこもり等に関わる課題を取り扱っており、各年度で重点的に扱うテーマを決め、年 4 回定例会を実施。
 - ・ 定例会の中で、取り扱うテーマに関する各課の現状や課題の共有等をしている。例えば、不登校については、定例会の中で不登校児童生徒や不登校傾向の人数等を共有している。
 - ・ 思春期サポートチームでは、連携がとりやすくなるように、年度ごとに各課が実施する支援や業務の一覧を作成し、メンバー間で確認する。連携促進のために、互いの業務内容がわかるようにしている。
 - ・ なお、市内小中学校において、自傷や自殺企図等の緊急性の高い事案等が生じた際には、この思春期サポートチームを事案への支援を行うチームとして機能させ、思春期サポートチーム内で事案の共有や初期対応等を確認し、学校での対応を支援する。

<学校・学校教育課・子どもの発達支援課を中心とした不登校のこどもへの支援>

- ・ 思春期サポートチームの定例会は年4回しかないため、タイムリーなケースに関する相談はできない。そのため、子どもの発達支援課の相談窓口で受け付けた相談を含め、支援が必要な不登校等のケースについては、定例会とは別途、学校、学校教育課、子どもの発達支援課の三者での情報共有会議を月1回行うとともに、必要に応じて三者で適宜連絡を取り合っている。
 - ・ ケースによっては、子どもの発達支援課が保護者カウンセリングや心理検査等を行い、学校への橋渡し支援等を行っている。
 - ・ ケースに応じて、家庭全体の支援が必要な場合には、学校から子育て支援課に直接つなぐ例もある。一度学校と子育て支援課がつながると、教育委員会を介すことなく、学校から直接子育て支援課に相談することも多い。
 - ・ 学校での校内ケース会議に、子どもの発達支援課（特に発達特性や不登校に関するケース）、子育て支援課（特に家庭の養育力に課題があるケース）が参加することもよくあり、両課が、学校では踏み込みにくい家庭に関する課題の視点等から助言している。子どもの発達支援課や子育て支援課が保護者との面談をしたり、状況に応じて、医療機関や福祉機関へつなぎ等を行うこともある。
- **取組の効果**
 - ・ 思春期サポートチームがあることで、関係課同士の連携の基盤を固められている。人事異動があり担当者は変わるが、毎年業務一覧を作成し、担当者同士で共有していることもあり、人が変わっても連携体制を維持できている。
 - **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ 思春期サポートチームの定例会は年4回しかないため、状況によっては構成課が集まる定例会を、ケース相談の場として適宜活用していけるように事務局が柔軟な会議運営を心がけている。
 - ・ 年4回の会議日程を年度当初に決めておくことで、できる限り担当の職員全員が定例会に参加できるようにしている。
 - ・ 子どもの発達支援課にいじめや不登校に関する相談窓口を設置していることもあり、学校や教育委員会と子どもの発達支援課はもともと連携体制ができている。
 - ・ 情報の共有については、子育て支援課が管理している要対協のデータベースを学校教育課の要対協担当者も閲覧できるため（学校教育課が入力することはできない）、家庭に課題があるケース等、要対協登録ケースの情報は学校教育課からも確認できる。
 - **課題**
 - ・ 思春期サポートチームについては、定例会が年4回と限られているため、現状や課題の共有が中心となっている。今後は、さらに具体的な支援に向けた取組の検討も進めていきたい。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 中学校までは義務教育ということもあり、学校を通して市に情報が来ていたものが、中学卒業後は学校を介してはなかなか来なくなり、特に教育委員会ではこどもの情報が把握しづらくなる。同時に、中学卒業後のこどもが行政や地域とつながる場所が一気に少なくなる。特に、中学卒業後の支援において、福祉部局との連携が必要である。
- 柏崎市では、子どもの発達支援課が「ふれあいルーム」を所管していることもあり、高校生も利用可能であるが、高校を中退したこども等、どんなこどもでも利用できる場所やつながり先を、教育と福祉との協働によりさらに充実していくことが求められる。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

「誰一人取り残さない」こどもまんなか社会の実現に向けた、 4 機関集約型相談窓口と居場所に関する理解醸成（富山県）

1. 基礎情報

- こども未来課は、こども政策の一環として、社会的養護の推進やこどもの居場所づくり、子ども・若者支援地域協議会の担当部署となっている。
- こども未来課は、青少年健全育成も所管していることから、教育委員会（教員）、警察（警察官）から 1 人ずつ出向している。それぞれの専門性を活かし、教育委員会や警察と連携しながら業務にあたっている。

2. 取組事例 1：4 つの相談機関を集約した「富山県こども総合サポートプラザ」の開設

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ 令和元年度から、老朽化した富山児童相談所の移転改築を含む機能強化等の検討を行い、令和 5 年 3 月に策定した「富山児童相談所等機能強化基本計画」において、富山児童相談所については、二拠点体制として整備することとなった。
 - ・ この方針に基づき、これまで離れた場所にあった県のこどもに関する 4 つの相談機関を集約し、いじめや不登校、非行、ニート、ひきこもり等、様々な悩みや課題を抱えるこどもや家庭からの相談に各相談機関が連携してワンストップで対応する拠点として、「富山県こども総合サポートプラザ」（以下、「サポートプラザ」）を令和 7 年 4 月に開設した。
 - ・ なお、もう 1 つの拠点は、富山児童相談所、児童心理治療施設、特別支援学校を集約した「こども安心センター（仮称）」として整備を進めている（令和 9 年 4 月開設予定）。
- 取組内容
 - ・ サポートプラザには、富山児童相談所こども相談センター、県総合教育センター教育相談窓口、県こども・若者総合相談センター、県警少年サポートセンター東部分室の 4 つの相談機関を集約して配置している。
 - ・ 総合窓口を富山児童相談所こども相談センターが担い、相談内容により、各相談機関に引き継いだり、2 つ以上の機関が関わって支援したりする。例えば、不登校にも、学校が主たる原因か、家庭環境によるのか様々な背景がある。そのため、どの機関が中心となって対応することが適切か一概には判断できないため、まずは富山児童相談所こども相談センター職員が話を聞き、相談内容を確認・把握した上で、サポートプラザ内の適切な機関につなぐ、連携して対応する等している。
 - ・ また、サポートプラザでは、週 1 回連携会議を開催し、それぞれの機関の担当者が集まり、各相談機関で対応している事例を共有し、適切な支援方針について検討を行う。
 - ・ 様々なこどもの悩みに対応する市町村と連携して相談対応するため、市町村からの相談を

随時受け付けている。また、法律的な検討が必要なものは、サポートプラザの職員から弁護士に相談の上で助言するほか、市町村で判断に迷う困難事例を連携して協議する等、サポートプラザの専門性と市町村の地域に密着した相談機能それぞれの強みを活かして、県全体のこどもに関する相談支援の充実を図っている。

- **取組の効果**

- ・ これまで別々であった4つの相談機関を集約したワンストップ窓口とすることで、様々な困難を抱えるこどもや家庭からの相談に対し、初期の段階から各機関の強みを活かして連携することができるようになった。また、それぞれの相談の背景にある課題に応じたきめ細かなアプローチや、こどもから若者まで切れ目なく支援することが可能な体制となった。
- ・ 例えば、非行の相談として、県警少年サポートセンターで支援を進めていたところ、背景にいじめや不登校があることがわかってくる場合もあり、そうしたケースについて、県こども・若者総合相談センターや県総合教育センター教育相談窓口にもつなげ、一緒に対応する等、迅速に連携した対応ができています。
- ・ 県こども・若者総合相談センターも含まれるため、児童相談所の対象外となる 18歳以降についても、必要な支援が途切れないよう継続できるようになった。

- **取組の工夫やうまくいっている理由**

- ・ サポートプラザは、富山駅近くに位置しており、公共交通機関でアクセスしやすく、相談に来やすいという利点がある。
- ・ 週に1回、4つの相談機関の職員が集まって、相談ケースを共有することで、相談支援の進捗状況の確認や、引き継いで支援する必要がある場合も円滑に進めることができ、きめ細かな対応が可能となっている。

3. 取組事例2：こどもの居場所に関する実態把握と理解醸成

- **取組のきっかけや経緯**

- ・ 不登校児童生徒数は年々増加傾向にあるが（令和6年度はやや減少）、フリースクール等学校以外の場所に通っているこどもの数や、県内のフリースクール等民間施設の実態を県として把握できておらず、実態把握が必要であると考えた。
- ・ また、フリースクール等の居場所が地域にあったとしても、こどもや保護者に知られていないため、利用につながっていない現状があった。そのため、保護者をはじめ、県民に広くこどもの居場所について知ってもらう必要があると考えた。

- **取組内容**

- ＜フリースクール等民間施設の運営実態調査＞

- ・ 令和7年度、こども未来課で県内のフリースクール等民間施設の運営実態調査を実施した。
- ・ フリースクール等民間施設の運営形態や運営状況、こどもや保護者への支援内容、学校との連携状況等を把握し、県としてどのような支援ができるかを検討した。調査を実施したところ、財政的な不安定さや社会的認知の不足、また新たに開設されたフリースクール等

の居場所が多く、経営のノウハウが十分でない施設があること等が明らかとなった。

- ・ 学校復帰を目指すだけでなく、学校外の居場所において相談・指導を受けながら社会的な自立に向けて努力しているこどももいる。そのため、そのこどもに合った場所や自分らしく過ごせる場所等、学校以外にも県内の様々な場所に安心して過ごせる場所が必要であると考えている。
- ・ 教育委員会では、令和6年度からフリースクール等民間施設の利用者への支援として、利用料補助を開始した。福祉部局では、事業者への支援として、県と市町村と協調で、フリースクール等民間施設の事業者へ最大 50 万円の開設経費への支援を行う取組を始めている。

<「こどもの居場所づくり意見交換会」・「こどもの居場所相談会」の開催>

- ・ 居場所の周知に関する取組として、こども未来課主催で、「こどもの居場所づくり意見交換会」及び「こどもの居場所相談会」を実施した。
- ・ 「意見交換会」は、県内2地区で実施し、学校に行きづらいこどもが地域の中で安心して過ごせる居場所をつくることをテーマに、教育関係者・福祉関係者・保護者・支援者が垣根を越えて対話するような会にした。
- ・ 「居場所相談会」では、フリースクール等の県内のこどもの居場所が 20 団体ほど集まり、ブースを設け、保護者や教育・福祉関係者が直接相談できるような場にした。主催はこども未来課であったが、教育委員会も協力した。

● 部局間の主な役割分担

- ・ フリースクール等民間施設の調査や居場所づくりに関する取組はこども未来課が主催で実施した。
- ・ 教育委員会を通して、学校等に居場所づくりのイベントについて案内した。

● 取組の効果

- ・ 「居場所づくり意見交換会」では、定員を超えた申込があり、様々な立場の方が集まり、関心の高さも改めて感じた。初開催であったが、こどもの居場所について知ってもらう良い機会になった。
- ・ 学校以外の居場所を知らない教員もいる。フリースクール等の居場所を多くの人に知ってもらうことで、学校に行きづらくなったとしても、家庭以外の社会とのつながりを持つきっかけになると感じる。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 居場所づくりの取組については、まずはやってみることが大事だと考えている。教育委員会も巻き込みながら場を作って取組を進めてきたことにより、次につながる検討ができている。

● 取組事例1、2における課題

- ・ サポートプラザ含め、令和7年度から始まった取組が多く、試行錯誤の日々であるが、少しずつ実績を積み重ねていくことで、学校や教育委員会等との関係性もさらに深めていきたい。

4. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育と福祉では制度や仕組みが異なっているが、「こどものために」というゴールは同じであるため、それぞれの考え方等をすり合わせながら行っていくことが重要である。
- 学校現場にいる教員には、福祉分野の情報が行き届いていないと感じる。学校には様々な情報が各方面から来るため、情報の整理が大変であるが、福祉に関する情報が十分に行き届くことで、不登校をはじめ、多機関連携で支援することが望ましいような事案に対して、学校からも支援を求めやすくなるのではないかと。福祉部局としても、福祉に関する情報が、学校現場にわかりやすく伝わるよう、学校現場への情報発信を工夫していきたい。
- 教育福祉連携を進めていく上での県の役割としては、まず、県としての姿勢を示すことだと考えている。居場所づくりの取組のように、県が率先して取り組み、情報発信をしっかり行い、「この社会課題にみんなで取り組んでいこう」と示すことが重要である。
- 加えて、県内市町村における好事例を展開していくことが望まれる。市町村での教育福祉連携の取組を聞くと、教員を福祉部局に配置、あるいは教育委員会に福祉部局との調整役がいる等、人事交流が盛んな市町村も見られた。また、福祉部局による学校訪問や、教育委員会・学校とフリースクール等の居場所の運営者が定期的に集まって情報共有を行っている市町村もあった。
- こども一人一人に向き合った支援をしていくためには、垣根を越えて一緒に支援していくことが重要であり、上記のような好事例を市町村に紹介していくことも必要である。

5. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 教育委員会をはじめ関係機関を巻き込みながら、まず場を作り、関係機関相互で協力しながら、回数を重ね、少しずつ良いものにブラッシュアップしていくという思いで取り組んでいる。未来に向かって一歩ずつ取り組む姿勢が重要である。

学校と保護者の間をつなぐ発達支援（長野県上田市）

1. 基礎情報

- 令和7年11月より、教育相談所と発達相談センターの機能を一体化した「こども発達教育総合支援センター」を開設した。開設後まだ間もないこともあり、現状はそれぞれで運用しているが、物理的に同じ部屋となったことでより連携しやすい形になっている。
- 発達相談センターには専門職が15名所属している。（保健師1名、作業療法士6名、理学療法士1名、心理士3名、保育士4名）
- 教育相談所は元教員の8名体制。（不登校対応専門4名、特別支援教育専門4名）

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ こども発達教育総合支援センターに一体化した発達相談センターは、0歳から18歳までの発達に関する相談を受ける機関であり、早期支援の視点から乳幼児のこどもと家族の支援に力を入れてきたが、近年学齢期のこどもの相談が増えてきた。しかしながら、学齢期のこどもの発達に関する相談が増える中で、学校との連携や学校教育課との協働の必要性が顕在化し、教育相談所と一体化したこども発達教育総合支援センターとなった。
- 取組内容
 - ・ こども発達教育相談支援センター（※一体化前より発達支援センターが主導して実施していた取組である）では、相談窓口等を通じてつながった、こどもの発達に心配を抱えた保護者とこどもに対し「あそび」や面接を通して、こどもと保護者の困り感や悩みについて相談に乗りながら、必要に応じてこどものアセスメントを実施している。その中で、不登校の背景に発達特性があるこどもの支援を行っている。

<受付・体制構築>

- ・ こども発達教育総合支援センターにこどもの発達に関する相談が寄せられた場合（保護者からのケースが多い）、日時を予約して来所してもらい、相談を行う。丁寧なコミュニケーションを取るため、はじめの相談は来所での対応を行うこととしている。
- ・ 電話等で聴取したこどもの特性や家庭の状況に応じて、どのようなメンバーで対応するかを検討し、必要な専門職を含めた複数人の連携チームを組成している。

<親子相談>

- ・ 親子相談では、体を使った活動をしたり、やり取りや協力が必要となる「あそび」の時間を設け（特に小学校高学年まで）、風船バレーや風船運び、ブロック組み立て、自己紹介カードの作成等を楽しみながらも、体の使い方や姿勢、鉛筆の持ち方等から行動観察した

りする（どのような遊びが適切かは、作業療法士や心理士等の専門職の判断による）。必要に応じて発達検査も行うことができる。

- ・ その後、可能なケースでは保護者とこどもにわかれ、専門職がそれぞれから話を聞く。
- ・ このような相談を、1組につき月に1回程度のペースで、終結まで継続して実施している。
- ・ 相談の結果については保護者にフィードバックする他、保護者の同意が得られれば学校にもフィードバックを行う。担任や学校管理職、特別支援教育担当、こども発達教育総合支援センター職員、保護者等が参加する支援会議を開催し、こどもについての情報を共有しながら、こどもが学校生活においてどのように暮らすのが良いのかを話し合う場となっている。発達の特性部分について、具体的な数値等も示しながら学校に伝えることで、学校における合理的配慮につなげていく。

<終結>

- ・ 親子相談の回数には特に決まりはなく、こどもが他にも居場所を見つけたり、保護者が相談の場を見つけたり、保護者の困りごとがなくなったら終結となる。

● 取組の効果

<親子相談による効果>

- ・ 「あそび」の時間があることで、身体の使い方等から、相談対応だけでは見えてこない特性も観察できる。また、「あそび」の中で普段話してくれないような話をしてくれることもある。楽しさが感じられれば、「次はこんなことをやりたい」という前向きな発言も出てくる。
- ・ 保護者にこどもの特性をフィードバックすることで、こどもの理解が深まり、すべき対応が見えてくることは保護者にとって1つの安心材料になっている。また、保護者側の理解が深まることで声掛けの方法等が改善し、こどもの自信につながることもある。
- ・ 学校からふれあい教室（教育支援センター）を紹介された際には気乗りしなかったが、こども発達教育総合支援センターにおける親子相談を経て、ふれあい教室（教育支援センター）に通えるようになったケースがあった。学校に通えなくなった後、親子相談の期間でワンクッション置くことができたことや、相談の結果を踏まえ専門職から提案を行ったことが抵抗感の少なさや、納得感につながったのではないかとと思われる。

<取組を重ねる中での変化>

- ・ こども発達教育総合支援センターとして一体化したことで指導主事に親子相談を見てもらうケースが増えてきた。今までは発達相談センターから相談の状況を学校に伝えていたが、教育部局の職員である指導主事が参加することで、言葉で報告する以上のことが伝わるほか、保護者にとっても学校につなげてもらえる、学校側に指導してもらえるという感覚を得やすく安心につながりやすい。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 「あそび」を行う部屋にはこどもが喜びそうな遊具を多く置いていることも、楽しく通ってくれるモチベーションとなっていると思う。

- ・ 「あそび」はこどもが失敗を感じないようなものにしている。「風船の好きな色を選ぶ」「一緒に膨らませる」「こどもがキャッチできなくても周りの大人がキャッチする」等、安心感のあるあそびの中で緊張をほぐして関係づくりを進めることが重要である。
- ・ 乳児健診からのカルテが 20 歳になるまで健康推進課のカルテ室に保管される仕組みがある。こども発達教育総合支援センターの職員が幼少期等の情報を振り返ることができるようになり、再相談の際に役に立っている。限定された支援者間のみで見られるようにしているが、必要があれば保護者の同意を得てから病院に共有することもある。
- 課題
 - ・ 親子相談の予約を取っていても、なかなか予定日に来所できないというケースがある。保護者が特性や精神疾患を有している場合、家庭に課題を抱えている場合等、こどもが相談を望んでも継続的なつながりの構築が難しい。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 学校教員は教育的視点から、福祉の専門職は発達支援的視点から、それぞれ同じこどもを同時に見ることで様々なアプローチが可能になり、支援に厚みが出る。学校にも、もっと福祉の専門職が入っていける体制になれば良いと感じる。
- 不登校や暴力行為、学習に取り組めない等、課題の背景に何があるのかを福祉の目線から分析することは重要である。どのような形の支援が効果的か、手法を考える上で教育と福祉双方の視点が必要である。

4. 今後の展望について

- 直接こどもと関わる支援者を支える仕組みを構築する役割も認識している。単に人を増やすのではなく、円滑に業務を遂行するための仕組みを作ることが必要である。
- 例えば、教育部局と福祉部局を兼務するような組織体制ができれば、学校で福祉専門職を受け入れやすくなる等、教員と福祉専門職の人材交流ももっと活発になるかもしれない。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

市長部局であることを活かした、 「いじめ防止対策室」によるいじめ対策（静岡県湖西市）

1. 基礎情報

- いじめ防止対策室は、市長部局のこども政策課に設置されている。
- 室長（課長兼務）、室長代理（課長代理兼務）、正規職員 2 名、会計年度任用職員という体制である。教育委員会からの出向者等はおらず、全員がこども政策課の職員である。
- いじめに関する会議体が 2 つある。1 つは、教育委員会が開催する年 2 回の「いじめ対策推進協議会」で、いじめ問題に関する研究や情報交換を主目的とした会議体である。参加者は市内にある市立小中学校の生徒指導担当教員、管理職、教育委員会、青少年育成センター、PTA 代表、家庭児童相談室、いじめ防止対策室となっている。もう 1 つが、いじめ防止対策室が開催する年 1 回の「いじめ問題対策連絡協議会」で、庁外も含めた関係機関等の連携、いじめ防止のための対策を推進するための連絡調整や協議を行う会議体となっており、小中学校校長、教育委員会、こども未来部のほか、児童相談所、法務局、警察等も参加している。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 令和 5 年度にいじめ重大事態の報告書が提出されたことをきっかけとし、当時の市長の意向もあり市長部局にいじめ対策の部署を設置することとなった。当該重大事態は発生後の学校側の対応に課題があり、教育委員会のみでなく市長部局も第三者として関与することが重要と考えたためである。
 - ・ 当初は、プロジェクトチーム、そののち準備室を経て、令和 7 年度から「いじめ防止対策室」として設置された。
- **取組内容**

<予防啓発の取組>

 - ・ いじめ防止対策室の職員が、希望がある学校に出向き出前授業を行っている。授業の素材として、公益社団法人「子どもの発達科学研究所」の開発したプログラムを利用している。これは、カードゲーム形式によるいじめ対策授業の内容となっており、学年別にゲームが設定されている。
 - ・ 放課後児童クラブの中でもいじめがあるという報告を受けたことから、学校以外に、放課後児童クラブでも予防啓発の出前授業を行っている。夏休み前に放課後児童クラブ代表者が集まる会議で、出前授業の告知を行い、比較的時間に余裕がある夏休み期間を利用して、3 クラブ 4 団体に対して実施した。

<相談窓口の取組>

- ・ いじめ防止対策室に相談窓口を設けている。いじめ被害者本人や保護者、いじめを見た人等からの相談・通報を受け、学校等とも連携し介入支援まで行う。
 - ・ 複数の方法でなるべく広く相談を受けられるようにしたいと考え、対面、電話、メール、チャット、郵便と様々なツールにより相談を受け付けている（チャット相談のみ外部に委託）。
 - ・ 相談窓口で相談を受けるのは、いじめ専門相談員である。いじめ専門相談員は、いじめ防止対策室に所属する心理士資格を持つ相談員のほか、子どもの発達科学研究所の研修を受講した者であり、いじめ防止対策室内の職員（市の職員）全員が、その資格を得ている。
 - ・ いじめ防止対策室で相談を受けた後は、学校と支援方法を協議、確認する。加えて、定期的に学校や相談者に連絡を取り合い、その後の様子や進捗を確認する等（例えば、学校側に1か月に1回程度様子を確認し、保護者にも必要があれば確認する等）、いじめ防止対策室が介入支援まで実施している。基本的には、いじめ防止対策室の相談窓口に相談があったケースはいじめ防止対策室で最後まで支援をする。教育委員会や学校に相談してうまくいかない場合に相談が来るケース、教育委員会以外に相談したいというケースもあるため、基本的には教育委員会に引き継ぐということはない。ただし、ケースの状況に応じて、必要な場合には教育委員会とも連携する。
 - ・ 基本的には、いじめ防止対策室は、学校がどう対応しているかを確認し、学校、また、相談者のそれぞれとその後の方針を共に考えるような間接支援が中心となる。学校が第三者の関与が必要と感じて要請があれば、直接支援を行うこともある。これまでに、教育委員会といじめ防止対策室両方に相談が来て、学校、教育委員会、いじめ防止対策室の三者で集まって対応したというケースもある。
 - ・ 支援の終結・完了としては、いじめ行為がなくなったことの確認を踏まえて判断する。1か月ごとに経過を観察し、3か月程度問題がなければ終結となる。
- **取組の効果**
 - ・ 市長部局でいじめ対策を行うことで、学校内だけでなく放課後児童クラブ、スポーツ少年団といった学校外におけるいじめの相談に対応できる。そういった場所でのいじめに関する悩みは、学校にも相談できず、孤立してしまうことがあるため、いじめ防止対策室があることの意義は大きい。
 - **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ 以前、情報連携のため、いじめ防止対策室と教育委員会での定期的な会議を設けたこともあったが、実際は毎日のように連絡を取り合うため（設定した会議よりも頻繁にやり取りを行うため）、開催しなくなった。会議体という形がなくても日頃から部局間でコミュニケーションがしっかり取れている。
 - ・ 学校での健康観察ツールやいじめデジタルアンケートについては、いじめ防止対策室の予算で実施しており、オンラインシステム上でいじめ防止対策室からも教育委員会からも確認できるようになっている。これにより、こどもの健康状態や教員への相談状況等を確認している。

- 課題

- ・ 予防啓発の取組については、こども向けの出前授業だけではなく、大人向けの取組として、いじめ防止対策室と放課後児童クラブの支援員とのつながりづくりや、支援員へのいじめ防止に関する知識の伝授も重要だと考えている。
- ・ 相談対応においては、多くの部署が関わると、逆に情報共有が難しく、又聞きの連続になってしまう場合がある。日々状況に動きがある中で、学校、教育委員会、いじめ防止対策室等、情報を察知したところが他の組織にうまく共有するための情報共有システム等の仕組みがあればよい。
- ・ 円滑な対応、解決のために、いじめ防止対策室ではなく、教育委員会で把握したケースについても、効果的に連携していくための体制を強化していきたい。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- いじめ問題の対応においては、保護者と学校側の意見がかみ合わず、解決に向けた話し合いがうまく進まないようなケースもある。そうした中、学校を所管する教育委員会ではなく、市長部局にあるいじめ防止対策室が、教育委員会とは異なる、第三者的立場、中立的な立場として介入することは、保護者にとっても学校・教育委員会にとっても、円滑な解決に向け良い面があるといえる。
- 市長部局の第三者の目が入ることで、学校の意識が変わってきている面もあるのではないかと感じており、複数部局でいじめ問題の対応にあたる必要性は高い。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期対応	効果的な支援提供	

こども家庭センターによる学校訪問と 重層的な情報共有の体制づくり（静岡県伊豆の国市）

1. 基礎情報

- 令和6年度にこども家庭センターを設置。いじめ防止・不登校対策について、教育部局は学校教育課、福祉部局はこども家庭センターを中心に対応している。これらの部署を中心としつつ、幼児教育課や障がい福祉課、その他の関係機関等、ケースや会議の趣旨に応じて多様な機関が連携している。
- SSWは市で3名（学校教育課所属）、県で1名配置している（派遣型）。

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ こども家庭センターが設置される以前より長く続いている取組であるが、こどもや保護者からの相談を待っているだけでは不十分という問題意識から、福祉部局自ら情報収集を行うために始まったものである。
- 取組内容
 - ・ こども家庭センターとして、学齢期のこどもを支える学校関係者と顔の見える関係性を作りたいと考え、年に2回（1回目：4～5月／2回目：9～10月）、こども家庭センターの地区担当ワーカー（保健師、社会福祉士資格保持者）や、家庭児童相談員（保育士、社会福祉主事資格保持者）、統括支援員等で各学校を訪問し、管理職を含めた教職員との情報共有を行っている。
 - ・ 1回目は、その年の地区担当者の紹介や、前年度から引き続きフォローすべきこどもがいた場合はその情報共有を行っている。2回目は、フォローすべきこどもについて経過の報告や新たに心配なケースが出ていれば、その共有を行う。
 - ・ なお、この機会以外にも随時情報共有は行っており、特に虐待が疑われるケースがあればすぐに通報してほしい旨、学校訪問時に重ねて伝えている。
 - ・ また、随時こどもや保護者との面談も行っている。障害を持つこどものケースであれば、障がい福祉課のケースワーカー等が参加することもある。
 - ・ 必要なケースにおいては、こどもや保護者へサポートプランを作成しながら支援を実施している。話を聞きながらこどもや保護者と一緒に作成していくサポートプランができてからは、支援者目線ではなく、よりこども本人の意思を尊重した支援ができるようになったと感じる。

● 取組の効果

- ・ 不登校の背景にこども本人の発達特性や家庭環境があるケースが増えており、以前よりも複雑化・多様化した状況になっている。学校では、学校でのこどもの様子、保護者から聞く家庭でのこどもの様子等は情報収集できるものの、その背後にある家庭の詳しい状況、保護者の抱える課題といった情報までは入ってきづらい。こども家庭センターが連携し、そうした情報も捉えた上で対応を検討できることは、こどもにとってよりよい支援につながっていると考える。
- ・ こども家庭センターとしては、学齢期のこどもと直接話す機会が得られるメリットも感じている。こども家庭センターの職員が学校でこどもと話をするとき、保護者の前では言えないこと、言いにくいことも聞けることがあり、こどもの SOS に気付くことができたり、「こんなことを考えていたんだ」という新たな発見があったりする。この機会があることが、こどものサポートプランの作成にもつながっている。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 教育部局と福祉部局とが、何かと顔を合わせる機会が多いことが上手く連携できている要因の一つだと思われる。
- ・ 例えば、月に1回学校教育課とこども家庭センターで情報連携の会議を実施している。学校教育課の職員と SSW、こども家庭センターのセンター長と統括支援員等の7名程度が参加し、SSW が管内の学校を巡回する中で把握したケースや、学校訪問で把握したケース等について情報共有を行っている。
- ・ また、個別のケース検討会議の参加者も学校教育課、SSW、こども家庭センター職員を基本とし、きょうだい児がいる場合は幼児教育課や幼・保・こども園、障害を持つこどもの場合は障がい福祉課や障害児支援事業者、医療機関等、柔軟に参加者を調整している。
- ・ その他、令和5年度から、各校の生徒指導担当が参加する不登校対策連絡会を年に5回実施している。学校教育課主管で、SSW や教育支援センターの教員、こども家庭センター、こどもの居場所を運営する社会福祉協議会等も参加している。令和7年度からはひきこもり支援を担当する社会福祉課（福祉相談室）も参加し、卒業後のことも見据えた情報交換を行っている。
- ・ このように、教育部局と福祉部局とが顔を合わせ、情報共有を行ったり意見交換を行ったりできる機会が重層的に複数作られている。参加機関も多く、卒業後のつながりも踏まえひきこもり担当課が参加するようになる等、状況やニーズに応じて柔軟に体制を構築できていることが、うまく連携できている秘訣だと思われる。
- ・ こども家庭センターを含む福祉との連携が、こどもにとって良い支援につながっているという実感を持てていることも、良い循環が生まれている要因である。

● 課題

- ・ 地域の関係が希薄化するほか、家庭自体も閉鎖的になってきており、家庭への介入が難しく支援につながらないケースが増えているのが実情である。
- ・ 保護者が自ら支援を求めるのは案外ハードルが高く、相談窓口につながるのにも難しさが

ある。「自分のこどもを他のこどもと同じように見てほしい」という思いから、教員にも相談し辛いということもあるだろう。

- ・ こども家庭センターのチラシを学校の「誰もが手に取れるところ」に置いておくといった工夫をしているが、加えて、教員だけではなく、SSW を通じて福祉行政とつながる等、様々なアプローチを試しているところである。

3. その他の取組紹介

- ・ こども家庭センターによる学校訪問の他にも、障がい福祉課による巡回相談事業が行われている。
- ・ 障がい福祉課の連携する病院や児童発達支援センター等に所属する心理士や言語聴覚士、職員が学校の授業を見学し、こどもの特性や得手不得手を観察。それを踏まえ、こどもの苦手な部分に対して、どのような環境設定をすると良いか、教職員がどのように対応すると良いか等を具体的にフィードバックする。
- ・ 教員にとって、外部の専門家に相談でき、こどもに合わせた対応方法や環境調整のアドバイスを受けられることは安心材料となりとても助かっている。同意が得られれば保護者も同席してフィードバックを行うことがあるが、対保護者への説明やアドバイスにも説得力があり、保護者も専門家からの説明ということで納得感があるので、そのこどもにとってよりよい支援につながりやすい。
- ・ また、必要に応じて、保護者の了解を得た上で発達検査を行う。発達検査に関しては、必ず保護者同席のもとでフィードバックを行っている。

中学卒業後の支援のつながりを見据えた 各中学校での「情報交換会」の開催（大阪府茨木市）

1. 基礎情報

- 平成 27 年度に、教育・福祉・保健・雇用等の関係機関で構成する、子ども・若者支援地域協議会を設置。不登校・ひきこもりをはじめ、生きづらさを抱える人やその家族に対する支援について協議している。
- こども政策課の所管で、家でも学校でもない第三の居場所である「ユースプラザ」を市内 5 か所に設置。ユースプラザは、週 5 日、9 時～21 時（居場所利用は 13～21 時）まで開設しており、利用料金は無料で、不登校等に関する相談支援も行っている。
- 運営は民間団体に委託（2 拠点は同じ団体が運営）。各施設常勤スタッフ 2～3 名に加え、非常勤で大学生スタッフがいる拠点もある（最大 10 名程度）。大学生はこどもと年齢も近く、大学や進路のことを聞いたり、こどもにとって相談しやすく、貴重な存在となっている。

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ 中学校を卒業すると、こどもの情報を得にくくなり、支援につながりにくいという課題を感じていた。
 - ・ 卒業後を見据え、義務教育の段階で支援につないでいくことが必要と考え、子ども・若者支援地域協議会の枠組みを活用し、こども政策課発信で「情報交換会」を開始。
- 取組内容
 - ・ 平成 30 年度から、子ども・若者支援地域協議会の教育福祉部会において、主に中学 3 年生を対象に、卒業後が気になるこどもの支援を検討したり、地域の支援につなげるために関係機関合同で「情報交換会」を実施。令和 6 年度から中学 1～2 年生にも対象を拡大。
 - ・ 市内 14 の公立中学校全校に対して 1 校ずつ開催している（年に 1 回）。
 - ・ 「情報交換会」には、学校（管理職、生徒指導担当、学級担任等）、こども政策課、学校教育推進課のほかに、ユースプラザ、学習・生活支援員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW：福祉部署所属。各中学校区に 1 名配置）、アウトリーチ支援員が参加。学校に配置されている SSW や子ども・若者自立支援センターの職員も都合に応じて参加している。
 - ・ 情報交換会では、こどもの情報共有とどのような支援につなげるかに焦点を絞って話す。例えば、こどもに対して居場所が必要ならユースプラザ、学習支援が必要なら学習生活支援担当の事業につなげたり、保護者や家庭への支援が必要な場合には CSW につなげる等、支援の大まかな方針を決める。その方針をもとに、卒業までの年度内に支援につなげられるよう、学校が中心となり動いていく。
 - ・ 情報交換会で挙がった生徒については、各地域のユースプラザが中心となり（5 か所のユースプラザが中心となり）

ースプラザが中学校2～3校ずつ担当)、基本的に3年間フォローし、学校にこどもの状況をフィードバックする取組も実施している。

- **部局間の主な役割分担**

- ・ こども政策課
 - 情報交換会の主催・運営
 - 学校と相談の上、学校の三者懇談に同席し、支援者との顔合わせ等を行うこともある
 - ユースプラザを中心とした中学卒業後のフォローアップ支援
- ・ 学校教育推進課・学校
 - 学校での様子を踏まえた教員による、こどもの一次的な見立て
 - 具体的な支援へのつなぎに向けたこどもへの働きかけ（例：こどもと一緒にユースプラザ（居場所）を訪問）

- **取組の効果**

- ・ 情報交換会のあることで、福祉側では把握できていない支援が必要なこどもの情報をピンポイントで得ることができ、中学校卒業前の段階で何らかの支援につなげられる、または紹介できる点に効果がある。
- ・ 情報交換会には学校の管理職だけでなく、生徒指導担当や学級担任等も参加する。情報交換会を開始したことで、教員が福祉的な支援へつなげることに関心を持つようになり、福祉と連携することへの意識が高まっている。
- ・ また、複数の関係機関で、こどもに必要な支援を一緒に検討したり、ユースプラザでのこどもの様子を学校に伝えることで、学校側の福祉部局やユースプラザへの信頼感が高まっている。
- ・ 取組の開始当初は、なかなかスムーズに進まないこともあったが、関係者間の信頼関係の向上により、連携のハードルが下がり、年々よい形で支援ができるようになっていく。

- **取組の工夫やうまくいっている理由**

- ・ 情報交換会は、子ども・若者支援地域協議会の取組として位置付けている。参加者はみな協議会の構成員であるため、個人情報共有が可能であり、円滑に情報共有ができる。
- ・ ユースプラザ等つないだ先でのこどもの様子を学校と共有していることがポイントである。ユースプラザでこどもが生き生きとしている様子を見ると、教員もつないでよかったと思う。
- ・ 学校からすると、福祉の支援につなぐとどうなるかが、なかなかイメージが難しい部分もある。学校や教員自身が、福祉につないだことによるこどもの変化等プラスの効果を実感することで、必要な時には連携したいと思う好循環につながっている。
- ・ 情報交換会に参加する関係機関が共通して「こどものために何かしたい」という思いを持ち、それぞれができることをしようとする姿勢を持っている。連携する上で、明確にそれぞれの役割を決めることよりも、みんなで支援していくという意識の共有が重要。この意識があることで、こどもが抱える主の課題に応じて、その後の支援の主導が決まり、担当の押し付け合いになるようなことはない。

- 課題

- ・ 情報交換会の中で挙げたこともで、支援につなぎたいと思っても、本人に支援のニーズがない場合には、うまくつながらず、どう支援していくべきか悩むケースもある。具体的には、非行のケース等である。支援者側はユースプラザにつなげて支援していきたいと思っても、こども自身がユースプラザに魅力や必要性を感じないと、ユースプラザには来ない。
- ・ うまく支援先につながらない場合や、つなぎ先の検討が難しい場合には、再度学校でこどもの意向の汲み取りを行うこともあれば、後日再検討の場を持つこともある。よりよい支援ができるよう、ケースに応じて柔軟に検討を進めているところである。

3. 教育福祉連携の取組の第一歩

- こどもの支援について、1つの部署だけで解決するのは難しい場合も多いため、1つの部署で抱え込まないことが重要。正式な会議体だけでなく、日頃から部局を超えて話をする等、コミュニケーションを積極的に取ることが最初の第一歩である。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

「神戸ひきこもり支援室」における教育分野と連携した不登校対策 (兵庫県神戸市)

1. 基礎情報

- 令和2年福祉局に「神戸ひきこもり支援室（以下、「支援室」）を設置。ひきこもりに関する相談は、教育、障害、生活困窮等の様々な課題が含まれており、早い段階から必要な支援等につなげ、ひきこもり状態からの社会参加を目指し、取り組んでいる。
- 支援室は、市職員3名、相談員6名、精神科の嘱託医1名の体制。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 本人が学校等を卒業すると、相談できる機関が減少し、家族・本人が孤立化することが危惧される。だからこそ、学校等の日常生活での家族以外との接点がある間に、相談や支援につなげていくことが重要である。
 - ・ そのため、区の窓口や学校等において、支援室について情報提供いただくよう依頼している。
 - ・ 一定期間不登校が続く等、支援を必要とするこどもの情報を、ひきこもり支援の担当等、福祉部局に共有する自治体もあるが、神戸市のひきこもり支援は、本人や家族からの相談をスタートとしている。相談を受け、関係者間での情報共有が必要な場合は、相談者へ関係者間での情報共有について説明し、同意を得た上で、子ども家庭支援室（区要対協調整機関）や学校等関係機関に状況を確認している。
 - ・ 一方で、ひきこもり支援の難しさは、家族と本人の会話が断絶した状態により、本人のニーズや希望を家族がわからず、家族の希望と本人の希望が乖離していることが多いことである。ひきこもり相談の約7割は家族相談から始まる。家族は家庭訪問等の本人支援を希望していても、本人の意向や希望を確認せず介入することはしていない。
- **取組内容**
 - ＜個別ケースの支援＞
 - ・ ひきこもりのきっかけが不登校であることが多いこと、専門相談窓口で早期につながることが長期化を防ぐために有効であることから、支援室は学齢期も含めた相談を行っている。
 - ・ また、ひきこもりは、将来的に生活困窮となる可能性もあるため、生活困窮者自立支援法における支援会議の枠組みで情報共有し、各関係機関と連携した支援を行っている。
 - ・ 学校との連携としては、世帯に福祉的な課題があり学校から家族への関わりが難しいケース、卒業後に相談先がなくなる可能性があるケース等について担当することが多い。
 - ・ 保護者の不安感をどう解消するかも重要である。保護者の心が健康でないとこどもにとってもよくない影響がある。不登校やひきこもりの期間があったとしても社会参加している人もいることを具体のケースを通して伝えると保護者は安心する。フリースクール等民間

施設の活用を含め、どう社会参加の幅を広げていけるか、こどもの将来を見据えて保護者と考えたり、関係者と支援会議を行いながら支援している。

- ・ 不登校ケースとして児童相談所が関わることもあるが、基本は通所支援であり、保護者やこどもが来所することが前提となっている。そのため、様々な理由により通所継続が難しいが家族支援が必要なケースは、児童相談所と調整し支援室が担当することもある。18歳を超える段階で支援室につながることもある。

<個別ケース以外の取組>

- ・ 教育委員会主催の保護者向けフリースクール等民間施設の情報交換会において、不登校やひきこもりのこどもを持つ保護者向けの相談会を実施している。
- ・ 支援室主催で、不登校、ひきこもりのこどもに対し、保護者ができること、こどもにどう向き合うか（学校に行きなさいといっても関係がこじれるだけであること等）、というテーマの研修会を毎年実施している。
- ・ 教育委員会でも職員や保護者向けの研修会を実施しており、時期やテーマが重ならないように互いに調整をしている。

● 取組の効果

- ・ ひきこもりの専門相談窓口である支援室をつくったこと、支援室の役割を考える上で学校や他機関との違いを考えることを通じて、学校や他機関に対する理解がより深まったこと、支援室についての説明や具体的ケースを通じ、相互理解や担当者等が明確になる等、多機関で連携しやすい環境・状況ができてきており、福祉的サービスを必要とする人がその支援につながりやすくなっている。
- ・ 不登校やひきこもりは、できるだけ早く相談や支援につながることで、長期化を防ぐことに有効である。支援室の担当ケースは20～30代が多いが、最近は10代の相談が増えてきている。
- ・ 不登校については、義務教育を卒業すると支援が届きにくくなる。児童福祉の支援は18歳までだが、支援室であれば年齢を超えた継続的な支援が可能である。不登校の段階から途切れないよう支援を開始するのが望ましい。

● 課題

- ・ 支援室への相談の4割は不登校ケースである。ひきこもりは「望まない孤独」を対象とする相談支援だが、誰が望んでいて、誰が望んでいないかはわからない。家族や知人は支援が必要だと思っても、本人は相談を望んでいない場合もある。本人が相談してもよいと思うことが本人支援の始まりであるため、在学中に本人支援につながらない可能性もある。学校等、本人に関わる機関等がある間に、少しの困りごとから支援機関があることを伝えてもらい、困った時に相談できる場所があることを知ってもらいたいと思う。
- ・ 「チーム学校」としての取組は進んでいるものの、教育の枠外に支援の輪が広がっていない印象もある。こどもの卒業後を見据え、学校外でサポートできる体制をどうつくっていくかという視点も必要である。

- ・ 保健室登校、別室登校のこどもは、不登校扱いにはならないが、保護者にとっては不安が大きい。そういうケースも支援室につなげてもらえることで、家族支援等で保護者の気持ちの傾聴や本人への関わり方を助言する等、サポートできることがあると考えている。
- ・ 私立校や通信制の学校には、市からの情報を届ける方法が少ない。協議会等があっても全校が加入しているわけではないため、支援を必要とする人たちに相談窓口等の情報をどう届けるかは課題である。
- ・ 小中学校との教育福祉連携だけでなく、中学卒業後の教育福祉連携についてもどのような施策が必要か、検討していく必要がある。
- ・ 10代の不登校やひきこもりのこども・経験者を対象とする居場所があるとよいのではないか。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- ・ ひきこもり支援におけるゴールは当事者自身が目指す生き方や、社会との関わり方を決めることができるようになること（自律）であり、不登校対策においても、そのこどもが成人期になった時に生きていく力をつけ、どのような人生を送っていきたいかを考えていけるよう、支援目標や目的を関係者で共有し、支援者が同じ方向を向いて連携しながら支えていくことが大切である。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- ・ 設置当初は支援室ができること、学校や要対協と何が違うかについて、各部局を回ったり、不登校担当ブロック会議やSSWの会議等に参加して説明した。特に、学校には不登校のまま卒業したこどものその後の状況を説明し、学校と離れてしまう前に相談できる先につながることの大切さについて理解してもらうよう努めた。
- ・ 支援室につながり、学校やSSW等と実際のケースで連携したことをきっかけに、福祉的な課題がありそうな場合は支援室につながってくるようになったと感じる。学校も相談者も「相談すると何かにつながる」という結果や効果の実感が大切である。そういった積み重ねがよりよい連携体制につながるのではないか。

教育・福祉双方の視点を活かした、 こども一人一人に応じた支援の提供（兵庫県三田市）

1. 基礎情報

- 三田市では、教育委員会での不登校等に関する相談窓口のほかに、青少年育成センターにおいて、こどもが抱えているいじめ・不登校・友人関係・家族の悩み・思春期の悩みに関する相談対応を行っている。青少年育成センターは、もとは教育委員会部局にあったが、10年ほど前の機構改革で、市長部局に移管され、現在は子ども育成課の所管となっている。
- 青少年育成センターには、こども本人からではなく、保護者からの相談が多い。相談の多くは学校とも連携して対応してほしいというものであり、学校へ話してもよいと保護者から確認が取れるケースについては、青少年育成センターの職員が直接学校へこどもの状況を聞きに行き、学校の生徒指導担当等と連携して支援していく。相談の内容によっては、家庭児童相談室とも連携して対応する。
- 青少年育成センターには相談支援を行う支援員が2名配置されている。支援員は、後述の「生徒指導担当者会議」に参加すること等により学校等の関係機関との連携がしやすくなっている。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ こどもが抱える困難の背景には家庭環境に関するものをはじめ様々な要因があり、福祉部局等と学校現場の連携の必要性が高まっていた。そうした中で、教育部局主催の会議に福祉部局が参加する等、部局間で連携する取組が始まった。
- **取組内容**

＜教育部局・福祉部局参加の会議体での支援事例の共有や不登校対策の検討＞

 - ・ 不登校をはじめ、気になるこどもに関する定期的な情報共有の場として、中学校では月に1回、小学校では年5回、校長会の主催で「生徒指導担当者会議」が開催されている。参加者の基本的な構成は、教育委員会、各校の生徒指導担当のほか、青少年育成センター（子ども育成課）、家庭児童相談室（子ども家庭課）、警察、阪神教育事務所となっている。
 - ・ 阪神教育事務所内に、兵庫県の取組で学校問題サポートチームという学校の巡回等を行っている専門家による組織があり、生徒指導担当者会議には、その担当者が参加し、阪神地区の不登校等に関する現状報告や市が行っているこどもへの支援に関する助言を行ってくれる。
 - ・ 生徒指導担当者会議では、個別ケースの検討というよりは、不登校等、気になるこどもへの支援における青少年育成センターや家庭児童相談室との連携状況や支援内容等を共有している。
 - ・ 生徒指導担当者会議とは別に、教育部局と福祉部局が参加する会議体として、「不登校等に関する支援の在り方検討委員会」がある。こちらは、市全体の不登校等のこどもの傾向

を庁外の関係機関や有識者にも共有し、市としての今後の対策や現場での動きを考えるもので、年に2回行っている。

<教育福祉連携での居場所に関する情報発信>

- ・ 不登校のこどもの居場所について、保護者自身でどこがよいのか、どんなところがあるのかを一個人で検索し訪問するのは非常に大変であるため、令和6年度から民間施設やフリースクールを一堂に集めて、こども本人や保護者を対象にした説明会を開催している。
- ・ 教育委員会との連携により、市内小中学校、特別支援学校の全てのこどもに案内をしている。就職説明会のように、各施設がブースで説明をし、各施設の特色等を把握することができる。
- ・ 民間施設の代表者、青少年育成センター、教育委員会での共催として行っており、教育委員会と青少年育成センターが実際の支援以外に、協働で活動している一例である。

● 取組の効果

- ・ 青少年育成センターで不登校のこどもへの支援を始めて4年目になるが、学校における青少年育成センターの活動の認知度は高まってきており、学校からの直接の相談や、学校が相談先として青少年育成センターを案内するといった例が徐々に増えてきた。
- ・ 生徒指導担当者会議において青少年育成センターが報告した支援事例等を受けて、会議後に生徒指導担当から、支援につなぎたいケースがあるので紹介してよいかという伺いが来ることも増えてきた。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 青少年育成センターが生徒指導担当者会議に参加し、青少年育成センターの事業の説明をするほか、こどもへの支援にあたり、関係機関等との連携を積極的に行うようお願いしている。
- ・ 教育委員会として各校から様々な事案の報告を受ける際に、青少年育成センターへの相談や、SSW の活用の提案を行う等、ケースの状況に応じて、教育委員会から積極的に福祉的な視点も交えた支援をしていく提案をしている。青少年育成センターや SSW と連携して支援した過去の事例で参考になりそうな事例があれば、各校とやりとりをする中で支援の仕方として参考になる点を情報提供をしたり、市内全校へ情報提供をすることもある。

● 課題

- ・ 青少年育成センターでは相談を受けたことへの対応となるので、受け身の状態である。相談には来ていないが、不登校やいじめ等で悩んでいるこどもや保護者もいるはずである。そうしたこどもや保護者が気楽に相談できるように、相談会を開くといった取組はしてきたが、アプローチが難しく感じている。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 福祉部局と教育委員会では、不登校へのアプローチが完全に重なっているとは思っていないが、それがむしろ子ども本人の希望にあった支援につながるという効果を生んでいる。お互いの視点をうまく活かしていけるのが連携のメリットの1つである。
- 学校で教育を受け、進学したいという気持ちを持っていることも多いため、学校の意見、考え方も踏まえながら、子どもの社会的自立に向けてどうするのがよいか、教育部局と福祉部局で一緒に話し合っていていくことの重要性が今後一層増すと考えている。
- 教育委員会側が考える不登校の子どもへの支援と青少年育成センターが考える支援が多少違うのは、立場が異なるので当たり前である。子ども一人一人に合った支援が見つかることが子ども本人にとって一番よい。それぞれの立場が柔軟な発想で積極的に連携することが重要である。学校現場からすると、福祉と連携した支援をすることは、福祉的な支援のあり方を改めて確認することにもつながり、多角的な関わりを行う上でも欠かせない。
- 学校において福祉的支援につなぎたい事案が発生した時、つなぐ役を誰が担うかはケースバイケースである。誰が子どもや保護者に説明し、紹介するのがよいのかはその時の状況によろといえ、関係者間で相談しながら柔軟に対応していくことが必要である。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 教育委員会、青少年育成センター、警察等の関係機関も含めて、各分野の立場で意見を出し合いながら、みんなで子どもに合った支援をしていこう、という発想が最も重要である。
- また、子どもが社会的な自立に向けて、今この時期に何が必要なのかをしっかりとアセスメントすることが必要である。そして、それには1つの分野だけではなく多分野で連携して様々な視点から考えることの必要性を関係者間で共有していくことが重要である。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

小規模自治体であることを活かした、要対協での不登校部会の立上げ (兵庫県福崎町)

1. 基礎情報

- こども家庭センターでは、令和元年度より、「家庭自立相談」として、幼児期から小中学生の不登校のこどもとその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施している。不登校の相談が多いが、他にも発達障害、家庭内暴力、児童虐待、自殺願望のあるこども等、様々な悩みの相談を受けている。
- 教育委員会、学校、SC、SSW がこどもや保護者からの相談を受け、こども家庭センターに紹介されることもある。教育部局から紹介されたケースについて、こども家庭センターでの対応状況などは記録の上、教育委員会に共有している。
- こども家庭センターでは、不登校や、教室に行けないこどもを対象に、家庭や学校以外の居場所づくりも行っている。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 令和5年度に県の教育委員会から、市町教育委員会に対して、不登校に関する協議会を立ち上げるよう通達があった。
 - ・ ただ、小規模町であるため、不登校に関する協議会の参加者は、要対協の参加者と重複することもあり、教育委員会より、会議体を新たに増やすのではなく、既存の会議体を部会制にし、効率的にできないかと打診があった。
 - ・ こども家庭センターでは、家庭自立相談で不登校に関する相談対応をしていたため、教育委員会からの打診を踏まえ、家庭自立相談との連携を図ることも目的に、令和6年度に、**要対協の中に不登校部会を立ち上げた。**
 - ・ なお、福崎町では不登校部会の他にも、要対協の中に、発達障害部会、児童部会、DV部会等の部会があり、その中で情報共有し、関係機関との連携強化を図っている。
- **取組内容**
 - ・ 部会は、要対協の実務者会議として、年3回会議を開催している。
 - ・ 福崎町では、**不登校のケースも要支援児童として要対協の管理ケースに登録**している。虐待の可能性が考えられる場合には要保護児童とすることもある。
 - ・ 部会の前半は、町の不登校に関する状況の共有や不登校に関する取組の活動報告、後半は、管理台帳に登録している個別ケースに関する報告を行う。
 - ・ 不登校部会の構成員は、こども家庭センター、教育委員会学校教育課、小中学校校長、児童相談所、警察、民生児童委員、人権擁護委員、青少年補導委員会、医師会、障害者事業

所（療育機関）等である。

- ・ ケース会議は、必要に応じて随時開催するが、こども家庭センター主導で開催することが多い。学校からの依頼で開催することもあるし、学校で行うケース会議に招かれる場合もある。
- **部局間の主な役割分担**
 - ・ こども家庭センター（要対協所管部署）
 - 要対協に関する関係機関間の調整
 - ケース会議の開催
 - 個別支援の実施
 - ・ 教育委員会学校教育課
 - 不登校部会の事務担当
 - 部会の進行や、部会前半の状況共有や活動報告を担当
- **取組の効果**
 - ・ 不登校部会で、町の不登校の状況や国の通達等を共有することで、学校以外の関係機関も不登校について関心を持つようになった。不登校への理解が深まり、参加者それぞれの視点で、どのような支援ができるか考えられるようになってきていると感じる。
 - ・ 不登校のこどもを放課後等デイサービスや発達支援等につなげることもあるが、部会の中に療育機関等も参加していることもあり、関係者の理解が深まり、適切な利用や支援につなげることができる。
- **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ 要対協の中に不登校部会を位置付けているため、関係者間での情報共有が可能となっている。
 - ・ 学校とは連携が取れているが、その背景には、20年以上前から実施している巡回相談の取組が大きいと感じる。児童福祉部局と療育機関のスタッフが小中学校は年1回（1学期）、幼稚園には年2回訪問し、授業等の様子を見て、放課後に教員とカンファレンスを行い、支援が必要なこどもや対応について話し合っている。
 - ・ 開始当初は、学校は第三者が入ることにやや抵抗感もあったようだが、巡回相談を受けることで、教員自身も専門機関からの助言により助かったり、保護者への説明がしやすくなるといったメリットを感じるようになり、学校から相談に乗ってほしいと連絡が来ることも多くなった。
 - ・ この巡回相談による学校と児童福祉部局の関係性の基盤があることで、不登校等に関しても学校から直接こども家庭センターに連絡が来る等、連携しやすくなっている。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育委員会の関わりは義務教育期間に限られるため、継続的な支援を行うには福祉部局が関わっておかなければならない。義務教育の間は学校・教育委員会、その後は福祉、と切り分けられていると、中学卒業後、改めて福祉部局とつながらなければならず、保護者や本人にとって

ハードルが高く、支援が途切れてしまう可能性もある。義務教育期間から福祉部局が介入しておくことで、中学卒業後の切れ目ない支援につながる。

- 教員だけでなく、福祉部局をはじめ、関係機関が協力し不登校の子ども等へ支援していくことで、教員の負担軽減にもなり、結果として、子ども本人や保護者にもより良い支援ができると考える。
- 不登校の場合、子どもが学校に行かないことで保護者も悩んでいる。虐待の可能性や、子どもが暴れる等、明らかに支援が必要なケースでなかったとしても、不安を抱えている保護者に相談支援で継続的に関わっていると、保護者は安心する。こうした不安に寄り添った支援は福祉ならではのだろう。
- 支援につながったケースは、教育部局と福祉部局で連携して支援ができている。一方で、支援が必要だと思われるが、保護者が行政からの支援を拒否したり、相談を希望しないケースへの対応に苦慮している。学校と連携しながら家庭訪問等を行ったり、学校関係者以外が訪問する方が適切な場合には、子ども家庭センターの職員が訪問する場合もある。様々な角度からつながろうとするが、なかなか関わりが持てないケースもあり、学校と協力しながら支援のあり方を一層検討していく必要がある。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 部局間で、同じ方向性を向いて協力し合う関係性を築くことが重要である。そのためには、それぞれが連携して良かったと思える成功事例を1つずつ積み重ねることが必要である。
- 教育と福祉で視点の違い等はあるが、子どものより良い支援のために協力していく仲間であり、一緒に支援できてよかったと思えるような言葉がけや、関わり方を双方に意識する等、部局間での良好な関係づくりが重要である。

「学校・福祉連携の手引」の活用による、 「気づき」「つなぎ」「支える」体制の強化（島根県）

1. 基礎情報

- 人権同和教育課は、人権教育に関する取組のほか、様々な支援を必要とするこどもの実態を把握し、こどもや保護者の願いをもとに、教育課題に対する具体的な取組を進めている。
- 県独自の取組として、様々な支援を必要とするこどもの学びを保障するため、学校と福祉の連携推進、教育相談における連携推進、異校種連携支援（中高接続等）等の職務を担う教員を県立学校4校に配置している（令和3年度より「学校・福祉連携推進教員」と名称変更）。
- 学校・福祉連携推進教員は、学校からの相談を受け、関係機関を紹介する場合やSSWの活用等を学校に提案する場合もあれば、福祉関係機関からの問い合わせを受け、学校につなぐ場合もある。学校とSSWや福祉との仲介役のような存在である。

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ こどもが抱える課題の複雑化・多様化が進む中、こどもの学びを保障するには福祉の視点も必要であるという課題を感じ、人権同和教育課が令和3年度から「学校・福祉連携モデル事業」を始めた。
- 取組内容
 - ・ 「学校・福祉連携モデル事業」は、学校と福祉が連携して取組を推進する上での具体的な課題を抽出し、実証研究するためのモデル事業であり、市町村並びに県立学校を選定の上、島根県社会福祉士会の協力を得ながら、学校から福祉につなぐための具体的方法の検討を進めた。
 - ・ モデル事業をする中で、学校にどんなことを伝えたら福祉と連携しやすいかを考えた時、学校用のマニュアルが必要ではないかと考えた。そこで、人権同和教育課が中心となり、モデル事業で得られたことをもとに、令和5年度に「学校・福祉連携の手引」を作成した。
 - ・ 手引の大きな目的は、学校側がこどもの実態とその背景に「気づき」、福祉の関係機関に「つなぎ」、学校と福祉とで共に「支える」ことで、こどもが安心して学びに向かえる体制づくりを進めることであり、SSWだけでなく幅広く福祉とつなげるという考えのもとで作成している。
 - ・ 手引は、具体的な内容は人権同和教育課が作成したが、社会福祉士会のモデル事業担当者に加え、福祉部局等の関係部局にも確認してもらった。
 - ・ 手引は、県内全ての小中学校、高校に配布し、データでも活用できるようにしている。

- **取組の効果**

- ・ 手引を発行して以降、各自治体や学校からは、手引を参考に対応を考えているという声や、支援機関一覧が役立った、支援の全体の流れが把握できてよかったという声が聞かれている。

- **取組の工夫やうまくいっている理由**

- ・ 手引は、こどもの困り感の解消、学びを阻害する要因を取り除くべく活用してもらえよう、研修等で幅広く案内している。県内小中学校、高校、特別支援学校の人権教育担当の主任全員に周知し、学校から人権同和教育課に教職員を対象とした福祉に関する出前講座の要望があった際にもこの手引を紹介している。
- ・ 令和6年度までは、SSW 活用事業の所管は子ども安全支援室であったが、令和7年度から人権同和教育課に移った。これにより、手引をもとに、福祉へのつながりを学校に要請するだけでなく、SSW にも協力を要請して学校現場への支援に入ってもらおうといった、連携体制がより強化された。

- **課題**

- ・ 部局を超えて連携をする際に、誰にどの情報まで共有してよいかの判断が難しい。連携して支援していくことが決まれば、既存の制度等を活用し、情報共有できるような形で進めていくことも可能だが、それが決まるまでの初動段階での情報共有に特に難しさを感じている。適切に情報共有をすることはもちろん重要であるが、情報共有の点で足踏みし、タイミングを逃し、必要な支援が届かないということになるのは避けたい。
- ・ 子ども安全支援室が手引を示しながら、SSW の活用を進めてきたため、SSW をどういった場面で活用していくかということが小中学校では浸透しているが、SSW の配置が十分でない県立高校への浸透はまだ十分でない。
- ・ SC の所管は子ども安全支援室であるため、SSW の所管が人権同和教育課に移ったことで、両者の所管が別々になっている。SC、SSW からの情報がそれぞれの部署に入る体制となっているため、部署間の連携をより深めていくことが必要である。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育の立場と福祉の立場で、不登校等に対する捉え方や考え方が異なる点もある。そこを埋めるために、部局間の相互理解を深めることに加え、より円滑な連携のためには、両者の仲介役を担う人材の配置も有効である。
- 様々な支援を必要とするこどもの支援にあたっては、多部局の連携により支援していくことが必要だと考え、各自治体には、部局を超えて連携を図るよう伝えているが、職員不足等の問題もあり、難しさもある。県として、部局間の連携がうまくできている県内の他自治体の例を紹介する等、連携が進むよう後押ししていきたい。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 教育と福祉の両部局が集まる場を年2回ほど設けている。大きな会議ではなく、連絡会といった規模のものであるが、それぞれの方針や活動の情報共有、将来的に行っていききたいことの相

談、部局間の役割分担の微調整等を行っている。会議開催のタイミングで、特に重要なテーマがなかったとしても、両部局が集まって、それぞれの取組や考え等を話すことで、部局間の相互理解を深めたり、考えの共有等ができる貴重な場となっている。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

教育部門と福祉部門の協働による「児童会・生徒会サミット」を通した、いじめを許さない学校・町づくり（高知県中土佐町）

1. 基礎情報

- 中土佐町こどもセンター（以下、「こどもセンター」）は、健康福祉課と教育委員会で管轄。こども家庭センターの機能を担うとともに、教育支援センターや青少年育成センターも含まれている。いじめや不登校に関する保護者や地域からの相談窓口となっている。
- 現在のこどもセンターのセンター長は健康福祉課の所属であるが、長年教育部門で働いていた経験に加え、児童相談所に勤務した経験もあるため、センターの教育部門と児童福祉部門が連携しやすい環境となっている背景もある。

<SSW の活用について>

- SSW はこどもセンターの教育部門に在籍し、派遣型で活動。令和7年度は1人体制であるが、各学校には月2回以上は派遣している。
- SSW は学校にいる支援が必要なこどもや、中学卒業後の支援が必要なこどもを支援につなぐ役割や調整役を果たしている。相談対応だけでなく、授業でのこどもの様子を観察したり、休み時間にこどもと関わることを通して、能動的に情報を得る動きをしている。
- SSW は定期的に学校で開催される校内支援委員会や、教育委員会が年間3回開催する支援が必要なこどもに関する会議にも出席している。
- SSW がいることで、教員にはできない専門的な見立てをしてくれ、福祉的支援につなぐ際に必要な情報が的確に得ることができ、大変助かる存在である。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 以前より、いじめ問題対策連絡協議会を設置していたが、各学校でのいじめ防止に関する取組を十分に把握できておらず、校種間の格差もあった。
 - ・ 特に小学校高学年の女子に不登校が多く見られていたことから、背景にいじめ問題があるのではないかと考え、いじめ防止の取組の必要性を感じた。
 - ・ そこで、教員の指導に加えて、最も効果があるのはこどもたち自身の主体的な取組や意識であるという教育長の考えも踏まえて、こどもが主体的に関わる取組として、令和3年度より「中土佐町児童会・生徒会サミット」（以下、「児童会・生徒会サミット」）を開催している。
 - ・ いじめや不登校に関して、こどもセンターとして、教育委員会と健康福祉課が連携して対応していることから、「児童会・生徒会サミット」も両部局で連携して実施することとした。

- **取組内容**

- ・ 「児童会・生徒会サミット」では、小学3年生～中学3年生を対象に、年度当初の5月にどうしていじめはダメかということを知するための知識学習を実施（小中学生合同で実施）。教育分野と福祉分野それぞれの経験を持つセンター長が講師となることで、教育的視点と福祉的視点を織り交ぜた話ができている。
- ・ また、こどもを対象に話をするが、一緒に聞いている教職員も学ぶ機会となっている。
- ・ この知識学習を踏まえ、各学校で児童・生徒会が中心になり、こども主体で学校を良くするための取組を1年間推進し、年度末に成果と課題を発表している。
- ・ 各校での取組の具体例としては、人を大切にするための取組の基本として挨拶運動を実施する学校もあれば、小規模校では全校児童生徒と一緒にレクリエーションを実施したり、保育所の年長児、小学校、中学校で一緒に活動する取組等により異年齢で交流する取組を実施している。また、大規模校ではいじめの追放宣言として、いじめにあたる言葉を掲示したり、標語を作成して参観日で発表する等の取組を実施している。
- ・ その他、令和4年度には、各校の児童会・生徒会で標語を作り、旗や横断幕にし、学校に掲示する等も行った。

- **部局間の主な役割分担**

- ・ 「児童会・生徒会サミット」において、教育委員会が当日の司会・進行を担っている。
- ・ 健康福祉課はゲストの位置づけである。

- **取組の効果**

- ・ 「児童会・生徒会サミット」を通して、学校の雰囲気づくりをしていく中で、心理的、物理的ないじめが減っている。それが、不登校児童生徒数の減少にもつながっていると考えている。
- ・ 「児童会・生徒会サミット」は小学3年生以上が対象であるが、小学2年生からもしじめの報告が出る等、取組を継続している効果として、対象学年のこどもだけでなく下級生にまでいじめに関する感度が上がっている。

- **取組の工夫やうまくいっている理由**

- ・ 年度当初の知識学習の場には、学校運営協議会の関係者、教育研究所、SSW、SC、青少年育成センターの指導員等が参加するほか、いじめ問題は警察との連携も必要であるため、地域の駐在員も参加している。
- ・ 地域の多様な人々に「児童会・生徒会サミット」に参加してもらうことで、町全体でいじめを許さない雰囲気をつくるのが狙いである。
- ・ こどもは少々のいじめはセーフと認識している節もあるが、大人はどんないじめもアウトだと思っていることをしっかり発信し、いじめを起こしにくい雰囲気をつくりたい。交通違反の取り締まり運動があることで安全運転を意識するのと同じで、どんないじめも絶対にダメなんだという意識を毎年の取組により高めている。
- ・ 令和5年度から小中学校では教職員対象の校内研修として、いじめ、不登校、児童虐待に

について必ず研修を行うことが位置付けられた。この研修の講師をセンター長が担当している。「児童会・生徒会サミット」と教職員への研修の講師をともにセンター長が担うことを可能としたので、統一した方針でいじめ防止等に関する考えを教育現場に伝えられていることはメリットである。

- ・ 多くの教職員は、いじめ防止対策推進法等の法律ができる前にこども時代を過ごしている。こども、教職員側にいじめに関する根本的な共通認識がないと対応は難しい。そうした背景も踏まえ、教職員の研修では「いじめ対応法律編」「知識編」「実践対応編」に分けて、現在の法律やいじめ対応に関する知識等も教職員にしっかり伝えるようにしている。

● 課題

- ・ 全ての学校でいじめ防止の取組は必要であるが、学校により取組に対する温度差があり、その点に難しさを感じている。

3. 教育福祉連携の考え方について等

<いじめ対応における教育福祉連携>

- 加害者への対応については、学校・教育委員会が中心になり、場合によっては警察と連携して対応する必要があるだろうと考えている。
- 被害者の回復や安定のためには福祉的な支援が有効である。SCの人員を増やすのはなかなか難しいため、福祉部局との協働が進めば、学校も助かり、こどもへのより良い支援にもつながるのではないかと。

<教育と福祉の考え方の違い>

- 学校は「指導」が中心であるのに対して、福祉は「支援」であり、基本的な考え方が異なる。学校はあくまで指導が中心で、その上に個別支援という考えであり、福祉とは支援の仕方も異なる。
- 福祉は時間をかけた深い支援をできるのが強みであり、それぞれの強みを活かし、こどもと普段から接する教職員が持つ情報をうまく福祉側に共有することで、こどもへ指導と支援の双方の効果が現れると思われる。

<情報共有の工夫>

- 情報共有をする上で重要なのは、情報共有の目的を明確化し、誰を対象とする情報共有なのかにより情報を変える等、共有する情報の内容のレベルを考えることである。
- 健康福祉課が主催する支援を要するこどもの情報交換会が年3回あり、教育部局、教育長、次長、保育所長、小学校・中学校校長、こどもセンターのセンター長、SSW、保健師等が参加している。令和6年度から、この会議で情報共有してほしい項目として、欠席日数、触法行為や虞犯行為の有無、学習面の心配、金銭面（生活保護等を含む家庭環境）の心配等の9項目を定め、文書化した。
- 情報共有のために、新しく会議を増やすのではなく、今ある会議に紐づけて実施したり、教育と福祉の合同での会議開催等を行っている。

- 令和6年度から、こどもの心理診断のためにアンケートツールも取り入れ、小中学校で年に1回実施している。その結果により、いじめのリスクや家庭環境のリスクが見えるが、この結果も教育委員会と健康福祉課で共有できる仕組みとしている。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 学校生活で課題を抱えるこどもと福祉的支援の必要性がある家庭が重複していることがある。教育福祉連携の方法は様々あるが、「児童会・生徒会サミット」は両部局の協力体制を深めるための取組である。
- 中土佐町は、健康福祉課と教育委員会が同じセンターに入っており、同じ部屋で仕事をしているため、日常的に話ができています。両部局でセンターを管轄しているため、情報共有もできる体制となっている。

民間団体との協働による、学校への別室対応支援員配置とアウトリーチによる包括的な支援の提供（佐賀県佐賀市）

1. 基礎情報

- 佐賀市では、佐賀県から子ども・若者育成支援推進法に基づく指定支援機関の信任を受けている認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F.」）に、佐賀市青少年センター子ども・若者支援室や、佐賀市生活自立支援センター（以下、「生活自立支援センター」）の運営を委託している。
- 教育委員会では、平成 18 年度から不登校対策に関する事業の一部を S.S.F. に委託し、取組を進めてきた。
- S.S.F. が、子ども・若者育成支援推進法に基づく指定支援機関であることから、行政や関係機関との情報共有が可能となっている。

2. 取組事例

- **取組のきっかけや経緯**
 - ・ 佐賀市では、不登校対策について、早くから S.S.F. に事業委託する形で進める等、教育機会確保法の制定以前から、早期発見、早期支援に取り組んできた。
 - ・ もともと佐賀市は全国的にも早くから中間支援団体を NPO 支援の窓口とする等、市民協働を大事にしてきた経緯があり、民間団体と協働で取り組むことが当たり前といった風土があることも特徴である。
- **取組内容**

＜市内公立小中学校への別室対応支援員と対応困難ケースのアウトリーチ支援＞

 - ・ 教育委員会が、平成 18 年度から不登校対策として「IT 活用支援事業」を S.S.F. に委託して開始。パソコンを活用した学習支援と訪問支援を行うもので、この 2 つの支援を受けることで指導要録上の出席扱いとなるというものであった。
 - ・ その後、事業は形を変え、平成 24 年度からは、「不登校児童生徒支援業務」となり、SC、SSW 以外に S.S.F. の職員 25 名を「別室対応支援員」として市内公立小中学校に配置している（市費）。加えて、「不登校児童生徒支援業務」では、非常駐型での ICT 活用の学習支援も実施。
 - ・ 別室対応支援員は、別室で不登校や教室に入りづらい子どもに対して自主学習の支援や心のケアを実施している。また、別室対応支援員は、こどもの状況に応じて、生活福祉課が実施する子どもの学習・生活支援事業（以下、「学習・生活支援事業」）等につなぐ。
 - ・ 加えて、S.S.F. では、佐賀市内の公立小中学校、高校を範囲とする「訪問支援による社会的自立支援サポート事業」（元は不登校対策事業）を実施している。これは、SC や SSW

では対応が難しいケースについて、アウトリーチにより支援をするものであり、家庭の状況に応じて S. S. F. の様々な専門資格を有するスタッフによる多職種連携チームで対応する。

- ・ 上記事業では、まず、学校から県内3か所ある教育事務所に支援要請を出し、そこから各教育委員会へ連絡、教育委員会が S. S. F. での支援が適当だと考えれば、S. S. F. に支援要請をする流れになっている。教育委員会もしっかり情報を把握した上で、ともに支援していくという考えでこのような体制としている。
- ・ 本事業については、不登校やひきこもりのこどもの状況がどう変化したか等について、S. S. F. が開発した独自の評価軸を用いて支援の進捗管理を行い、教育委員会と共有をしている。

<一括同意方式の導入>

- ・ 不登校のこどもをはじめ、相談者は複合的な課題を有していることが多いため、様々な相談窓口や事業を利用する可能性が高いが、これまでは、運営主体が同じであったとしても、事業ごとに同意書等の書類が必要であり、非常に手間であった。
- ・ そこで、「一括同意方式」を導入し、1枚の同意書を書いていただくことで、S. S. F. が委託を受けている事業に対して、一括で利用申込と個人情報の共有の許可を取れるようにした。最初にいずれかの事業を利用する際に記載すれば、後に異なる事業を利用する際に書類を記載する必要はない。

● 取組の効果

- ・ 文部科学省が学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合に関するデータを出しており、佐賀市・佐賀県ともに、全国平均を大きく上回っており、アウトリーチ支援を含めた様々な取組の効果であると思われる。
- ・ 別室対応支援員を配置していることで、早期に支援につなげることができること、そして、生活福祉課の学習・生活支援事業やこども・若者支援室での発達障害のある方への支援等、福祉側で必要な支援を手厚く提供できていることが不登校等のこどもへの支援に役立っている。
- ・ また、一括同意方式を導入したことで、これまでは書類の記載が面倒だからという理由で支援を断るようなケースもあったが、そうしたケースが減り、支援につなげやすくなっている。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ S. S. F. が、不登校児童生徒支援事業（学校教育課所管）に加え、生活福祉課所管の生活自立支援センターや子ども・若者支援室の運営を一体的に担っていることで、生活福祉課の学習・生活支援事業につなげたり、子ども・若者支援室との連携で伴走型の自立支援につなげる等、包括的に支援を提供できている。
- ・ 生活福祉課所管の生活自立支援センターでの学習・生活支援事業を利用することで、学校の出席日数に認める学校も多い。そのため、生活自立支援センターが当該のこどもが学習会に参加した日数等を学校に書式を用いて報告する等、生活自立支援センターと学校との情報共有を行う仕組みも整えている等、両者の連携も取れている。

- 課題

- ・ 学習・生活支援事業へのつなぎについて、1つ課題であるのが、移動手段の確保である。現在学習・生活支援事業は1か所での実施であり、移動の問題で来たくても来られない子どももいる。一部、地域の公民館を借りて実施するようなこともしているが、それでも来られない子どももいる。子ども1人ではバスや公共交通機関を使うことが難しい場合もあり、生活自立支援センターの職員が迎えに行くしかない状況である。
- ・ 訪問支援事業においては、現在、S.S.F.の支援員が多くの対象者へ支援を提供しているが、1人で対応できる量には限界がある。カバー率の向上のためにも、人員体制の強化が必要である。

3. 教育福祉連携の必要性について等

- 不登校、ひきこもりが長期化し、義務教育を離れるとこどもの情報が途切れてしまう。その場合は、家族支援等、異なる面から関わっていく必要があり、福祉が関わることで、教育面からアプローチできない部分にアプローチできるという利点がある。そうした意味で、教育部門と福祉部門のさらなる連携が必要である。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口 10 万人以上)	一般市(人口 10 万人未満)	町村
基盤・体制づくり		未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

家庭・学校・福祉がつながる「保護者参加型ケース会議」の実践 (宮崎県日向市)

1. 基礎情報

- こども課は、要対協調整担当部署。
- SSW は市教育委員会に 2 名配置（この他、県教育委員会より 2 名派遣されている）。曜日ごとに派遣される学校が決まっており、配慮が必要なこどもと昼休みを過ごしたり、支援対象の家庭に登校支援として家庭訪問をする等、第一線で現場の対応をしている。

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ これまでも要対協登録児童に関するケース会議において、スポット的に保護者が参加することはあったが、コロナ禍以降、不登校児童生徒数の急増、メディア依存による昼夜逆転や家庭の養育基盤の弱さに基づく登校困難等により、不登校が深刻化するケースが増えていた。
 - ・ そのような中、学校とこども課で情報共有を行う過程で、家庭の状況を踏まえながら、生活改善に向けた支援をする必要性を感じ、家庭と協働するための場づくりが必要だと考えた。そこで、こども課が関係機関と協議する中で、保護者参加型のケース会議が始まった。
 - ・ また、養育基盤の不安な家庭の不登校のこどもについては、継続した対面が困難であったり、ヤングケアラーに陥る等、課題が時間経過とともに重くなる傾向にあり、地域の関係機関ができる支援を持ち寄って総合的な支援に取り組む必要性を感じていた。

- 取組内容

<保護者参加型ケース会議の開催>

- ・ 要対協に登録されているケースで、ひとり親で多子の家庭や、ひとり親で保護者が傷病の家庭等、特に養育基盤が不安な家庭において不登校になっている場合に、必要に応じて、学校・こども課・保護者・SSW や福祉関係者等が一堂に会し、「保護者参加型ケース会議」を開催している。
- ・ ケース会議は、必要な場合にこども課のケースワーカーが中心となって開催する。
- ・ ケース会議では、こどもや家庭の状況、課題を確認し、生活改善や学習支援、医療外来や療育等必要な支援を検討する。
- ・ 具体的には、①こどもの生活のリズム形成と養育環境の改善に向けて、家庭の取組を助言し方向づける。②不登校になっているこどもの気持ちを確認する対面機会を経ながら、今後のステップとして、以下のような社会福祉協議会の学習支援等へのつなぎを行う。

③家族に年少のきょうだい児がいる際は、登校の継続へ向けて、学校・SSW が中心となった訪問による登校支援を行う。④小学校段階でゲーム依存や行動の切り替えが難しい等の傾向が顕著に見られたこどもについては、児童精神科に対応している医療機関への外来案内（同行受診）、療育提案を行う等している。

<社会福祉協議会による学習支援の提供>

- ・ 不登校のこどもへの学習支援や生活リズムづくりのため、ケース会議を通して社会福祉協議会（以下、「社協」）に委託している生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）の学習支援の利用を提案している。
- ・ 学習支援は、コロナ禍前は市内3か所程度で実施していたが、現在は社協1か所で行っており、元教職員や大学生等が学習支援員となってマンツーマンで指導をしている。市内には、教育支援センターやフリースクールもあり、SSW やこども課のケースワーカーが、社協の学習支援かフリースクール等のいずれのタイプにするか、ケースバイケースで学校とともに検討し、こども・保護者に提案する。
- ・ 社協では、夏休みには、長期休業中のこどもの居場所として、関係機関が支援することも対象に、集合型でゲームやレクリエーションをはじめ、学習支援、昼食提供を行う「まなびスペース」を実施しており（2か月中4回程度、土曜日中心に開催）、こども課が気になる家庭に利用案内をしている。また、訪問型支援の一環として、家庭訪問での実施や、最寄りの公共施設で実施する場合もある。

● 部局間の主な役割分担

- ・ 福祉部こども課子育て支援係
 - ケース会議の運営、家庭からの相談対応、アセスメント、支援課題に応じたこども・保護者への関係機関と連携した助言、学習支援・療育の提案、要対協・校区部会の運営、SSW と連携した現場対応等
 - こども課が対応するケースでは家庭に働きかけることが求められることから、福祉側から呼びかけて連携することが多い。これまでの実践から、関係機関から気になるこどもが福祉につながるフローはある程度明確に整理されている。
- ・ 教育委員会
 - 学校からの相談窓口として、第一次対応、福祉的対応が必要な場合のこども課への連絡、校区部会・要対協への参加、個別の家庭支援における連携等
- ・ 学校
 - 定期的な面談や家庭訪問によるこどもの見守り、こどもの状況や意見を踏まえた教育面からのこども・保護者へのアプローチや助言
 - 状況に変化があった際の関係機関との情報共有

● 取組の効果

<こどもに対する効果>

- ・ ケース会議から学習支援につなげることにより、不登校のこどもが受験や学校復帰への意

欲を持つ等、こどもの状況に変化が見られた。

- ・ 学習支援を提案したり、様々な機関から働きかけを行ったりすることで、こどもにも自分のことを心配している人がいることを伝えられ、相談できる相手を示すことができる。

<保護者に対する効果>

- ・ 保護者が学校と福祉部局の連携を理解し、ケース会議を通した助言から養育の課題を共有し、次の支援を受け入れてもらえる。
- ・ また、学校を通じて家庭と福祉部局と関係構築ができることにより、家庭への早期支援が可能となっている。

<多機関連携における効果>

- ・ 学校と家庭の関係ができていの中で、保護者参加型のケース会議という形で、学校で話し合いの場を設け、そこに事前の保護者の了解のもと福祉部局が同席すると受け入れてもらいやすく、児童福祉が介入する接点を作ることができる。
- ・ まずはケース会議で福祉部局との接点を持っただき、その後福祉との関わりを徐々に作っていくという段階を踏むことができ、保護者との継続的な関わりがしやすくなる。一度、多機関を交えて関わりを持っておくと「〇〇から聞いたのですが」というアプローチの仕方も取ることができ、家庭との関係構築がスムーズになった。
- ・ 支援対象家庭に18歳を超えた年上のひきこもりのきょうだいがいる等、支援を要する家族が同居している場合、社協や自立支援協議会等、介入できる関係機関がこども課に同行した訪問を行うことで、生活リズムに関する助言や継続的な就労支援等につなげることができる。地域の多機関で家庭へのアセスメントを共有しながら包括的な支援を連携することが可能になる。

● 取組の工夫やうまくいっている理由

- ・ 要対協の実務者会議を中学校区単位で行う中学校部会を全校区で年2回開催していることが、学校を含めた関係者との情報共有ができてい点で大きい。
- ・ 中学校区部会には、小中学校（学校長）、教育委員会、主任児童委員、地域の保育園・こども園、社協、警察、保健所、自立支援協議会等が参加し、支援台帳を基に新規ケースのこどもや家庭の情報共有、継続ケースに関する意見交換、支援の終結判断等を校区の要保護児童一人一人について実施している。
- ・ また、児童相談・虐待対応のフローチャートや虐待が疑われる場合の子どもの安全確認チェックシートを作成しており、年度当初にこども課が学校を訪問して説明を行っている。虐待に限らず、養育不安のある家庭について学校から情報提供を受けており、不登校のケースも含まれる。
- ・ こども課では、毎週火曜日に、相談を受けたケースについて、要対協での対応（要保護児童として受理）とするか、こども課での対応（要支援児童として受理または助言指導）や他機関あっせん等とするかを決める受理会議を実施している。そこで、相談を受けたこどもの学校での様子や家庭の状況について情報収集し、学校や教育委員会と共有している。

- ・ こうした取組を長年続けていることで、学校とこども課の連携体制がしっかりできており、学校と協働で保護者も含めたケース会議を実施できたり、学校から直接こども課に支援の要請が来ることも多い。

● 課題

<支援需要の増加に応じた人員体制の構築>

- ・ 学校では、支援が必要なこどもが増加しており、例えば、学校と福祉をつなぐ SSW も現状の人員体制では需要に対応しきれない可能性がある。
- ・ 全く学校に来ていないこどもへの支援等は、学校ではタイムリーに支援するのが難しく、行政として手厚い支援をしていくために、教育と福祉が連携した体制を構築していくことを考えていきたい。

<義務教育以降の若者支援強化>

- ・ 義務教育以降の支援や 18 歳以降のひきこもりの支援の強化が課題である。児童福祉部局としては、18 歳になる前に 1 回でも児童福祉部局と接点を持てれば、どこかで相談につながるかもしれないという思いで日々取り組んでいる。要対協に登録されれば、義務教育後も 18 歳までは支援できることから、18 歳以降の若者支援にどのようにつなげていくかが今後の課題である。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 教育部局と福祉部局が連携することで、学校を通じて家庭と福祉部局がつながり、不登校等の背景にある家庭への本質的で継続的な支援に着手することができる。
- 特に家庭に課題があり不登校になっているケースには、福祉部局が積極的に関わるべきであると考えている。保護者の養育不安の解消により、登校につながる可能性があり、教育福祉連携の重要な視点である。

4. 教育福祉連携の取組の第一歩

- 保護者参加型ケース会議を導入することにより、学校を通じて家庭と福祉がつながり合う体制が構築でき、養育基盤の弱い家庭への支援の軸となった。不登校等のこどもへの支援においては保護者との信頼関係構築が重要であることから、保護者にもなじみのある学校という場を通じて家庭と福祉とのつながりを確保することは、必要な支援に早期につなげるための第一歩になる。

都道府県	政令指定都市・特別区	中核市	一般市(人口10万人以上)	一般市(人口10万人未満)	町村
	基盤・体制づくり	未然防止	早期支援・早期把握	効果的な支援提供	

子ども・若者総合相談センターを中心とした、こども・保護者への切れ目のない支援提供（沖縄県）

1. 基礎情報

- 沖縄県子ども・若者支援地域協議会を設置しており、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関係機関を構成員として、こども、若者支援の現場で課題となっていることや各分野の支援のあり方について共有、検討を行っている。
- こども若者政策課の所管で、子ども・若者育成支援推進法に定められた、子ども・若者総合相談センターとして、「子ども若者みらい相談プラザ sorae（ソラエ）」（以下、「ソラエ」）を設置している。ソラエの運営は、民間団体に委託している。
- ソラエでの相談内容は、不登校、ひきこもりに関するものが多く、中学生年代からの相談が多い。

2. 取組事例

- 取組のきっかけや経緯
 - ・ 沖縄県における中卒進路未決定者の割合（千人当たり）が全国で最も高いことを背景として、進路未決定者への支援について、子ども・若者支援地域協議会で検討を行った。義務教育以降のこどもを支援する社会資源が少ないため、他県の取組を参考に、令和4年から取組を始めた。

- 取組内容

<中学卒業後の進路未決定者の支援へのつなぎ>

- ・ 必要な支援につながることなく中学校を進路未決定で卒業し、孤立した状況に陥ることのないよう、相談窓口につなげることを目的として、教育庁と連携し、進路未決定となることが見込まれる中学3年生のこども・保護者に対して、ソラエから連絡を取ることに ついての同意書を学校を通じて配布している。
- ・ 同意が得られた場合には、中学校で取りまとめた後、各市町村教育委員会、各教育事務所を経由して県教育庁担当課に提出され、教育庁担当課からソラエへ提供される。中学校を卒業後にソラエから、連絡の上、適宜相談支援につな げている。

<ソラエにおける相談支援>

- ・ ソラエでは、不登校、ひきこもり、ニート、不安、発達障害、いじめ等、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者の様々な相談に対応している。相談者やその保護者からの相談に応じ、必要な助言を行うほか、支援機関の紹介や適切な支援機関につなぐための支援のコーディネート等を実施している。例えば、こどもに発達特性があるのであれば、医療機関や、発達障害者支援センター等につなげる。ケースによっては、学校とも共有し、連携して支援を行う。

- ・ こども本人や保護者以外にも、教員や SC、SSW 等から、困難を有するこどもに対する関わり方について専門的な助言が欲しいといった相談が寄せられることもある。
 - ・ ソラエでは、保護者向けに、不登校やひきこもりのこどもへのアプローチの仕方等に関する研修会をオンラインで実施している。保護者向けだけでなく、民間団体の支援者、教員や SC、SSW 等の支援者向けの研修も実施している。
- **取組の効果**
 - ・ 中学卒業後の進路未決定者への支援について、同意書の提出件数が徐々に増えてきている。取組を続けてきた中で、進路未決定者の中には発達に特性がある等、複合的な課題を抱えるこどもがいることもわかってきており、継続して取り組む必要性を感じている。
 - ・ ソラエが、支援者向けの研修を行っていることも、福祉的な視点を知ってもらえるという点で、教育福祉連携の取組として効果を感じている。
- **取組の工夫やうまくいっている理由**
 - ・ ソラエは、公認心理師、臨床心理士等の資格を持っている専門性の高い相談員を配置し、手厚い相談支援を行っていることが特徴である。相談員は、地域資源についても把握しており、関係機関へのつなぎ等、ソーシャルワーク的な動きもできる。
 - ・ 保護者や支援者向けの研修会では、事前に質問を受け付け、研修会の場で回答する等、参加者のニーズを踏まえた研修内容となるよう工夫している。学校現場で困りごとを抱えるこどもへの対応方法について、研修会に参加した教員から、学校現場に還元してもらえたらよいと考えている。
- **課題**
 - ・ 悩みを抱えるこどもに対して、ソラエが安心して相談できる窓口であることを十分に周知できているかという点には課題を感じている。教育委員会と連携して、毎年周知のために名刺サイズのソラエカードを配布する等しているが、困難を有するこども・若者が、支援が必要な時に、安心して相談できる窓口として、ソラエのことを思い出すことができるよう、より効果的な周知広報のあり方について検討していきたい。
 - ・ 全日制の高校に進学したものの、発達の特性等様々な困難を抱えて、学校に通えなくなり通信制高校に転学するケースもある。通信制課程に転学した後も、自身で適切に学習を進捗管理することが難しいこどももあり、そうしたこどもが、困りごとを抱えたまま孤立することのないよう、適切な支援のあり方を考えていきたい。

3. 教育福祉連携への考え方について等

- 不登校の背景には発達に特性があるケースも多く、課題や悩みを抱えたまま適切な支援を受けることなく成長していくことがないよう、小学校低学年等、早いタイミングで介入できるとよい。そのためには、就学前から関わりがある福祉部局と教育部局との連携が必要になってくる。

- 義務教育までは一定の支援の仕組みがあるが、高校生年代になると支援が乏しくなり、支援につながっていないこどもの実態を把握することが難しくなる。こどもの身近な地域において継続的に支援を検討していくための仕組みとして、子ども・若者支援地域協議会は有効であると考えている。

第6章 調査結果分析

1. 児童福祉担当部局調査結果分析

(1)回答した福祉部局の状況

- ・ 本調査に回答した福祉部局のうち、83.6%が要保護児童対策地域部局の所管部署であり、首長部局における「いじめ担当部局」であるとの回答も26.3%であり、「いじめ」についても教育委員会ではない児童福祉の担当部局があることが確認された。
- ・ いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、児童福祉の担当部局で所管しているものとして、「不登校に関する相談窓口」が33.5%、「いじめに関する相談窓口」が22.7%となっており、いじめや不登校についての相談窓口が、児童福祉部局に設置されている自治体が一定数あることが確認されたが、政令指定都市・特別区における窓口設置率が高い等、自治体規模によって違いが見られる。
- ・ SSW以外に関係機関連携等を行う福祉専門職が配置されている自治体も20.2%となっており、教育福祉連携の体制づくりに取り組んでいる自治体があることが確認された。

(2)教育福祉連携によるいじめ防止・不登校対策のための基盤・体制づくり

- ・ いじめ防止や不登校対策に、教育部局と児童福祉担当部局で連携して取り組むための体制面での工夫としては、「こどもに関する様々な悩み事を相談できるワンストップ相談窓口を設置している」自治体が32.2%あった。次いで、「こどもや家庭に関するデータを部局横断で共有している。あるいは、部局横断で共有できるデータベースを構築している」自治体も16.7%あった。
- ・ 「部局横断的な人員配置の工夫をしている」は規模の大きな自治体における回答割合が高く、「支援の必要なこどもへの対応を念頭に置き、教育部局と児童福祉担当部局による連携チームを組成している」は、規模の小さな自治体の回答割合が高い等、自治体規模によって教育福祉連携のための体制面での工夫に違いがあった。
- ・ いじめ防止や不登校対策の具体的なケースへの対応にあたって、教育部局と児童福祉部局との連携を主導する部署の取り決めの有無について、「支援開始時に都度どちらの部局が主導するか議論を行っている」との回答が25.7%、「どのようなケースでどちらの部局が主導するか、大まかな取り決めや考え方が整理されている」が9.7%、「そもそも教育部局と児童福祉部局が一つの部署となっているため、主導するというのが概念に当てはまらない」が3.0%といった回答であったが、「どのようなケースも教育部局において対応する（特段の取り決めはない）」が最も多く35.9%となっており、いじめや不登校にはまずは教育部局で対応する自治体が多いことが確認された。

(3)いじめや不登校の未然防止や早期発見における教育と福祉の連携

- ・ いじめや不登校を未然に防ぐための取組や早期発見の取組に、児童福祉担当部局や福祉専門職等、教育部局以外の部署や関係機関等が参加または関与しているものについては、「特になし」が54.8%と最も多かった。
- ・ 取り組んでいる自治体では、「いじめや不登校に関する会議体の開催」が17.2%、「こどもへの接し方や対応等に悩む保護者向けの相談会等の実施や情報発信」が13.3%であった。一方、こどもを対象とした取組は、最も高いもので「学校でのSOSの出し方教育に対する支援」で9.5%であり、

こども本人の理解や支援につなげるための取組において、教育部局以外の関与が少ない状況が確認された。しかし、具体的な取組についての回答では、人権・こどもの権利といった観点から福祉部局が関わったり、警察等との連携により、こどもに正しい知識やスキルを教えたりする等の多様な取組が行われていることから、今後、多くの自治体において多機関連携による未然防止や早期発見の取組が推進されることが期待される。

- ・ いじめ防止や不登校対策に関する人材育成に、児童福祉担当部局や福祉専門職等が参加または関与しているものについても、「特になし」が 75.0%であり、教育福祉連携の取組としては少ない状況が確認された。

(4)いじめや不登校の具体的なケースへの児童福祉担当部局の関わり方の基本的な考え方

- ・ いじめや不登校の具体的なケースへの対応について、支援・介入の必要性の判断は、「学校＋教育委員会」が 31.3%、「学校＋教育委員会＋児童福祉担当部局」が 30.6%であるが、アセスメント（ケース会議）では、「学校＋教育委員会」が 23.8%、「学校＋教育委員会＋児童福祉担当部局」が 32.8%であり、福祉部局が参加する自治体が多くなっている。しかし、支援計画等の作成はどの部局が対応しているかについて、「わからない」と回答した福祉部局が 42.6%、支援提供後から支援目標が一定達成するまでの間のケース会議については、どの部局が対応しているか「わからない」と回答した福祉部局が 29.0%であり、福祉部局が関わることを基本方針としている自治体においても、その関わり方は最初のみとなっていることも多いと推察される。
- ・ なお、こども本人からの聞き取りは「学校が対応」が 23.2%であった。「第三者的な立場で、保護者及びこどもの話を聞きとり、専門職（弁護士・心理司等）の視点を交えたアセスメントを伝えている」との回答をした自治体もあり、こどもへの聞き取りを誰が行うのかを適切に判断することが重要である。
- ・ いじめや不登校のケースの中で、児童福祉担当部局が主で担当することが多いのは「虐待が疑われるケース」の 82.8%であり、次いで「ヤングケアラーと思われるケース」が 61.9%であった。
- ・ 児童福祉担当部局が主で担当する主な理由としては、「支援へのつなぎ、多機関調整のため」が 81.6%と最も高く、「アセスメントのため」は 45.5%であったが、教育部局が主担当であっても、福祉部局を含めたアセスメントは重要であると考えられる。

(5)自治体におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感

- ・ 効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した自治体は、いじめ防止で 10.2%、不登校対策で 25.7%であった。得られた効果については、いじめ防止、不登校対策とともに「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関に迅速につなげやすくなった」「部局間での情報共有がしやすくなった」が6割を超え、「気になるこどもの情報について、教育部局側から児童福祉担当部局側に迅速に情報があがってくるようになった」「部局間での相談がしやすくなった」も6割弱となっており、教育部局と福祉部局とでケースの情報を共有し、必要な支援につないでいく仕組みづくりが進んでいる状況がうかがえる。なお、「部局間でつなぐ先や担当者が明確になった」「未然防止の取組や合同研修等、部局間協働の取組がしやすくなった」については、いじめ防止と不登校対策とで回答に差が見られており、いじめ防止と不登校対策では期待する効果が

違うところもあり、目的に応じた教育福祉連携の方法の選択も必要であると考えられる。

- ・ なお、効果的だと思う取組に関わっている関係者や関係部署・機関は、両取組とも概ね同じ回答であったが、「SSW」についてはいじめ防止の取組では58.1%、不登校に関する取組では70.5%となっており、違いが見られた。

(6)自治体における「教育と福祉の連携」の必要性等

- ・ いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携は「必要だと思う」が58.0%、「どちらかという必要だと思う」が36.3%であり、多くの自治体の福祉部局が教育福祉連携の必要性を感じていることが確認された。
- ・ 教育福祉連携が必要だと考える理由は、必要な支援につなげるためだけでなく、「福祉的支援が必要なこどもに早期に気づけるようにするため」が71.4%、「福祉的視点でアセスメントの実施をする必要があるため」が49.9%であり、支援の必要性や必要な支援を判断するために教育福祉連携が必要であるといえる。
- ・ 一方で、教育福祉連携が必要でないと回答した自治体からは、「教育部局で必要な支援はできているため」が45.1%であり、「一般的な学校でのいじめ等であれば、児童福祉部門等に幅を広げるよりも教育部門(学校人員の増加等)を手厚くしたほうが効率的、効果的と思われる」といった回答もあった。また、「児童福祉担当部局が何をすべきかがわからないため」「いじめや不登校ケースに対応する余力がないため」がそれぞれ3割程度であり、連携する目的を明確にした上で、教育部局、福祉部局の各部局がそれぞれの強みを活かした役割分担や、そのための体制づくりの取組が必要といえる。
- ・ 児童福祉担当部局が果たせると考えられる役割として、「福祉サービスの紹介やつなぎ」が85.3%、「保護者支援」が66.2%と高い回答である一方で、こども本人に直接関わる選択肢の回答は「こども本人や保護者への聞き取り」は43.7%、「こども本人への心理的ケアなど専門的な支援」は25.9%となっており、児童福祉部局としてこども本人に直接支援することの意義・必要性を検討する必要があると考えられる。

(7)支援が届きにくいこどもへの対応における教育福祉連携

- ・ 高校生年代のいじめ防止や不登校対策として課題に感じるものが「ある」と回答した自治体が40.2%、「わからない」が51.5%であった。具体的な課題として、義務教育でなくなるが故の学校との連携の難しさや支援の少なさ、支援体制の不明確さの意見が多く挙げられており、教育部局だけでは対応が難しい状況がうかがえる。
- ・ 必要な支援が届きにくいこどもがいると「感じる」と回答した自治体が34.6%、「どちらかといえば感じる」が44.0%となっており、支援が届きにくい理由として、「社会との接点が難しいこども」「中学卒業後につながりが切れるこども」という意見も見られた。学校をはじめとする社会資源から離れてしまったこどもに情報や支援を届けることは難しい。だからこそ、こどもが家庭以外のどこかにつながっている状態をどうつくっていくかが重要である。
- ・ 必要な支援が届きにくいこどもがいるとは「感じない」自治体が4.2%、「どちらかといえば感じない」自治体も16.5%であった。しかし、どのようなこどもに支援が届きにくいのか、の回答として、学校で課題が表面化しづらいこどもという回答も複数あり、大人が気づけていないだけかも

しれないという意識を持つことが重要といえる。

- ・ 必要な支援が届きにくい子どもとして、SOS を出すことが難しい子どもや家庭、学校で課題が表面化しづらい子どもといった回答や、高校生年代のこどもの状況やトラブルの内容による支援の難しさについての意見もあった。SNS の普及や、家庭が抱える課題が見えづらい社会になっているからこそ、子ども本人が相談しやすくなる取組が求められていると考えられる。

2. 教育委員会調査結果分析

(1)教育福祉連携に関する基本情報

- ・ 本調査に回答した教育部局における福祉側の連携先としては、「児童福祉担当部局」の割合が85.5%、次いで、「児童相談所」が77.6%、「保健医療機関（例：保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院など）」が48.3%となっており、「児童福祉担当部局」と「児童相談所」が特に連携先として挙げられる割合が高くなっていた。
- ・ そのうち、特に主要な連携先としては、「児童福祉担当部局」が54.7%と、他に比べ突出して高くなっており、「児童福祉担当部局」が教育福祉連携における福祉側の主要な連携先であることがうかがえる。児童相談所が設置されている都道府県や、政令指定都市を含む場合は、「児童相談所」の割合が中核市以下の市町村より高く、中核市以下では、「児童福祉担当部局」が高くなっており、自治体種別による違いも見られる。
- ・ 関係機関をつなぐ役割は、「スクールソーシャルワーカー（SSW）が担っている」の割合が最も高く71.6%、次いで、「SSW以外が担っている」が32.2%となっており、SSWが関係機関をつなぐ役割を担っている自治体が多いと考えられる。

(2)自治体におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感

- ・ 効果的だと思う教育福祉連携の取組が「ある」と回答した自治体は、いじめ防止で45.6%、不登校対策で73.3%であった。
- ・ 得られた効果については、いじめ防止では、「いじめを早期発見し、重大化する前に対応できるようになった」の割合が66.1%、次いで、「被害児童に必要な支援を適切、迅速に提供できるようになった（63.8%）」、「保護者への支援もできるようになった（59.6%）」が6割前後と高くなっていた。不登校対策では、「保護者が相談支援につながった」の割合が最も高く80.4%、次いで、「登校日数が増えた（68.7%）」、「教育支援センター等に通えるようになった（63.3%）」となっていた。いじめ防止と不登校対策いずれにおいても、こどもに対する効果だけでなく、保護者への支援が共通して高い傾向にあった。
- ・ 内部的な効果については、いじめ防止、不登校対策で共通して「こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関につなげやすくなった」（いじめ防止：78.4%、不登校対策：83.8%）が最も高くなっており、教育福祉連携を行うことで、こどもを適切な支援につなげられるようになったことがうかがえる。
- ・ また、「いじめ問題に対する理解が深まった（被害者・加害者への対応等）」が65.0%、「不登校のこどもに対する理解が深まった（背景や支援方法等）」が79.9%と高くなっており、福祉部局が関わることで、福祉的な観点も踏まえて教育部局のいじめや不登校に対する理解も一層深まることがうかがえる。
- ・ なお、内部的な効果については、多くの項目で、不登校対策の方がいじめ防止よりも高い割合となっており、不登校対策においてより福祉部局が関わる効果を感じやすいことが考えられる。

(3)自治体における「教育と福祉の連携」の必要性等

- ・ いじめ防止や不登校対策に取り組む上での教育福祉連携の必要性については、「必要だと思う」の割合が最も高く85.3%、「どちらかという必要だと思う」の割合が13.7%と、ほとんどの自治

体が必要性感じると回答しており、教育部局が、いじめ防止、不登校対策に福祉部局が関わる必要性を強く感じていることがうかがえる。

- ・ 教育福祉連携が必要だと考える理由としては、「保護者や家庭への支援の実施のため（92.2%）」、「適切な支援に迅速につなげるため（88.4%）」、「福祉的視点でアセスメントの実施をする必要があるため（73.7%）」と7割以上となっている一方で、「教育部局単体で支援するのは負担が大きいかから」は42.0%となっており、単に負担の軽減という視点ではなく、福祉ならではの強みを活かすことに必要性を感じているといえる。
- ・ 教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり児童福祉担当部局等に期待することとしては、家庭・保護者への支援（特に福祉的な支援が必要な場合）や、切れ目のない支援（就学前、義務教育後）に向けた情報共有や伴走的な関わり、福祉的視点によるアセスメント等の専門的知見の提供、アウトリーチ支援等が挙げられており、学校がアプローチしにくい家庭・保護者への支援や、卒業後の継続的な支援、また福祉ならではの視点の提供等が、福祉部局に求められている。
- ・ 教育福祉連携を行う上での課題としては、「教育委員会の人員不足」が58.9%、「児童福祉担当部局の人員不足」が43.8%と上位になっており、両部局の人員不足の課題感が大きい。その他、「児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい（24.8%）」、「部局間で支援（支援目的や支援目標、支援内容等）に関する共通認識を持つことが難しい（26.0%）」、「部局間での役割分担が難しい（27.3%）」も一定割合あがっており、人員体制以外の部局間のすり合わせが課題になっている面もあると考えられる。一方で、「児童福祉担当部局と話し合う場がない」は8.3%となっており、両部局が話し合う場自体は、多くの自治体で持っていることもうかがえる。
- ・ 自治体種別でみると、都道府県では「児童福祉担当部局とどのような連携ができるかわからない（何をしてくれるかわからない）」、「児童福祉担当部局と話し合う場がない」、「児童福祉担当部局における具体的な連携先がわからない」の割合が市町村に比べ高くなっており、基礎自治体以上に、教育部局と福祉部局での連携のイメージや接点が少ないことがうかがえる。また、都道府県、政令指定都市・特別区では、「児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい」、「部局間で支援（支援目的や支援目標、支援内容等）に関する共通認識を持つことが難しい」の割合が他に比べて高くなっており、規模が大きくなるほど、部局も大きくなり、部局を超えた情報共有や、共通認識を持つことがより難しくなることが考えられる。

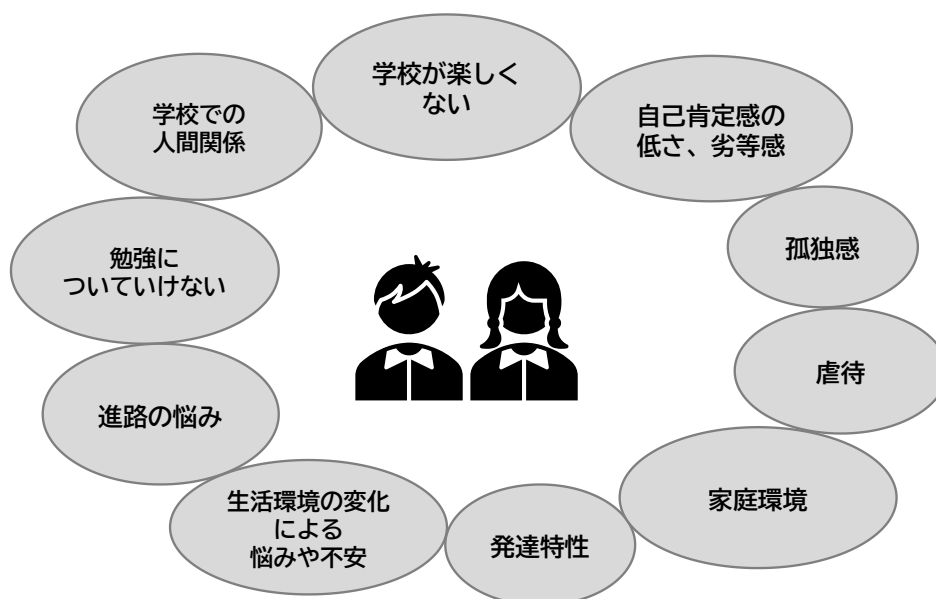
第7章 考察

1. 教育福祉連携の必要性

■こどもが抱える困難の多様さとその解決のための多機関連携

- ・ いじめや不登校が生じる背景には、こどもが抱える様々な困難がある。その困難は、学力や進路、友人関係、教員との関係等学校に由来するものだけでなく、こども自身の発達特性や家族との関係性といった家庭環境等多岐にわたる。
- ・ こうした困難は、学校及び教育委員会だけで対応できる範疇を超え、「福祉」、「医療」等他分野の専門的な視点からの支援を要するものも多い。さらに、在学中の支援だけでなく、卒業以降、引き続いての支援が求められる課題も多く、こうした困難を抱えたこどもを支援していくためには多機関での連携が必須となる。
- ・ 多機関が連携して支援していく際、それぞれのアプローチは異なれど、目的は、「こどもが抱える困難の解決」、ひいては「こどものウェルビーイングの向上」であり、目指すところは皆同じである。

いじめ・不登校の背景（イメージ）



■多様な部局で関わるからこそ、多様な支援ができるようになる

- ・ 多機関が連携して支援することで、多様なこどもの課題、ニーズに応じた支援が可能となる。
- ・ 教育委員会へのアンケート調査から、いじめ防止や不登校対策に取り組む上での教育と福祉の連携の必要性について、教育委員会では、「必要だと思う」の割合が 85%を超え、「どちらかという必要だと思う」の割合を足すと、99%が必要性を感じていた。この割合は児童福祉担当部局を上回り、特に「必要だと思う」の割合は20ポイント以上上回っており、教育委員会が福祉部局と連携した支援の必要性を強く感じている様子がわかる。
- ・ さらに、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由として、教育委員会では、「教育部局単体で支援するのは負担が大きいため」という回答よりも、保護者

や家庭への支援の実施、適切な支援への迅速なつなぎ、福祉的視点でのアセスメント実施の必要性についての回答の割合が高く、保護者や家庭への支援、福祉的視点でのアセスメント実施に関しては、児童福祉担当部局での回答割合よりも、20 ポイント以上高くなっており、教育委員会では、保護者・家庭支援、適切なアセスメントという点において、特に福祉部局としての専門性を必要としているといえる。こうした結果からも、学校現場でいじめ防止や不登校対策に日々取り組む教育委員会において、教育部局だけで対応することの難しさ、福祉的な視点や支援の必要性を福祉部局以上に感じていると推察される。

■切れ目ない支援の提供

- ・ 児童福祉担当部局へのアンケート調査では、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由について、支援へのつなぎだけでなく、「福祉的支援が必要なこどもに早期に気づけるようにするため」(児童福祉担当部局のみの項目)が7割を超え、保護者や家庭への支援と並んで高くなっており、福祉側でキャッチできていない支援ニーズを持つこどもを見つける点に、教育部局と連携する必要性を感じているといえる。
- ・ また、必要な支援が届きにくいと感じるこどもについて、「中学卒業後につながりが切れるこども」等が挙げられていたが、ヒアリング調査においても、福祉部局から考える教育福祉連携のメリットとして、義務教育の間に支援が必要なこどもにつながれることという声もあった。中学校を卒業するまでに福祉部局につながることで、高校生以上の支援をスムーズに引き継げたり、支援が途切れてこどもや家庭の状態や状況が悪化することを防ぎ、切れ目なく継続的に支援を提供できるようになったりすることが、教育福祉連携が必要である理由の1つだといえる。
- ・ 同時に、発達特性のあるこどものケースや未就学の時に気になるこどもや家庭として挙げられたケース等は、福祉部局で先に支援につながり、福祉部局から学校へこどもに必要な支援や関わり方等について引き継いでいく場合もある。このように、こども一人一人に向き合った支援を継続的にしていこうとすると、必ず教育と福祉で重なり合う部分が出てくると考えられる。

2. 教育福祉連携とは、連携がうまくいっているとはどういう状況か

■教育福祉連携は「手段」

- ・ 困難を抱えるこどもへの支援にあたり、教育福祉連携は必要であるが、教育福祉連携とは、あくまで、こどもが抱える課題を解決するための手段であり、教育福祉連携をすることが目的ではない。
- ・ 連携するための「仕組み」はあると望ましいが、その「仕組み」を作ることが目的ではなく、こども、または保護者に必要な支援と一緒に検討し、適切・迅速に支援していくことが目的であり、教育福祉連携の目指すところである。
- ・ 同時に、その目的に対する手段は1つではない。例えば、情報共有を目的にした取組にしても、会議体の設置、システムの共有、連携を主で担う人材の配置等、調査からも多様な取組が見られた。自治体の状況や、保有する資源等により、効果的な手段は異なるため、各自治体に適した手段を検討していくことが重要である。
- ・ なお、部局を超えた情報共有については、ヒアリング調査において、要対協や子ども・若者支援地域協議会を活用する等、個人情報の共有が可能な既存の枠組みをうまく活用している自治体が複数見られた。

■「誰が何をするか」の役割分担を行うにあたっては、「何のために」の共通認識が重要

- ・ 教育福祉連携を進める上で、役割分担は必要である一方で、全てにおいて明確に役割分担をし、それぞれの守備範囲を決めてしまうと、新たな狭間ができかねない。ヒアリング調査でも、子どもや保護者には部局の担当範囲等はわからないため、明確に役割を決めすぎず、みんなで支援していくという意識の共有が重要といった意見もあった。アンケート調査においても、いじめ防止や不登校対策の取組の効果として、「部局間での役割分担がしやすくなった」について、各部局で一定の割合となっているが、「部局間での情報共有がしやすくなった」、「部局間での相談がしやすくなった」等に比べると低く、役割分担をすること自体の難しさの表れともいえる。
- ・ 例えば、子どもや保護者の話を聞く際も、誰が話を聞くのがよいかは、ケースバイケースでもある。どちらの部局が何をするか、を決めるのに重要なのは、「何のために」それを行うか、といった目的の共有である。「何のために」を共有した上で、それぞれの強みや機能を認識し、誰が何をできるかを考え、子どもや保護者の状況に応じて、柔軟に対応し、部局間ですぐに相談できる状況が望ましい連携の形といえる。

■連携することで子ども・保護者に関わる人や選択肢が広がる

- ・ 不登校の子どもをはじめ、多様な困難を抱える子どもを多機関で支援していくためには、学校で日々の子どもの様子を見ている教員の視点に加え、福祉部局をはじめ、多角的な視点で重層的に子どもをアセスメントすることが必要となる。多様な目でアセスメントをすることで、子どもが抱える困難の全体像を明らかにでき、解決すべき点が見えてくる。
- ・ いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要と考える理由として、教育委員会では「福祉的視点でのアセスメント実施」が7割を超えていた。また、教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、教育委員会が児童福祉担当部局に期待することにおいても、専門的知見の提供に関する意見があがっており、福祉的な視点や福祉の専門的な知見を提供できることが福祉部局に関わる意義でもあると考えられる。ヒアリング調査においても、教育と福祉で視点は異なるが、異なる視点で見ることで、子どもへの支援に厚みが生まれるといった意見もあった。
- ・ また、子どもや保護者から話を聞いたり、アセスメントを踏まえて、子どもや保護者に対して支援の必要性等を説明する際にも、学校や教育委員会以外の職員が対応することで、子どもや保護者が話を受け入れやすかったり、専門的立場に関わることで支援の必要性を納得しやすいほか、学校を起点に子どもや保護者が福祉部局とのつながりを持つきっかけにもなる。このように、子どもや保護者から見て、教員以外にも話を聞いてもらえる人、支援をしてもらえる人が増えるという点も教育福祉連携によりもたらされる利点だと考えられる。
- ・ さらに、教育部局と福祉部局が連携することで、子どもや保護者に提示できる支援の選択肢も広がる。例えば、不登校の子どもの居場所として、学校の中にある別室、教育委員会が所管する教育支援センターの他に、福祉部局が所管する子どもの居場所等、目的や特徴の異なる場所を提示することで、子どもが自分にあった場所を選択できるようになる。関わる部署等が増えることで、多様な子どものニーズに応じた支援の提供が可能となったり、子ども自身が必要な支援を主体的に選べる環境の創出ができるとともに、多様な視点で選択のサポートをできる大人がい

ることが、こどもや保護者にとっての教育福祉連携のメリットではないかと考えられる。

3. 教育福祉連携による効果的な支援に向けて

■まずは、お互いを知ることに関係性を深める

- ・ 教育部局と福祉部局は、その専門性の違いから、視点やアプローチが異なる。どちらが正解というわけではなく、それぞれの視点を互いに共有できることで、こどもや保護者に対する理解も深まり、より良い支援につながるといえる。どんな取組があっても両部局の関係性ができていなければうまく機能しているとはいえず、関係性を深めるためにも、まずはお互いを知ることが重要であるといえる。
- ・ 学校現場が福祉的な視点や関わりを知ること、こどもの変化に気づきやすくなり、早期発見につながったり、課題を抱えるこどもや保護者への向き合い方、関わり方にも広がり生まれやすくなる。同時に、福祉部局が学校の現状や文化等を知り、こどもが日々過ごす環境や学校の強み、あるいは課題等を把握できることは、こどもや保護者の支援を考える上で重要である。
- ・ 同じ庁内であっても、教育委員会、福祉部局それぞれが行っている取組について、双方に理解できていないことも多い。両部局の取組を棚卸し、整理することで、部局相互の理解につながるとともに、部局間で重複している箇所、逆にどちらもアプローチできていない箇所等がわかり、連携の必要性をより認識できた、といったような声がヒアリング調査でも挙げられた。それぞれの部局がどのような目的で何を行っているかを知ることが、部局間の関係性を深める上でも有効であると考えられる。
- ・ ヒアリング調査を行った自治体においては、会議体といった協議の場を持つ以外にも、教育部局と福祉部局間の人事異動が盛んであったり、部局間をつなぐ人員の配置、福祉部局が学校を定期的に訪問したりする等、部局間の相互理解や関係づくりに資する取組が行われているところが多かった。こうした取組により、お互いのことをよく知り、日常的に気軽にコミュニケーションをとったり相談したりできる関係性こそが、より良い連携の土台になると考えられる。

■支援の目標の共有

- ・ ヒアリング調査から、教育と福祉の双方の部局が、同じ目標に向かってそれぞれが取り組んでいることが必要だという意見も聞かれた。いくらよい仕組みや取組があったとしても、部局間で支援の目標や目指す方向性が共有できていなければ、認識のずれが生じ、こどもや保護者に統一性のない支援となる可能性もある。
- ・ 部局間の連携を円滑にしたり、人事異動に影響されない持続可能な体制を実現するための仕組みや取組に加えて、部局間で対象のこどもや保護者の支援の目標をしっかりと共有できることが効果的な連携のためには必要と考えられる。

■経験の積み重ねが未然防止、早期発見につながる

- ・ 連携とは、他部局につないだら終わりということではない。いじめや不登校の問題についても、教育部局で支援が難しいケースを福祉部局につなげたら、あとは福祉任せ、ということではなく、一連の支援のプロセスを一緒に考えて取り組むことにより経験が蓄積される。その経験の積み重ねで、教育部局、福祉部局それぞれにおいて、支援が必要なこどもを見つける力、こどもや保護

者の話を聞く力、こどもや保護者に応じた支援を考える力といった、ケースへの対応力が高まると考えられる。そして、それぞれの対応力が高まることで、予防的対応や早期発見につながると考えられる。

- ・ ヒアリング調査からも、連携してよかったと思える成功体験を互いに持てることで、次なる連携につながるという声もあり、連携の促進には、成功事例を1つずつ積み重ねていくことが重要である。

■連携の仕方に正解はない＝自治体によって必要な連携のありようは異なる

- ・ アンケート調査では、自治体の規模により、体制の工夫等に違いが見られたように、例えば、町村等規模が小さい自治体では、部局間の距離が近く、日常的にやり取りをしているために、特別の仕組みや取組という形で行わずとも、連携ができていることも考えられる。
- ・ このように、どのような連携の仕方が必要かは、自治体の規模や自治体を持つ資源、また行政内部の状況等によって異なるといえる。
- ・ 連携の仕方に決まった正解はなく、それぞれの自治体で何のために、どのように連携をしていくかを部局横断で検討していくことこそが、連携のための第一歩であると考えられる。

第8章 参考資料

1. 児童福祉担当部局アンケート調査項目

設問番号	設問区分	児童福祉担当部局		設問文	選択肢	回答形式 (SA:単一回答 MA:複数回答 NA:数値回答 FA:自由記述)
		都道府県	市区町村 (政令指定都市を含む)			
■基本情報						
1	自治体種別	●	●	貴自治体について、当てはまるものをご回答ください。	1. 都道府県 2. 政令指定都市・特別区 3. 中核市 4. 一般市(人口 10 万人以上) 5. 一般市(人口 10 万人未満) 6. 町村	SA
2	自治体名	●	●	貴自治体について、都道府県名をご回答ください。	※47 都道府県のプルダウンより選択	SA
3	自治体名		●	(市区町村のみ回答) 貴自治体について、市区町村名をご回答ください。	※自由記述にてご回答 (例:〇〇市、〇〇町)	FA
4	回答者情報	●	●	ご回答者についてご回答ください。 ※複数部署で回答する場合は取りまとめた部署の情報を回答ください	①部署名(自由記述) ②氏名 ③電話番号 ④メールアドレス	FA
5			●	(市区町村のみ回答) 貴部署は、要保護児童対策地域協議会の所管部署ですか。 (当てはまるもの1つ)	1. はい 2. いいえ	SA
6		●	●	貴部署は、首長部局におけるいじめ担当部署ですか。 (当てはまるもの1つ)	1. はい 2. いいえ	SA
7	基本情報	●	●	いじめ防止・不登校対策に関する取組のうち、教育委員会ではなく貴部署含む児童福祉担当部局で所管しているものについてご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. フリースクール等民間施設の情報収集、施設への支援や利用者への支援等 2. いじめに関する相談窓口 3. 不登校に関する相談窓口 4. スクールソーシャルワーカー(SSW)以外に関係機関連携等を担う福祉専門職の配置 5. その他(具体的に:) 6. 児童福祉担当部局で所管するものはない	MA
■教育と福祉が連携していじめ防止・不登校対策を行うための基盤・体制づくりについて伺います。						
8	連携の基盤・体制づくり	●	●	貴自治体では、いじめ防止や不登校対策に教育部署と児童福祉担当部局で連携して取り組むための体制面での工夫として、次のような取組を実施していますか。 (当てはまるものすべて)	1. 組織改編を行う等して、教育局や児童福祉担当部局が同じ部署となっている 2. 部局は別であるが、教育局と児童福祉担当部局を跨ぐ横断的な組織がある ⇒具体的な部署・組織名() 3. 部局は別であるが、教育局と児童福祉担当部局を同じ建物やフロアに集約したり、執務室を共有したりする等の工夫をしている 4. 部局横断的な人事配置の工夫をしている(例:児童福祉担当部局に教育局から人員を配属する、教育局に児童福祉担当部局経験者が異動など) 5. 支援の必要な子どもへの対応を念頭に置き、教育局と児童福祉担当部局による連携チームを組成している 6. 不登校・いじめに関わらず、子どもに関する様々な悩み事を相談できるワンストップ相談窓口を設置している 7. 子どもや家庭に関するデータを部局横断で共有している。あるいは、部局横断で共有できるデータベースを構築している 8. その他(具体的に:) 9. いずれも実施していない	MA
9		●	●	貴自治体では、いじめ防止や不登校対策の実施にあたり、教育局と児童福祉担当部局との連携を主導する部署の取り決めに関して、どのような状況にありますか。 (当てはまるもの1つ)	1. どのようなケースでどちらの部局が主導するか、大まかな取り決めや考え方が整理されている 2. 事前の取り決め等はないが、支援開始時に、都度どちらの部局が主導するかの議論を行っている 3. 教育局と児童福祉担当部局の横断組織や連携チームが主導する 4. どのようなケースも教育局において対応する(特段の取り決め等はない) 5. その他(具体的に:) 6. そもそも教育局と児童福祉担当部局が一つの部署となっているため、主導するという概念に当てはまらない 7. わからない	SA

■いじめや不登校の未然防止や早期発見における教育と福祉の連携について伺います。						
10	未然防止・早期発見の取組	●	●	貴自治体では、いじめや不登校を未然に防ぐための取組や早期発見の取組に、児童福祉担当部局や福祉専門職等、教育部局以外の部署や関係機関等が参加または関与しているものはありますか。 (当てはまるものすべて)	1. いじめ予防教育や人権教育等、いじめの未然防止に関する授業の実施 2. 学校等で配布されるいじめや不登校に関するパンフレットの作成 3. 学校での SOS の出し方教育に対する支援 4. 学校での SST* (ソーシャルスキルトレーニング)に対する支援(*SST:社会生活を送る上で必要なコミュニケーション等のスキルを育成する訓練) 5. いじめを早期発見するためのチェックリストの作成 6. いじめを早期発見するための児童生徒を対象にしたアンケート調査の作成 7. いじめや不登校に関する会議体の開催 8. こどもへの接し方や対応等に悩む保護者向けの相談会等の実施や情報発信 9. 食事や睡眠等、こどもの生活習慣を整えるための取組み 10. その他 (具体的に:) 11. 特になし	MA
11		●	●	問 10 で選択した取組について、児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方 (誰が関わっているか、どのような役割を担っているか)をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
12		●	●	貴自治体では、いじめ防止や不登校対策に関する人材育成に、児童福祉担当部局や福祉専門職等が参加または関与しているものはありますか。 (当てはまるものすべて)	1. 教育部局と教職員合同での事例検討 2. 教職員に対するいじめ防止や不登校対策に関する考え方の周知 3. 教職員に対する児童・生徒の発達特性に関する情報提供 4. 教職員に対する「2.」「3.」以外の内容の研修 5. 行政内部における教育部局、児童福祉担当部局等の相互理解や関係づくりのための合同研修・勉強会等 6. 学校・教職員向けの福祉部局や関係機関へのつなぎに関する手引きの作成 7. その他() 8. 特になし	MA
13		●	●	問 12 で選択した取組について、児童福祉担当部局や福祉専門職等の具体的な関わり方 (誰が関わっているか、どのような役割を担っているか)をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
■いじめや不登校の具体的なケースへの児童福祉担当部局の関わり方について、貴自治体における基本的な考え方や方針を伺います。						
14	児童福祉担当部局の関わり	●	●	【市区町村のみ回答】 ①ケース会議の開催要否の判断など支援・介入の必要性の判断 (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
		●	●	【市区町村のみ回答】 ②こども本人からの情報収集、聞き取り (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
		●	●	【市区町村のみ回答】 ③保護者からの情報収集、聞き取り (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
		●	●	【市区町村のみ回答】 ④支援の必要性や支援方針を検討するアセスメント(ケース会議) (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
		●	●	【市区町村のみ回答】 ⑤いじめ被害者・加害者や不登校のこどもに関する支援方針を可視化した支援計画等の作成 (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
		●	●	【市区町村のみ回答】 ⑥支援提供後から支援目標が一定達成するまでの間のケース会議 (当てはまるもの1つ)	1. 学校が対応 2. 学校+教育委員会に対応 3. 学校+児童福祉担当部局で対応 4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応 5. その他() 6. わからない	SA
15		●	●	【市区町村のみ回答】(問 14①～⑥で1つでも「3. 学校+児童福祉担当部局で対応」あるいは「4. 学校+教育委員会+児童福祉担当部局で対応」と回答している場合) いじめや不登校のケースにおいて、児童福祉担当部局がどのように関わっているかご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA

■貴自治体における、児童福祉担当部局と教育部局の連携について伺います。									
16	教育福祉連携の状況		●	【市区町村のみ回答】貴自治体において、いじめや不登校のケースの中で、児童福祉担当部局が主で担当することが多いのはどのようなケースですか。 (当てはまるものすべて)	1. 障害のあるこどもや、発達特性が気になるこどものケース 2. 虐待が疑われるケース 3. 経済的に困窮しているケース 4. 保護者が病気や障害を抱えているケース 5. ヤングケアラーと思われるケース 6. 非行傾向のあるこどものケース 7. その他() 8. 主で担当するケースはない	MA			
17			●	【市区町村のみ回答】(問 16 で 1～7の1つでも回答している場合) 教育部局ではなく、児童福祉担当部局が主で担当する主な理由は何ですか。 (当てはまるものすべて)	1. こども本人や家族への聞き取りなど情報収集のため 2. アセスメントのため 3. 支援計画の作成のため 4. 支援へのつなぎ、多機関調整のため 5. こども本人への支援提供のため 6. 保護者への支援提供のため 7. その他() 8. わからない	MA			
18			●	【市区町村のみ回答】いじめや不登校のケースについて、教育部局から情報共有や支援の依頼が来る場合、誰から来ることが多いですか。 (当てはまるものすべて)	1. 学校 2. 教育委員会 3. SSW 4. その他() 5. 特に決まっていない	MA			
19			● ●	貴部署では、こども食堂や地域のこどもの居場所など、いじめ対策や不登校対策等に活用可能な地域資源などの情報を学校や教育委員会に共有していますか。 (当てはまるもの1つ)	1. 共有している 2. 問い合わせがあれば、共有している 3. 共有していない 4. わからない	SA			
■貴自治体におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感について伺います。									
20	いじめ防止・不登校対策に関する効果実感	【いじめ防止・効果的だと感じる取組】	● ●	貴自治体において、いじめ防止・不登校対策として、効果的だと思う教育福祉連携の取組がありますか。(いじめ、不登校それぞれで当てはまるもの1つ)	【いじめ防止】 1. ある 2. ない 3. わからない 【不登校対策】 1. ある 2. ない 3. わからない	SA			
21 ①			● ●	(問 20 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合)いじめ防止で、効果的だと思う教育福祉連携の取組について、具体的な内容をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA			
21 ②			● ●	(問 20 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 問 21 ①でご回答いただいた、いじめ防止で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教師 2. スクールカウンセラー(SC) 3. SSW 4. 教育委員会 5. 児童福祉担当部局(貴部署)以外の福祉部局→(具体的に:) 6. 福祉部局以外の他部署→(具体的に:) 7. 社会福祉協議会 8. 医師・医療機関 9. 民間団体→(具体的に:) 10. その他() 11. わからない	MA			
21 ③			● ●	(問 20 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 問 21 ①でご回答いただいた、いじめ防止で効果的だと思う教育福祉連携の取組について、実施したきっかけについてご回答ください。 (わかる範囲で簡単にでかまいません)	※自由記述にてご回答	FA			
21 ④	【いじめ防止・効果実感の内容】	● ●	(問 20 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 上記のいじめ防止での、教育福祉連携の取組を実施した結果、得られた効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. 気になるこどもの情報について、教育部局側から児童福祉担当部局側に迅速に情報があがってくるようになった 2. こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関に迅速につなげやすくなった 3. 教育部局側に福祉的アプローチの必要性を理解してもらえるようになった 4. いじめ問題に対する理解が深まった(被害者・加害者への対応等) 5. 部局間でつなぐ先や担当者が明確になった 6. 各部局の取組内容等に関する相互理解が深まった 7. 部局間での役割分担がしやすくなった 8. 部局間での情報共有がしやすくなった 9. 部局間での相談がしやすくなった 10. 未然防止の取組や合同研修等、部局間協働の取組がしやすくなった 11. 学校と連携しやすくなった 12. その他(具体的に:) 13. まだ効果は感じていない	MA				

22 ①	【不登校対策】効果的だと感じる取組 いじめ防止・不登校対策に関する効果実感	●	●	(問 20 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 不登校対策で、効果的だと思う教育福祉連携の取組について、具体的な内容をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
22 ②		●	●	(問 20 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 問 22①でご回答いただいた、不登校対策で効果的だと思う取組に関わっている関係者や関係部署・機関をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教師 2. スクールカウンセラー(SC) 3. SSW 4. 教育委員会 5. 児童福祉担当部局(貴部署)以外の福祉部局→(具体的に:) 6. 福祉部局以外の他部署→(具体的に:) 7. 社会福祉協議会 8. 医師・医療機関 9. 民間団体→(具体的に:) 10. その他() 11. わからない	MA
22 ③		●	●	(問 20 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 問 22①でご回答いただいた、不登校対策で効果的だと思う教育福祉連携の取組について、実施したきっかけについてご回答ください。 (わかる範囲で簡単にでかまいません)	※自由記述にてご回答	FA
22 ④		●	●	(問 20 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 上記の不登校対策での、教育福祉連携の取組を実施した結果、得られた効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. 気になるこどもの情報について、教育部局側から児童福祉担当部局側に迅速に情報があがってくるようになった 2. こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関に迅速につながりやすくなった 3. 教育部局側に福祉的アプローチの必要性を理解してもらえるようになった 4. 不登校のこどもに対する理解が深まった(背景や支援方法等) 5. 部局間でつなぐ先や担当者が明確になった 6. 各部局の取組内容等に関する相互理解が深まった 7. 部局間での役割分担がしやすくなった 8. 部局間での情報共有がしやすくなった 9. 部局間での相談がしやすくなった 10. 未然防止の取組や合同研修等、部局間協働の取組がしやすくなった 11. 学校と連携しやすくなった 12. その他(具体的に:) 13. まだ効果は感じていない	MA
■貴自治体における「教育と福祉の連携」の必要性等について伺います。						
23	「教育と福祉の連携」の必要性	●	●	いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携は必要だと思いますか。 (お考えに最も近いものを1つ)	1. 必要だと思う 2. どちらかというが必要だと思う 3. あまり必要性は感じない 4. 必要性を感じない	SA
24		●	●	(問 23 で「1. 必要だと思う」「2. どちらかというが必要だと思う」を選択した場合) 貴自治体において、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 福祉的支援が必要なこどもに早期に気づけるようにするため 2. 福祉的視点でアセスメントの実施をする必要があるため 3. 適切な支援に迅速につなげるため 4. 保護者や家庭への支援の実施のため 5. その他() 6. わからない	MA
25		●	●	(問 23 で「3. あまり必要性は感じない」「4. 必要性を感じない」を選択した場合) 貴自治体において、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教育部局で必要な支援はできているため 2. 福祉と連携した支援が必要なこどもがいないため 3. 部局を超えての情報共有や協働が難しいため 4. 児童福祉担当部局が何をすべきかがわからないため 5. いじめや不登校ケースに対応する余力がないため 6. その他() 7. わからない	MA
26	「教育と福祉の連携」に関するニーズ	●	●	いじめ防止や不登校対策において児童福祉担当部局が果たせると考える役割は何ですか。 (当てはまるものすべて)	1. いじめ予防教育や SOS の出し方教育、SST など、こども自身の理解促進やスキル向上のための取組 2. いじめや不登校ケースの支援に関する研修 3. アセスメントや支援計画の作成等に関する研修 4. 発達障害等こどもの特性に関する理解を深めるための研修 5. こども本人や保護者への聞き取り 6. アセスメントへの助言やサポート 7. 支援計画の作成支援 8. 個別ケースのモニタリングや支援方針の見直しのサポート 9. こども本人への心理的ケアなど専門的支援 10. 保護者支援 11. 福祉サービスの紹介やつなぎ 12. その他() 13. 特になし	MA

27	「教育と福祉の連携」に関する ニーズ	●	●	教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていることは何ですか。 (当てはまるものすべて)	1. 教育委員会の人員不足 2. 児童福祉担当部局の人員不足 3. 教育部局がいじめ防止や不登校対策において、何に困っているか、福祉部局に何を求めているかがわからない 4. 教育部局と話し合う場がない 5. 児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい 6. 部局間で支援(支援目的や支援目標、支援内容等)に関する共通認識を持つことが難しい 7. 部局間での役割分担が難しい 8. その他() 9. 特になし	MA
28	必要な支援が届きにくいと感じている	●	●	貴自治体において、高校生年代のこどものいじめ防止、不登校対策等で課題に感じることありますか。 (当てはまるもの1つ)	1. ある 2. ない 3. わからない	SA
29		●	●	(問 28 で「1. ある」を選択した場合) 具体的にどのような課題を感じていますか。	※自由記述にてご回答	FA
30		●	●	貴自治体において、いじめ・不登校やその他の観点も含め、必要な支援が届きにくい子どもがいますか。 (当てはまるもの1つ)	1. 感じる 2. どちらかといえば感じる 3. どちらかといえば感じない 4. 感じない	SA
31		●	●	(問 30 で「1. 感じる」「2. どちらかといえば感じる」を選択した場合) どのような子どもに支援が届きにくいと感じますか。	※自由記述にてご回答	FA
32		●	●	(問 30 で「1. 感じる」「2. どちらかといえば感じる」を選択した場合) 上記の子どもを支援につなげるために、何が重要だと思いますか。特に学校や教育部局との連携で必要な取組があれば、ご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA

2. 教育委員会アンケート調査項目

設問番号	設問区分	児童福祉 担当部局		設問文	選択肢	回答形式 (SA:単一回答 MA:複数回答 NA:数値回答 FA:自由記述)
		都道府県	市区町村 (政令指定都市を含む)			
■基本情報						
1	自治体種別	●	●	貴自治体について、当てはまるものをご回答ください。	1. 都道府県 2. 政令指定都市・特別区 3. 中核市 4. 一般市(人口 10 万人以上) 5. 一般市(人口 10 万人未満) 6. 町村	SA
2	自治体名	●	●	貴自治体について、都道府県名をご回答ください。	※47 都道府県のプルダウンより選択	SA
3	自治体名		●	(市区町村のみ回答) 貴自治体について、市区町村名をご回答ください。	※自由記述にてご回答 (例:〇〇市、〇〇町)	FA
4	回答者情報	●	●	ご回答者についてご回答ください。	①部署名(自由記述) ②氏名 ③電話番号 ④メールアドレス	FA
■いじめ防止や不登校対策に取り組む上での「教育と福祉の連携」に関する基本情報等について伺います。						
5 ①	いじめ防止・不登校対策に取り組むうえでの連携先	●	●	貴自治体において、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携を行う場合、思い浮かべる福祉側の連携先はどこですか。 (当てはまるものすべて)	1. 児童相談所 2. 福祉事務所 3. 児童福祉担当部局 4. 「3.」以外の福祉部局⇒具体的に() 5. 福祉部局以外の他部署⇒具体的に() 6. 児童家庭支援センター 7. 民生・児童委員 8. 社会福祉協議会 9. 保健医療機関(例:保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院など) 10. こどもへの支援を行っている民間団体・施設 11. 上記機関以外の個人(専門職含む)(具体的に:) 12. その他(具体的に:) 13. わからない 14. 特になし	MA
5 ②		●	●	問5①で回答したうち、特に主要な連携先と考えるものを1つ選んでください。 (当てはまるもの1つ)	1. 児童相談所 2. 福祉事務所 3. 児童福祉担当部局 4. 「3.」以外の福祉部局⇒具体的に() 5. 福祉部局以外の他部署⇒具体的に() 6. 児童家庭支援センター 7. 民生・児童委員 8. 社会福祉協議会 9. 保健医療機関(例:保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院など) 10. こどもへの支援を行っている民間団体・施設 11. 上記機関以外の個人(専門職含む)(具体的に:) 12. その他(具体的に:)	SA
6	教育と福祉のつなぎ役	●	●	貴自治体において、教育委員会・学校と児童福祉担当部局等、関係機関をつなぐ役割を担っている人がいますか。	1. スクールソーシャルワーカー(SSW)が担っている 2. SSW 以外が担っている (具体的に:) 3. いない 4. わからない	MA
■貴自治体におけるいじめ防止・不登校対策に関する取組の目的・目標や効果実感について伺います。						
7	【いじめ防止効果的だと感じる取組】	●	●	貴自治体において、いじめ防止・不登校対策として、効果的だと思う教育福祉連携の取組がありますか。 (それぞれ当てはまるもの1つ)	【いじめ防止】 1. ある 2. ない 3. わからない	SA
					【不登校対策】 1. ある 2. ない 3. わからない	SA
8 ①		●	●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) いじめ防止で、効果的だと思う教育福祉連携の取組について、具体的な内容をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA

8 ②	いじめ防止・不登校対策に関する効果実感	【いじめ防止】効果実感の内容	● ●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 問 8①でご回答いただいた、いじめ防止で効果的だと思う教育福祉連携の取組に関わっている関係者や関係部署・機関をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教師 2. スクールカウンセラー(SC) 3. SSW 4. 児童福祉担当部局 5. 「4.」以外の福祉部局 (具体的に:) 6. 福祉部局以外の他部署 (具体的に:) 7. 社会福祉協議会 8. 医師・医療機関 9. 民間団体 (具体的に:) 10. その他() 11. わからない	MA
8 ③			● ●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 問 8①でご回答いただいた、いじめ防止での教育福祉連携の取組を実施したきっかけについてご回答ください。(わかる範囲で簡単にでかまいません)	※自由記述にてご回答	FA
8 ④			● ●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 上記のいじめ防止での、教育福祉連携の取組を実施した結果、得られた効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. いじめに関する児童生徒の意識や行動の変化が報告されるようになった 2. 学校よりいじめやいじめと思われる事案に関する情報が早く報告されるようになった 3. いじめを早期発見し、重大化する前に対応できるようになった 4. 被害児童に必要な支援を適切、迅速に提供できるようになった 5. 加害児童に必要な支援を適切、迅速に提供できるようになった 6. 保護者への支援もできるようになった 7. その他いじめ防止に関する効果() 8. まだ効果は感じていない	MA
8 ⑤			● ●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 上記のいじめ防止の取組を実施した結果、内部的な効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関につながりやすくなった 2. いじめ問題に対する理解が深まった(被害者・加害者への対応等) 3. 部局間でつなぐ先や担当者が明確になった 4. 各部局の取組内容等に関する相互理解が深まった 5. 部局間での役割分担がしやすくなった 6. 部局間での情報共有がしやすくなった 7. 部局間での相談がしやすくなった 8. 教職員や教育部局職員の業務負担が減った 9. 教職員や教育部局職員の精神的負担が減った 10. その他内部的な効果(具体的に) 11. まだ効果は感じていない	MA
8 ⑥			● ●	(問 7 で【いじめ防止】「1.ある」を選択した場合) 上記のいじめ防止での、教育福祉連携の取組を実施した結果、その他の効果がありましたら、ご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
9 ①			● ●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 不登校対策で、効果的だと思う教育福祉連携の取組について、具体的な内容をご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
9 ②	いじめ防止・不登校対策に関する効果実感	【不登校対策】効果的だと感じる取組	● ●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 問 9①でご回答いただいた、不登校対策で教育福祉連携の取組効果的だと思う取組に関わっている関係者や関係部署・機関をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教師 2. SC 3. SSW 4. 児童福祉担当部局 5. 「4.」以外の福祉部局 (具体的に:) 6. 福祉部局以外の他部署 (具体的に:) 7. 社会福祉協議会 8. 医師・医療機関 9. 民間団体 (具体的に:) 10. その他() 11. わからない	MA
9 ③			● ●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 問 9②でご回答いただいた、不登校対策での教育福祉連携の取組を実施したきっかけについてご回答ください。(わかる範囲で簡単にでかまいません)	※自由記述にてご回答	FA
9 ④			● ●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 上記の不登校対策での、教育福祉連携の取組を実施した結果、得られた効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. 学校に通えるようになった 2. 登校日数が増えた 3. 教育支援センター等に通えるようになった 4. 自宅から ICT 等を活用した学習活動に参加できるようになった 5. アウトリーチ支援を受けられるようになった 6. 保護者が相談支援につながった 7. その他不登校対策に関する効果() 8. まだ効果は感じていない	MA

9 ⑤		●	●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 上記の不登校対策での、教育福祉連携の取組を実施した結果、内部的効果にはどのようなものがありましたか。 (当てはまるものすべて)	1. こどもの状況や特性に応じて、適切な支援や機関につなげやすくなった 2. 不登校のこどもに対する理解が深まった(背景や支援方法等) 3. 部局間でつなぐ先や担当者が明確になった 4. 各部局の取組内容等に関する相互理解が深まった 5. 部局間での役割分担がしやすくなった 6. 部局間での情報共有がしやすくなった 7. 部局間での相談がしやすくなった 8. 教職員や教育部局職員の業務負担が減った 9. 教職員や教育部局職員の精神的負担が減った 10. その他内部的な効果(具体的に) 11. まだ効果は感じていない	MA
9 ⑥		●	●	(問 7 で【不登校対策】「1.ある」を選択した場合) 上記の不登校対策での教育福祉連携の取組を実施した結果、その他の効果がありましたら、ご回答ください。	※自由記述にてご回答	FA
■貴自治体における「教育と福祉の連携」の必要性等について伺います。						
10	「教育と福祉の連携」の必要性	●	●	いじめ防止や不登校対策に取り組む上で、教育と福祉の連携は必要だと思いますか。 (お考えに最も近いものを1つ)	1. 必要だと思う 2. どちらかという必要だと思う 3. あまり必要性は感じない 4. 必要性を感じない	SA
11		●	●	(問 10 で「1. 必要だと思う」「2. どちらかという必要だと思う」を選択した場合) 貴自治体において、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要だと考える理由をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 福祉的視点でアセスメントの実施をする必要があるため 2. 適切な支援に迅速につなげるため 3. 保護者や家庭への支援の実施のため 4. 教育部局単体で支援するのは負担が大きいため 5. その他()	MA
12		●	●	(問 10 で「3. あまり必要性は感じない」「4. 必要性を感じない」を選択した場合) 貴自治体において、いじめ防止や不登校対策に取り組む上で教育と福祉の連携が必要ではないと考える理由をご回答ください。 (当てはまるものすべて)	1. 教育部局で必要な支援はできているため 2. 福祉と連携した支援が必要なこどもがいないため 3. 部局を超えての情報共有や協働が難しいため 4. 福祉部局が何をしてくれるかがわからないため 5. 福祉部局と連携するメリットが特にならないため 6. その他()	MA
13	「教育と福祉の連携」に関するニーズ	●	●	教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、児童福祉担当部局等に期待すること(連携したいこと)は何ですか。	※自由記述にてご回答	FA
14		●	●	教育と福祉が連携していじめ防止や不登校対策を行うにあたり、課題に感じていることは何ですか。 (当てはまるものすべて)	1. 教育委員会の人員不足 2. 児童福祉担当部局の人員不足 3. 児童福祉担当部局とどのような連携ができるかわからない(何をしてくれるかわからない) 4. 児童福祉担当部局と話し合う場がない 5. 児童生徒の情報など、部局を超えた情報共有が難しい 6. 部局間で支援(支援目的や支援目標、支援内容等)に関する共通認識を持つことが難しい 7. 部局間での役割分担が難しい 8. 児童福祉担当部局における具体的な連携先がわからない 9. その他() 10. 特になし	MA

こども家庭庁 令和7年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業
いじめ防止・不登校対策をはじめとする
教育福祉連携の好事例等に関する調査研究
報告書
令和8年3月

三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
住所：大阪市北区梅田2-5-25
電話：06-7637-1480
